小千谷市地域防災計画
（風水害対策編）

令和８年２月修正

小千谷市防災会議

目次

第１章　総則 1
　第１節　計画作成の趣旨等 2
　第２節　市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 4
　第３節　小千谷市の自然条件 13
　第４節　小千谷市の社会的条件 16
　第５節　小千谷市の既往の主な災害 17
第２章　災害予防 23
　第１節　防災教育計画 24
　第２節　防災訓練計画 27
　第３節　自主防災組織育成計画 30
　第４節　防災都市計画 32
　第５節　集落孤立対策計画 34
　第６節　建築物等災害予防計画 36
　第７節　気象等防災観測体制の整備 39
　第８節　道路施設等災害予防計画 43
　第９節　土砂災害予防計画 46
　第１０節　河川の風水害対策 52
　第１１節　鉄道事業者の風水害対策 58
　第１２節　農地・農業用施設等の風水害対策 60
　第１３節　防災通信施設の整備と風水害対策 63
　第１４節　放送事業者の風水害対策 66
　第１５節　電気通信事業者の風水害対策 67
　第１６節　電力供給事業者の風水害対策 70
　第１７節　ガス事業等の風水害対策 72
　第１８節　上水道事業の風水害対策 75
　第１９節　下水道事業の風水害対策 79
　第２０節　工業用水道事業の風水害対策 84
　第２１節　危険物等施設の風水害対策 86
　第２２節　火災予防計画 90
　第２３節　水防管理団体の体制整備 94
　第２４節　廃棄物処理体制の整備 97
　第２５節　救急・救助体制の整備 99
　第２６節　医療救護体制の整備 103
　第２７節　避難体制の整備 108
　第２８節　要配慮者の安全確保計画 119
　第２９節　食料・生活必需品等の確保計画 126

第３０節　学校等の風水害対策 130
第３１節　文化財の風水害対策 135
第３２節　ボランティア受入体制の整備 137
第３３節　事業所等の事業継続 139
第３４節　市の業務継続計画 141
第３章　災害応急対策 145
第１節　災害対策本部の組織・運営計画 146
第２節　防災関係機関の相互協力体制 156
第３節　気象情報等伝達計画 166
第４節　洪水予報・水防警報伝達計画 176
第４節の２　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画 183
第５節　災害時の通信確保 186
第６節　被災状況等収集伝達計画 190
第７節　広報計画 196
第８節　住民等避難計画 201
第９節　避難所運営計画 207
第９節の２　避難所外避難者の支援計画 213
第１０節　自衛隊の災害派遣計画 215
第１１節　輸送計画 221
第１２節　警備・保安及び交通規制計画 227
第１３節　消火活動計画 231
第１４節　水防活動計画 237
第１５節　救急・救助活動計画 243
第１６節　医療救護活動計画 251
第１７節　防疫及び保健衛生計画 263
第１８節　こころのケア対策計画 269
第１９節　園児、児童生徒等に対するこころのケア対策計画 273
第２０節　廃棄物の処理計画 276
第２１節　トイレ対策計画 282
第２２節　入浴対策計画 285
第２３節　食料・生活必需品等供給計画 288
第２４節　生活必需品等供給計画 297
第２５節　要配慮者の応急対策 298
第２６節　学校等における応急対策 304
第２７節　文化財応急対策 310
第２８節　障害物の処理計画 312
第２９節　遺体等の捜索・処理・埋葬計画 316
第３０節　愛玩動物の保護対策 321
第３１節　災害時の放送 325
第３２節　公衆通信の確保 327

第３３節　電力供給応急対策 331
第３４節　ガスの安全、供給対策 334
第３５節　給水・上水道施設応急対策 337
第３６節　下水道施設等応急対策 347
第３７節　工業用水道施設応急対策 357
第３８節　危険物等施設の応急対策 358
第３９節　道路・橋梁・トンネル応急対策 364
第４０節　土砂災害・斜面災害応急対策 368
第４１節　河川の応急対策 372
第４２節　鉄道事業者の応急対策 376
第４３節　農地・農業用施設等の応急対策 379
第４４節　農林水産業施設等応急対策 383
第４５節　商工業応急対策 391
第４６節　応急住宅対策 394
第４７節　ボランティアの受入れ計画 402
第４８節　義援金の受入れ・配分計画 405
第４９節　義援物資対策 407
第５０節　災害救助法による救助 410
第４章　災害復旧・復興計画 414
第１節　民生安定化対策 415
第２節　被害認定調査・り災証明書の発行 422
第３節　融資・貸付その他資金等による支援 424
第４節　公共施設等災害復旧対策 437
第５節　災害復興対策 441

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨等

１　計画の目的

本計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格及び構成

本計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき小千谷市防災会議が策定した「小千谷市地域防災計画」のうち、本市における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

小千谷市地域防災計画は、本編の「風水害対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。

３　関連計画との整合

本計画は、本市における風水害防災総合対策の基本としての性格を有するものであり、国土強靭化基本法や水防法に基づく「小千谷市水防計画」と十分な調整を図る。

４　計画の修正

本計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第４２条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

５　計画の習熟等

防災関係機関は、平常時から訓練、研究その他の方法により、本計画の習熟及び周知に努めるとともに、本計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

６　複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資器材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員・資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、

望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資器材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

7　共通用語

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

・自主防災組織　住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
・要配慮者　高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。
・避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
・地区防災計画　地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。
・避難場所　災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所及び施設をいう。
・指定緊急避難場所　避難場所のうち、市が指定したもの。
・避難所　避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
・指定避難所　避難所のうち、市が指定したもの。
・基幹避難所　指定避難所のうち、救護所の設置が予定され、地区の拠点となる避難所をいう。
・り災証明書　災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。
・被災者台帳　被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。

第２節　市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　基本方針

(1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進並びに外部支援及び相互協力による補完体制の構築

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、市民、地域及び行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれの責務を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制の構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い小千谷市」を実現していく。

ア　市民及び企業等に求められる役割

(ｱ) 市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

(ｲ) 市民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(ｳ) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事務所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(ｴ) 市及び県は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ　地域に求められる役割

(ｱ) 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

(ｲ) 市民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

(ｳ) 企業等は、その立地地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

(ｴ) 市及び県は、市民及び企業等による安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ　市、県及び防災関係機関に求められる役割

(ｱ) 市、県及び防災関係機関は、災害時における市民等の安全確保並びに被災者の救済及び支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、次の取組により災害対応能力の維持と向上に努める。

ａ　専門知識を持った職員の養成及び配置並びに災害時の組織体制の整備

ｂ　業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎、設備、施設、装備等の整備

ｃ　職員の教育、研修及び訓練の実施

ｄ　市、県及び国の研修期間等の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

ｅ　ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

ｆ　災害対応業務のプログラム化、標準化

ｇ　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築

ｈ　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

(ｲ) 市、県及び防災関係機関は、平時から、市民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。

(ｳ) 市、県及び防災関係機関は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(ｴ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市、県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

(ｵ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

(ｶ) 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(ｷ) 市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

エ　支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国及び他の地方公共団体からの支援や、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア　各業務の計画の策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた

交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第２章及び第３章の関係する各節において具体的な対応策を示す。

イ　各業務の計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害など比較的少ないが、全国屈指の豪雪地帯であること等を踏まえ、積雪期などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。震災対策編第１章第４節「複合災害時の対策」において統括的な方針を示すほか、第２章及び第３章の関係する各節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア　過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ　関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ　研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、市民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

２　市民及び防災関係機関の責務

(1) 市民及び企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民及び企業等はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民及び企業等は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動への参加及び協力並びに地域における自主防災活動を積極的に行う。

(2) 小千谷市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市の地域並びに

市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民等の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

また、小千谷市消防本部（以下「消防本部」という。）は、あらゆる災害に対応できるよう、組織及び感染症対策を含めた施設の整備拡充を図り、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）及び消防法（昭和２３年法律第１８６号）に定める消防の任務にあたる。

(3) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア　政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業、団体及び地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ　災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ　市町村の防災活動を支援し、かつ、その調整を行う。

オ　平常時から自主防災組織やＮＰＯ等のボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ　新潟県地域防災計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機

関の防災活動に協力する。

３　各機関の事務又は業務の大綱

小千谷市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。なお、次表に記載のない機関については、県地域防災計画を参照する。

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
小　千　谷　市	○ 小千谷市防災会議に関すること。 ○ 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 ○ 災害予警報等の情報伝達に関すること。 ○ 被災状況に関する情報収集に関すること。 ○ 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること。 ○ 被災者の救助に関すること。 ○ 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ○ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 ○ 消防活動及び浸水対策活動に関すること。 ○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 ○ 要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 ○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 ○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 ○ 公営事業の災害対策に関すること。 ○ し尿の処理及び処分に関すること。 ○ 可燃ごみの処理及び処分に関すること。 ○ 不燃ごみの処理及び処分に関すること。 ○ 火災予防及び火災による災害防止対策・指導に関すること。 ○ 災害時における消火・救助及び救急活動に関すること。

新　　潟　　県	○ 新潟県防災会議に関すること。 ○ 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。 ○ 災害予警報等の情報伝達に関すること。 ○ 被災状況に関する情報収集に関すること。 ○ 災害広報に関すること。 ○ 避難指示等に関すること。 ○ 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること。 ○ 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 ○ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ○ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 ○ 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。 ○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 ○ 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 ○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 ○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ○ 緊急通行車両の確認に関すること。 ○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 ○ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ○ 他の都道府県に対する応援要請に関すること。
新潟県警察本部 小千谷警察署	○ 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること。 ○ 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。 ○ 行方不明者の捜索及び死体の検死に関すること。 ○ 犯罪の予防及び取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。

指定地方行政機関	小出労働基準監督署	○ 災害時における産業安全確保に関すること。
	北陸農政局	○ 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。 ○ 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。
	中越森林管理署	○ 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 ○ 民有林直轄治山事業の実施に関すること。 ○ 災害復旧用資材（国有林材）の供給に関すること。
	信濃川河川事務所	○ 信濃川中流及び大河津分水路についての改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
	湯沢砂防事務所	○ 国の指定した直轄工事施工区域内における砂防業務の実施及び災害復旧に関すること。
	長岡国道事務所	○ 国道の維持修繕及び災害復旧に関すること。 ○ 一般国道の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。
陸上自衛隊高田駐屯地		○ 防災関係資料の収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 ○ 災害時における県の情報収集活動への協力に関すること。 ○ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救護活動の実施に関すること。
指定公共機関	日本郵便株式会社小千谷郵便局	○ 災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	東日本旅客鉄道㈱小千谷駅	○ 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
	東日本旅客鉄道㈱信濃川発電所	○ 山本山調整池の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。
	ＮＴＴ東日本㈱新潟支店	○ 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。 ○ 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
	㈱NTT ドコモ新潟支店	
	㈱ＫＤＤＩ新潟支店	
	ソフトバンク㈱	
	東北電力ネットワーク㈱長岡電力センター	○ 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 災害時における電力の供給の確保に関すること。
	北陸ガス株式会社	○ ガス施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 災害時におけるガスの供給の確保に関すること。

	日本通運㈱新潟支店魚沼物流課	○ 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	日本赤十字社新潟県支部	○ 災害時における医療救護に関すること。 ○ 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 ○ 災害時における輸血用血液の供給に関すること。 ○ 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること。 ○ 労働奉仕班の編成、派遣のあっせん及び連絡調整に関すること。
	東日本高速道路㈱新潟支社 長岡管理事務所 湯沢管理事務所	○ 高速自動車国道の防災管理に関すること。 ○ 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関すること。 ○ 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。
指定地方公共機関	土地改良区	○ 水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること。
	越後交通㈱小千谷営業所	○ 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	㈱新潟放送	○ 津波警報、気象警報等の放送に関すること。 ○ 災害時における広報活動に関すること。
	㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ	
	㈱テレビ新潟放送網	
	㈱新潟テレビ２１	
	㈱ＦＭラジオ新潟	
	長岡移動電話システム㈱	
	㈱新潟日報社長岡支社	○　災害時における広報活動に関すること。
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	小千谷商工会議所	○ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること。 ○ 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。
	魚沼農業協同組合	○ 災害時における緊急物資の調達並びに救助用物資及び資材の確保及び斡旋に関すること。
	小千谷市魚沼市医師会	○ 災害時における医療救護に関すること。
	一般診療所・病院	○ 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ○ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	一般運輸事業者	○ 災害時における緊急輸送に関すること。
	危険物関係施設の管理者	○ 災害時における危険物の保安措置に関すること。
	社会福祉法人 小千谷市 社会福祉協議会	○ 市災害ボランティアセンターの設置に関すること。

コミュニティ組織、町内会、集落、自主防災組織等	○ 防災活動への協力に関すること。 ○ 避難誘導への協力に関すること。 ○ 避難所運営への協力に関すること。 ○ 防災知識の普及に関すること。 ○ 自主防災組織の組織化の促進に関すること。

第３節　小千谷市の自然条件

１　地理的概要

小千谷市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、信濃川に沿って南北にのびる細長い河岸段丘にひらけた都市である。

東西の範囲は、東経１３８°４４´（孫四郎）から東経１３８°５４´(十二平)、南北は北緯３７°１２´（池之平）から北緯３７°２３´（八島）の間にあり、面積は１５５．１９ｋ㎡である。

小千谷市の北部は、広大な新潟平野の南端部に接している。信濃川東岸は東山山脈の南東端にあたり、猿倉山・羽黒山・二子山列と金倉山山地のゆるやかな丘陵山地となっている。西側は東頸城山地の北端で２００ｍから３００ｍの丘陵山地が続いている。

小千谷市に隣接する市は北から西は長岡市、東は魚沼市、長岡市川口、南は十日町市である。

小千谷市の広さは東西に１７．２１㎞、南北に２０．０１㎞で標高は中心部で５０～８０ｍと比較的低い。

最高標高は金倉山の５８１ｍ、最低は片貝町（八島）の２７ｍである。

２　地　理

(1) 地形

小千谷市は、１５５ｋ㎡余の総面積を有し、東西南の三方を丘陵地で囲まれ、北方だけが開けて広大な新潟平野につながっており、市域の４３．４％を山林、原野が占めている。

市内は二分して南北に流れる信濃川流域に、小千谷台地、山本山台地、内ヶ巻台地などを中心に河岸段丘が形成され、段丘面と段丘崖からできている階段状の地形をなしており、まさに山あり河ありの自然に恵まれている地域である。

段丘は、信濃川の流れに沿って低くなっており、農用地は、山間地帯と平坦地帯とに区分することができる。

(2) 地質

本地域で見られる最も古い地層は、約７００万年～５００万年程前の新世代における新世紀後期の椎谷層で、鮮新世代の西山層、灰爪層とともに東部丘陵地帯と南部の一部に分布している。西部には魚沼層が広く分布し、段丘の基盤となっている。

また、東部の金倉山周辺には、西山層の火山角礫岩が分布している。中央信濃川流域では第四紀洪積段丘堆積物及び沖積層により構成されている。東部西山層においては、エゾタマキガイの貝化石が、野辺川の灰爪層からはキララガイの貝化石が発見され、さらに南西部に広がる魚沼層はシルト層、砂層等の各種地層からできており、魚沼層最下部累層からはトドやクジラの化石も発見されている。

土壌は洪積世の砂れき、砂、シルト、泥、及びこれらの互層を母材として地域に分布しており、一般に土層は浅く、段丘及び魚沼層群は、脆弱な地質から形成されているため、各地に地すべり、砂防等の指定地を多く抱えている。

３　気　象

本市の気象は、日本海側特有の気候で、夏季は晴天が続き、高温多湿である。冬季は季節風が強く、１１月から降雪を見て翌４月まで根雪期間となり、平坦地で２～２．５m、山間地で３～３．５ｍの積雪で特別豪雪地域である。

年平均降水量は２，２８０mm で、冬期間は降雪による降水量が多く、日照時間は少ない。

年平均気温は、１３．０℃、気温の最高は平成６年８月１３日で３９．５℃、最低は平成２年１月２１日の－９．８℃と温度差も大きい。

風向きは、南東の風に一定しており変化が少ない。

（＊年平均降水量、気温----------平成２６年から令和４年までの１０年間）

(1) 雪

雪は、小千谷市を代表する自然現象である。

初雪は１１月の下旬（平均初雪１１月２７日）で、雪消えは４月の上旬（平均４月１日）となっており、根雪の期間は平均９９日である。

年最大積雪深は２月上旬頃で平均値は１７７ｃｍ、最大積雪深の最小値は令和２年２月の３０ｃｍ、最大値は昭和５６年１月の３５８ｃｍである。

極大と極小の比は１２：１となっており、雪下ろしに明け暮れる年もあれば雪下ろしには全く縁のない年もある。

◎過去５０年間の積雪概況は下記のとおり　　（昭和４６年から令和３年まで）

事　項	初　雪	根　雪	最深積雪	左月日	消　雪	積　雪積算値	年降雪量
平均値	11 月 27 日	12 月 23 日	177 ㎝	2 月 9 日	4 月 1 日	9,896 ㎝	735 ㎝
極　値	11 月 3 日 (H21)	11 月 30 日 (S46)	30 ㎝	R2 年 2 月 9.10 日	2 月 26 日 (H31)	203 ㎝ (R 元～2)	93 ㎝ (R 元～2)
	12 月 21 日 (H16)	1 月 28 日 (H 元)	358 ㎝	S56 年 1 月 22 日	5 月 3 日 (S59)	29,438 ㎝ (S55～56)	1,615 ㎝ (S60～61)

観測所　昭和４６年～平成１６年　旧北陸農業試験場
平成１７年～令和３年　　小千谷市消防本部
（資料：新潟県小千谷市の気象７０年報　農林水産省北陸農業試験場）

◎地域による積雪の相違

積雪も地域によって格差がある。平地、中間地、山間地３観測所の過去１０年間の観測記録は次のとおり

平地・・・・旧北陸農業試験場　　（標高　　６３m）
中間地・・・旧池ヶ原小学校　　（標高　１７５m）
※平成１９年度より池ヶ原（古田）地内に移設
山間地・・・旧塩谷小学校　　（標高　２９５m）

過去１０年雪観測記録

	観測場所	初雪	融雪	根雪期間	最大降雪		最大積雪深	
平成26年度	元中子	12/5	4/18	136 日	＊	＊	219cm	2/11
	池ヶ原	12/5	4/27	145 日	83cm	12/15.2/10	321cm	2/11
	塩谷	12/3	5/3	153 日	＊	＊	345cm	2/11
平成27年度	元中子	12/17	4/6	111 日	＊	＊	74cm	1/25
	池ヶ原	12/17	3/31	105 日	42cm	1/22	151cm	3/2
	塩谷	12/17	4/9	114 日	＊	＊	205.8cm	3/2
平成28年度	元中子	1/11	3/26	75 日	＊	＊	91cm	2/15.3/9
	池ヶ原	1/11	4/17	97 日	68cm	1/14	198cm	3/9
	塩谷	12/10	4/25	137 日	＊	＊	238.4cm	3/10
平成29年度	元中子	12/12	4/1	111 日	＊	＊	230cm	2/14
	池ヶ原	12/12	4/17	127 日	48cm	12/13.1/30	311cm	2/14
	塩谷	11/20	4/23	133 日	＊	＊	339cm	2/14
平成30年度	元中子	11/23	4/5	134 日	＊	＊	99cm	2/14
	池ヶ原	11/23	4/6	135 日	28cm	12/15.1/22	126cm	2/14
	塩谷	11/23	4/16	145 日	＊	＊	187.1cm	2/14
令和元年度	元中子	11/30	3/30	122 日	＊	＊	34cm	2/9
	池ヶ原	11/30	3/31	123 日	37cm	2/6	60cm	2/9
	塩谷	11/29	3/31	124 日	＊	＊	71cm	2/11
令和2年度	元中子	12/14	3/29	105 日	＊	＊	221cm	1/11
	池ヶ原	12/14	4/16	123 日	75cm	1/2	291cm	2/19
	塩谷	12/14	4/21	128 日	＊	＊	332.8cm	2/19
令和3年度	元中子	12/26	3/30	95 日	＊	＊	202cm	2/23
	池ヶ原	12/18	4/16	120 日	63cm	2/23	283cm	2/23
	塩谷	12/18	4/21	125 日	＊	＊	314.2cm	2/23
令和4年度	元中子	12/15	3/20	96 日	＊	＊	190cm	1/29
	池ヶ原	12/14	4/3	110 日	＊	＊	233cm	1/29
	塩谷	12/12	4/17	127 日	＊	＊	313.5cm	1/29
令和5年度	元中子	1/7	2/20	45 日	＊	＊	54cm	1/26
	池ヶ原	12/17	3/29	104 日	＊	＊	102cm	2/6
	塩谷	12/17	4/9	115 日	＊	＊	146.3cm	1/28

＊ 印は、無人気象観測装置導入のため降雪データは観測不能

第４節　小千谷市の社会的条件

１　人　口

市の人口は、昭和３１年をピークとして緩やかな減少傾向を示しており、山間地や人口密集地ではその傾向が顕著である。平成１７年と平成２７年を比較したとき、人口の減少が特に著しい地域は山辺地区、岩沢地区、真人地区であり、増加した地区は、なかった。

また、人口の高齢化も本市の抱える問題の一つである。平成２７年１０月１日現在における高齢者（６５歳以上）の割合は３２．３％となっており、高い水準となっている。

２　土地利用状況

本市の土地利用は、市街地、農山村地域及び丘陵地域に分けられる。市街地は、そのほぼ中央を流れる信濃川により JR 上越線小千谷駅を中心とする東地域と、関越自動車道小千谷 IC を含む西地区に分断されている。中心市街地の北部には片貝地域がある。中心市街地では、現在旭橋、小千谷大橋、越の大橋、山本山大橋が東西市街地の交流軸であり、東西の均衡ある市街地の発展が期待されている。市街地の周辺部は４か所の工業団地があり、大規模企業の進出により工業地域を形成している。農山村地域には水田を中心とした優良農地が多く、そのほとんどが農用地区域に指定されているが、近年、市街化の進展が見られる。丘陵地の自然緑地である山林・原野は、市域の約４割を占め、その自然景観は重要であり、山本山、朝日山、金倉山は県立自然公園に指定されている。

３　産　業

平成２７年には、第１次産業１，３６８人（７．３％）、第２次産業７，１５４人（３８．１％）、第３次産業１０，１５９人（５４．１％）であるが、令和２年には、第１次産業１，０５１人（６．１％）、第２次産業６，５５７人（３８．１％）、第３次産業９，２１３人（５３．６％）となっている。

４　交　通

本市の交通網は高速自動車道、国道、県道など３６路線の主要道路とそれらを結ぶ市道、及びＪＲ上越線、飯山線により形成されている。

○高速自動車道　　１路線（関越自動車道）
○一般国道　　５路線
（国道１７号、国道１１７号、国道２９１号、国道３５１号、国道４０３号）
○県　　道　　３０路線
○ＪＲ上越線　　小千谷駅（東小千谷地区）
○ＪＲ飯山線　　内ヶ巻駅（川井地区）、越後岩沢駅（岩沢地区）

本市の西部には関越自動車小千谷インターチェンジ、東小千谷にはＪＲ上越線小千谷駅があり、これらの玄関口から３０分で長岡市・十日町市・南魚沼市と、１時間で新潟市・上越市、３時間で首都東京と結ばれている。

第５節　小千谷市の既往の主な災害

１　大雨、台風等による災害

○明治１８年７月・・・明治１８年洪水

五辺部落の堤防５００ｍが決壊、神明神社東方にあった４戸が流出し、部落は西端の現位置に移った。

○明治２４年６月１５日・・・・明治２４年信濃川洪水

川井村に被害があった。

○明治２８年３月２８日、２９日・・・明治２８年信濃川洪水

高梨の堤防８０間決壊、小学校・村役場は浸水し、小学校は４月７日まで休校した。

○明治２９年７月２２日、２３日・・・明治２９年信濃川大洪水

この洪水は明治年最大のものであった。この年は７月上旬から雨量が多かったが、２０日頃から豪雨増水し、２１日にやや減水したが、２２日大増水、上流から無数の根返り杉が流れて来て旭橋の塵除杭にひっかかり、橋の東部６５間が流出した。また、警戒中の消防団員２名が、湯殿川の濁流に飲まれて死亡した。

○大正３年７月２６日

暴風雨襲来、船岡山東側が崩れ延長３５間。全壊家屋５戸、半壊３戸、床上浸水２２戸、死者１人、負傷者４人の被害があった。

○大正３年８月１４日

大洪水により、旭橋及び中子橋が落ちた。この洪水で川岸町の税務署は稲荷町に移転した。

○昭和２０年１０月６日

信濃川大増水により旭橋の鉄橋部分が傾き、更に続く９日の出水のため橋脚沈下、遂に「く」の字形に大傾斜し通行止となる。

○昭和３６年９月１６日・・・第２室戸台風

小千谷小学校校舎一部倒壊、各所に大きな被害が出る。平成２丁目照専寺境内１０本の杉の木が倒れ、前日上棟式を挙げた五辺徳善寺倒壊。

○昭和５３年６月２６日・・・・６．２６梅雨前線豪雨

６月２５日正午前から降り始めた雨は、２７日早朝をピークに、この季節には例を見ない集中豪雨となった。当市においては、旧農林省蚕糸試験場における雨量は 196.5 ミリを記録し、観測史上最高の記録となった。

最高水位・・・・４８ｍ１１㎝（２７日　１６：００）

※豪雨対策本部を設置（６月２７日）

被害状況

建物は破損・・５棟、床上浸水・・１棟、床下浸水・・１３５棟

農林関係、土木施設等に被害あり。

消防機関の出動状況（６月２６日から７月１日までの延人員）

消防職員１４６人、消防団員２，１００人

○昭和５６年８月２３日・・・・・台風１５号による信濃川洪水

台風１５号の接近により、２２日午後１時過ぎには、県外全域が雨となり信濃川小千谷観測所では、２３日午後９時にはん濫注意水位を超え、同日１２時には４８ｍ３５㎝を記録した。この異常出水により、信濃川中州に住民４人が取り残され、消防署及び警察署で現場に急行、県警ヘリコプターの出動要請を行うと同時に、消防署独自の救出作業を実施中にボードが転覆し、消防職員１人が死亡、また、ヘリコプターにより住民３人を救出したが１人（主婦）が死亡した。

※豪雨対策本部を設置（８月２３日）

被害状況
　死者・・２名、床上浸水・・２７棟、床下浸水・・４７棟
消防機関等の出動状況
　消防職員５１人、消防団員５００人
　市職員の緊急動員１９８人

○昭和５７年８月２日・・・・台風１０号による信濃川洪水

台風１０号は、北魚、中魚を中心に集中的な降雨をもたらし、８月２日午前５時頃、はん濫注意水位突破、同１１時４７ｍ４０㎝を記録した。

被害状況
　市内全域、特に信濃川右岸河川公園への浸水
消防機関の出動状況
　消防団員４７人

○昭和５７年９月１２日・・・・・台風１８号による信濃川洪水

前線の活動と台風１８号による降雨は、信濃川上流及び中流において大雨となった。１１日夜から降り始めた雨は、１２日昼過ぎから台風の接近に伴い一段と強くなり、１３日１０時頃まで続いた。

信濃川小千谷観測所では、１２日午後４時はん濫注意水位を突破し、１３日午前１０時４９ｍ１５㎝の水位を記録した。

※信濃川洪水対策本部を設置（９月１２日）

被害状況
　床上浸水・・・・１５棟、床下浸水・・・・・８５棟
消防機関等の出動状況
　消防職員８２人、消防団員８８０人
　市職員緊急動員５０人

○昭和５８年９月２９日・・・台風１０号による信濃川洪水

９月２７日朝から千曲川地域で降り始めた雨は次第に中流域に移り、台風の接近に伴って２８日朝から強く降り、信濃川小千谷観測所では、２８日午後１時４８ｍ５９㎝を記録した。

被害状況
　床上浸水・・・・１棟、床下浸水・・・・３棟
消防機関の出動状況
　消防職員５５人、消防団員５４４人

○昭和５９年８月３０日

７月２２日の梅雨明け以後、ほとんど雨は降らず干ばつの被害が心配されていた矢先、３０日早朝から降り出した。

午前１１時には総降雨量１００ミリに達し、特に午前８時から９時までの時間雨量は３０．５ミリとなった。このため、中・小河川が氾濫し、被害は市内全域に広がった。

被害状況
　床上浸水・・・１２棟、床下浸水・・・・９４棟
消防機関の出動状況
　消防職員５５人、消防団員２８６人

○平成１６年７月１６日・・・７．１３新潟豪雨

日本海から新潟県付近に停滞していた梅雨前線が、７月１２日夜から活発化し、特に１３日朝から昼過ぎにかけて中越地域を中心に非常に激しい雨をもたらし、夜に入っても降り続いた。これにより、三条市、旧中之島町、見附市などで住宅地、工場、農地などが浸水し、死者及び重軽傷者が出た。

その後、梅雨前線は、１４日に一旦は東北地方まで北上したが、１５日には再び新潟県付近に停滞し、１６日から１８日朝にかけて中・下越の所々で激しい雨が降り１８日に福井市付近に南下するまで大雨が降り続いた。

本市においては１６日から１８日にかけて激しい雨が降り、特に１６日の午後５時から６時までの時間雨量は４２.５ミリとなった。このため、中・小河川が氾濫し、被害は市内全域に広がった。

※７．１６水害小千谷市災害対策本部を設置（７月１６日）

被害状況
　床上浸水・・・２棟、床下浸水・・・２６２棟、
　非住家・・・３４棟
　農林水産関係、土木施設等に被害有り
消防機関の出動状況（１６日から１８日まで）
　消防団員　延べ1,０５７人

２　豪雪による災害

○３５豪雪

１２月３０日、一夜で２ｍを超える豪雪により、上越線は不通となり、正月帰省客約１５００人を民家に分宿、1月２日午後４時に頃開通となる。

○３８豪雪

１月２１日より連続１０日間の降雪により大豪雪となる。２３日より中・下越の国鉄は全線麻痺状態、２月８日に自衛隊９８６人救援、２月２０日まで従事することとなる。

○５６豪雪

１２月中旬に降り出した雪はそのまま根雪となり、その後も冬型の気圧配置は弱まらず大雪をもたらし、平地で３ｍ、山間地で５ｍを超える積雪を記録。３８豪雪を上回る豪雪となった。

※豪雪対策本部を設置（５６．１．７～３．３１）

被害状況
死者・・・１人、負傷者・・・７人（重傷者１人、軽傷者６人）
住家被害・・・全壊２棟、床上浸水・・・４棟・床下浸水・・・２棟

○５９豪雪

初雪は、１１月中旬、根雪は、１２月中旬とほぼ平年並みであったが、その後一変し、低温・豪雪の一冬となった。１月下旬から冬型の強い気圧配置となり、大雪警報が数回発表され、豪雪災害対策本部が設置される中３月上旬まで雪はほとんど毎日のように降り続き、３月８日に今年の最高積雪深を記録した。

※豪雪対策本部を設置（５９．１．２６）
※豪雪災害対策本部に切替え（５９．２．６）
※豪雪災害対策本部を設置（５９．２．９）

被害状況
死者・・・２人、負傷者・・・２７人（重傷者１４人、軽傷者１３人）
住家被害・・半壊２棟・一部破損３棟、床下浸水・・・１棟

○６０豪雪

初雪、根雪は、ともにほぼ平年並みであったが１２月下旬には強い冬型の気圧配置が続き、１２月２２日から３１日までの間に３回にわたる大雪警報が発表され、年末集中豪雪となった。

※豪雪対策本部を設置（５９．１２．２８）
※豪雪災害対策本部に切替え（５９．１２．３１）

被害状況
負傷者・・・２７人（重傷者１９人、軽傷者８人）
住家破損・・・半壊２棟・一部破損２４１棟

○６１豪雪

初雪は、平年より半月早い１１月中旬、根雪はほぼ平年並みの１２月中旬となった。１月、２月においては連日のように降雪があり１月１０日には、異常豪雪対策本部が設置され、２月中旬には各観測所において最高積雪深が記録された。

農林水産省の蚕糸試験場においては、１月９日の日降雪量観測史上最も多い１

１１ｃｍを記録し、年間総降雪量においては、２０年豪雪の１，６７３ｃｍに次ぐ１，６１５ｃｍとなった。また、最高積雪深については、２月１１日３５２cmを記録している。

※異常豪雪対策本部を設置（６１．１．１０）
※豪雪災害対策本部に切替え（６１．１．１１）

被害状況
死者・・・１人、負傷者・・・４人（重傷者２人、軽傷者２人）
住家被害・・・１部破損２９棟

○平成１７年豪雪

初雪は平年並みの１２月下旬であったが、１月、２月においては非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、連日のように降雪があり２月１日には、豪雪対策本部が設置された。３月に入っても、日本海側の山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。

このため、２月を中心に、中越地震により損傷を受けていた家屋の倒壊、除雪中の事故、交通障害等が多発した。

※豪雪対策本部を設置（H１７．２．１）
※豪雪対策本部を廃止（H１７．３．３１）

被害状況
死者・・・４人、負傷者・・・４人（重傷者２人、軽傷者２人）
住家被害・・・３１棟、非住家被害・・・３７棟

○平成１８年豪雪

１２月から１月上旬にかけて非常に強い寒気団が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、日本海側では記録的な大雪となった。

１月中旬以降も、山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。このため、１２月中旬から１月中旬を中心に、人的被害が発生したほか、家屋の損壊や交通障害等、多数の被害が発生した。

１２月からの度重なる大雪により、降雪量は、１２月～１月上旬にかけて全般に平年を大きく上回った。

なお、3月に入ると各地で融雪により積雪量は徐々に減少したが、山沿いでは平年より積雪の多い状態が続いた。

※豪雪対策本部を設置（H１８．１．６）
※豪雪災害対策本部に名称変更（H１８．１．１３）
※豪雪対策本部を廃止（H１８．４．１３）

被害状況
死者・・・１人、負傷者・・・２人（重傷者１人、軽傷者１人）
非住家被害・・・２棟

３　大火災による災害

○昭和１２年５月５日・・・・・・五辺大火

５月５日午前１１時過ぎ五辺部落にて子供の弄火による火災発生、烈風の為住宅６８棟、納屋４０棟、土蔵１３棟、神社１棟、寺院１棟、工場１棟、計１２４棟が焼失し、死者４名重軽傷者多数をだす。信濃川対岸にまで飛火し１戸焼失した。

○昭和３３年６月８日・・・・・・小栗山大火

６月８日午前０時２０分頃、当時の小栗山集落入口の民家から出火した火は発見の遅れで付近の３棟に延焼し、さらに集落内の一本道をたどるように山側へ延焼を続け、消防水利の不足と山間地の複雑な地形により消火活動が困難を極め大火となった。

被害状況
死者・・・１人（火元）、負傷者・・・３人
建物被害・・全焼　住宅１１棟、土蔵３棟（延面積３３６１．９７㎡）

○昭和４２年２月３日・・・本町大火

２月３日午前５時２０分頃、本町２丁目の店舗併用住宅の１階居間付近から出火、早朝の出火による発見の遅れと木造建築の多い密集地であり、さらに当時の積雪（１６８㎝）が消火活動の障害となり大火となった。

被害状況
死者・・・２人（火元１人、類焼１人）、負傷者・・・・１人
建物被害・・全焼　店舗併用住宅５棟
部分焼　４棟（延面積　１０８３．５㎡）

○昭和６０年８月１５日・・・本町大火

８月１５日午後８時２６分頃、本町１丁目（旧本町４丁目）の住宅２階から出火、初期消火の失敗により火災が拡大し、隣接していた大型スーパーに延焼、幸いに死傷者はなかったものの多大な損害が発生した災害となった。

被害状況
建物被害・・・全焼　住宅、店舗３棟（延面積１７４９．１９㎡）
損害額・・・・１億４千万円

第２章　災害予防

第１節　防災教育計画

【担当課】　市全機関

１　計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、風水害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、地域防災力の基盤となる市民及び企業による自らの安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。

また、市、県及び防災関係機関においては、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

そのための基本方針を次のとおりする。

(1) 各主体の責務

ア　市民、自主防災組織、企業等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

イ　市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な知識を有する職員の育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

ウ　防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

(2) 達成目標

ア　児童生徒等が、発達段階に応じて、災害時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることや家族・地域に避難を促すことができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

イ　市民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の状況についての知識を取得し、自らが置かれる状況をイメージできるとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができる。

ウ　市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を習得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を判断し、実行することができる。

エ　市のすべての職員が災害に関する基礎知識を持つとともに、市民が行うべき事前の災害対策を自らが率先して実行することができる。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ　市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるよう対策を講じる。

ウ　防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(4) 積雪期の対応

冬期間の季節風、積雪、寒冷、悪天候等により、直接又は間接に被害が拡大すること､及びその対応が積雪期では異なる場合があることを具体的にイメージできるよう、教育及び研修を通じて広く周知する。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

ア　自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前の防災情報の熟読

イ　防災に関する講演会、学習会等への積極的な参加

ウ　次世代への災害による被災経験の伝承

エ　各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

(2) 地域の役割

ア　自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ　地域住民による災害危険箇所の把握、点検及び確認

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

(3) 企業、事業所等の役割

ア　自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前の防災情報の熟読

イ　災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害時の行動に関する検討

３　市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、ＮＰＯ法人、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 全市民を対象とした共通的な防災教育の推進（防災安全課）

ア　防災の基本的な知識及び情報の提供

イ　防災に関する学習会等の実施

(2) 自主防災組織を対象とした防災教育の推進（防災安全課）

ア　防災の基本的な知識及び情報の提供

イ　防災に関する講習会の実施

(3) 市立学校等における防災教育の推進（教育･保育課）

ア　児童生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、災害時における身の周りの危険性について理解させ、自ら安全な行動をとること及び家庭や地域社会の一員としての役割を果たすことができるようにすることが重要である。このため、市は、小学校（低学年、中学年、高学年)、中学校、特別支援学校のそれぞれにおいて、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。)、総合的な学習の時間など教育全体を通して、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

イ　教職員に対する防災教育

学校管理者は、災害時における情報伝達や児童生徒等の避難誘導に関することなどを定めた学校防災計画を作成し、教職員に対する周知、徹底を図る。

（注）学校教育における具体的な防災教育は、第２章第３０節「学校等の風水害防災対策」による。

(4) 社会教育における防災学習の推進（防災安全課、文化スポーツ課）

市民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、防災活動への多様な世代の参加、女性の参画を推進する。

また、市民会館等の社会教育施設における防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

(5) 地域における防災学習の推進（防災安全課、建設課）

ハザードマップ等による地域の危険情報の周知を図るほか、地区や個人単位のタイムラインの作成を支援する等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。

(6) 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発（防災安全課）

(7) 災害教訓の伝承支援（防災安全課、文化スポーツ課）

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援し、家族や地域を自分たちで守る意識の醸成を図る。

(8) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進（福祉課、健康･子育て応援課）

ア　要配慮者及び家族の防災学習

イ　民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ　ケアマネジャー、介護事業者等の防災学習

エ　外国人受入先（企業、学校、観光施設、宿泊施設等）の防災学習（福祉課、健康･子育て応援課、文化スポーツ課、にぎわい交流課）

(9) 市職員の防災教育及び防災部門の人材育成（総務課、防災安全課）

ア　外部講師等による防災研修の実施

イ　専門研修機関への計画的な職員派遣

(10) 消防職員及び消防団員の防災教育（消防本部）

第２節　防災訓練計画

【担当課】　市全機関

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、企業、協定業者、近隣市町村等が必要な活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な内容となるよう計画するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、訓練を通じ市民、町内会等による、自らの安全を確保するための取組み及び地域における安全を確保するための取組みを支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全の確保を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及及び啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期により被害の程度が異なることから、積雪期の発生を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組みを、市民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、市や地域、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網等をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に周辺環境が一変する場合があることから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、救援活動に対する協力など、地域における安全を確保するための取組が被害を最小限

に食い止める原動力となり得る。このため、自主防災組織や町内会等による防災訓練の実施を通じて要配慮者の所在確認方法、避難所の運営方法、情報伝達体制・避難誘導体制のあり方などの確認に努める。

(3) 企業、団体、病院、学校等の役割

企業、団体、病院、学校等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には指定避難所とは別に緊急避難所的な機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されるため、非常時に必要な機能を確保できるよう緊急連絡体制等の整備に努める。

３　市の役割

市は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立に重点を置き、実践的な防災訓練を実施する。

また、防災訓練の実施に当たっては、市災害対策本部において、自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊等の広域実働部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

(1) 総合防災訓練（防災安全課、消防本部）

ア　実施時期

原則として３年に１回実施するものとし、中越大震災の経験を風化させないよう実施時期を考慮する。

イ　実施場所

原則として、市内各地区で順番に実施できるよう考慮する。

ウ　訓練方法

実働訓練とする。

(2) 地区別防災訓練（防災安全課、消防本部）

総合防災訓練を行わない年度に、自主防災組織と消防団の連携を図ることを目的とした地区別防災訓練を実施する。

(3) 図上訓練等（防災安全課、消防本部）

ア　市災害対策本部に配置する職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化を図るため、職員非常招集訓練及び図上訓練を実施する。

イ　災害時における通信確保対策の一環として、非常無線通信訓練を実施する。

ウ　災害時における受援体制の確立のため、他市町村との広域合同訓練の実施に努める。

(4) 福祉施設等における防災訓練（福祉課、健康・子育て応援課、教育・保育課）

福祉施設等の利用者は、自力で避難することが困難である場合が多いことから、

施設管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者を対象として、避難誘導訓練等を行う。

(5) 学校等における防災訓練（教育・保育課）

ア　さまざまな場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含めた訓練を実施する。

イ　施設管理者は、職員及び施設利用者を対象として、避難誘導訓練等を行う。

(6) 平常時からの自主防災組織による避難所運営訓練の実施

第３節　自主防災組織育成計画

【担当課】　○防災安全課、消防本部

１　計画の方針

(1) 大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守るという意識を持ち自らの判断で避難行動をとる（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」、「共助」、「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民及び市は、それぞれの役割を十分認識するとともに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備及び育成を推進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア　平常時の活動

(ｱ) 情報の収集・伝達体制の整備
(ｲ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
(ｳ) 火気使用設備器具の点検及び把握
(ｴ) 防災資機材等の整備及び管理
(ｵ) 危険箇所の点検
(ｶ) 避難行動要支援者に係る情報の収集及び共有

イ　災害時の活動

(ｱ) 初期消火の実施
(ｲ) 地域住民の安否確認
(ｳ) 地域内の被害状況等の情報収集
(ｴ) 救出・救護の実施及び協力
(ｵ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
(ｶ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
(ｷ) 避難所の運営又は運営に対する協力
(ｸ) 避難行動要支援者の避難援助
(ｹ) 給食、給水及び救助物資等の配分

２　市民の役割

市民は、平常時から「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」との意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、町内会、自主防災組織等が行う活動を通じて、積極的に組織づくりを進め、地域の避難体制を構築し共助を強化するとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする各種活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技術の習得に努める。

３　市の役割

(1) 啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、市民に対し、自主防災組織の重要性等を広く周知し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、自主防災組織における防災資機材等の整備を支援する。

(2) 自主防災組織の組織づくりの支援及び育成

市は、町内会、地区連絡協議会等の自治組織を母体とすることを基本として、市内全域において自主防災組織が結成されるよう組織づくりに対する助言等を行う。また、結成された自主防災組織の円滑な運営を目的として「小千谷市自主防災組織連絡協議会」を設立し、防災に関する情報の提供等を通じて地域防災力の向上に努める。

(3) 訓練活動等の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮し、住民主体の避難につながる意識改革を促す防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、費用の助成、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識及び技術の習得を支援する。

また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、住民自らが「マイタイムライン」などの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承するような取組など、住民参加型の取組に対する支援を強化する。

(4) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組みの推進は、その中核となるリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の事例の紹介等を通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

４　自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第４節　防災都市計画

【担当課】　○建設課、防災安全課、消防本部

１　計画の方針

都市における風水害対策は、防災上危険な区域の総合的な治水対策が基本となるものであり、市は、土地利用計画等の策定及び建築確認制度や各種都市計画事業の活用により、都市の総合的な防災構造化を推進し、風水害に強い安全なまちづくりに努める。

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりの推進に当たっては、市、国、県等の各種機関が協力し、総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

ア　災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ　計画的な土地利用の規制及び誘導

ウ　防災上危険な市街地の解消

エ　積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ　災害に強い宅地造成の推進

カ　防災力向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全かつ円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市空間のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪期への対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、周辺の地形や土地利用状況等を踏まえ、積雪に配慮した構造とするとともに、必要な設備等を設ける。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア　地域における防災上の課題等の把握

イ　「防災まちづくり」を実現するための提案実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合は、良質な宅地の水準を確保するため、公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

３　市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市は都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

都市計画マスタープランは、土地利用及び都市施設に関する計画等を含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。また、無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア　避難路ネットワークの形成

市は、浸水ハザードマップ等を十分考慮して、避難路、避難地のネットワークを形成する。

イ　避難場所等の整備

市は、県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難地、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

ウ　防災公園における防災備蓄施設の整備

市は、災害発生時における東小千谷地区の拠点施設として整備された防災公園内に、災害備蓄品を集積し、支援物資の集配を担う施設を整備する。

第５節　集落孤立対策計画

【担当課】　○防災安全課、建設課、消防本部

１　計画の方針

土砂崩れ等により交通が遮断され孤立状態となることが予想される地域について、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることができるよう、必要な装備及び物資の配備並びに防災拠点施設等の環境整備を行う。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　孤立予想集落の住民は、孤立した場合に備えて食料、物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

イ　市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設及び資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄等を行う。

ウ　消防本部は、孤立予想集落現地の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

エ　県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

(2) 達成目標

ア　孤立状態にあっても通信手段が確保されている。

イ　住民が、安全を確保しながら、最低７日間は外部からの救援なしで自活できる。

ウ　消防団及び自主防災組織等により、最低限の初動対応と避難生活ができる。

エ　危険が迫った場合は､孤立した地域から速やかに住民が安全な場所に避難できる。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに孤立した地域から避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入れ先を確保する。

(4) 積雪期の対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難性、避難所予定施設の受入可能人員等を考慮し、暖房及び調理用熱源と燃料の確保に特に配慮する。

２　市民の役割

(1) 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料等を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

災害時に、住民の安否確認、救出、初期消火及び炊き出し等の実施並びに市への初期的な被害状況の報告及び救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 企業等の役割

孤立予想集落の企業等は、災害時における施設や資機材の提供等の協力について、

あらかじめ自主防災組織等と協議する。

３　市の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

ア　周辺の道路状況や、地形条件を整理し、災害時の交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

イ　孤立予想集落周辺の道路を、災害防除事業の活用により災害に強い道路となるよう整備する。

(2) 衛星通信等の通信手段の確保

ア　孤立した集落との連絡体制を確保するため、孤立予想集落に対し、衛星携帯電話の整備を図る。

イ　各消防団に整備された消防車載無線機を活用し、孤立した集落との通信手段を確保する。

(3) 集落防災拠点施設の確保

(4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備及び備蓄物資の配備

国の補助事業の活用等により、自主防災組織及び消防団等の資機材の整備促進について支援する。

(5) 町内会等を母体とした自主防災組織の結成及び活動に対する支援

(6) 集落内のヘリポートとしての適地の確保

積雪が多い場合は、河川敷、農地等付近に障害物のない場所を圧雪して使用する。

(7) 積雪期に備えた雪上車等の装軌車両の確保

(8) 積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第６節　建築物等災害予防計画

【担当課】　○建設課、総務課、企画政策課、にぎわい交流課、福祉課、健康･子育て応援課、市民生活課、教育･保育課、文化スポーツ課、上下水道局、防災安全課、消防本部

１　計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 各主体の責務

ア　災害時の避難場所又は復旧及び救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防

(ｱ) 防災上重要な公共建築物等として以下のとおり定める。

a　災害対策本部が設置される施設（市庁舎、消防庁舎等）

b　医療救護活動のための施設（健康・こどもプラザ、病院等）

c　応急対策活動のための施設（警察署、消防署、市及び県等の出先機関庁舎等）

d　避難者の受入施設（学校、体育館、文化施設等）

e　社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者施設等）

(ｲ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。

a　建築物及び構造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

b　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

(a) 飲料水の基本水量の確保

(b) 非常用電源の基本能力の確保

(c) 配管設備類の固定強化

(d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

(e) 防災設備の充実等

c　施設の適正な維持管理

施設管理者は、次の台帳、図面等を整備し、日常点検等の維持管理を行う。

(a) 法令に基づく点検等の台帳

(b) 建設時の図面及び防災関連設備等の図面

(c) 施設の維持管理の手引

イ　一般建築物の安全確保のための市及び県の指導

(ｱ) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保

必要により防災査察を行い、その結果に応じて指導・助言を行う。

(ｲ) 著しく劣化している建築物の安全確保

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

(ｳ) 落下物等による災害防止

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。

(ｴ) 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(ｵ) 地下道等の浸水防止対策

地下道等の浸水を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。

(ｶ) がけ地等における安全立地

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(ｷ) 市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　防災上重要な公共建築物等のうち、特に避難所となる施設においては、スロープによる段差の解消や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ　要配慮者の受入施設や、利用施設、要配慮者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じる。

(3) 積雪期での対応

ア　防災上重要な公共建築物等のうち、特に避難所となる施設においては、降雪機の利用を確保するよう努める。

イ　市及び県は、積雪期の風水害による被害を防止するため、克雪住宅の普及をはじめ、無雪化等を推進する。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

自らが居住する住宅等の適切な維持管理に努めるとともに、市及び県の指導や助言を参考として安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内における著しく劣化している建築物、落下物のおそれのある建築物を把握すると共に、当該建築物の所有者や管理者に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア　防災上重要な公共建築物等の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、施設の適正な維持管理に努める。

イ　市及び県の指導や助言を参考として安全性の向上を図る。

ウ　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

３　市の役割

(1) 防災上重要な公共建築物等の災害予防推進対策

ア　市が設置、所有又は管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　企業等が建設、所有又は管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導及び助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者又は管理者に対し、計画の方針に定める防災対策が進められるよう、必要な指導及び啓発を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市が設置・管理する建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

４　県の役割

(1) 防災上重要な公共建築物等の災害予防推進対策

市、企業等が建設、所有又は管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導及び助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者又は管理者に対し、計画の方針に定める防災対策が進められるよう、市と連携して指導及び啓発を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

５　関係機関の役割

消防本部等は、防災上重要な公共建築物等の災害予防対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門的見地から必要な指導及び助言等を行う。

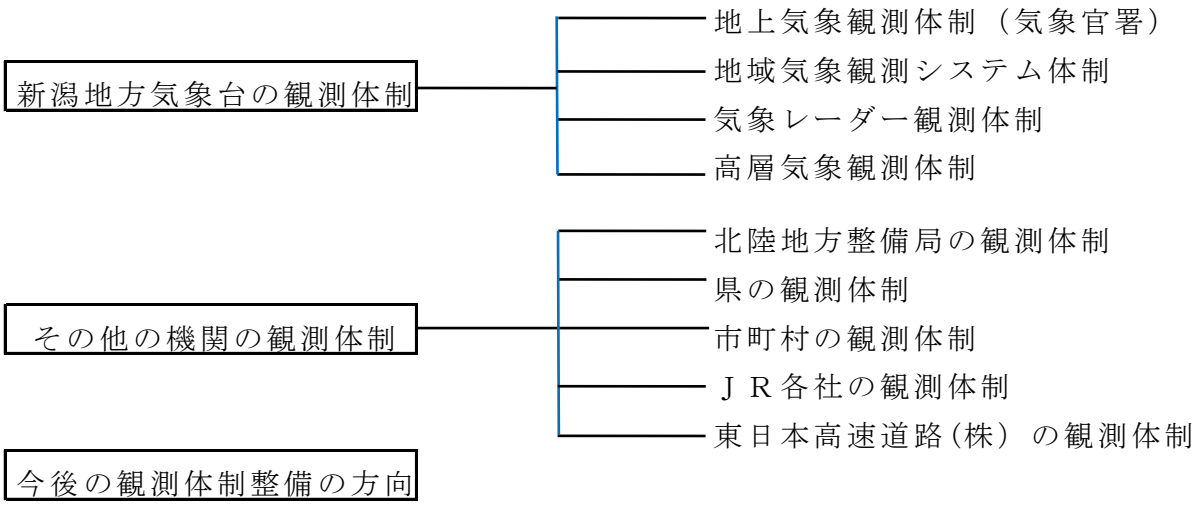
第７節　気象等防災観測体制の整備

【担当課】　○防災安全課、建設課、消防本部

１　計画の方針

気象庁及び新潟地方気象台は、気象、高潮、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努めるものとする。また、災害に結び付く詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努める。

(1) 観測の体系



２　新潟地方気象台の観測体制

(1) 地上気象観測体制（気象官署）

気象台、特別地域気象観測所で、気圧、気温、湿度、風向き、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス(地域気象観測システム)により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向き・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。

(2) 気象レーダー観測体制

気象庁は、全国２０か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3) 高層気象観測体制

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国１６か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国３１か所に設置され地上約５kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4) 静止気象衛星

東経 140 度付近の赤道上の高度約 35,800 キロメートルの静止軌道上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太 平洋地域の広い範囲を 24 時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解 析などを行っている。

３　その他の機関の観測体制

地方公共団体他が気象観測を行う場合は、気象業務法の規定に基づき、気象観測測器の設置所在地を管轄する気象台へ届出を行う必要があるほか、同法及び国土交通省令に定められた技術上の基準に従って行わなければならない。同じく、気象観測に用いる観測測器については同省令に定められた一定の基準に適合した検定合格品を用いなければならない。

(1) 北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか，海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市町村にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

また、小千谷市と北陸地方整備局は、双方が有する防災情報及び管理情報等を光ファイバーネットワークを活用して共有し、防災体制の強化・効率化及び管理の高度化を図っている。

(2) 県の観測体制

ア　公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や専用線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは庁内ＬＡＮや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

イ　農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ　発電施設関係

県企業局では、企業局の設置・管理する発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又

は報告される。

(3) 市の観測体制

市の観測体制は、次のとおりである。

ア　観測所別観測種別

・元中子観測所

【気温、気圧、風向、風速、最大風速、相対湿度、実効湿度、雨量、積雪】

・塩谷観測所

【気温、積雪】

・池ヶ原観測所

【気温、積雪】

・消防本部、片貝中学校、南小・中学校、吉谷小学校、東山小学校

【雨量観測】

・消防本部、片貝中学校、千田中学校、東山小学校、岩沢地区、川井地区、真人（中山）地区、真人（市之沢）地区

【積雪観測】

イ　インターネット公開

〔積雪観測〕

・http://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/shobo/sekisetsujoho.html
元中子観測所、消防本部、片貝中学校、千田中学校、東山小学校、岩沢地区、川井地区、池ケ原地区、真人（中山）地区、真人（市之沢）地区

・http://www.snowcon.com/weather/shiodani/sekise2.php
塩谷観測所

(4) ＪＲ各社の観測体制

ＪＲ各社は、県内の駅等の観測地点で、職員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受ける。

ア　社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を１日２回観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

イ　機械観測

駅、駅間、橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を２分間隔で計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬季間は県内数か所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

新幹線の路線には１０か所に風速計を設置し､常時風速の瞬間値を記録している。列車の運行に危険な風速が観測された場合は直ちに新幹線指令室の表示盤にランプで表示され、列車の運転規制等が行われる。

(5) 東日本高速道路（株）の観測体制

東日本高速道路（株）は、高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、気象データを自動的に観測している。このほか、気象予測委託業者から気象データの提供を受

け、道路標示板による運転者への気象状況の伝達や、速度規制、除雪車の出動等に活用されている。

４　今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第８節　道路施設等災害予防計画

【担当課】　○建設課、農林課

１　計画の方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急・救助活動や水及び食料等の物資の輸送並びに復旧時の資機材及び人員の輸送等の観点から、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関は、道路施設の安全性の確保や迅速に道路の情報を収集する体制の整備に努め、災害時には相互の協力により道路機能の確保に当たる。

(1) 緊急輸送ネットワークの確立

高速自動車国道、一般国道及び国道を連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点施設を連絡する道路を１次から３次の緊急輸送道路として指定する。

(ｱ) １次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道

（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等）

(ｲ) ２次緊急輸送道路

１次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか､次の主要な防災拠点を連絡する道路

（市町村役場等､行政機関､公共機関､主要駅､港湾､ヘリポート､災害医療拠点､自衛隊等）

(ｳ) ３次緊急輸送道路

１次、２次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

（○緊急輸送道路・・・・・資料編参照）

(2) 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

ア　道路管理者は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化、維持する。

イ　緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

ウ　被災時の救急、救助活動や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

２　道路管理者等の役割

道路管理者である東日本高速道路株式会社、国土交通省、県及び市は、管理する道路について日常点検、臨時点検及び定期点検を行い、道路施設の状況を正確に把握するとともに、災害予防のため必要な補修や施設機能の強化等を実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備及び強化

ア　法面、盛土部分等の斜面

落石等の恐れのある危険箇所を調査し､災害予防のための適切な対策を実施する。

また、土砂災害による崩壊が懸念される盛土については、道路機能を確保するため、道路土工指針等により対策を行う。

イ　排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ　橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常点検、臨時点検及び定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ　ハザードマップの活用

各道路管理者は相互の協力を得て、河川管理者が作成する洪水ハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ　道路付帯施設

道路付帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ｱ) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

(ｲ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(2) 防災体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

道路管理者は、災害や道路に関する情報の収集、伝達及び提供のための観測・監視機器（雨量計、ＩＴＶ)、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ　迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援に関する協定を締結している（一社）新潟県建設業協会、(一社）新潟県地質調査業協会等は、災害時の迅速かつ的確な協力に備え、情報連絡体制や、応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

ウ　道路通行規制

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線又は区間ごと）について関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整備する。

エ　道路利用者への広報

各道路管理者は、災害時に道路利用者が適切な判断と行動をすることができるよう、平常時から道路利用時における防災知識の啓発活動を推進する。

３　関係機関の役割

(一社)新潟県建設業協会、(一社)新潟県地質調査業協会及び小千谷市建設業協会は、災害時の迅速かつ的確な協力に備え、情報連絡体制を整備し、応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）並びに備蓄物資の確保に努める。

第９節　土砂災害予防計画

【担当課】　○建設課、農林課、福祉課、健康･子育て応援課、防災安全課、消防本部

１　計画の方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本市は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

(1) 各主体の責務

ア　市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ　市は、住民へ土砂災害危険箇所等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ　県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導の避難対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

あわせて、土砂災害警戒区域等を調査のうえ把握し、県土の多くを占める中山間地域や、都市機能や生産活動の麻痺など、社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するため、災害防止事業の実施を加速するとともに、施設能力を超える現象が発生しても被害を最小化するよう対策を実施する。

さらに、市及び市民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ　施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、平常時から要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難性を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、小千谷市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、

施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ　県は、平常時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、小千谷市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、市と連携して積極的に支援を行う。

また、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

(3) 積雪期の対応

ア　市は、地域の自主防災組織等と協力し、積雪期の避難の困難性を考慮した警戒体制及び避難体制を構築し、安全かつ迅速な避難が行われるための支援を行う。

イ　県は、必要な情報提供等により、市が行う警戒体制及び避難体制の構築に対する支援を行う。また、積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、災害時には、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により被災状況の迅速な調査を実施する。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平常時から土砂災害の前兆となるような現象に注意するとともに、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難等、避難行動ができるよう努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織を結成し、避難訓練等の防災活動の実施に努める。

(3) 企業等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

３　市の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土

砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(5) 情報伝達体制の整備

ア　住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ　緊急時の伝達媒体である緊急告知ラジオ等の整備に努める。

ウ　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア　当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

・　土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
・　警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地
・　上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項
・　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ　避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ　土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布・回覧する。この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

(7) 地すべり防止区域巡視員の設置

県から委託された地すべり防止区域の巡視業務を実施するため、地すべり巡視員を配備するとともに、効率的な巡視計画を定める。

(8) 要配慮者の避難行動に対する理解の促進

市は、国と連携し防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図る。

４　県・国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア　保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ　治山事業の実施

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域等を地すべり防止区域に指定する。指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連たん地域や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の地すべり防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて補修、補強等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。また、災害時に人家等に被害を与え、救急・救命活動や速やかな復旧など、社会経済活動にも影響を与える可能性が大きい斜面内の立木を伐採し、被害防止や軽減を図る。

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知（農林水産部、農地部、土木部）

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進める

とともに、市と連携し、住民に対する周知を行なう。

(6) 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）に県と新潟地方気象台から共同で発表する。

(7) 土砂災害関連情報システムの整備（土木部）

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市町村などに常時提供できるよう体制整備を進める。

(8) 情報伝達体制の整備

市と連携し、土砂災害に関する地域住民との情報交換を図るための体制の整備に努める。

(9) 市町村の防災体制整備への支援

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(10) 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する市町村を支援する。

(11)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア　基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

イ　土砂災害警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ　土砂災害特別警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制
- 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告等による移転者への融資、資金の確保

(12)地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第７条の規定に基づき、地すべりの早期発見及び地すべり防止施設の適正な管理に努め、地すべり災害からの人命及び財産の保護を図る。そのための

地すべり防止区域の巡視業務を効率的に実施するため市に委託する。

(13)専門技術を有するボランティア等の活用

県は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア　新潟県治山防災ヘルパーの活用

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ　砂防・治山ボランティアとの協働

本県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員ＯＢを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人　新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(14)土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。

(15)二次災害の予防

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器、警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

ア　迅速な応急対策への備え

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ　二次的な土砂災害への対応

５　関係機関の役割

小千谷市建設業協会は、災害時における応急対策活動を円滑な実施を図るため、非常時の連絡体制を確立するとともに、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第１０節　河川の風水害対策

【担当課】　○建設課、農林課、福祉課、健康･子育て応援課、防災安全課、消防本部

１　計画の方針

(1) 各主体の責務

ア　市民は、「自らの命は自ら守る」という意識のもと、平常時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

イ　市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。(準用河川、普通河川)

ウ　国、県は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

さらに県は、人口・資産が集中する低平地や県土の多くを占める中山間地、都市機能や生産活動の麻痺など社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するための河川改修等の整備を加速させるとともに、施設だけでは防ぎきれない事象に対しては、住民の主体的な避難行動につながる住民目線のソフト対策の充実を図る。

エ　気象変動による影響をふまえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた注意期全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ　国、県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備するものとする。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

ア　市は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、事前に施設の危険箇所を調査し、関係機関と積雪期における対応について協議しておく。

イ　市は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に協議する。

ウ　市及び県は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれのある河川については、事前に河川除雪を行うものとする。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民及び企業等の役割

市民及び企業等は、平常時より堤防や護岸などの河川管理施設における漏水、亀裂又は破壊等の前兆となる現象に注意をはらい、これらの状況にあることを発見した時は、直ちに各関係機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所について、確認しておく。

小千谷市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等､警戒避難体制の整備を図る。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、市又は関係機関の協力を得て、豪雨、洪水を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水時において、消防機関（消防本部、消防団）等からの要請により、水防活動に従事する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

３　市の役割

準用河川、普通河川における河川管理施設等の災害予防は、次のとおりとする。

（○河川関係重要水防箇所、水防上危険な構造物……資料編参照）

(1) 洪水への防災対策

ア　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ｱ) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(ｲ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ　河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ　下水道施設による雨水排除対策

(ｱ) 市街地においては、少なくとも５年に１回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

（ｲ）下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

(2) 減災対策

ア　水防体制の整備

(ｱ) 市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、消防団及び市の水防組織を整備するものとする。

(ｲ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

（○伝達が必要な要配慮者利用施設・・・資料編参照）

ウ 警戒避難体制の整備

（ｱ）洪水ハザードマップ等により指定緊急避難場所、指定避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

（ｲ）緊急時の情報伝達体制を整備・確保する。

エ 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報誌、住民の防災意識の向上を図るとともに、要配慮者利用施設棟などを含む避難訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など（緊急安全確保）の手段を講ずべきことにも留意する。

(3) 警戒避難体制の整備

ア　洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保をはじめとする警戒避難体制を整備する。

イ　緊急時の伝達媒体である緊急告知ラジオや同報系有線等の整備、広報車の確保等情報伝達体制を構築する。

(4) 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法やハザードマップの活用方法等について広報し、自主防災組織等と連携し、市民の防災意識の向上を図るとともに、要配慮者利用施設等などを含む避難訓練を実施する。

4　県の役割

(1) 洪水への防災対策

ア　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ｱ) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(ｲ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ　河川管理施設の整備及び維持管理

以下の施設等の整備を計画的に推進するとともに、効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

・築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設
・内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備
・防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討
・老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

ウ　下水道施設による雨水排除対策

流域下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

エ　臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員又は資器材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。

(2) 洪水への減災対策

ア　水防体制の整備

(ｱ) 水防計画の策定及び指定水防管理団体

a　県は、豪雨、洪水に際し、水災の警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法の規定に基づき、新潟県水防協議会に諮って、「新潟県水防計画」を策定する。

b　新潟県水防計画では、本県における水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

c　県は、水防法に基づく水防管理団体である市町村及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

d　新潟県水防計画では、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(ｲ) 緊急用の水防資機材の確保

a　河川、ダムの管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める。

b　水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。また、水防計画は、公表するものとする。

(ｳ) 情報管理手法の確立

河川、ダムの管理者は、これらの施設の防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

(ｴ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

河川、ダムの管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

イ　防災体制の充実

(ｱ) 河川防災情報システムの機器更新整備

雨量や河川の水位等をリアルタイムで把握できる河川防災情報システムを適時、更新整備する。

(ｲ) 河川情報の共有化

河川防災情報システムと国土交通省及び新潟地方気象台と専用回線を接続し、雨量や河川の水位データ等の河川情報を共有化する。

ウ　住民等の防災意識の向上

(ｱ) 洪水ハザードマップの作成支援

洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図を作成し、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。また、住民等にわかりやすいハザードマップの作成や説明会等の支援を行う。

(ｲ) 水防警報河川及び水防周知河川の拡充

主要な河川において、水防管理団体の意見を勘案し、水防警報河川及び水位周知河川の指定を推進する。

(ｳ) 洪水予報河川の拡充

流域面積の大きい主要な河川において、洪水予報河川の指定を推進する。

(ｴ) 防災情報提供の充実

インターネット等により、パソコンや携帯電話で提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より住民等にわかりやすい情報提供に努める。また、河川監視カメラや危機管理型水位計の施設整備を推進し、防災情報提供の充実を図る。住民等への防災情報提供の体制整備として、伝達手段の多様化を図る。

(ｵ) ダム放流警報設備の改良とダム放流情報の充実

ダム異常洪水時防災操作移行の際の住民主体の避難行動を結び付けられるよう、ダム放流警報設備を住宅側（河川の外側）にも向ける改良やダム放流情報の内容充実を図る。また、市の要望に基づき、避難情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。

(ｶ) 防災意識の向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、防災意識の向上を図る。

(ｷ) 学校教育等との協力による防災教育の推進

国及び県は、市教育委員会等に対し、学校教育の体験学習等における児童・生徒の防災教育の推進のため、資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を行う。

エ　河川管理施設の機能の維持向上

(ｱ) 堤防等の点検強化

人口や資産の集中している河川の区間や堤防が決壊した場合に影響の大きい河川の区間について、堤防の質的強化を図る。

(ｲ) 河川巡視の強化

河川の区間毎の重要度に応じて定められた巡視計画に基づき、河川巡視を実施する。

(ｳ) 河川管理施設の保全

水門、樋門、河川トンネル等については、施設ごとに策定された維持管理計画等に基づく点検により、緊急性・重要性がある施設の改築・修繕を確実に実施するとともに、健全度評価等により適時適切な補修・更新に努める。

５　関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ　必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ　災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ　応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

(2) （一社）新潟県建設業協会、（一社）新潟県地質調査業協会、小千谷市建設業協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第１１節　鉄道事業者の風水害対策

【担当課】　○総務課、防災安全課

１　計画の方針

ＪＲ東日本及びＪＲ貨物は、風水害等が発生したときは、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業内容に応じた防災体制等の確立を図る。また、信濃川発電所は、山本山調整池の被害状況を早期に把握し、影響が予想される事態に応じた防災体制等の確立を図る。

２　市及び県の役割

市及び県は、公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について、必要な準備を整えておく。

３　各鉄道事業者の役割

(1) 施設の災害予防

ア　施設の保守管理

被害が予想される高架橋、橋梁、盛土箇所、トンネル、発電施設等の定期検査を行い、機能が低下しているものについて、補強又は改修等の計画を定める。

イ　近接施設に起因する被害の予防

線路に近接する施設等の倒壊又は落下物による被害を防止するため、関係公共機関、施設管理者に施設の整備及び防災対策の実施を要請する。

(2) 防災体制の整備

ア　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等を定める。

イ　情報伝達手段の確保

(ｱ) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

ａ　緊急連絡用電話
ｂ　指令専用電話
ｃ　ファクシミリ
ｄ　列車無線
ｅ　携帯無線機等

(ｲ) 適当な箇所に風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ　運転基準及び運転規制区間の設定

災害時の運転基準及び運転規制区間を定め、災害の規模や被害状況に応じて運転規制等を行うとともに、十分な安全確認を行う。

エ　防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(ｱ) 災害発生時の旅客の案内

(ｲ) 避難誘導等混乱防止対策

(ｳ) 緊急時の通信確保・利用方法

(ｴ) 旅客対策等

(3) 災害対策用資材等の確保

運転の早期再開を図るため、建設資機材及び技術者を早急に確保するための対策を定める。

ア　建設資機材の保有状況の確認及び調達

復旧作業に必要な建設資機材について関係各所で保有する種類及び数量並びに協力が得られる関係機関、企業等の保有状況を確認するとともに、借用方法及び活用方法について定める。

イ　技術者等の確保

復旧作業に従事する技術者等の人員及び配置状況を把握するとともに、協力が得られる企業等と緊急時における人員の派遣等について協議しておく。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達するなど迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(4) 防災広報活動

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通しなどについて、正確かつ迅速に広報するための情報連絡体制を確立する。

第１２節　農地・農業用施設等の風水害対策

【担当課】　農林課

１　計画の方針

(1) 共通的な災害予防対策

ア　農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ　常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

ウ　農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

エ　農業用ダム施設の災害予防対策

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

オ　用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

カ　ため池・養鯉池の災害予防対策

ため池・養鯉池の管理者は、平常時からため池等の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、水位計や監

視カメラの設置による遠方監視体制を確立させるため池の決壊や下流への被害の予測情報に基づき、迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施す。

２　土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大２４時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市町村等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

３　市の役割

(1) 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

農区長、農家、土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2)気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大２４時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力してパトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、

関係機関等へ連絡、市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

４　県の役割

(1) 市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大２４時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関との連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市、土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら、被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

５　関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア　国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ　農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ　農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第１３節　防災通信施設の整備と風水害対策

【担当課】　○防災安全課、総務課、消防本部

１　計画の方針

(1) 災害時の通信手段確保のため、防災行政無線をはじめとする情報通信設備の整備及び停電対策等を推進する。

(2) 防災関係機関は、市民及び関係機関相互間の情報伝達方法について対策を講じる。

２　市の役割

(1) 防災行政無線（移動系）の整備

・移動系無線の整備

被害状況を把握するため、市（基地局）と災害現場の車載型若しくは携帯型の無線機（陸上移動局）との間、又は陸上移動局間で通信を行うための設備の適切な管理及び機能の充実に努める。また、交信不能地域（東山、川井、岩沢及び真人地域）の解消を図るための対策を講じる。

(2) 無線以外の通信手段の確保

ア　防災行政無線の交信不能地域に衛星携帯電話を設置し、通信手段を確保する。

また、既に設置された小千谷市役所、片貝総合センター、各連絡所（川井、東山、岩沢、真人）及び消防本部については、災害時に確実に使用できるよう定期的な通信訓練を実施する。

イ　災害現場との通信に消防車載無線機を活用する。

ウ　ラジオや電子メール、SNS 等を有効に活用する。

(3) 停電対策

商用電源停電時も通信設備の運用に支障がないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(4) 非常用通信機器の確保

大災害により携帯電話等通信機器が不足し、又は使用不能となる事態に備え、非常用通信機器の調達方法について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

(5) 通信設備の耐震対策

地震による通信設備の落下又は転倒を防止するため、設置場所、固定方法等を十分に検討する。

(6) 防災相互通信用無線機の整備

災害時における防災関係機関の防災活動の連携を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(7) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うため新潟県総合防災情報システムを整備する。

(8) 消防防災情報通信施設の整備

ア　高機能消防指令システムの整備

災害時の 119 番通報を迅速に受け付け、災害発生から収束まで消防活動を管理・統制するため、高機能消防指令システムの整備を図る。

イ　消防救急デジタル無線の整備

高機能消防指令システムと連携し、無線統制により消防活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線の整備を図る。

(9) 通信に関する訓練の実施

非常通信の運用及び統制等について、定期的に訓練を行う。

３　県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備

ア　地上系及び衛星系無線施設

(ｱ) 地震による公衆回線の途絶又は輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系及び衛星系の新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(ｲ) 有線及び無線並びに地上及び衛星を活用した多ルート化や関連設備の分散配備等により、災害に強い伝送路の構築を図る。

イ　移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成される無線施設の整備を図る。

(3) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(4) 停電対策

ア　停電対策として、自動起動及び自動切替の非常用発電設備及び直流電源設備等の整備を図る。

イ　発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で７２時間以上、有人施設で６時間以上を目安とする。

(5) 新潟県防災行政無線の運用

ア　新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和５０年新潟県告示第５９０号）に基づき、これを運用する。

イ　通信管理者は、通信取扱責任者を選任し、通信の途絶及び輻輳を想定した通信機器の操作訓練及び災害時において運用等に関する指揮を担当させる。

ウ　非常用発電設備については、実負荷運転等の災害時を想定した実践的な保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

エ　非常通信の運用及び統制並びに緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器の輸送及び

操作等について、定期的に訓練を行う。

(6) 通信機器の配備及び調達

ア　無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ　防災行政無線を補完する設備として、衛星携帯電話、インターネット等、通信事業者の提供する通信機器の整備を図る。

ウ　通信機器が不足する事態に備え、通信機器の確保について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ　ヘリコプターのテレビ電送システム等により､災害対策本部等の関係機関に対し、被災現場の状況を示す画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対策を講じる。

４　関係機関の役割

小千谷アマチュア無線クラブ等は、市の応援協定に基づき、災害時の情報の収集及び伝達等通信の確保に協力する。

第１４節　放送事業者の風水害対策

【担当課】　防災安全課

１　計画の方針

風水害発生時における放送は、気象警報や避難に関する情報等伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動等の情報を迅速かつ広範囲に伝達するとともに、パニックを最小限にくい止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待される。

各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

２　各放送機関の対策

(1) 必要な対策

ア　放送設備の落下又は転倒を防止するための補強対策

イ　重要部品、資機材等の常備

ウ　非常用電源の確保

(2) 対策の計画

ア　風水害による被害状況を予測し、予備機器等の整備検討

イ　防災意識の高揚

ウ　各種防災対策の強化

(3) 体制面の整備

災害時の対応について､連絡体制の整備を図る。

第１５節　電気通信事業者の風水害対策

【担当課】　防災安全課

１　計画の方針

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信の確保がなされるよう、設備の耐震対策及び大量な情報の輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

２　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

建築物、電気通信設備、鉄塔、電力設備等についての風水害対策を引き続き実施し、適切な補強、更新又は補修を行う。

イ　倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。

ウ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

災害時の通信の確保を図るため、通信網のバックアップ体制を整備する。

ア　主要伝送路のループ構成化及び複数ルートの構成による通信網の整備ついて、今後も計画的に推進する。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

ウ　非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器等の配備

主要な拠点施設に災害対策用機器等を配備し、必要により増設又は更新を行う。

ア　衛星携帯電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動基地局車

エ　移動電源車及び可搬電源装置

オ　応急復旧用光ケーブル

カ　ポータブル衛星車

キ　その他応急復旧用の各種装置類

３　体制面の整備

平常時における防災準備体制の整備を図るとともに、風水害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員等に対する教育及び応急対策計画の作成に努めるとともに、定期的に防災訓練を実施する。

(1) 災害対策本部等の設置

災害時は、災害対策本部等の設置基準に従い、被害の規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア　情報連絡室の設置

イ　支援本部の設置

ウ　災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　グループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる社員の行動及び非常連絡体制を明確にし、情報伝達訓練、緊急招集訓練及び安否確認訓練の実施により、防災意識の高揚を図る。

イ　中央防災会議、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ　防災関係者等を講師とする講習及び、研修の実施並びに各講習会へ参加する。

４　災害対策用資材等の確保

災害時の通信の確保を図るとともに、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資機材等の主要拠点施設への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の資材及び工事用機材

イ　電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

資材等の仮置場所及び運搬のための臨時ヘリポート等を確保し、確保が困難な場合は、市又は県に確保を要請する。

５　防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

風水害により電気通信の確保に支障を来した場合、又は利用の制限を行った場合は、速やかな広報活動を行う。また、広報活動の行うための関係機関との連絡体制や広報ルートに関する基礎資料等を事前に準備する。

(1) 防災広報活動

ア　広報車での呼びかけ

イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ　インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア　被害状況

イ　復旧見込み

ウ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ　災害用伝言サービス提供に関する事項

オ　災害時の不要不急な通信は控えることの周知

６　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第１６節　電力供給事業者の風水害対策

【担当課】　防災安全課

１　計画の方針

○　計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

２　設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講じる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は２回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も２重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。

３　体制面の災害予防

(1) 電力の安定供給

東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは，２４時間の監視体制で非常時に備え，安定供給に努める。

(2) 防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

４　災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両､ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに､輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

５　防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害の防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

６　応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。また、関係工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第１７節　ガス事業等の風水害対策

【担当課】　○防災安全課

１　計画の方針

北陸ガス株式会社及びＬＰガス事業者等並びに石油資源開発株式会社は、風水害によるガス施設の被害を最小限にとどめ、二次災害防止措置及び復旧対策を実施するため、災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

２　ガス事業者の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア　ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害軽減対策

(ｱ) ガス供給設備の浸水による故障を防ぐほか、風水害対策を計画的に進める。

(ｲ) 消費者に対してＬＰガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。

イ　二次災害防止対策

(ｱ) 消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を周知する。

(ｲ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ｳ) ＬＰガス事業者は、風水害により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。

(ｴ) 風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

(2) 複数の通信手段の確保に努める等､被害状況を市及び県へ連絡する体制を整備する。

(3) ガス供給設備及び消費先ガス設備を速やかに復旧するため、平常時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

(4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検及び安全確認点検のため、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対して、ガスメーター及びＬＰガス容器周辺の除雪について協力を求める。

(5) ＬＰガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

３　石油資源開発（株）の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめるとともに､ガスパイプライン事故による二次災害を防止するため､緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制の整備等について万全の措置を講じる。

(2) 被害状況を、県及び市へ連絡する体制を整備する。

４　市民及び企業等の役割

(1) 所有するガス設備について、ガス事業者等の助言を得て、風水害に対する安全対策を行う。

(2) 風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について、ガス事業者等による広報等を通じてあらかじめ理解しておく。

(3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を準備する。

(4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検及び安全確認点検のため、ＬＰガス容器設置箇所やガスメーター周辺の除雪を行う。

５　市の役割

(1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のＬＰガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。

(2) 一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。

　また、要配慮者等と接する機会の多い、福祉関係者に対して、風水害時の安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。

(3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

６　県の役割

ＬＰガス事業者に対して、次の事項について指導する。

(1) ＬＰガス充てん所の風水害に対する安全対策の推進

(2) 被害が生じたＬＰガス供給設備及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備

(3) 都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備

(4) 一般家庭及び事業所における風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について普及・啓発

(5) ＬＰガス容器の流出防止対策の推進

７　関係機関の役割

(1) 新潟県ガス協会

ア　研修会及び講習会の開催により、ガス事業者に対して、風水害対策や風水害発生時の安全措置等を啓発する。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　風水害発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、需要家に対して普及・啓発を図る。

(2) （一社）新潟県ＬＰガス協会

ア　研修会及び講習会の開催により、ＬＰガス事業者に対して、風水害対策や風水害発生時の安全措置等を啓発する。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を

整備する。

ウ　ガス器具等を備蓄するとともに、避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給体制を整備する。

エ　風水害発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第１８節　上水道事業の風水害対策

【担当課】　○上下水道局、防災安全課

１　計画の方針

風水害による断水又は減水を最小限にとどめるため、施設の新設及び改良計画に合わせて計画的に防災対策の強化を推進する。また、応急対策を円滑に実施するため、災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

また、市民は、概ね３日間分の飲料水を自ら備蓄するよう努める。

２　水道事業者、市の役割

(1) 達成目標

被災した市民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む。）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの１人当たりの応急給水目標水量を設定する。また、風水害の被害規模（断水発生率等）を想定するとともに、被災直後から経過日数ごとの被災した市民に対する応急給水必要水量を推定し、その確保対策に努める。

区　分	具体例
①応急復旧期間	被災後、概ね１か月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの１人当たりの給水量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（３ℓ／日） ・１週間後は炊事、洗面等最低生活水量（20～30ℓ／日） ・２週間後は生活水量の確保（30～40ℓ／日） ・１か月後は各戸１給水栓の確保

(2) 施設の災害予防

ア　現況　　（令和３年３月３１日現在）

	給水人口	取水場	浄水場	配水場	加圧場	管路延長	給水タンク等
上水道	34,164人	6か所	4か所	23か所	20か所	354,787m	2t　1台 1t ----- 6ヶ 500ℓ----- 2ヶ 350ℓ----- 2ヶ 給水袋2,000枚
小規模水道	42人	2か所	2か所	2か所	0か所	1,330m	
計	34,206人	8か所	6か所	25か所	20か所	356,117m	

イ　予防計画

防災対策計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市町村防災担当部局が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、飲料水等の確保に努める。

(ｱ) 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

(ｲ) 貯水、取水及び導水施設

緊急遮断弁を設置し､汚水等の混入による二次災害の防止等､防災性の強化を図る。水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(ｳ) 浄水、送水及び配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は､原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

(ｴ) 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて１日以上（孤立が予想される集落は３日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(3) 体制の整備

ア　施設の保守点検

現状の水道施設及び地盤等の補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図る。

(ｱ) 孤立が予想される集落に対する応急給水対策を確立する。

特に積雪期は、復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

イ　風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ　応急対策計画の策定

(ｱ) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(ｲ) 応急給水計画

a　被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b　地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c　応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｳ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。

c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d 応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｴ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ　災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。

(4) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める

(5) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(6) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。

(7) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

３　県の役割

(1) 水道事業者、市町村等からの情報収集及び助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市町村に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用及び応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関と情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

市町村からの応援要請に対応できるよう、平常時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報の共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に行われるための体制の構築に努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、

緊急時連絡体制を確立する。また、災害時の通信確保のため通信手段の多様化を図る。

４　関係機関の役割

(1) 日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備し、その強化に努める。

(2) 新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。

第１９節　下水道事業の風水害対策

【担当課】　○上下水道局、防災安全課

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民は、風水害により下水道等（下水道及び農業集落排水）の処理場、ポンプ施設又は管渠が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下したときは、下水道管理者から下水道等の使用の自粛を求められる場合があることを平常時から認識しておく。

また、下水道等が被災したときは、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレの使用、入浴等をできる限り自粛する。

さらに、風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市は、風水害発生後直ちに被害状況調査及び復旧工事に着手するための体制を整備する。

また、下水道等が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の見通しを立て、被災状況、トイレの使用制限等必要な情報を市民に広報できるように準備をしておく。（第３章第２１節「トイレ対策計画」参照）

さらに、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、被害状況調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資機材を備蓄又は災害時に調達するための対策を講じるとともに、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアルの作成等により災害に備えた体制の整備に努める。

ウ　下水道等の復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

風水害発生後～３日目程度	・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・市民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、管渠、ポンプ施設の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害発生後３日目程度～１週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・応急対策実施
風水害発生後１週間程度～１ヶ月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
風水害発生後１ヶ月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

エ　市及び県は、被災した施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を図る。

また、新設及び既存の施設の風水害対策を講じるように努める。

オ　下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない場合又は使用できない場合は、使用可能な仮設トイレ等の提供に配慮する。

イ　市及び県は、下水道等の被災箇所又は工事箇所にバリケード等を設置し、要配慮者の進入による事故を防止する。

(3) 積雪期の対応

ア　被害状況調査の際に、除雪が必要な箇所を確認し、市災害対策本部に除雪を要請する。

イ　市及び県は、下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応が取れるよう準備しておく。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民及び地域の役割

ア　各家庭において､風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時は、下水道等に流入する水の量を少なくするよう努める。

ウ　市民は、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理を共同で行うなど、協力して災害に対応するための体制の整備に努める。

エ　下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業、学校等の役割

ア　企業、学校等において、風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時は、下水道等に流入する水の量を少なくするよう努める。

ウ　下水道施設等の復旧に協力するように努める。

３　市の役割

(1) 緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

オ　応急対策マニュアルの作成

(2) 災害時における下水道等使用に関する市民への普及啓発

ア　一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等使用について、普及啓発を図るように努める。

イ　マンホールトイレの災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道等施設の管理

ア　下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ　県と協力し、早期に機能回復できるように努める。

ウ　下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。

エ　仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

(4) 体制の整備

ア　下水道等の施設台帳は、災害時の調査及び復旧作業を円滑に行ううえで重要な資料であることから、資料の収納及びデータの保管施設について、バックアップのための措置として遠隔地に同様の資料を保管し、資料の確実な管理体制を整備する。

イ　下水道等の施設の定期パトロールを実施し、風水害に対し迅速かつ的確な対策が講じられるよう、施設の状況の適正な把握に努める。

ウ　施設等を補修し、又は改良した記録を、風水害発生時に有効に活用できるよう整備する。

エ　「災害時事務分掌」を定め職員及び工事関係者に周知徹底を図るとともに、風水害に関する知識の啓発に努め、防災体制の整備を図る。

オ　災害時の活動を適切､安全かつ迅速に遂行するため､職員及び工事関係者による、防災訓練を実施するとともに、関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加する。

カ　復旧対策に係る応急工事及び復旧方針策定のため、市内における協力体制の確立を図り、風水害を想定した訓練を通じ、下水道事業における災害時支援に関するルールに基づく、支援団体の受け入れ体制を整備する。

キ　下水道等の施設の調査及び復旧に際し、ライフラインを管理する防災関係機関等との協議及び情報交換が必要となるため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能な限り事前に協議を行い、情報交換や連絡・協力体制に関するルールを整備するよう努める。

(5) 災害対策資機材の確保

ア　（公財）新潟県下水道公社、近隣市町村及び中部地方下水道協会と応急対策用資機材を分担して備蓄又は整備する体制を確立する。

イ　応急対策用資機材の調達のための相互協力体制及び輸送計画を確立するため、小千谷市建設業協会及び小千谷市指定排水設備組合と協力協定を締結するとともに、他の下水道事業者等の協力を得るための協議を行う。

ウ　下水道事業における災害時支援に関するルールに基づき、相互支援に必要な資機材の整備に努める。

(6) 二次災害の防止

下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限にくい止めるとともに、これらの被害に伴う各種薬品類、燃料の漏洩、その他の二次災害が生じないように整備を図る。

４　県の役割

(1) 緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　流域下水道の応急対策マニュアルの作成

(2) 市町村に対する支援体制の整備

ア　大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。

イ　市町村の応急対策マニュアル等の作成支援を行う体制を整備するように努める。

ウ　災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

(3) 県民に対する啓発

一般家庭、事業所等における携帯トイレ等の備蓄の重要性及び災害時における下水道等の使用制限について、啓発を図る。

(4) 災害時の流域下水道施設の管理

ア　流域下水道施設点検を速やかに行い、被災状況の確認及び必要な応急処置を行う。

イ　流域関連公共下水道管理者である市町村の協力を得ながら、災害対策資機材の確保、復旧対策の円滑な推進等を図り、早期の機能回復に努める。

ウ　流域下水道の被災状況、復旧見通し等に関する情報を関係市町村、関係機関及び県民に速やかに周知するよう努める。

エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

５　関係機関の役割

(1)（公財）新潟県下水道公社

県の指示により、流域関連公共下水道管理者である市町村と協力し、早期の機能回復に努める。

(2)（地共）日本下水道事業団及び（一社）地域環境資源センター

ア　市及び県からの協力依頼に備え、夜間及び休日の対応窓口を整備し、関係機関に周知する。

イ　緊急時の対応窓口、連絡方法等について、市及び県と協議し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査・復旧工法等に関する技術的支援等必要な支援ができる体制を整備する。

(3)（公社）日本下水道管路管理業協会

ア　市及び県からの協力依頼に備え、夜間及び休日の対応窓口を整備し、関係機関に周知する。

イ　緊急時の対応窓口、連絡方法等について、市及び県と協議し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕な資機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

(4)（一社）新潟県下水道維持改築協会

ア　市からの協力依頼に備え、夜間及び休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

(5)（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部

ア　市及び県からの協力依頼に備え、夜間及び休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

(6) 小千谷市指定排水設備組合並びに処理場及びポンプ施設の管理受託業者

ア　夜間、休日又は災害時における緊急の連絡先及び連絡方法等について市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

イ　必要な資機材の備蓄及び調達等、市の災害時の応急対策に協力できる体制を整備する。

第２０節　工業用水道事業の風水害対策

【担当課】　上下水道局

１　計画の方針

風水害による、断水又は減水を最小限にとどめるため、工業用水道施設の強化及び配水施設の整備を計画的に推進する。また、応急対策を円滑に実施するため、災害対策用資機材の整備及び平常時における需要家との協議等を行う。なお、本節によるもののほかは、第１８節「上水道事業の風水害対策」に準ずる。

２　工業用水事業者の役割

(1) 設備の災害予防

ア　現況　（令和３年３月３１日現在）

需要家数	浄水施設		管路延長	
	表流水	地下水	表流水	地下水
４件	１か所	１か所	3,154m	2,512m

イ　施設の安全及び機能の確保

(ｱ) 浸水対策

河川の増水等により、施設が冠水するおそれのある場合は、必要に応じて防水対策を講じ、施設の安全及び機能を確保する。

(ｲ) 濁水対策

条例等に規定した給水水質を確保するため、想定される濁水に対する浄化機能を有する施設とする。

(ｳ) 停電対策

受変電設備等の停電に備え、必要に応じて非常用電源設備等を設ける。

ウ　老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 体制の整備

ア　応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

イ　職員に対する教育及び訓練

(ｱ) 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。

(ｲ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。

ウ　設備台帳及び図面等の整備

設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。

エ　製造業者及び施工業者の確認

被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に

確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。

オ　事業者間の応援体制

他の事業者の被災状況等により、対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える

第２１節　危険物等施設の風水害対策

【担当課】　消防本部

１　計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、風水害等による災害の未然防止を図るため、事業者、消防本部及び市は、必要な対策を講ずる。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害等による災害発生の未然防止を図る。

イ　市、消防本部及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪期での対応

事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じる。市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

２　事業者の役割

(1) 共通事項

ア　災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ　従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ　危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

(2) 危険物施設

ア　危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ　危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア　火薬類取締法の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し、公共の安全を

確保する。

イ　火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ　火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　災害発生時の自主防災組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

ア　毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ　毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア　大気汚染防止法、水質汚濁防止法 、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ　災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射線使用施設

ア　保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ　放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の転倒、移動及び落下の防止措置を講じる。

ウ　放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

エ　放射線施設の非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

３　市の役割

(1) 処理すべき事務

危険物等施設の設置状況を把握する。

(2) 危険物等施設の安全対策

県、消防本部、関係機関及び関係事業所と連携し、危険物施設管理者に対し、法令・安全規則の遵守等適正な施設の管理について、適切な指導・助言を行うよう努める。また、取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏えい、放射性同位元素による被爆等による災害防止及び拡大防止を図るよう指導に努める。

(3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策

県、消防本部、関係機関と連携し、学校や研究施設等における少量危険物・薬品等について、管理者に法令・安全規則の遵守等適正な管理について、指導・助言するものとする。

(4) その他

火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する県の権限を委譲された市町村にあっては、対象施設に係る「５　県の役割」で定める事項

４　消防本部の役割

(1) 処理すべき事務

ア　所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施する。

イ　危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率性の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

（○危険物施設等に関する資料・・・資料編参照）

ウ　火薬類取締法に基づき、火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して、火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

エ　火薬類取締法に基づき、煙火の消費許可に関する事項について、安全確保等を図る。

５　県の役割

(1) 危険物施設安全対策

ア　市、消防本部に対し、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全性確保を図るよう要請する。

イ　危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策

ア　消防本部と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

イ　(一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策

ア　高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

イ　高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

ウ　(一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県ＬＰガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧

ガスの自主保安体制の確立を指導する。

エ　高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物貯蔵施設安全対策

ア　毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物及び劇物の貯蔵状況、危害防止規程等を調査し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ　届出を要しない毒物劇物を大量に取り扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策

ア　有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ　届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場等に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

第２２節　火災予防計画

【担当課】　○消防本部、防災安全課

１　計画の方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、市民、地域、企業、事業所、学校、市及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講ずる。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民（各家庭、地域、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用防災機器（住宅用防災警報器・住宅用防災報知設備）の設置及び維持管理を行う。

イ　市及び消防本部は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団組織の充実及び強化を図る。

ウ　県は、市及び消防本部の協力を得ながら防火思想の普及促進を図る。

エ　市及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市及び消防本部は、要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ　市及び消防本部は、要配慮者が居住する住宅について、防火査察を重点的に実施し、住宅用防災機器の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市及び消防本部は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況の把握に努める。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

ア　異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ　安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ　小千谷市火災予防条例に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持管理を行う。

エ　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ　台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。

キ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク　町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等のある地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業、事業所等の役割

ア　防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織体制を構築し、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等による教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ　救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ　厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止対策を行う。

エ　病院、社会福祉施設等多くの要配慮者が多数所在、利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等に応じ、自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

３　市の役割

(1) 出火の防止

市及び消防本部は、住民等に対し火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努める。

ア　消火器、消火バケツ等消火器具及び住宅用防災機器の普及

イ　家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底

ウ　耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導

エ　火気使用場所の不燃化促進

オ　カーテン、じゅうたん及び寝具類等防炎製品の普及促進

カ　灯油等危険物の安全管理徹底

キ　異常気象時の火気取扱い制限

(2) 初期消火活動の徹底

市及び消防本部は、初期消火の徹底を図るため、家庭、自主防災組織、事業所（自衛消防隊）等を通じて、次の対策を指導する。

ア　各種訓練、集会、防火パンフレット等を通じて住民の防火意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動力の向上を図る。

イ　防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練への積極的な参加を呼びかける。

ウ　消防本部は、予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、出火時の初期対応について指導する。

(3) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(4) 消防団の充実強化

ア　地域住民、企業等の消防団活動に対する理解を深め、協力を得るため、広報活動

の更なる充実や消防団協力事業所表示制度を活用し、消防団員を雇用する企業等と消防団との情報交換等により協力関係を構築する。

イ　迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

ウ　地域住民の「安全で安心できる生活の確保」を実現するため、地域防災の中核を担う消防団の整備計画を策定、更新する。

(5) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

(6) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド等で避難場所と重複しない場所を臨時ヘリポートとしてあらかじめ指定する。

４　消防本部の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に示された充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 市民等に対して、すべての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

(3) 市民等に対し、防火研修会等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し防災意識及び防災行動力の向上を図る。

(4) 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

(5) 初期消火体制の確立を図るため防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

(6) 消防水利の位置を明記した地図を整備する。

(7) 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

５　県の役割

(1) 防火思想の普及促進

県民に対して、市、消防本部の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火、避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより火災の未然防止、火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防

火管理及び防災管理体制の整備を図る。

(4) 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

第２３節　水防管理団体の体制整備

【担当課】　○防災安全課、消防本部

１　計画の方針

○　基本方針

小千谷市は水防法に定める指定水防管理団体であり、市長は水防管理者として当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

ア　要配慮者に対する配慮策

要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法等体制整備を図る。

イ　積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア　日頃から､｢自らの命は自らが守る｣意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。

イ　風水害時､市長又は消防機関の長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、小千谷市建設業協会等は日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、小千谷市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

３　市の役割

(1) 水防計画の策定

県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

(3) 消防団等の育成強化

ア　平常時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、消防団組織の充実と習熟に努める。

イ　自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。

ウ　毎年出水期に１回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

ア　水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

イ　河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

（重要水防箇所、水防上危険な構造物・・・・・資料編参照）

ウ　河川及び砂防施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

（水防倉庫資材備蓄一覧表・・・・・資料編参照）

エ　河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルを作成し、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(5) 災害発生時の処置

市は、堤防が決壊しまたはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

４　県の役割

(1) 水防計画の策定

ア　洪水又は雨水出水に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ　水防組織や重要水防箇所に関する事項や気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ　危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(2) 水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合の内、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

(3) 水防資機材

ア　緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び（一社）新潟県建設業協会等の民間団体と協力して、資器材の整備を図る。

イ　非常時の水防資機材、作業員の輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておく。

(4) 重要水防箇所の調査

浸水等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

５　関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

北陸地方整備局は、緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を国、県、市と合同で実施する。

第２４節　廃棄物処理体制の整備

【担当課】　環境共生課

１　計画の方針

各主体の責務

(1) 市民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

(2) 市民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を２階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。

ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。

(3) 市は、水害時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し協力を求める事項について周知する。

(4) 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策、応急復旧対策の整備に努める。

(5) 県は､市からの要請に備え､市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

２　市民の役割

(1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど、住宅の浸水対策に努める。

(2) 市が周知する水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、水害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

３　市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア　水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ　市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会を活用して啓発を行う。

(2) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(3) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ア　施設の浸水対策を図るとともに、水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

イ　応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

４　県の役割

広域処理体制の整備

(1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村の収集、処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2) 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3) 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

５　関係機関の役割

(1) 環境省関東地方環境事務所

ア　災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の事務局を務める。

イ　大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

(2) 新潟県環境整備事業協同組合

ア　県との災害時応援協定に基づき、発災直後の県･市町村からの要請によるし尿・災害ごみの収集、運搬に備える。

イ　組合員への緊急連絡体制を整備する。

(3) (一社)新潟県産業資源循環協会

ア　県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(4) (一社) 新潟県浄化槽整備協会

ア　県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(5) (一社) 新潟県解体工事業協会

ア　県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(6) (公財) 新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第２５節　救急・救助体制の整備

【担当課】　○消防本部、建設課、福祉課、健康・子育て応援課

１　計画の方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等が同時多発した場合に備えて、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 各主体の責務

ア　消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

イ　市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

ウ　市及び消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

エ　市、消防本部、医師会及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、市、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

オ　市は、大規模災害時にあっては、医療救護本部を設置し、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、市、消防、警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

カ　市、消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

市民は、大規模災害時にあっては、一人でも多く地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

キ　市、消防本部、県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

ク　消防本部及び県は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 達成目標

ア　市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた計画により、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備の充実を図る。

イ　県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施できる体制の確立を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(4) 積雪期の対応

市及び消防本部は、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び避難場所等への市民の避難誘導体制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平常時から地域、学区、町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織等の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関等の役割

ア　医療機関

医療機関は、市、他の医療機関及び医療関係団体等とともに大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ　医療関係団体

医療関係団体は、市と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

３　市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署・消防団における車両及び資機材等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

県、警察、県内代表消防本部、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民に対する防災意識の啓発

防災訓練や応急手当等の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

(6) 救急・救助活動における交通確保

洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講じる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、地元医師会を通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

４　県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動を行うことができるよう、県、警察本部、市及び消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

広域災害救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防本部とＤＭＡＴが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、救急救命士の技術の高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入を円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟

県薬剤師会、(一社)新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関との協力体制の確立

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等の県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

５　関係機関の役割

(1) 小千谷市魚沼市医師会等

市から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部小千谷市地区

日本赤十字社新潟県支部小千谷市地区は、市から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、地区内の各奉仕団を招集し、応急救護等を行う。

(3) 新潟ＤＭＡＴ指定医療機関等

ア 新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟ＤＭＡＴの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第２６節　医療救護体制の整備

【担当課】　○福祉課、健康・子育て応援課、消防本部

１　計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、相互に連携し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護を行うための緊密な協力体制を整備する。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

(ｱ) 市及び県は、風水害等から市民の生命と健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制を整備する。

(ｲ) 県は、災害時における市町村、医療機関等からの支援要請に迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制を整備する。

(ｳ) 県は、広域災害・救急医療情報システムの活用等により、行政、消防、医療機関の連絡体制を整備する。

(ｴ) 市及び県は、医療機関の協力を得て、災害時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保に必要な体制を整備する。

(ｵ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として災害時に患者の受入れができる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、選定した病院において災害時に対応するため必要となる施設及び設備の充実に努める。

(2) 関係機関の協力体制

(ｱ) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防本部、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

(ｲ) 県は、被災地における医療（医療資器材等を含む。）の需給調整等の業務を行うため、被災地域を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会等医療関係団体、災害拠点病院、市町村、保健所及び県医務薬事課等が協力し、コーディネーターを支援するための体制を整備する。

(3) 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体は、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護を行うため情報の共有と協力体制の整備を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害時に死傷するケースが多いことを考慮し、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、要配慮者に対する医療救護活動が円滑に

行われるよう体制を整備する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

２　市民及び医療関係機関等の役割

(1) 市民の役割

市民は、定期的に服用している薬や常備薬を災害時に持ち出せるように平時から準備する。

(2) 医療機関等の役割

ア　病院

(ｱ) 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して、次の事項を定めた病院マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(ｲ) 病院防災マニュアルには次の事項を盛り込む。

ａ　災害対策委員会の設置

ｂ　防災体制に関する事項（ライフラインの確保、医療資機材等の備蓄・支援協力病院の確保等）

ｃ　災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡体制及び指揮命令系統の確立、情報収集方法等）

ｄ　入院患者に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等医療機器の使用状況の把握、患者の移送方法及び避難誘導、ヘリポートの確認等）

ｅ　患者の受入れに関する事項（トリアージ、入院手続き等）

ｆ　人工透析を行なう医療機関にあっては、医療機器及び水の確保に関する事項

ｇ　その他（医療設備等の確保、自家発電設備の運用方法等）

(ｳ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行う。

イ　診療所

診療所は、病床の有無及び規模等に応じ、病院の防災マニュアルの内容に準じてマニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を行う。

ウ　災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県からの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

(ｱ) 地域災害拠点病院

ａ　地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害時の後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

ｂ　災害時の衛星電話等の通信手段、患者の受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資機材等の備蓄に努める。

(ｲ) 基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）

a　災害時において後方病院として被災現場、救護所、被災地域医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練及び研修等を行う。

b　災害時の衛星電話等の通信手段、患者の受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関

新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からＤＭＡＴの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でＤＭＡＴを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ　ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

カ　県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

キ　医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、ＪＭＡＴ、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

３　市の役割

(1) 医療救護本部の設置

(2) 救護所（初期救急医療を行う場所）の設置

ア　救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の中から、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

（○基幹避難所・・・・・資料編参照）

イ　救護所のスタッフの編成

市は、地元医師会等医療関係団体と協議し、救護所における医療救護班（医師１人、看護師２人、薬剤師１人及び補助者１人）及び歯科医療救護班（歯科医師１人、歯科衛生士２人及び補助者１人）の編成計画を定める。

ウ　救護所設置予定施設の点検

市は、災害時に直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(3) 医療資器材等の確保

市は、救護所における医療救護活動に必要な医療資器材等の確保に関する計画を定める。

４　県の役割

(1) 新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後４８時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＭＡＴは、原則として１チームにつき医師１名、看護師２名、業務調整員１名の４名で構成する。

(2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請など迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア　県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名の５名で構成し、全県で２５班編成する。

イ　県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名の４名で構成し、全県で８班編成する。

(3) 新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＰＡＴは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた４～５名で構成する。

(4) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア　救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合など、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ　救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師１名、看護師２名、薬剤師１名、歯科医師１名、歯科衛生士２名、精神科医師１名、精神ソーシャルワーカー１名及び補助者１名の編成計画を定める。

ウ　救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

(5) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(6) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(7) 医療資器材等の確保

ア　医療資器材等の配備

県は、医療救護班と歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

イ　医療資器材等の供給支援

県は、市町村及び医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部と医療資器材等の供給に係る計画を定める。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(8) 広域医療搬送拠点・ＳＣＵの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（ＳＣＵ）・設備の確保に努める。

(9) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

(10) 平常時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

第２７節　避難体制の整備

【担当課】　○防災安全課、総務課、建設課、福祉課、健康・子育て応援課、教育・保育課、消防本部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

風水害による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な事前避難並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市民、市、県及び関係機関は、次の事項に留意してそれぞれの責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

(ｱ) 浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

(ｲ) 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(ｳ) 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

(ｴ) 避難誘導体制の整備

(ｵ) 災害の内容に応じた、指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

(ｱ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

(ｲ) 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達

(ｳ) 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

(ｴ) 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪･気温・天候等の状況を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

(ｱ) 当該地区の避難者全員を受入れできる避難所の確保

(ｲ) 避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

(ｳ) 雪崩危険箇所等冬期間特有の災害危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

(ｱ) 市、消防本部及び県の情報伝達体制の整備

(ｲ) 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車輌等の事前確保

(ｳ) 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

２　市民・企業等の役割

(1) 市民等に求められる役割

ア　市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努める。

(ｱ) ハザードマップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害、中小河川における急激な増水等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(ｲ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

(ｳ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(ｴ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

(ｵ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ｱ) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

ａ　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

ｂ　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

ｃ　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

ｄ　近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

ｅ　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(ｲ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

ａ　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

ｂ　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

ｃ　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア　市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次により平常時から努める。

(ｱ) 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。

(ｲ) 避難行動要支援者の居住状況・必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ｳ) 自主防災組織や市が行う防災訓練等に積極的に参加すること。

(ｴ) 避難所の運営は、原則として自主防災組織・町内会や避難者を中心とした自治組織によって行われること。

イ　企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力に努める。

(ｱ) 要配慮者等の避難を支援すること。

(ｲ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ｳ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

３　市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア　市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時に取るべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水又は雨水出水による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、避難場所等を記したハザードマップ等を作成し、市民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、ハザードマップ・防災マップの作成にあたっては、住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、住民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイ

メージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。

ウ　ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

エ　防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等情報伝達体制の整備

ア　気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ　被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール)、ＳＮＳ、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

ウ　小学校就業前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び住民等のとるべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

カ　避難指示等は、緊急告知ラジオ、緊急情報メール、広報車、同報系有線等の利用及び町内会長、自主防災組織等を通じて、迅速かつ適確に市民等に伝達するものとする。

(3) 避難指示等の発令の基準

市長等は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次による客観的な基準を設定し､関係 機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

避難指示等状況一覧

	実施者	発令時の状況	市民に求める行動	根拠法令
高齢者等避難	市長	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	－
避難指示	市長	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。避難所に避難する時間が無い場合は、安全な建物の２階以上に避難するなどの生命を守る最低限の行動	災害対策基本法第６０条
	警察官			災害対策基本法第６１条 警察官執行法第４条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る。)			自衛隊法第９４条
	知事又はその命を受けた職員			水防法第２２条及び地すべり等防止法第２５条

(4) 避難誘導体制の整備

ア　避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。

イ　在宅の避難行動要援護者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して個別避難計画を策定する。

ウ　一般避難スペース、福祉避難スペース、社会福祉施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

オ　避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知する。

(5) 避難所等の指定

ア　指定と周知

(ｱ) 市長は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所又は被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「指定避難所等」という。）に指定する。

(ｲ) 指定避難所等は、広報紙、ハザードマップ、防災訓練等により市民のその位置等の周知徹底を図る。

（○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表……資料編参照）

(ｳ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(ｴ) 指定緊急避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(ｵ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ　指定に当たっての注意点

(ｱ) 指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて，災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

また、市は、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

(ｲ) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等

の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ｳ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。

(ｴ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。

(ｵ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。面積の目安は、避難場所は１人当たり１．０㎡とし 、避難所は避難者１人当たり３～４㎡のスペースとすることに努める。

(ｶ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災安全課と健康・子育て応援課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(ｷ) 指定避難場所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、パーティション、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(ｸ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。

(ｹ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。

(ｺ) 指定避難所等は現行の建築基準に基づく安全性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努める。

　なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難場所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。

(ｻ) 指定避難所等には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

(ｼ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ｽ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止、電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。

(ｾ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。

(ｿ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ﾀ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(ﾁ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努める。

ウ　即応体制の整備

(ｱ) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

(ｲ) 基幹避難所の管理に当たる職員を、できるだけ施設近傍に居住する職員の中から事前に指定しておく。

(ｳ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(ｴ) 避難所には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(ｵ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等の地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める

(ｶ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(ｷ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　福祉避難所の指定

(ｱ) 市長は、要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。

(ｲ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

(ｳ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア　他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ｱ) 市は、避難の際に必要となる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(ｲ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

(ｳ) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ　広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ｱ) 市は、避難所等を指定する際には、併せて他の市町村からの避難住民の受け入れが可能な施設等を選定するよう努める。

(ｲ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確

実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ等を作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。

エ　特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

４　県の役割

(1) 市民への防災に関する情報の提供

ア　風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県管理河川の水位情報や土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、市民に提供する。

(2) 市の避難体制整備の支援

ア　地域の危険情報の市への提供

(ｱ) 主要河川について氾濫時の浸水想定区域図を策定・提供する。

(ｲ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市町村と共有する。

(ｳ) 地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害警戒区域図の作成及び土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定

(ｴ) 雪崩危険箇所の危険区域図を作成し、提供する。

イ　市による警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ｱ) 県から市への気象警報等の迅速な伝達体制を維持する。

(ｲ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ｳ) 前記の情報収集・提供を行う拠点として、県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(ｴ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(ｵ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ　避難所等の確保への協力

(ｱ) 市の指定避難所に、県立学校等の県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ｲ) 県の所管する公園整備等に当たり、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。

(ｳ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

(ｴ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　関係機関との情報交換体制の整備

(ｱ) 社会福祉施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(ｲ) あらかじめ社会福祉施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ｳ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市町村の調整

ア　他市町村への広域避難の発生に備えるため市町村の体制整備の支援

住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要となる車輌等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市町村に情報提供を行う。

イ　広域避難の受け入れに備えるため市町村の体制整備の支援

住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ　大規模広域災害時に、市町村が他都道府県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

５　関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　市が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時県民に提供する。

ウ　過去の河川氾濫の実績や破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、県民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。

(2) 新潟地方気象台

ア　市が警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　気象等の特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネット

を通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など住民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。

ウ　市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(3)北陸地方測量部

避難所等に位置情報を付与したデータの収集を行い、国土地理院のウェブ地図等により情報を公開する。

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、介護保険事業者等は、市の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第２８節　要配慮者の安全確保計画

【担当課】　○福祉課、健康・子育て応援課、教育・保育課、防災安全課、総務課、消防本部

１　計画の方針

○　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市町村等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等という。」)が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※　以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受け入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制

外国人支援対策	防災教育	・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災教育の実施
	多言語支援体制の構築	・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア　各主体の責務

(ｱ) 県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

なお、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(ｲ) 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったとき又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

なお、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、職員、市民等の防災意識の醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

(ｳ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。県又は市から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第２章第３０節「学校等の風水害対策」及び各

学校の学校防災計画の定めるところによる。

(ｴ) 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、市・県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

(ｵ) 地域住民、町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の個別避難計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

(ｶ) 要配慮者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

(ｷ) 避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

イ　積雪期の対応

必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等の必要な措置を講じる。

また、要配慮者が入所している施設管理者は、県、市と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域全体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員・児童委員、町内会等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員児童委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図り、市、防災関係者と協力して、特に避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅要配慮者の治療、看護、介護等が必要な者の受入れ体制の整備を図る。

なお、特別支援学校及び認定こども園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第２章第３０節「学校等の風水害対策」及び学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

ア　国際交流関係団体

国際交流関係団体は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ　外国人雇用企業、留学生が所属する学校

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

ウ　訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者の安全を最優先に防災対策を図り、関係者と協力して円滑な避難に努める。

３　市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、または，当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報 伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ｱ) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(ｲ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ｳ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(ｴ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、要配慮者のニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行う体制整備を図る。また、県や他市町村、災害福祉支援チーム等の応援受入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ　保健対策

市は、保健師等により、要配慮者及び避難所、応急仮設住宅、自宅等の被災者に対し、心身の健康確保や健康相談等を行う体制の整備を図る。

ウ　福祉対策

(ｱ) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保健事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、 情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(ｲ) 福祉サービスの提供

市は、介護が必要な要配慮者に対し、社会福祉施設等への緊急入所を行うことができる体制の整備を図る。また、避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ｳ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクリミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声

により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平易で分かりやすい言葉や、絵、写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は在住する外国人の現状やニーズを把握し、外国人に対する適切な配慮を行うよう努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配付に努めるほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日ごろから外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等を設置する場合は、多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるよう努めるとともに、外国人雇用事業所や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力した防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

４　県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等

県は、要配慮者への情報提供、避難誘導に対して、市の要請により支援を行う体制整備を図るとともに、要配慮者の移送に必要な車両等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市町村が行う公的宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他都道府県への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ　保健対策

市が実施する避難行動要支援者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ　福祉対策

市が行う避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、要配慮者に的確に情報提供されるように市等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市等を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第２９節　食料・生活必需品等の確保計画

【担当課】　商工振興課、にぎわい交流課、農林課、防災安全課

１　計画の方針

○　基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 風水害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる３日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

(ｲ) 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

(ｳ) 県は、市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

(ｴ) 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成に努める。

(ｵ) 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等まで輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ｶ) 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(ｷ) 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

イ　要配慮者に対する配慮策

(ｱ) 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食糧備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。県は、市の体制整備を支

援する。

(ｲ) 市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

ウ　積雪期での対応

(ｱ) 市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地域の避難所予定施設に事前配備する。

(ｲ) 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

(ｳ) 市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

エ　夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たっては、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア　各家庭において、家族の３日分（推奨７日分）の物資等の備蓄に努める。

イ　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要とする者は、平常時から少なくとも２週間分の分量を自ら確保するよう努める。

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ　車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。

カ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア　企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が１～３日間程度泊り込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。

イ　企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。

ウ　社会福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分（推奨７日分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

３　市の役割

(1) 物資等の備蓄

ア　市・県の備蓄分担割合に基づき物資等の備蓄計画を定め、計画的な備蓄を行う。

イ　住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。

ウ　備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。

ウ　地域の住民組織、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5) 市民への普及啓発

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発をする。

イ　防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。

ウ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

４　県の役割

(1) 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、中越地区の備蓄拠点に物資等を備蓄する。

(2) 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる広域物資輸送拠点を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ　輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。

エ　陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

ア　石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ　大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の

確認を行うものとする。

(5) 市に対する支援体制の整備

市に対し、燃料や物資等の提供・代理調達、輸送、配布等の支援を行う体制を整備する。

(6) 災害備蓄に関する県民への普及・啓発

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、普及・啓発を行う。

イ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

５　防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア　毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連携を密にする。

(2) （公社）新潟県トラック協会

ア　市・県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3) 新潟県石油業協同組合

ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第３０節　学校等の風水害対策

【担当課】　○教育・保育課、文化スポーツ課

１　計画の方針

(1) 学校等文教施設は、次代を担う児童・生徒の教育施設であるとともに風水害時には避難所となる重要な施設であるため、施設管理者は児童・生徒、教職員、施設利用者等の安全確保を図るとともに、風水害の被害を最小限にとどめる。

(2) 市は、本計画に沿って各学校等の取組みを支援するとともに、学校等文教施設について風水害の被害を最小限にとどめ､また､ライフラインの途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 各学校は、学校の危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)を作成するとともに、児童・生徒及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

(4) 各学校は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

(5) 学校等文教施設の防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

２　学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

校長は、市及び県と協力して、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下表の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

区　分	主　　な　　項　　目
予防対策	①学校防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備　④防災教育の実施 ⑤教職員等の緊急出動体制の整備　⑥家庭との連絡体制の整備など
応急対策	①災害発生が予想されるときの事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の児童・生徒等の安全確保　③避難誘導 ④児童・生徒の安否確認　⑤気象情報の収集　⑥被災状況の把握と報告 ⑦下校措置又は保護継続　⑧避難所開設・運営の協力 ⑨教育活動の再開　⑩児童・生徒の心のケア　など

(2) 防災委員会の設置

校長は、学校の危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、また、マニュアルに定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(3) 学校防災組織等の編成等

学校防災組織の編成等に当たって、校長等は、次の点に留意する。

ア　学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員等の役割分担を定めておく。特に、担当教職員等が不在の場合の代行措置を、明確にしておく。

災害時においては避難所に利用されることから、避難所となった場合の管理運営の協力体制についても明確にしておく。

イ　施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒等の避難経路上の施設・設備等については点検を行い、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外施設・物品の破損・飛散防止等の必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火戸など防火設備、消火器、自動火災報知設備など消防用設備等の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路を確保しておく。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておくこと。

ウ　防災用具等の整備

(ｱ) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等の必要な物品は、一定の場所に保管し、教職員等に周知しておく。

(ｲ) 児童・生徒、教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

エ　教職員等の緊急出動体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員等に周知しておく。

オ　家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童、生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能等を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報が漏えいしないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(4) 教職員、児童・生徒等に対する防災教育

校長等は、次に掲げる防災教育を行う。

ア　教職員等に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ　児童・生徒に対する防災教育

(ｱ) 校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ａ　形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ的確な行動が

とれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

b　登下校中、授業中、特別教育活動中、冬期間等、様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

c　地域社会の一員として、児童･生徒を地域防災訓練へ積極的に参加させる。

(ｲ) 各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、次の事項について、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

a　事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法、地域の自然環境等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、自ら適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

b　様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

c　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

d　自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

e　防災教育の実施に当たっては、児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施するとともに、副読本、映像等を活用し指導する。

３ 市の役割

(1) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 学校に対する支援、助言

市は、本計画に沿って各学校の取組みを支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

４　県の役割

(1) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

(2) 公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

５　学校以外の文教施設における役割

(1) 防災計画の作成

学校以外の文教施設の管理者にあっては、施設の利用形態などを考慮して防災計画を作成する。市は、民間の文教施設の管理者に対して、防災計画の作成について指導、助言する。

(2) 自主防災組織の編成

施設管理者は、風水害発生時に対応する自衛消防隊を編成するとともに、あらかじめ、職員の役割分担を定めておく。担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 施設・設備の点検等

市と施設管理者は、防災設備の強化・維持管理のため、以下の対策の推進に努める。

ア　施設・設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握しておく。

イ　老朽化した施設については、補強または改築を行う。

(4) 避難訓練の実施等

市及び消防本部、施設管理者は、避難訓練を定期的に実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるよう努める。

なお、あらかじめ立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、入館者及び利用者は毎日変わるので、避難経路の表示を増やすなど避難場所が容易にわかるようにしておく。

６　地域防災機能強化に対応した文教施設の整備

市は、不特定多数の住民が避難する場合に備え、学校等文教施設に防災機能強化のため必要な施設、設備の整備に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い当該防災施設等について適切な管理体制を整えておく。

ヘリポート用地となっている施設にあっては、障害物の撤去、児童・生徒及び避難者等の立入規制が実施できるよう体制を整備しておく。

(1) 施設・設備の整備

ア　施設整備

(ｱ) 備蓄倉庫の整備

(ｲ) 避難場所の確保

ａ　和室に利用できる部屋及び畳の確保

ｂ　冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｳ) 飲料水、生活水等の確保

備蓄水、井戸、プールの活用

イ　設備整備

(ｱ) 発電機等非常用電源の整備

(ｲ) 非常用組立トイレの配備

(ｳ) 怪我人、病人に対応できる応急処置可能な設備等の整備

(2) 情報連絡体制の整備

ア　通信機能の確保

(ｱ) 携帯電話を利用した連絡網

(ｲ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
(ｳ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

イ　自転車、バイクの配置

第３１節　文化財の風水害対策

【担当課】　にぎわい交流課

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ　市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者に対してその指導・助言を行う。

ウ　県は、文化財保護指導員の巡視報告や市町村からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとととともに、市及び文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア　建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ　史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風、洪水による倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

２　市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護・保護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者の役割

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風、洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

３　市の役割

(1) 指定・登録文化財への対策

ア　国及び県指定・登録文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ　市指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第３２節　ボランティア受入体制の整備

【担当課】　福祉課

１　計画の方針

災害時における救援活動に大きな役割を果たす災害救援ボランティアの活動を円滑に行うために、市及び関係機関は、ボランティアの積極的な受入れを行う一方、ボランティア組織の自主性を阻害しないよう留意しながら、支援・協力体制の確立を図る。

２　市社会福祉協議会の役割

小千谷市災害ボランティアセンターの設置

災害時におけるボランティア活動の円滑な実施を支援するため、市は小千谷市社会福祉

協議会と協議を行い、小千谷市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）をサンラックおぢや内に設置する。

ア　災害ボランティアセンターの活動

・災害ボランティアの受入れ、登録、ボランティア保険の加入
・被災者のニーズの把握と分析
・具体的救援活動の調整、指示
・救援活動に要する物資の確保と配布

イ　災害ボランティアセンターの運営

市災害対策本部と密接な連携を図りながら、市社会福祉協議会職員を中心に、災害救援活動経験者や災害ボランティアの協力により運営する。

３　市の役割

(1) 災害ボランティアセンターの受入体制の整備

災害ボランティアセンターの体制整備は、市社会福祉協議会と協議を行う。

(2) 災害ボランティアセンターへの運営支援

ア　必要に応じ、災害ボランティアセンターに職員を派遣するとともに、運営の支援を行う。

イ　災害ボランティアセンターと市災害対策本部との情報の共有を図る。

(3) 災害ボランティア活動に対する市民への意識啓発

防災訓練時等に、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及・啓発に努める。

(4) 防災ボランティアの育成強化

市及び関係機関は、ボランティア活動に対する市民の意識啓発を推進するとともに事業所等におけるボランティア組織化を推進する。

また、既存のボランティア団体等にあっては、訓練時における資機材の提供、防災情報の提供等により、育成・強化を図る。

４　関係機関の役割

日本赤十字社小千谷市地区

・災害ボランティアセンターの設置に伴い、同センターを支援する体制を整備する。

小千谷青年会議所

・災害ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第３３節　事業所等の事業継続

【担当課】　商工振興課

１　計画の方針

企業・事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

２　事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1)　災害時に事業所等が果たす役割

ア　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ　二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、市、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

(2)　平時の防災対策

ア　事業継続計画（以下「ＢＣＰ」という。）の策定

事業所等は、災害時の重要業務を継続するため BCP を策定するよう努める。

イ　ＢＣＰの定期的な点検と見直し

ＢＣＰを策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ　平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練の実施など、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

３　市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるようＢＣＰ策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等のＢＣＰ策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) ＢＣＰ策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災やＢＣＰの策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

４　商工団体の役割

(1) ＢＣＰの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支持等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について啓発する。

(3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

(4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第３４節　市の業務継続計画

【担当課】　○防災安全課　総務課

１　計画の方針

災害発生時の市の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市の業務継続計画（以下「ＢＣＰ」という。）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

２　市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、ＢＣＰの策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、ＢＣＰの策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

ＢＣＰの策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、別に個別の詳細計画等を策定する。

(3) ＢＣＰの対象となる重要業務

ア　業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ　目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(4) 業務執行体制の確保

ア　職員の参集体制

重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ　安否確認

大規模な危機の発生時には、連絡網により安否確認がとれない職員について、安否確認を実施する。

ウ　人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ　業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ　課内の応援体制の確立

課内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他課による応援体制の確立に努める。

カ　その他

業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

ア 庁舎

庁舎管理者は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否 を判断するとともに、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 執務スペース

① 物品の安全対策

キャビネット等の転倒やガラスの飛散等の防止対策を実施する。また、キャビネットの上など、高所に書類等を置かないように徹底する。

② 執務スペースに被害があった場合の対応

非常時優先業務の継続に支障のない範囲で散乱した机やキャビネット等を片づけ、執務環境を整える。また、必要に応じて災害対策本部に対して資機材の提供や応援を要請する。

ウ 通信（電話・防災行政無線）

① 通信障害対策

不測の故障が生じないよう経年劣化を考慮し、通信設備等の改修及び更新を行う。

② 障害があった場合の対応

関係業者に復旧等の対応を依頼するとともに、必要に応じ代替通信手段を選定する。

エ 通信（電子メール）

① 庁内ＬＡＮの復旧対策 通信事業者との間に、災害時における庁内ＬＡＮ回線の優先的な復旧についての取り決めを行う。

② 障害があった場合の対応

庁内ＬＡＮ回線については、通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。また、庁外との回線については、通信事業者に故障対応を依頼し、復旧の見通しを確認する。

オ 情報システム

① システムを利用しない代替手段等の設定

公金支払い等の緊急を要する非常時優先業務については、システムを利用しない手作業等による代替手段及び復旧後のシステムへの反映方法を定める。

② システムの復旧対策

システムの迅速な復旧のため、データの遠隔地保管等、障害等への対応マニュアルを作成する。また、システム運用保守業者との契約において、発災後の早期対応が図られる内容とするよう努める。

③ 停電が起こった場合の対応

停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請するとともに、自家発電設備の燃料供給体制を確立する。

④ 障害があった場合の対応

復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステム復旧を図る。

カ 電源

① 長時間の停電対策

自家発電設備が継続稼働できる燃料の調達方法などを検討する。なお、必要な燃料は、72 時間分備えるよう努める。

② 停電対応訓練

非常用発電機による電源供給箇所の確認､停電時にとるべき対応等を確認するため、停電対応訓練を実施する。

キ 上下水道、工業用水道

① 断水対策

早期使用再開のため、事業者との調整や協定に基づく飲料水の確保等を明確にしておく。また、下水道の断水を想定した、仮設・簡易トイレの配置計画を策定し、体制整備を進める。

② 断水が起こった場合の対応

発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するための必要な措置を講じる。また、受水槽の貯留水等を飲料水として使用するとともに、復旧までの間、トイレを使用停止とし、仮設・簡易トイレ等で対応する。

ク エレベーター・空調設備

① エレベーター

エレベーター内での閉じ込めが発生した場合の対処方法を確認する。

② 空調設備

冬期の不具合を想定した防寒対策を行う。

③ 停止した場合の対応

保険点検業者に対し、優先的な点検及び復旧を要請し、早期の運転再開に努める。

ケ 職員の非常食・飲料水・簡易トイレ

① 職員の備蓄対策

家庭において最低３日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、非常時には２～３日分の食料品等を携帯し登庁するよう周知する。また、職場においても最低１食分の食料等を備蓄するよう周知する。

② 物資提供協定

災害時における食料品等物資の提供に関する協定を複数事業者と締結する。

③ 発災時の対応

備蓄している物資を計画的に供給するとともに、災害時における食料品等物資の提供に関する協定の締結先に物資の供給を依頼する。

コ 庁舎の代替施設

① 代替庁舎への移転の検討

地震等の発生により一時的に庁舎の一部機能が停止、又は庁舎周辺の被災による職員の参集不能等により、庁舎を長期的に利用できないと判断される場合は、代替庁舎への移転を検討するものとする。

② 移転の決定

庁舎の被害状況等を踏まえ、災害対策本部会議において、本部長が決定する。

③ 本庁舎の移転に係る対応

・ 移転先の施設は、あらかじめ選定した候補から、災害対策本部で被害状況等を考慮して決定する。

・ 移転する業務は、災害対策本部業務及び非常時優先業務を優先する。また、通常業務は、在宅勤務による実施や業務の中止を検討する。

サ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

第３章　災害応急対策

第１節　災害対策本部の組織・運営計画

【災害対策本部担当部】　小千谷市災害対策本部

１　計画の方針

災害発生時における円滑な初動体制の確立、災害の拡大防止及び被害の軽減を図り、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するための組織、任務及び職員の配備について定める。

災害対策基本法に基づく、「災害対策本部」は、体系的かつ効果的な対策を図るよう努める。

また、風水害等発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な事業を時系列的に示し、自主防災組織等の地域防災力と連携した活動を実施する。

２　出動体制

風水害等の発生が予測され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、職員の出動体制を次のとおり定める。

(1) 風水害時

出動体制		参集職員	主な出動基準
警戒体制		・防災安全課、建設課、農林課の課長があらかじめ指定した職員	1　気象庁から各種警報が発表されたとき 2　軽微な災害の発生が見込まれるとき
必要に応じ災害警戒本部を設置	第１次出動体制	・警戒体制職員 ・防災安全課職員 ・建設課、農林課、上下水道局等の各課長等があらかじめ指定した職員	1　新潟県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表されたとき 2　各河川が異常な水位に達したとき 3　信濃川の上流域等で水防警報が発表されたとき 4　軽微な災害が発生したとき
	第２次出動体制	・第１次配備体制職員 ・各課長等 ・各課長補佐等 ・各課の係長 ・その他の職員は待機	1気象庁・新潟県から土砂災害警戒情報が発表されたとき 2　今後、各河川の水位の上昇が更に見込まれるとき 3　重大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき

第３次 出動体制 (災害対策本部を設置)	・全職員 ※状況に応じて招集する	1　甚大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき 2　その他市長が特に必要と認めたとき

(2) 雪害時

出動体制	参集職員	主な出動基準
警戒体制	・防災安全課職員 ・建設課、農林課等の各課長があらかじめ指定した職員	1　大雪警報等が発表され、雪崩等の発生が見込まれるとき 2　連続的な降雪で市民に影響を及ぼす場合 3　軽微な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき
雪害警戒本部体制	・警戒体制職員 ・各課長等 ・各課長補佐等 ・各課の係長 ・その他の職員は待機	重大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき
災害対策本部体制	・全職員 ※状況に応じて招集する	1　甚大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき 2　小千谷市災害救助条例あるいは新潟県災害救助条例、災害救助法が適用されたとき 3　その他市長が特に必要と認めたとき

３　職員の配備

(1) 勤務時間内の配備

勤務時間内に災害が予測され又は発生した場合、災害対策本部の指令の下、各部は直ちに応急対策の実施に入る。

この場合、学校、保育園及び出先機関等においては、児童、生徒、市民等の安全確保及び施設の管理等を要するため、これら出先機関等の職員の出動体制については別に定める。

(2) 勤務時間外の出動・配備

勤務時間外に災害が予測され又は発生した場合、災害対策本部は災害情報の連絡（夜間・休日）に基づき、関係課と連絡するとともに、電話連絡、携帯メール等により職員に出動指令をかけ応急対策を実施する。なお、各課は連絡体制の整備を行い、連絡名簿を総務課に提出する。

ア　出動手段

出動時の交通手段は原則自転車、バイク又は徒歩とする。

イ　出動途上の措置

職員は、出動途上において可能な限り被害状況を調査し、所属する長に報告する。また、要救助者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに出動する。

(3) 勤務時間外の出動・配備

災害対策本部部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害対応が困難な場合は、災害対策本部総務部長に応援を求める。

災害対策本部総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配備を行う。

４　災害警戒本部の設置

(1) 設置

梅雨前線の活性化や台風の接近などにより、風水害等が発生し、又は発生する恐れがあり、災害への対応が必要になると予想される場合、必要に応じ災害警戒本部を設置して気象や被害情報などの収集を行う。

警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに関係方面に周知する。

(2) 設置基準

ア　災害対策本部あるいは現地災害対策本部の設置を検討するとき

イ　小規模な被害が発生しているが、災害対策本部の設置には至らないとき

ウ　現在は少雨で河川水位が低くても、今後、大雨が予想され、河川水位の急激な上昇、被害発生の恐れがあるとき

５　雪害警戒本部の設置

(1) 設置

寒冷前線の活発化や積雪期の降雨などにより、雪害、雪崩、融雪災害等が発生し、又は発生する恐れがあり、災害への対応が必要になると予想される場合、必要に応じ雪害警戒本部を設置する。

警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに関係方面に周知する。

(2) 設置基準

ア　災害対策本部あるいは現地災害対策本部の設置を検討するとき

イ　小規模な被害が発生しているが、災害対策本部の設置には至らないとき

ウ　今後、豪雪による被害、雪崩、融雪災害等の発生の恐れがあるとき

６　災害（雪害）対策本部及び現地災害（雪害）対策本部の設置・廃止基準

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合は直ちに災害対策基本法第２３条の２に基づく災害（又は雪害）対策本部を設置する。災害現場に必要な場合は、現地災害（又は雪害）対策本部も併せて設置する。

ア　市域において風水害の発生する恐れがある場合で、高齢者等避難、避難指示等を発表・発令すると見込まれる場合

イ　市域において雪害等により大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、必要があると認めた場合

ウ　災害応急対策を実施するため、特に災害（又は雪害）対策本部の設置を必要とするとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所大会議室に設置し、各部の対策は、各部長の所属課等で実施する。ただし、市役所庁舎に甚大な被害が生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、消防本部とする。

(3) 廃止基準

市長は、災害復旧対策が概ね完了したと認められた場合は、災害（又は雪害）対策本部、現地災害対策本部を解散する。

(4) 設置及び廃止の通知

市長は、災害（又は雪害）対策本部、現地災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。

７　避難情報の基準

市は、水害・土砂災害への早めの備えとして高齢者等避難を発表する。高齢者等避難、避難指示等の発表・発令基準は別に定める。

８　避難所の開設

市長は、高齢者等避難を発表する際、あるいは災害の発生状況に応じて、施設管理者、住民等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長があらかじめ指示する職員とし、避難者の受入れ、負傷者の救護、避難所の開設、運営及び地区の被害状況の調査を行う。

９　災害対策本部及び現地災害対策本部の体制

災害対策本部及び現地災害対策本部の体制は、小千谷市災害対策本部条例及び小千谷市災害対策本部規程に定める「本部の組織及び事務分掌」とする。

(1) 災害対策本部（本庁に設置）

市長は、市域において災害対策本部及び現地災害対策本部の設置基準に達した場合、本庁に災害対策本部を設置する。市長を災害対策本部長とし、本部長は全市の統括及び全職員を指揮監督する。

本部長は、本部会議、本部事務局及び各部を設置する。

ア　本部事務局

災害対策本部の運営、本部長の命令・指示伝達を行う本部事務局を設置する。

イ　各部

構成及び事務分掌は、小千谷市災害対策本部規程に定める「本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

(2) 現地災害対策本部

市長は、災害現場の情報収集伝達等に必要がある場合は、災害現場に災害対策本部

事務を行う現地災害対策本部を設置する。現地本部長は、本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。現地本部員は、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

10　指揮命令の順位

(1) 災害対策本部

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

第１順位：副市長
第２順位：教育長
第３順位：総務課長
第４順位：総務課長以外の課（局）長（注）

(注) 小千谷市長の職務代理に関する規則に定める順序とする。

(2) 緊急時の措置

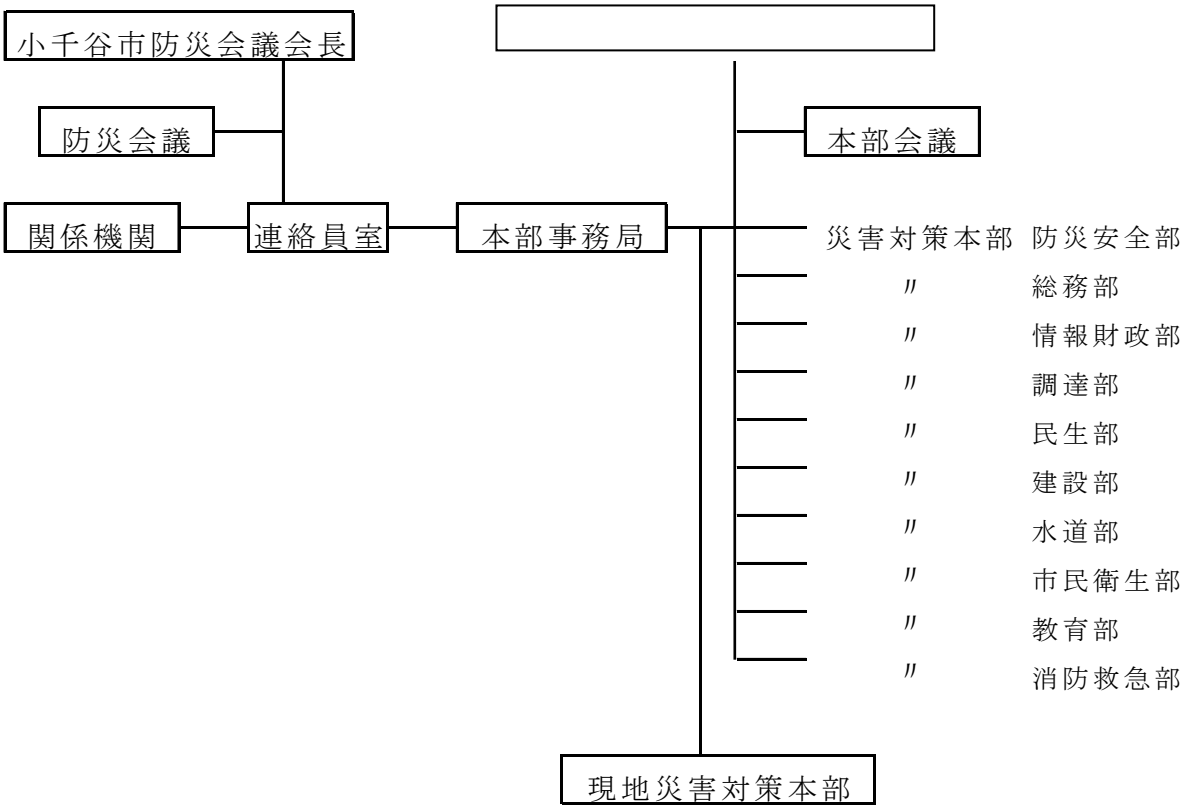
緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

11　小千谷市防災会議連絡員室の設置

市が災害対策本部を設置したときは、小千谷市防災会議は市役所本庁に連絡員室を設置し、関係機関相互の情報伝達を行う。

小千谷市防災会議連絡員室が設置されたときは、関係委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて連絡員室に常駐させる。

（災害対策本部組織系統図）



12　風水害発生前後の対応スケジュール

(1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

○気象警報の伝達

○水防警報の伝達、河川等の警戒監視強化、土砂災害パトロール

○関係職員の緊急参集

○災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立

○住民避難情報の収集

ア　高齢者等避難の発表

・避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）

・要配慮者の所在確認、避難所等への移動

・一般住民への避難情報

・児童・生徒の安全確保

イ　避難の指示

・一般住民の移動避難

・避難所備蓄物資による対応

・避難者の状況把握

・残留住民の移動避難、建物上層階等での籠城避難

(2) 豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）

○災害対策本部の設置

○被害情報の収集
○市長・知事の緊急アピール
○水防活動等被害拡大防止活動の実施
○自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
○公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
○交通規制の実施
○県ボランティア本部・市ボランティアセンターの設置
○避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
○避難所等への食料・生活必需品の輸送
○避難所等への仮設トイレの設置
○医療救護本部の開設
○救護所の設置
○避難所での要配慮者支援対策の実施

(3) 避難指示の解除から２４時間以内
○災害救助法の適用
○通信途絶地域への仮設通信設備設置
○市の被害状況の把握
○被災地外からの医療救護班の受入れ
○避難所外避難者の状況の把握
○ボランティアの受付開始
○義援金の受付

(4) 避難指示等の解除から３日以内
○ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
○健康相談の実施
○浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
○断水地域への給水車による給水
○ボランティアの作業開始

13　災害時の市役所庁舎における庁舎管理上の対応

(1) 電力の確保

停電発生時に円滑な災害対策を行うことができるように、発電機等の出力の増強及び設置を行い、予備発電の確保を行う。

(2) 燃料の確保

予備電源装置の燃料確保に努める。

(3) 宿直者の対応

休日・夜間に大規模な地震が発生した場合は、身の安全を確保した上で、庁舎の被害状況を確認するとともに、出入口及び通路の確保を行い、迅速な災害対策が行えるようにする。

14　積雪期の対応

積雪期にあっては、雪崩による交通途絶、二次災害の危険性が予想される。職員は本部に参集する場合、雪崩危険箇所等にあっては、特に注意するものとする。

雪崩等により道路等が寸断された場合は、復旧するまでの間、地域の自主防災組織等の活動に参加し、地域の被害状況を収集するとともに、本部への情報伝達にあたる。また、道路等が寸断され、かつ、通信手段が確保できない場合は、地域の被害状況の収集等に当たり、二次災害の危険性が低くなったときに、各自の勤務する施設に参集する。

災害対策本部各部の分掌事務

部の名称	担当事務
防災安全部	・災害対策本部に関すること。 ・災害救助法適用に関すること。 ・防災会議及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・避難の指示又は解除に関すること。 ・情報伝達手段に関すること。 ・自衛隊出動要請に関すること。 ・緊急消防援助隊の出動要請に関すること。 ・被害調査に関すること。 ・水防に関すること。 ・原子力災害に関すること。 ・他班に属さないこと。
総務部	・り災者の避難に関すること。 ・避難所運営の調整に関すること。 ・緊急輸送の総合調整及び車両等の確保に関すること。 ・職員の動員に関すること。 ・健康管理に関すること。 ・派遣職員の受け入れに関すること。 ・市有財産の災害予防及び被害調査及び復旧に関すること。 ・義援金の出納に関すること。 ・防災安全班の応援 ・被害認定調査及びり災証明に関すること。 ・市税の臨時措置に関すること。 ・食料及び生活必需品等の運搬に関すること。 ・義援物資の運搬に関すること。 ・議員との連絡調整に関すること。
情報財政部	・災害時の情報収集、整理及び報告に関すること。

	・予算措置に関すること。 ・災害情報の広報活動に関すること。 ・被害写真に関すること。 ・防災安全班の応援
調達部	・食料及び生活必需品等の調達及び運搬に関すること。 ・雇用対策及び融資に関すること。 ・商工業者の被害調査に関すること。 ・義援物資の受け入れ、保管及び運搬に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。 ・農林水産施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・農業者への融資に関すること。 ・避難所施設の管理運営に関すること。
民生部	・り災者の救出及び避難に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。 ・義援金の受け入れ、配分管理に関すること。 ・要配慮者の救出及び避難に関すること。 ・社会福祉施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・救護本部及び救護所の設置に関すること。 ・感染症(伝染病)の予防に関すること。 ・避難所の健康管理に関すること。
建設部	・土木建築関係施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・交通規制等に関すること。 ・緊急輸送路に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・都市計画施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・仮設住宅の設置及び住宅応急修理に関すること。 ・被災者生活再建支援金に関すること。 ・ヘリポートの設置に関すること。
水道部	・水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・応急給水に関すること。
市民衛生部	・炊き出しに関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。 ・し尿及びごみ処理に関すること。 ・防疫に関すること。

	・仮設トイレに関すること。 ・愛玩動物に関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。
教育部	・児童福祉施設及び教育施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・児童、生徒の救出及び避難に関すること。 ・被災学校の運営に関すること。 ・給食センターでの炊き出しに関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。 ・社会教育、社会体育施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。
消防救急部	・消防に関すること。 ・救急に関すること。 ・新潟県消防相互応援協定等による応援要請に関すること。

第２節　防災関係機関の相互協力体制

【災害対策本部担当部】　小千谷市災害対策本部

１　計画の方針

○　基本方針

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は事前に県内市町村、県外自治体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

(1) 各主体の責務

ア　市

(ｱ) 市は、被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

(ｲ) 被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(ｳ) 他市町村が被災したときは、市は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

(ｴ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間等の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

(ｵ) 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(ｶ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機

関で共有する等、必要な準備を整える。

(ｷ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

イ　県

(ｱ) 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。

(ｲ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

(ｳ) 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

(ｴ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ｵ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。

(ｶ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

(ｷ) 市町村が災害対応能力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努め　るものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(ｸ) 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたるとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。

(ｹ) 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。

(ｺ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

(ｻ) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

(ｼ) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(ｽ) 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

ウ　その他の防災関係機関の責務

(ｱ) その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

(ｲ) 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

(ｳ) ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるように努める。

(ｴ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

(ｵ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

(2) 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

ア　災害時相互応援に関する協定の締結

イ　災害時の情報収集及び連絡体制の確立

ウ　受援計画の整備など応援受入体制の確立

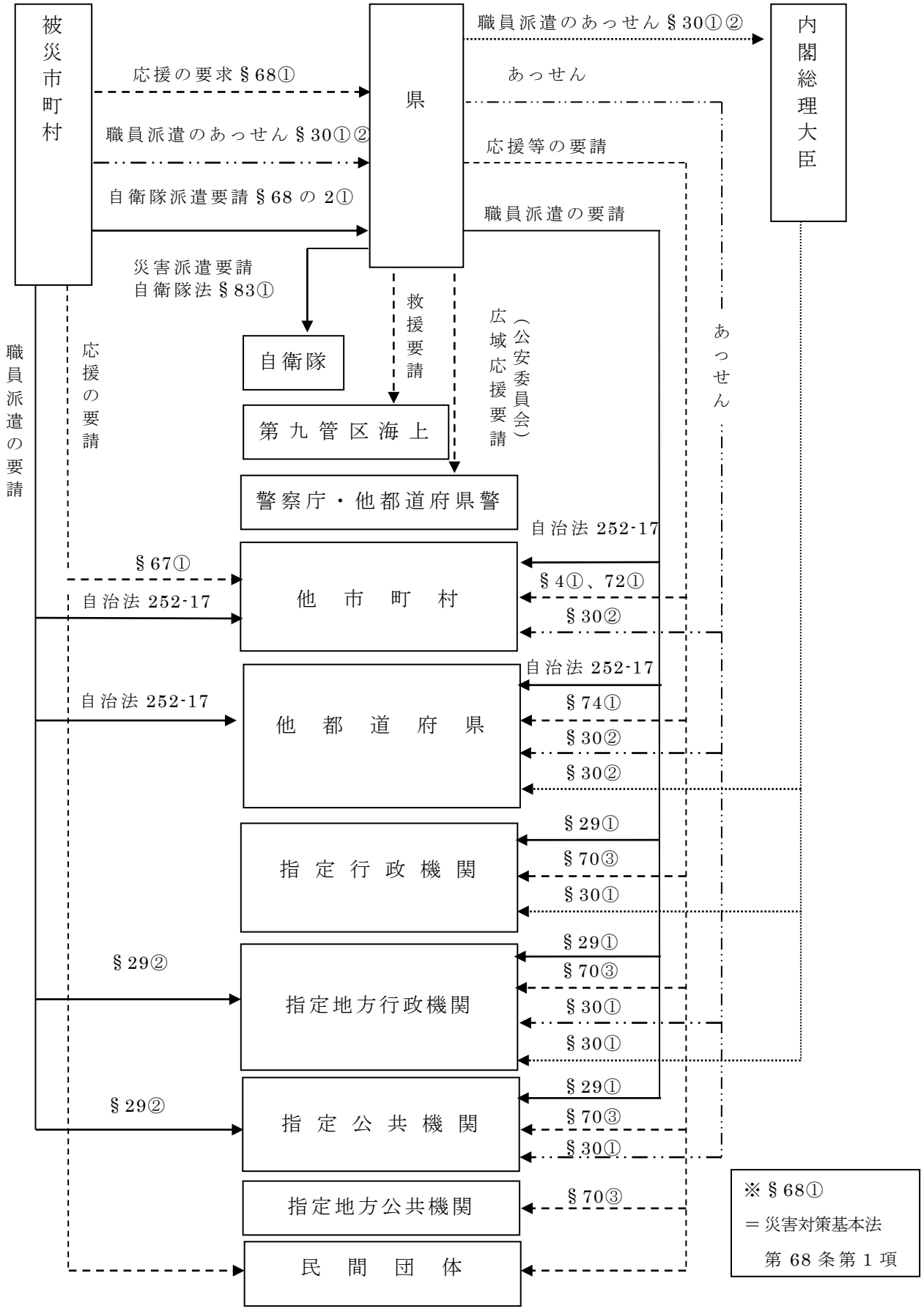
エ　応援計画の整備など応援体制の確立

(3) 積雪期の対策

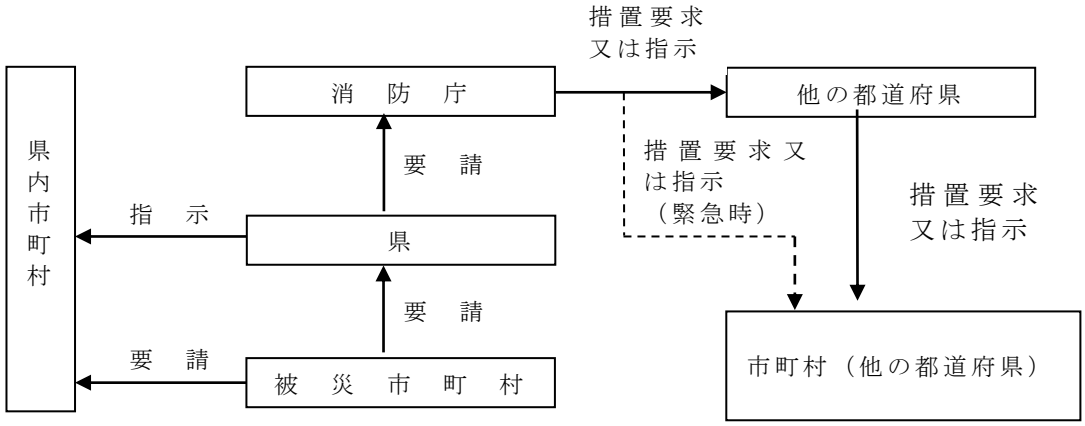
市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

２　情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



３　業務の内容

(1) 時系列区分による応援要請

第１段階	・人命の救護に必要な応援要請 ・災害の拡大防止に必要な応援要請	ア．救出・搬送用人員、資機材 イ．医療に関する応援 ウ．火災の鎮圧及び救助・救急に間する応援 エ．その他状況に応じた応援
第２段階	・災害対策に必要な応援要請	ア．必要物資の供給 イ．給水等ライフライン応急対策に対する応援 ウ．遺体保護・防疫などに関する応援 エ．ごみ、し尿処理に関する応援 オ．その他状況に応じた応援
第３段階	・復旧対策に必要な応援要請	ア．復旧対策に関する応援 イ．その他状況に応じた応援

(2) 市が実施する行政機関に対する主な応援要請の種別

指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	災害対策基本法第２９条
県知事	１．指定地方行政機関職員の派遣 ２．他の地方公共団体職員の派遣あっせん要請 ３．応援の要求及び応急措置の実施要請 ４．職員の派遣要請 ５．自衛隊への派遣要請 ６．消防庁への派遣要請	災害対策基本法３０条第１項 災害対策基本法３０条第２項 災害対策基本法６８条 地方自治法第２５２条の１７ 消防組織法第２４条の３
他の市町村長等	１．応援の要求 ２．職員の派遣要請	ア．復旧対策に関する応援 イ．その他状況に応じた応援

	３．災害応援に関する協定に基づく要請	

(3) 市の行う応援要請

ア　指定地方行政機関に対する要請

(ｱ) 市長は、応急対策に関する応援等を要請し、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(ｲ) 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

(ｳ) 北陸地方整備局

市長は、応急対策又は災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、北陸地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあっせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。

〈使用要請事項〉

・使用を要請する理由	・その他必要事項
・使用を必要とする期間	

イ　知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(ｱ) 連絡先及び方法

県危機対策課へ防災行政無線、電話、ＦＡＸ等で行う。なお、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にＦＡＸ等で処理する。

(ｲ) 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

ウ　他の市町村に対する要請

(ｱ) 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(ｲ) 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

（○防災協定締結一覧表・・・・・資料編参照）

エ　「中越大震災ネットワークおぢや」の活用

新潟県中越大震災における災害対応を契機として平成 17 年に設立した「中越大震災ネットワークおぢや」(事務局：小千谷市・常葉大学)により、災害発生時における被災市町村の災害対応業務支援のための情報提供と、経験職員等派遣の調整を行う。

（○ネットワークおぢや会員名簿・・・・・資料編参照）

(4) 県の行う応援要請

県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

ア　他の市町村への応援の指示又は調整

イ　他の都道府県への応援の要請
ウ　全国知事会を通じた応援の要請
エ　指定行政機関等への応急対策実施要領
オ　第九管区海上保安本部への支援要請
カ　民間団体への応援要請
キ　自衛隊に対する災害派遣要請
ク　警察本部の応援要請（公安委員会）
ケ　消防の広域応援

(5) 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

ア　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。

イ　知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があったとき、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

ア　指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。

イ　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

(7) 消防機関に対する応援要請

市の消防力で対処することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生したとき、消防組織法第２１条及び第２４条の３に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。応援要請の手順は次のとおりとする。

ア　救助・救急及び火災等の応援要請

要請順位	応援協定名称等	要請種別	要請先	応援出動消防機関
第一順位	新潟県広域消防相互応援協定等	第一要請	○長岡市消防本部 TEL0258-36-0119 FAX0258-36-8320	中越地域の消防本部
		第二要請	○長岡市消防本部 ○新潟市消防局 TEL025-223-3191 FAX025-223-3174 ○上越地域消防局 TEL025-525-1199 FAX025-523-8225	中越地域の消防本部、下越又は上越地域の消防本部

		第三要請	○長岡市消防本部 ○新潟市消防局 ○上越地域消防局 ○佐渡市消防本部 TEL0259-52-3941 FAX0259-52-5651	県下全域の消防本部
第二順位	緊急消防援助隊要綱	消防庁長官 （県危機対策課） TEL025-285-5511 TEL(夜)025-280-5511（警備室） FAX025-281-2979		消防庁に登録、又は報告してある全国の救助、救急及び消火部隊等

イ　消防防災ヘリコプターの応援要請

応援協定名称等	要請種別	要請先	応援出動消防機関
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	(1)調査 情報収集等 (2)火災（消火） (3)救助 (4)救急 (5)救援物資、人員等の搬送	県消防防災航空隊 TEL025-270-0263、0395 FAX025-270-0265	
広域航空消防応援実施要綱		消防庁長官（県危機対策課） TEL025-280-5511 TEL(夜)025-280-5511（警備室） FAX025-281-2979	消防防災航空隊を有する県及び政令指定都市の消防機関等

(8) 受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するに必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

ア　情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ　受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

ウ　応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応援部隊		事務室設置場所
市		災害対策本部
消防機関		消防本部
自衛隊	統括本部	災害対策本部

	前線本部	災害対策本部

エ　宿泊場所の確保

(ｱ) 避難所として指定されていない公共施設

(ｲ) 自衛隊については宿営を原則とし、宿営地は白山運動公園及び市役所周辺の市管理用地とする。また、必要に応じ宿泊施設を確保する。

(ｳ) 被災状況、応援隊の規模等により市で確保することができない場合は、近隣市町に依頼し確保する。

オ　車両集結場所

(ｱ) 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

(ｲ) 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

カ　燃料確保及び供給

(ｱ) 災害応援車両への燃料の供給は、原則として新潟県石油商業協同組合の協力を得て給油場所を指定し供給する。

(ｲ) 被災状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

キ　食料の供給及び炊事施設の確保

(ｱ) 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

(ｲ) 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

第３節　気象情報等伝達計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、消防救急部

１　計画の方針

風水害等は気象・水象情報の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○　基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 市民・企業等

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

(ｲ) 市

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、ＮＴＴから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、必要に応じて自主防災組織等の関係団体へ通報するとともに住民へ周知する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは､直ちに緊急告知ラジオ等により市民へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けた場合は、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

(ｳ) 県

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通報を受けたとき、直ちに市に通知するよう努める。

特に、気象等の警報・特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を市に通知しなければならない。

(ｴ) 国

新潟地方気象台は、気象等の警報等を発表したときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

イ　達成目標

気象等の警報や災害関係予報、災害関係情報を関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

２　業務の体系

気象業務法に定める特別警報・警報・注意報等	特別警報・警報・注意報の種類と概要
	特別警報・警報・注意報の概要
消防法に定める火災気象通報及び火	火災気象通報

災警報	火災警報

３　業務の内容

【気象業務法に定める特別警報・警報・注意報等】

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布(通称:キキクル)）など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

ア　一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

本県においては、新潟地方気象台が小千谷市を対象に、次表の基準により気象警報・注意報等を発表する。（令和４年１１月２４日運用開始）

なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている（令和元年５月２９日運用開始)。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。

(ｱ) 特別警報

種　　類	発　　表　　基　　準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(ｲ) 警報

種　　類	発　　表　　基　　準

大雨警報 （浸水害）又は （土砂災害）	（浸水害）：表面雨量指数基準 10 （土砂災害）：土壌雨量指数基準 122 を超える降雨が予想される場合
洪水警報	流域雨量指数基準 須川流域：7.4、朝日川流域：8.4、野辺川流域：8.3、茶郷川流域：9.8、表沢川流域：3.2 複合基準 茶郷川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 8.8 表沢川流域：表面雨量指数基準 10、流域雨量指数基準 3.1 を超えると予想される場合
暴風警報	平均風速が 20m/s を超えると予想される場合
暴風雪警報	平均風速が 20m/s を超え、かつ雪を伴うと予想される場合
大雪警報	平地 6 時間降雪の深さ 35 ㎝ 山沿い 12 時間降雪の深さ 55cm いずれかを超えると予想される場合

(ｳ)注意報

種　　類	発　　表　　基　　準
大雨注意報	表面雨量指数基準 5 土壌雨量指数基準 79 を超える降雨が予想される場合
洪水注意報	流域雨量指数基準 須川流域：5.9、朝日川流域：6.5、野辺川流域：6.6、茶郷川流域：7.8、表沢川流域：1.7 複合基準 信濃川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 72.4 須川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 4.7 野辺川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 6.6 茶郷川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 7.8 表沢川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 1.7 を超えると予想される場合
強風注意報	平均風速が４月～９月：12m/s、10 月～３月：15m/s と予想される場合
風雪注意報	平均風速が４月～９月：12m/s、10 月～３月：15m/s、かつ雪を伴うと予想される場合
大雪注意報	平地 6 時間降雪の深さ 15 ㎝ 山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm いずれかを超えると予想される場合

雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
融雪注意報	1　積雪地域の日平均気温が 10℃以上と予想される場合 2　積雪地域の日平均気温が７℃以上と予想され、かつ日平均風速５m/s 以上か日降水量 20 ㎜ 以上が予想される場合
濃霧注意報	視程が 100m 以下になると予想される場合
乾燥注意報	実効湿度が 65％以下､最小湿度が 40％以下になると予想される場合
なだれ注意報	1　24 時間降雪の深さが 50 ㎝以上で気温の変化が大きいと予想される場合 2　積雪が 50 ㎝以上で最高気温が８℃以上になるか、日降水量 20 ㎜以上の降雨が予想される場合
低温注意報	５月～９月：日平均気温が平年より３℃以上低い日が３日以上継続すると予想される場合 11 月～４月：平野部で最低気温が－７℃以下、山沿いで－10℃以下となることが予想される場合
霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下
着氷・着雪注意報	1　著しい着氷が予想される場合 2　気温０℃付近で､並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合

(ｴ)その他の情報

記録的短時間大雨情報	１時間雨量で 100mm 以上の降雨が予想される場合

(ｵ)水防活動の利用に適合するもの

種類			発表基準
注意報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用はん濫注意情報	はん濫注意情報	〃　はん濫注意情報と同じ
	指定河川のはん濫注意情報	信濃川中流はん濫注意情報	洪水予報基準地点の水位がはん濫注意水位を超えるおそれがある場合
警報	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用はん濫警戒情報	はん濫警戒情報	〃　はん濫警戒情報と同じ
	指定河川のはん濫警戒情報	信濃川中流はん濫警戒情報	洪水予報基準地点の水位がはん濫危険水位もしくははん濫危険水位を超える洪水となることが予想される場合

（注）１　表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条

件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

２　水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、「水防活動用」の用語は用いない。又、指定河川を対象とする洪水予報（信濃川中流はん濫注意情報及びはん濫警戒情報）は北陸地方整備局（信濃川河川事務所）と新潟地方気象台が共同で発表する。

３　同時に２つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した１つの注意報文又は警報文を作成する。

４　１つ又は２つ以上の注意報又は警報が発表された後において、１つ又は２つ以上の注意報又は警報を発表した場合は、前に発表された注意報又は警報は後で発表された注意報又は警報に切り換えられたものとし、注意報又は警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

イ　気象情報等

(ｱ) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」、という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回り、一層の警戒が必要となる場合には「除雪が困難となる積雪になっており」等の表現を用いた新潟県気象情報が発表される。

(ｲ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(ｳ) 記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）

が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(ｴ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(ｵ) 信濃川中流洪水予報、魚野川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水予報の標題（種類）は気象庁ホームページを参照のこと。

(ｶ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当

・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河

川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当

・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

・流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時１０分ごとに更新している。

(ｷ) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

ウ　その他の予報及び警報

(ｱ) 船舶の利用に適合する予報及び警報（新潟地方気象台発表）

(ｲ) 航空機の利用に適合する警報（東京航空地方気象台発表）

(ｳ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報（新潟地方気象台発表）

(2)　特別警報・警報・注意報の伝達

ア　一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

(ｱ) 新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。通知を受けた関係機関は、更に傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。

(ｲ) 市は、警報・特別警報を受領した場合は、状況に応じて市民に対して広報車の巡回、電話及び消防団員による町内巡回等により周知する。

(ｳ) 知事は、(1)ア又はイの通報を受けたときは、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場

合は、一斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。

(ｴ) 東日本電信電話㈱は、新潟地方気象台から警報・特別警報の伝達を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網（ＦＡＸ）により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを市へ伝達する。

(ｵ) 日本放送協会新潟放送局は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。なお、災害対策基本法第５７条に基づいて、市長から災害による避難指示等の放送要請があったときは、緊急警報放送を実施する。

イ　水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達

信濃川の水防警報については、国土交通省（信濃川河川事務所）が行うが、国土交通省、県が水防警報を発しない中小河川の水防予知については市長が行うものとし、必要ある場合は警報に準じて措置する。

ウ　その他の予報及び警報の伝達等

船舶の利用に適合する予報及び警報、航空機の利用に適合する警報、鉄道電気事業の利用に適合する予報及び警報については、新潟地方気象台又は東京航空地方気象台が関係機関に伝達又は通報する。

エ　異常現象発見時における措置

(ｱ) 異常現象の種別

a 竜巻　農産物、建造物に被害を与える程度以上のもの

b 強い降ひょう　農作物等に被害を与える程度以上のもの

c なだれ　建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

d その他異常なもの

(ｲ) 通報手続

a 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官等に通報する。

b 通報を受けた警察官は、その旨市長に通報する。

c (ｲ)のａ又はｂにより通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。

(a) 新潟地方気象台

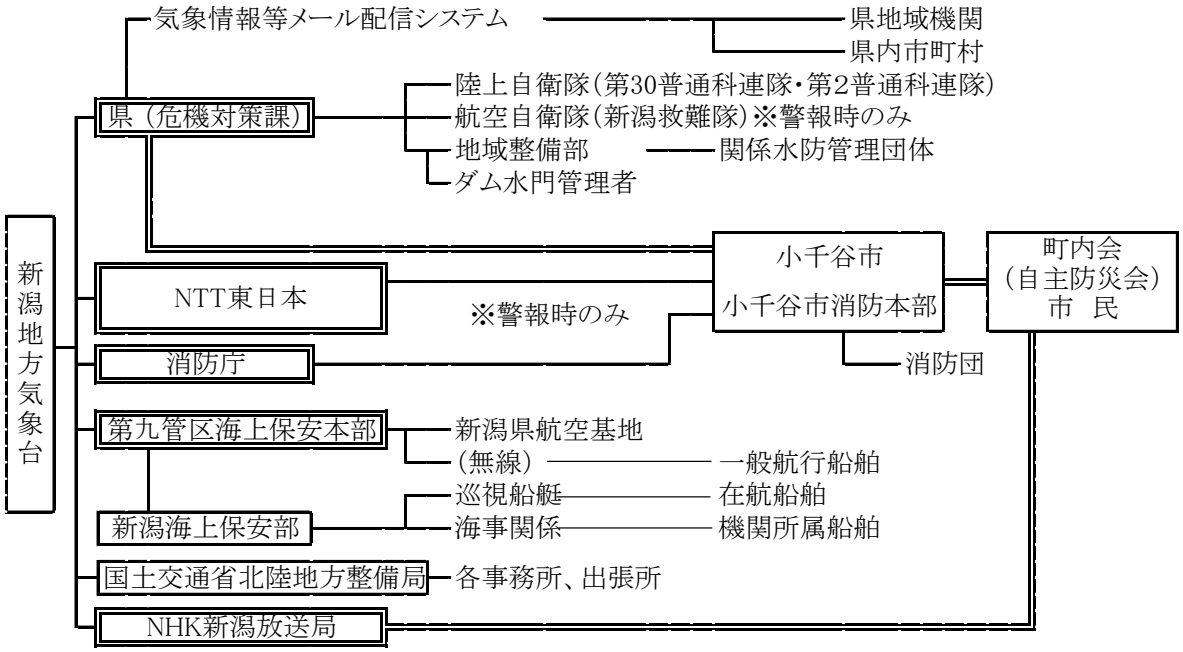
(b) 長岡地域振興局及びその他関係機関

(c) 当該災害に関係する近隣市町村

d 長岡地域振興局長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。

e 県危機対策課長は、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

（令和8年4月1日現在）



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先

二重線の経路は、気象業務法第１５条の２によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

【消防法に定める火災気象通報及び火災警報】

(1)　火災気象通報

ア　新潟地方気象台の業務

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときは、新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、県を通じて本市や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。

イ　県の業務

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、本市に伝達する。

ウ　火災気象通報の通報基準

新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2)　火災警報

ア　市の業務

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

市長から「火災警報」が発せられたときは、市の区域にある者は、小千谷市火

災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

イ　火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、小千谷市地域防災計画の定めるところにより公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

県は、市から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

第４節　洪水予報・水防警報伝達計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、消防救急部

１　計画の方針

水害は気象・防災情報の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、水防関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民

「自らの命は自らが守る」という意識のもと市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連携を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

イ　市

信濃川の状況については、住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報や現地の状況を総合的に判断し、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、市内の中小河川については、水位状況等の監視体制を強化し、洪水のおそれがあるときは、直ちに上記と同様な措置を講じる。

市長は、水防上必要があるときは消防機関(消防本部、消防団)を出動させ、又は出動の準備をさせる。

ウ　国、県

(ｱ) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｲ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｳ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を市町村、その他水防関係機関に通知する。

(ｴ) 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(2) 達成目標

洪水予報、水防警報及び水位周知を行う河川を拡充し、水防活動及び住民の避難行動を支援する防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難情報（警戒レベル３）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(4) 積雪期の対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	河川の水位の状況
県（地域機関）	関係行政機関	〃
国（河川事務所）	関係行政機関	〃

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	住民、水防従事者	避難情報
県（地域機関）	市、住民、 報道機関	河川の水位または流量
国（河川事務所）	〃	〃

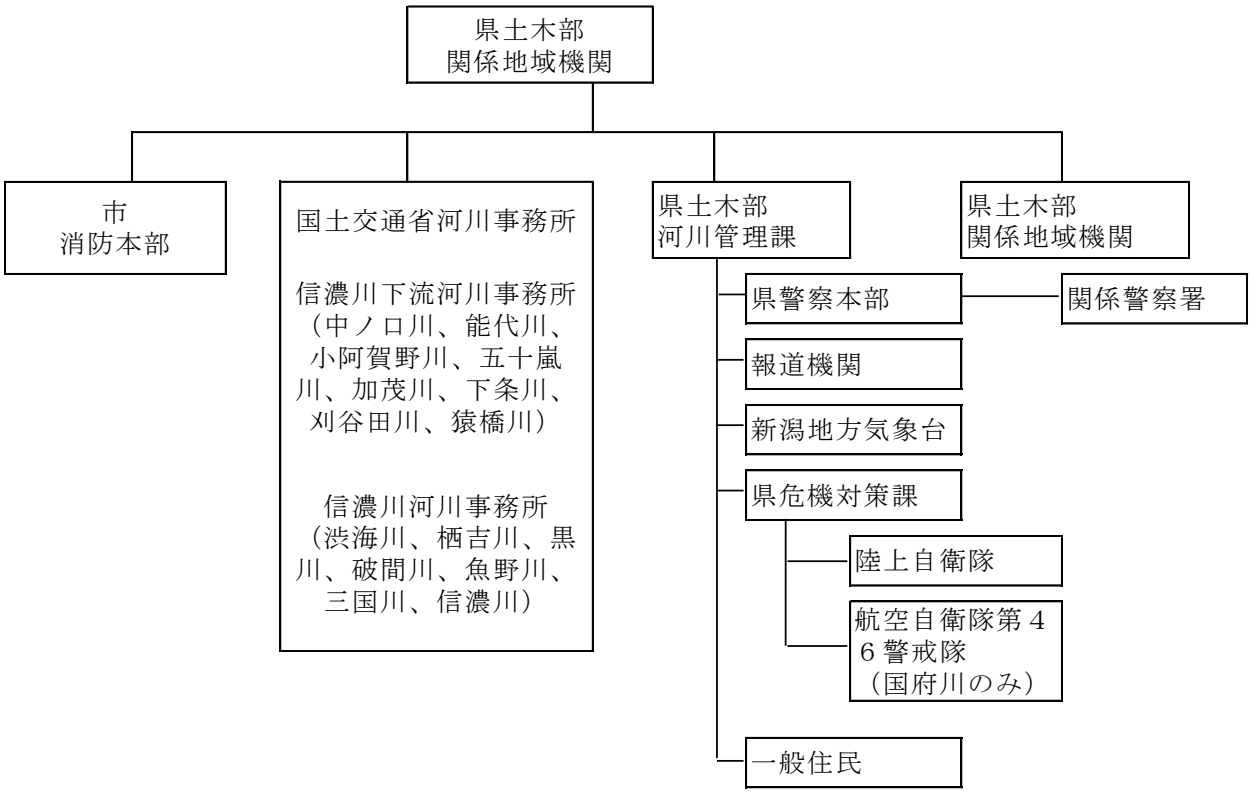
３　設定水位の種類

・　水防団待機水位：通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位
　　↓
・　氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
　（警戒水位）
　　↓
・　避難判断水位：市長の高齢者等避難発表の判断目安
　　避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位
　　↓
・　氾濫危険水位：市長の避難指示発令の判断目安
　(洪水特別警戒水位) 通常の避難行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位

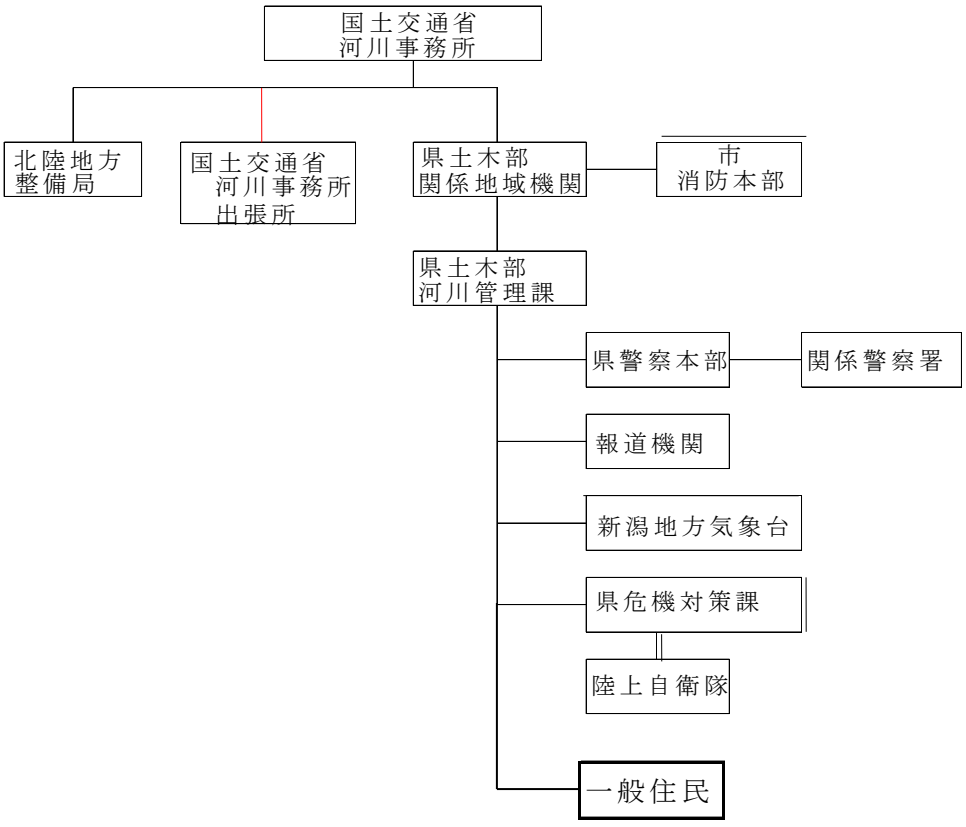
４　業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

(1) 量水標管理者→「県の地域機関」からの場合



(2) 量水標管理者→「国の河川事務所」からの場合



５　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
国又は県	洪水予報河川の指定	新潟地方気象台
国又は県	水位又は流量の通知及び公表	市、報道機関
国又は県	水防警報河川及び水位周知河川の指定	
国又は県	河川防災情報の一般への提供	県民一般
市	消防機関の準備・出動	消防本部、消防団
市	避難情報の発令	住民、報道機関

(1) 国の業務

ア　洪水予報河川

(ｱ) 流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(ｲ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においてはそれらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ　水防警報河川

(ｱ) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(ｲ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県に通知する。

ウ　水位の通報及び公表

(ｱ) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定める関係者に通報する。

(ｲ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。

エ　国所管の洪水予報･水防警報河川の一覧

(ｱ) 洪水予報河川（令和７年６月１日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
信濃川中流	十日町(姿) 小千谷 長　岡 大河津	信濃川河川事務所	長岡市、小千谷市、十日町市、燕市、弥彦村
魚　野　川	六日町 小　出 堀之内		長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市

(ｲ) 水防警報河川（令和７年６月１日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
信　濃　川	十日町(姿) 小千谷 長　岡 大河津	信濃川河川事務所	長岡市、小千谷市、十日町市、燕市、弥彦村
魚　野　川	六日町 小　出 堀之内		長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市

(2) 県の業務

ア　洪水予報河川

(ｱ) 国の洪水予報河川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは､直ちにこれを水防管理者に通知する。

(ｲ) 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(ｳ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ　水位周知河川

(ｱ) 国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを水防管理者に通知する。

(ｲ) 洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

(ｳ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ　水防警報河川

(ｱ) 国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを市町村に通知する。

(ｲ) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(ｳ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を市町村その他水防関係機関に通知する。

エ　水位の通報及び公表

(ｱ) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

(ｲ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

オ　河川防災情報システムによる情報提供

(ｱ) 河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する

河川防災情報システムを更新・整備する。

(ｲ) 上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。

(ｳ) 雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

カ　県所管の洪水予報･水位周知・水防警報･水防情報提供河川の一覧

(ｱ) 水位情報周知河川（令和７年６月１日現在）　＊中越地域の河川のみ掲載

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
五十嵐川	荒　沢 滝　谷	三条地域振興局	三条市
刈谷田川	栃　尾 本　明 大　堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市
渋海川	飯　塚	長岡地域振興局	長岡市
信濃川(県)	割　野	十日町地域振興局	長岡市、十日町市、津南町、小千谷市
魚野川(県)	中之島	南魚沼地域振興局	長岡市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町
鯖石川	加　納	柏崎地域振興局	柏崎市

（県）：直轄管理区間に対する県管理区間のこと

(ｲ) 水防警報河川（令和７年６月１日現在）　＊中越地域の河川のみ掲載

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
五十嵐川	荒　沢 滝　谷	三条地域振興局	三条市
刈谷田川	栃　尾 本　明 大　堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市
渋海川	飯　塚	長岡地域振興局	長岡市
信濃川(県)	割　野	十日町地域振興局	十日町、津南町、小千谷市、長岡市
魚野川(県)	中之島	南魚沼地域振興局	長岡市、南魚沼市、湯沢町、魚沼市
鯖石川	加　納	柏崎地域振興局	柏崎市

（県）：直轄管理区間に対する県管理区間のこと

キ　市長の避難指示等発令の判断の支援

(ｱ) 洪水時に、河川管理者から市長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(3) 市の業務

ア　市の水防責任

水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ　避難情報の発令

信濃川の状況については、国、県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等や現地の状況を総合的に判断し、住民に対する避難指示発令の時機を捉え、迅速かつ的確に発令し伝達する。

市内の中小河川については、水位状況等の監視体制を強化し、洪水のおそれがあるときは、直ちに上記と同様な措置を講じる。

ウ　水位の通報及び公表

洪水のおそれがあって国又は県から河川の水位が通報水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、市の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ　消防機関の出動

水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、市の水防計画に定めるところにより、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(4) 新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水のおそれがあるときは、その状況を国及び県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第４節の２　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、消防救急部

１　計画の方針

土砂災害については、気象・防災情報等により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報や他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自主防災組織等や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ　市

市は、国、県、新潟地方気象台からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、災害発生情報を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ウ　国、県

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージし易いようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

(ｱ) 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

(ｲ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情　報　発　信	情　報　受　信　者	主な情報内容
市	関係行政機関	被害情報、危険個所の情報
県	関係行政機関	被害情報、危険個所の情報

(2) 被災地へ

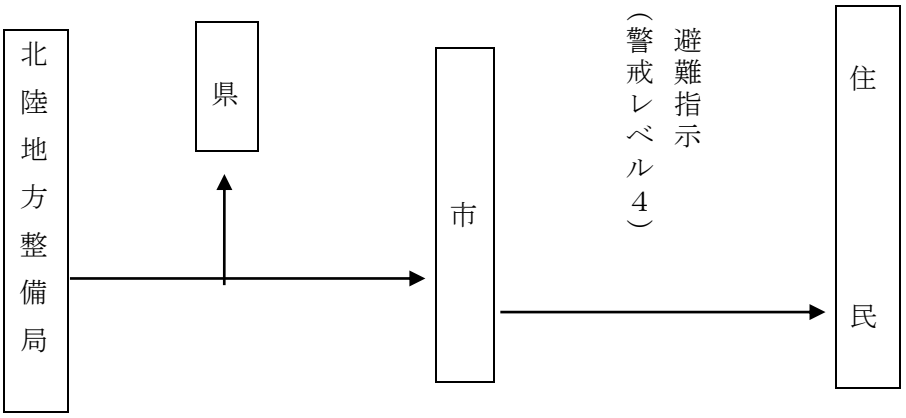
情　報　発　信	情　報　受　信　者	主な情報内容
市	市民	避難情報
県（地域機関）	市	土砂災害緊急情報
国	市、県	土砂災害緊急情報
新潟地方気象台 （県と共同発表）	関係行政機関、県、報道機関	土砂災害緊急情報

３　業務の体系

(1) 土砂災害緊急措置の伝達フロー図

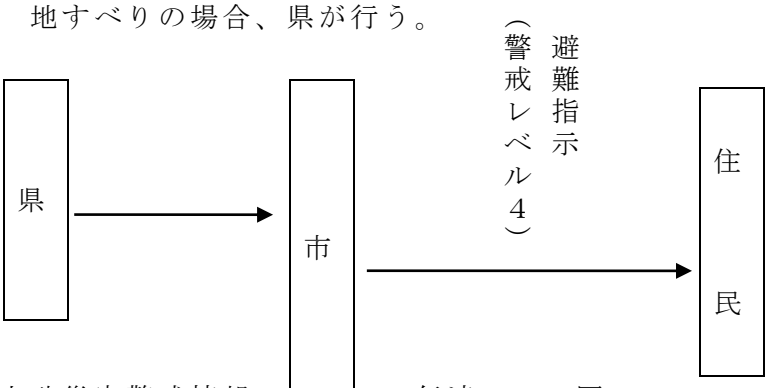
ア　国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ　県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(2) 土砂災害警戒情報　　の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は、県及び関係機関へ伝達し、

県は市へ伝達する。伝達経路は、第３章第４節の気象警報等の伝達経路図に準ずる。

４　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市
県･新潟地方気象台	土砂災害警戒情報の発表	
市	避難情報の発令	住民

(1) 国の業務

ア　河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2) 県の業務

ア　地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を市に通知する。

ウ　大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

第５節　災害時の通信確保

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、総務部、消防救急部

１　計画の方針

○　基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。防災関係各機関は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(1) 各主体の責務

ア　市民・企業等

風水害発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、緊急告知ラジオ、緊急情報メール等の情報を確認するとともに、非常用持出袋などを準備する。

イ　市

(ｱ) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(ｲ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県及び防災関係機関、通信事業者等に支援を要請する。

ウ　県

(ｱ) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(ｲ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

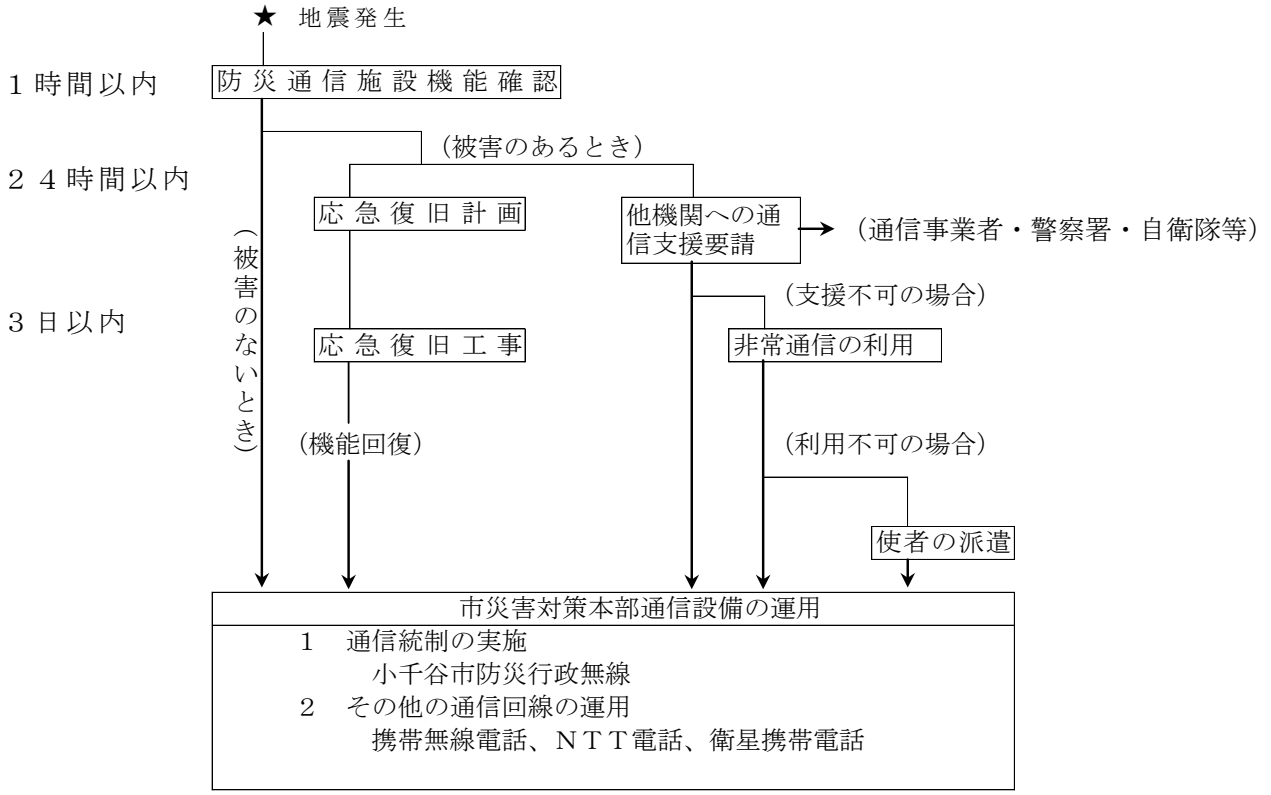
(ｳ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

エ　防災関係機関、通信事業者等の責務

県、市から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

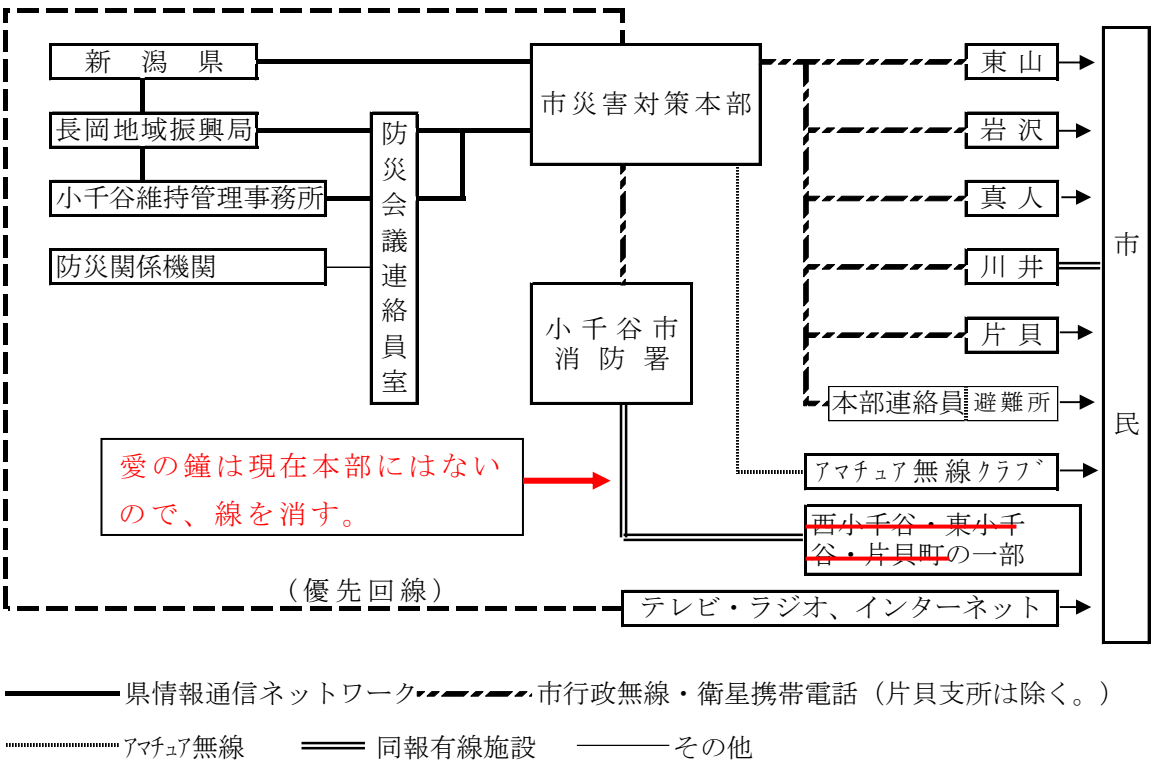
通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

２　防災通信施設応急対策フロー図



３　通信体系

有線電話施設が、使用不能及び著しく使用が困難な場合における、通信施設の運用については次のとおりとする。



４　災害時の通信連絡

県、市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として小千谷市防災行政無線、県防災行政無線又は公衆回線（加入電話）で行うものとする。加入電話は、局地的あるいは全面的に途絶する場合が想定されるため、あらかじめＮＴＴ東日本へ申し入れ、承諾を得ている災害時優先電話を利用する。

（○災害時優先電話一覧表・・・・・・・・・資料編参照）
（○新潟県防災行政無線・・・・・・・・・・資料編参照）

５　小千谷市防災行政無線

(1) 通信統制

災害時等において情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、小千谷市防災行政無線の通信回線を確保する必要があるときは、防災安全課長（通信管理者）は、次により通信統制を実施する。

ア　回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ　通話統制

任意の通話中回線に緊急割込み分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。なお、運用上の細部については、「小千谷市防災行政無線運用管理規程」の定めるところによる。

（○小千谷市防災行政無線運用管理規程・・・・・・資料編参照）

(2) 移動系無線の利用

小千谷市防災行政無線の陸上移動局（携帯型・車載型）及び消防車載無線機は、災害現場の情報収集を行うとともに、基地局（固定系）に機能障害が生じた場合は、応急対策用無線機として利用する。

６　他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、関係各法令の規定により市は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができるものとする。

使用することができる主な通信設備

・警察通信設備　・電力通信設備　・消防通信設備

７　非常通信の利用

県、市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関

するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

（○非常通信を依頼できる無線局一覧表・・・・・資料編参照）

８　その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用

災害が発生した場合に防災活動にあたる防災関係機関が、防災活動を円滑に進めるため全国共通の１５０ＭＨＺ帯及び４００ＭＨＺ帯の専用波を用いて被害や活動の状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている。なお、運用上の細部については、「新潟県内防災相互通信用無線局運営要領」の定めるところによる。

（○防災相互通信用無線・・・・・資料編参照）

(2) 移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話、衛星携帯電話、業務用無線(ＭＣＡ)、ＰＨＳ等の移動式通信設備を使用し､緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

災害時においては、ボランティアのアマチュア無線により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地及び避難所等における身近な連絡手段として有効に活用する。

（○小千谷アマチュア無線クラブ　　・・・・・・・・・・資料編参照）

（○アマチュア無線による災害情報の提供に関する協定・・・・資料編参照）

(4) 消防団無線の活用

市内の消防団車両に配備されている無線を、非常用の連絡手段として活用する。

９　放送施設の活用

有線電話の有効活用が図られない場合、市は速やかに県を通じ、テレビ、ラジオの放送機関に、災害に関する情報、応急対策上必要な伝達事項等の放送を依頼する。

10　すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線電話が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

11　小千谷市防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を直ちに把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い、防災関係機関・施設相互の通信回路の確保にあたる。

(1) 通信設備の機能確認

通信設備の疎通状況及び機能確認を行う。

(2) 災害時の組織体制

応急復旧業務を行うため、夜間休日等の非常通信体制をあらかじめ定めておく。

(3) 設備復旧体制の確立

応急復旧措置について、保守点検業者とあらかじめ定めておく。

第６節　被災状況等収集伝達計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、総務部、消防救急部

１　計画の方針

○　基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、市及び関係機関は、災害発生後速やかに被災情報の収集活動を開始する。市は、関係機関と密接な連携のもと、収集した情報を集約し、的確な応急対策活動を開始するとともに、防災関係機関及び被災地住民等に、情報を伝達する。

市及び防災関係機関は、相互に伝達する情報や地理情報システム（ＧＩＳ）などを活用して被災情報を的確に把握し、避難又は応急対策活動の実施に努める。

(1) 各主体の役割

ア　市民・企業等

災害発生前後において、情報が錯綜することから自らの置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、緊急告知ラジオ、緊急情報メール等の情報を確認するとともに、非常用持出袋などを準備する。

イ　市、消防機関

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、地区振興会、町内会等、防災関係機関等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等速報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ　県

(ｱ) 県は、市、小千谷市消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

(ｲ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、国土交通省北陸地方整備局、ＪＡＸＡ等に対してヘリコプター、人工衛星等による情報収集を依頼する。

(ｳ) 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

(ｴ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

(ｵ) 県は、収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こ

すとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム（ＧＩＳ）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(ｶ) 被災市町村から県への被害状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

(ｷ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

(ｸ) 発災後に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

エ　警察本部

(ｱ) 風水害発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等により直ちに情報収集に当たり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

(ｲ) ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

オ　関係機関の役割

被害が発生した場合、自衛隊、国土交通省北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災他の情報を収集するとともに、必要に応じヘリコプター、パトカー等を出動させ、被災地情報を収集する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の被災状況等の収集・情報伝達は、民生委員・児童委員、自主防災組織、地区連絡協議会、町内会及び消防団等の避難誘導協力体制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報等に配慮する。

(3) 積雪期の対応

市は、災害の発生時期において､それぞれ被害の程度が異なることから特に　積雪地域においては､避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに､孤立が予想される集落においては､非常用の通信手段を確保する。

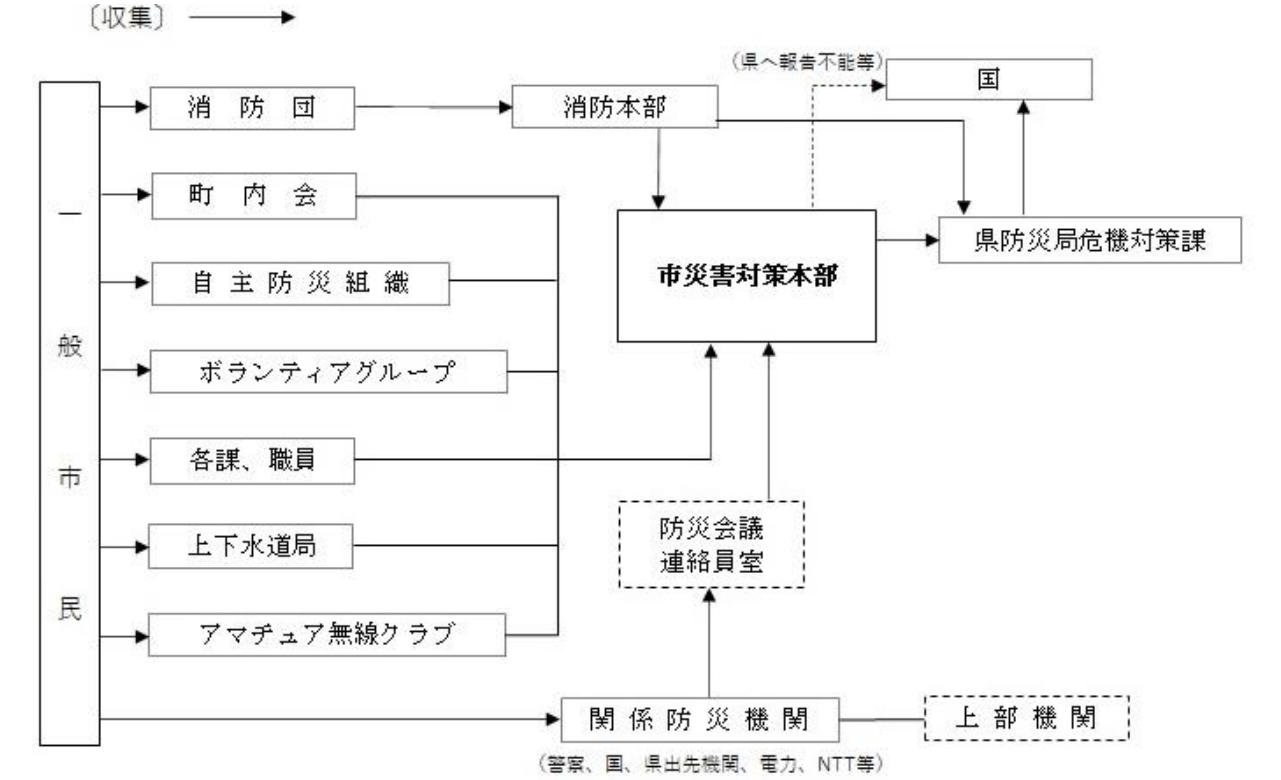
県は、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

(4) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、市へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

２　応急対策フロー図



３　災害情報の時系列収集区分

市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策を実施するため、被災情報の収集を風水害発生後の時間の経過に応じて行い、関係機関は所管業務に係る被災情報を市に提供する。

区　　分	収　集　事　項	収　集　要　領
災害速報 （第１段階）	・人的被害 ・火災状況 ・住家等被災状況 ・住民避難状況 ・医療機関被害状況 ・道路、橋梁等被災状況 ・ライフライン施設被害状況	災害発生直後に実施 ・迅速性を第一として、市内の被災状況を把握する。 ・警察、消防を主体とした関係機関からの状況を収集する。 ・職員の参集途上においての情報収集 ・市民、自主防災組織等からの通報、聴取
中間報告 （第２段階）	・第１段階調査事項 ・公共施設被害状況 ・農林商工業被害状況	・常に被害状況の把握に努め、逐次本部へ報告する。 ・現地調査を行う。 ・被害の数量の把握に努める。 ・第１段階調査事項をより詳細に把握する。
概算集計報告 （第３段階）	・被害状況を概算集約	・被災状況を数量的に概算集約
復旧進捗報告 （第４段階）	・応急復旧工事の進捗状況	・応急復旧工事の進捗状況を把握する。

４　情報収集・伝達

災害対策本部の総務部員は、動員配備計画に基づき直ちに本部を設置し、関係機関、団体、町内会等の組織と密接な連絡をとる。

情報財政部は、被災状況等の情報収集に努めるものとし、収集した情報は整理の上、災害対策本部及び関係機関に伝達する。

なお、被害の状況により収集困難な事態が生じたときは、専門的な技術を有する県及びその他の機関に要請し、収集活動を実施する。

[通信手段の確保が困難な場合]

電気通信設備が使用不能又は著しく使用が困難な場合は、市所有の無線通信機器及び消防用車両無線の有効活用を図るとともに、関係機関に協力を求める。

基幹避難所に配置された職員は、町内会等の協力を得て、被災地の被害状況の収集、対策本部の情報の伝達に当たる。

(1) 職員からの情報収集

災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況を聞き取り調査する。

(2) 地域からの情報収集

被災現地での情報の収集及び伝達は、消防団、町内会及び自主防災組織等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように要員を配置する。

(3) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあっては、被害状況の調査のため調査隊を組織し、派遣する。

(4) ヘリコプター等による情報収集

通信施設の断絶等により、被災状況の収集に支障がある場合には、県等のヘリコプターを所有する機関に出動を要請し、次の事項に重点をおき、速やかに収集活動を実施する。

ア　災害発生場所
イ　道路被害状況（道路機能確保状況）
ウ　建築物の被害状況
エ　住民の避難状況（避難場所の確認）
オ　公共機関及び施設の被災状況

(5) 被害情報報告

地震により被害の発生が確認された場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等速報基準」により、消防庁及び県防災局（消防課・県危機対策課）へ報告する。

５　収集すべき情報

(1) 災害の発生場所又は地域

(2) 被害の程度

・人的被害
・一般家屋
・公共施設
・道路、河川

(3) 災害対策の概要

・現地災害対策本部の概要
・避難指示の状況
・消防機関等の活動状況
・応急措置の概要

(4) その他応急対策上必要事項

・食料、医薬品、その他緊急に補給を必要とする物資の種類及び数量等

(5) 「被害の程度」については、第３章第５０節「災害救助法による救助」による。また、災害救助法が適用される場合は、家屋の被害が重要となるので判定に当たっては、正確かつ速やかに被害の把握に努める。

６　関係機関の実施体制

(1) 災害情報の収集は、各機関の必要な事項に基づいて、各々の機関において行い、県、市及び他の防災機関から情報収集に関し、応援の要請があった場合は、極力応援するよう努める。

(2) 関係機関は、所掌する事務又は業務に係る被害状況等について、市及び必要と認める機関に伝達する。

また、小千谷市防災会議連絡員室が設置された場合は、職員を派遣、駐在させ、市

対策本部との情報伝達に当たる。

(3) 関係機関は、各々の災害応急対策の実施状況について、市及び必要と認める機関に伝達する。

第７節　広報計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、流言飛語等による無用な混乱を防止し、適切な判断による行動が取れるようにすることが必要である。

市及び防災関係機関は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために、広報活動を行う。

市長及び知事は、各々適切な時期に報道機関等の協力を得ながら被害状況や対応状況及び今後の見通し等について説明する。

(1)　各主体の責務

ア　市・県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し､住民等の安全を確保する｡また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保し民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用するとともに、消防団、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員及びボランティア等の協力を得て行う。

イ　警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

ウ　新潟地方気象台

災害発生が予想される時は、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。

エ　北陸地方整備局

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川水位情報等の観測情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

オ　ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、防災情報等を広報する。

カ　公共交通機関（鉄道、バス）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況及び復旧予定等を広報する。

キ　報道機関

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

ク　市民、企業等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

ア　災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ　視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

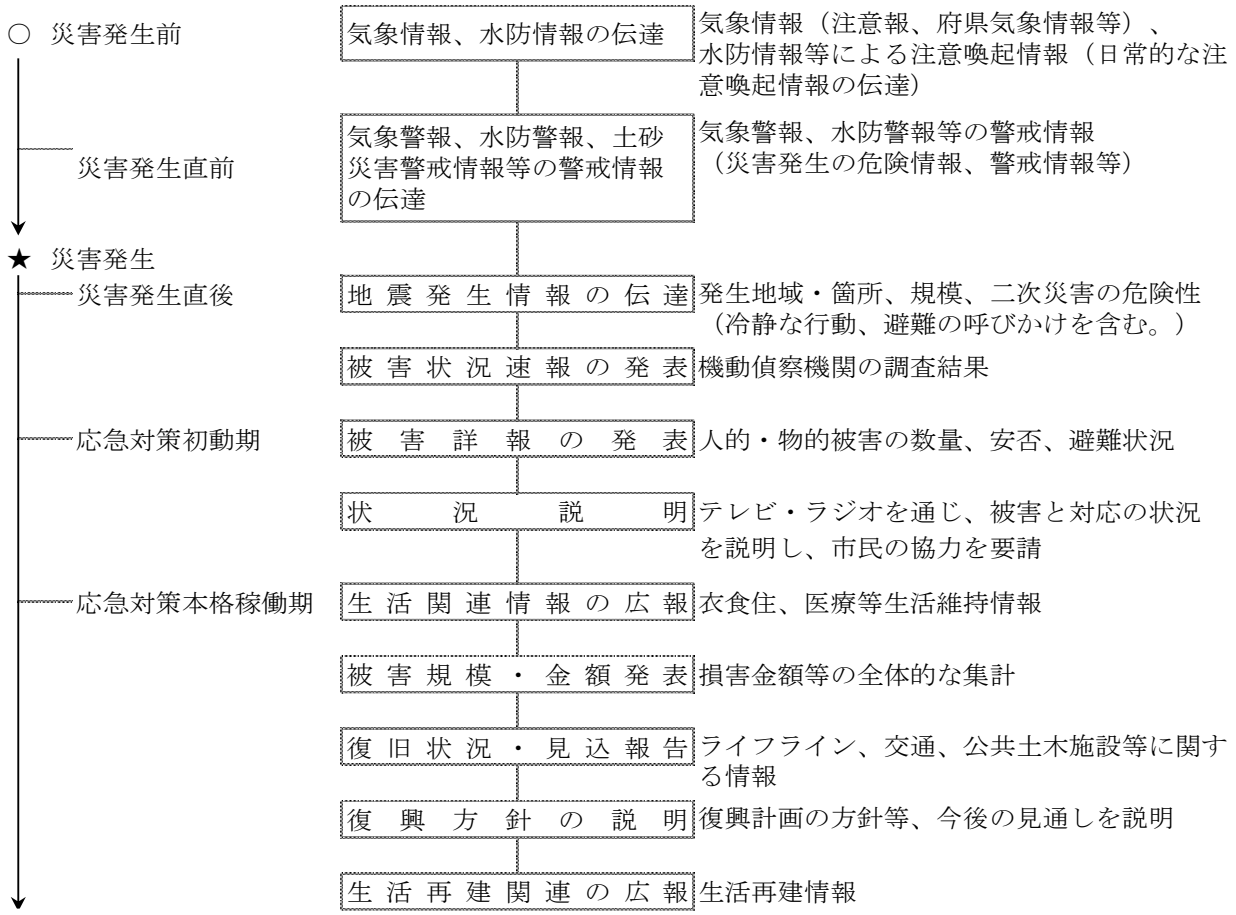
ウ　外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築等により情報を提供するよう配慮する。

エ　一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ　高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ　地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

２　業務の体系（フロー図又は業務体系図）



３　市民・企業等の役割

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(1) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への広報活動

(2) アマチュア無線局による情報の提供

(3) 自主防災組織、地域住民等は、高齢者、障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

(4) 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

４　市の役割

県・市・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ県民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

(1) 広報・広聴すべき内容

ア　避難、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報

イ　人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報

ウ　給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報

エ　生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報

オ　自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
カ　被災者の相談・要望・意見
キ　その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 広報活動

ア　広報手段

(ｱ) 電話・防災メール・防災情報受信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
(ｲ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
(ｳ) 緊急速報メール
(ｴ) コミュニティ放送等コミュニティメディアへの情報発信
(ｵ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
(ｶ) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への広報活動
(ｷ) アマチュア無線局による情報の提供
(ｸ) 衛星携帯電話による情報の提供
(ｹ) 県総合防災情報システム及びＬアラート（災害情報共有システム）による情報提供

(3) 広聴活動

災害発生時には、市は相談所の設置、町内会、自主防災組織等を通じて被災者の要望等を聴取し、事実を確認し、速やかに関係機関等に伝える。

また、被災者からの相談、要望、苦情等を受付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、県や市町村等の災害対応の参考とする。

要望への対応は、緊急度の高いものを優先させ、軽微なものや長期的なものは復旧の進捗状況に合わせて対応することになるので、対応の遅れるものは住民等への説明を行い、協力を求める必要がある。

ア　自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付
イ　被災者のための相談窓口の設置

(4) 広報・広聴活動に当たっての留意点

市は、要配慮者に配慮した広報を実施するため、県、放送機関等と連携して、次の措置を講じる。

ア　災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう、多様な広報手段を活用する
イ　視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員の配置等多様な情報伝達手段を確保する。
ウ　外国人被災者にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮するとともに、関係機関にも外国語による放送等を依頼する。
エ　被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

(5) その他の活動

市は、今後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音などにより記録を残す(記録を目的とする取材活動)。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

第８節　住民等避難計画

【災害対策本部担当部】　○防災安全部、総務部、情報財政部、民生部、消防救急部

１　計画の方針

○　基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

(1) 各主体の責務

ア　市民

(ｱ) 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。

(ｲ) 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。

(ｳ) 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。

(ｴ) 避難する場合は、隣近所で声をかけ合って集団で行動する。

(ｵ) 避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(ｶ) 市町村が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

・高齢者等避難　→いつでも避難できるよう準備を整える。要配慮者は、避難所等の安全な場所へ移動する。

・避難指示　→その場に留まることが危険であり、直ちに避難する。

・警戒区域設定　→当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

(ｷ) 異状を発見した場合は、直ちに市町村、消防等に通報する。

(ｸ) 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

イ　企業・事業所等

(ｱ) 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。

(ｲ) 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。

(ｳ) 近隣での住民の救助活動に協力する。

ウ　市

(ｱ) 気象情報、河川水位に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。

(ｲ) 市長は、防災気象情報等の様々な予測情報やあらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。避難指示等の実施基準は別に定める。また、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う

(ｳ) 避難指示等の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、Ｌアラート（防災害情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、緊急告知ラジオ、緊急情報メールなど多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

(ｴ) 住民等の避難は別に定めるマニュアルに従い行う。避難住民の誘導は、消防、警察の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を依頼する。

(ｵ) 避難指示等を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し、必要な支援を行う。

(ｶ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

エ　県

(ｱ) 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報等、避難の判断材料となる情報を、市に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するとともに、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

(ｲ) 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁西回廊危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。

(ｳ) 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

(ｴ) 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。

(ｵ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。

(ｶ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整の上、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送車両等の確保に係る支援を行う。

(ｷ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(ｸ) 県教育委員会は、所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。

(ｹ) 県警察は、住民の避難途上の安全確保に協力するとともに、必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

(2) 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　情報伝達、避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難が発令された場合は、一般の住民よりも早く、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ　市は、あらかじめ策定した「個別避難計画」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員及び介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ　市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ　県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等により市を支援する。

(4) 積雪期の対応

ア　屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ　足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に要配慮者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ　寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(5) 広域避難への対応

ア　市による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについて当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求める。

イ　県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行う。

ウ　県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ　避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の市町村及び都道府県は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

２　情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市	町内会（自主防災組織）、住民等	避難指示等
町内会、住民		避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	消防、警察、市	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動（被災地へ）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受け入れ態勢
市	町内会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
町内会、住民	その他の被災地域	支援体制

３　業務の体系

地域の状況（気象警報、河川情報等）　→　危険地域からの自主避難

↓

高齢者等避難（警戒レベル３）の発令

→　住民及び県､報道機関への情報伝達
　　避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援

↓　　避難所の準備及び開設（それ以外の住民については、避難の準備又は避難行動）

避難指示等（警戒レベル４）の発令

→　住民の安否確認、孤立者等への救助活動

↓　　（必要に応じて警戒区域の設定）

避難　　→　避難者ニーズの取りまとめ

４　業務の内容

(1) 高齢者等避難等

実施主体	対　　策	協力依頼先
町内会（自主防災組織）、市民	・地域の情報連絡 ・自主避難及び自主防災組織等による要配慮者の把握及び避難誘導、救助要請	市、消防団、消防、警察
市	・避難所の開設と避難状況の収集 ・県、報道機関への情報の提供と発信 ・要配慮者への対応	指定避難所管理者、消防、警察、報道機関等
県	・避難状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊、消防庁、警察本部等への連絡 ・管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、警察本部等
防災関係機関	・避難状況の把握及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	警察本部、消防本部

(2) 避難指示等

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・住民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡	報道機関 消防本部、警察
県	・避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 ・関係機関に災害派遣等を要請 ・応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、国土交通省、警察本部等
防災関係機関	・避難指示等の地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防	県警本部、消防本部

(3) 避難誘導及び救助

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難及び自主防災組織等による要配慮者の把握及び避難誘導、救助要請	消防団
市	・被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握 ・情報の提供と発信 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防、警察等
県	・被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊、緊急消防援助隊等への派遣要請	報道機関、自衛隊、消防庁、警察本部等

	・管理施設の避難所開放	
防災関係機関	・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	県警察、消防本部

５　避難指示

(1) 避難指示する者

避難指示の発令権者は次のとおりであるが、避難指示が発令されたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡する。

区分	実　施　者	根　拠　法　令
指示	市長	災害対策基本法第 60 条第 1 項
	警察官	災害対策基本法第 61 条第 1 項 （警察官→警察官職務執行法第 4 条）
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第 94 条
	知事	災害対策基本法第 60 条第 5 項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第 29 条

第９節　避難所運営計画

【災害対策本部担当部】　○民生部、総務部、調達部、教育部、防災安全部

１　計画の方針

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅、又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。避難所の開設・運営は市が施設管理者、町内会、自主防災組織、消防団、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

なお、開設に当たってはライフラインの確保など避難所としての妥当性に十分配慮する。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ　市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO 等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

ウ　県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ　県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ　避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設・運営について市に協力する。

(2) 達成目標

ア　避難に関する最初の情報の発信後速やかに開設する。(施設の安全確認、職員配置)

イ　開設６時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、要配慮者の把握と初期的な対応を行う。

ウ　開設１２時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ　開設３～７日後までには、避難者の入浴の機会を確保する。

オ　避難所での生活を概ね開設から２か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(3) 避難所運営の留意点

避難所の秩序維持を図るため、避難所運営マニュアルを定め運営にあたる。

ア　一般的事項

(ｱ) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

(ｲ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に留意する。

(ｳ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(ｴ) 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

(ｵ) 避難者１人当たり３～４㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けることを意識するよう努める。

(ｶ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内への受入れを原則とする。

(ｷ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり１基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり１基、トイレの平均的な使用回数は１日５回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

(ｸ) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

(ｹ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(ｺ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

(ｻ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など、停電対策に努める。

(ｼ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

(ｽ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ｾ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(ｿ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度を調整するとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(ﾀ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

(ﾁ) 家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ　男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

(ｱ) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

(ｲ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ｳ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。

(ｴ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(ｵ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。

(ｶ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(ｷ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ｸ) 身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

ア　避難所での配慮

(ｱ) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

(ｲ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

(ｳ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(ｴ) 避難住民は、要配慮者に配慮した秩序ある行動で避難所運営に協力する。

(ｵ) 身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）で公共的施設への同伴が認められている身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）については、同伴・使用について周囲の避難者の理解を得られるように努める。なお、居室部分へ同伴することで他の避難者がアレルギーによる発作を起こす可能性があるなどの場合は、その要配慮者と補助犬のために別室を準備するなど配慮する。

イ　福祉避難所の開設

(ｱ) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために

福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。

(ｲ) 県は、(ｱ)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。

(ｳ) 福祉避難所には、高齢者・障がい者等の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(5) 積雪期での対応

ア　全避難者を屋内に受入れする。避難所の受入能力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ　暖房器具、採暖用具の配置、温かい食事の早期提供に配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市災害対策本部	避難者数、ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ、救援要請
	市災害ボランティアセンター	
	市医療救護本部	
県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災害対策本部	支援・供給情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

３　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生のおそれ（避難指示等の発令）

０～３ｈ　指定避難所開設
～６ｈ　避難者の状況把握
～12ｈ　外部からの応援受入開始
～24ｈ　要配慮者の移動
～３日　避難所の拡張・充実
３日～　避難者サービスの充実
７日～　避難所の集約化
～２ヶ月　避難所の解消

４　業務の内容

(1) 避難所開設後２４時間以内の業務

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	○指定避難所開設（～３ｈ）	
	・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ	介護事業者等
	・職員配置、避難所開設報告	県災害対策本部
	・施設の安全確認	施設管理者
	○避難者の状況把握（～６ｈ）	
	・避難者数・ニーズの把握及び報告	避難者
	・避難所備蓄物資の提供	〃
	○外部からの応援受入れ開始（～12ｈ）	
	・避難所運営応援職員の受入れ	県災害対策本部
	・ボランティアの配置	市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
	・食料、生活必需品提供の開始	県災害対策本部
	・仮設トイレ設置	〃
	・冷暖房器具、燃料の手配	〃
	・市町村医療救護班及び市町村歯科医療救護班の派遣	郡市医師会、郡市歯科医師会
	・避難行動要支援者支援要員の配置	保健所
	○避難行動要支援者の移動（～24ｈ）	消防本部
	・傷病者等の医療機関への搬送	社会福祉施設
	・福祉施設等への緊急入所	介護事業者等
	・福祉避難所の開設、要援護者受入れ	
県	○指定避難所開設時の支援（～３ｈ）	
	・県施設避難所の開設への協力	
	・施設の応急危険度判定要員派遣	
	○避難所運営の応援（～12ｈ）	
	・避難所運営応援職員の派遣	県内市町村 協定締結道県
	・食料、生活必需品の調達、配送	協定企業等
	・県備蓄物資の提供	県トラック協会
	・仮設トイレの手配	
	・県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣	災害拠点病院等
	・看護師、保健師の派遣	県看護協会
	○避難行動要支援者の移動（～24ｈ）	
	・受入れ医療機関の確保	県医師会等
	・福祉関係者への協力依頼	社会福祉施設 介護事業者等

避難所予定施設の管理者	○施設の安全確認（開設～３h） ○避難所開設作業への協力	
自衛隊	・県の要請により食料、物資を輸送 ・　　〃　　傷病者等を搬送	

(2)避難所開設後３日目以内の業務

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （パーティション、段ボールベッド等設置） ・避難者による自治組織編成	 県災害対策本部 避難者
県	・自衛隊に避難者用テント設営を要請	自衛隊
県警察	・避難所における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織等
東北電力	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後３日目以降の業務

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	○避難者サービスの充実（３日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請	 県災害対策本部 市旅館業組合 市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ 〃 電気通信事業者
県	○避難者サービス充実への協力（３日～） ・自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○避難所・避難者の集約(７日～)	 自衛隊 県内市町村 新潟県生活衛生同業組合連合会 ＬＰガス協会
自衛隊	○避難者サービス充実への協力（３日～） ・県及び市の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	○避難者サービス充実への協力（３日～） ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

第９節の２　避難所外避難者の支援計画

【災害対策本部担当部】　○総務部、、民生部、調達部、教育部、防災安全部

１　計画の方針

○　基本方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、市があらかじめ指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(1) 各主体の責務

ア　避難所外避難者は、市、消防、県警察又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

イ　市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

ウ　県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

エ　自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の要配慮者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(2) 達成目標

避難所外避難者の状況は、発災後３日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市災害対策本部	避難所外避難者の状況
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部	国・関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	避難所外避難者の支援に関する情報
市災害対策本部	避難所外避難者	避難所外避難者の支援に関する情報

３　業務の体系

避難所外避難者の状況調査（避難者及び必要な支援の把握）

↓

必要な支援の実施

４　業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後３日以内）

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	避難所外での住民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	町内会 自主防災組織
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
避難者	避難状況の市災害対策本部への連絡	避難所管理者

(2)必要な支援の実施（発災後３日以内に開始）

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	○避難所の充実 ・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食料、物資の供給 ・避難者の健康管理、健康指導	町内会 市災害ボランティアセンター ＮＰＯ
県	○市に対する支援（物資提供等）	協定県等

(3)連絡体制及び食料物資の供給方法等

避難所外避難者との連絡体制、食料物資供給方法等については、別に定める。

第１０節　自衛隊の災害派遣計画

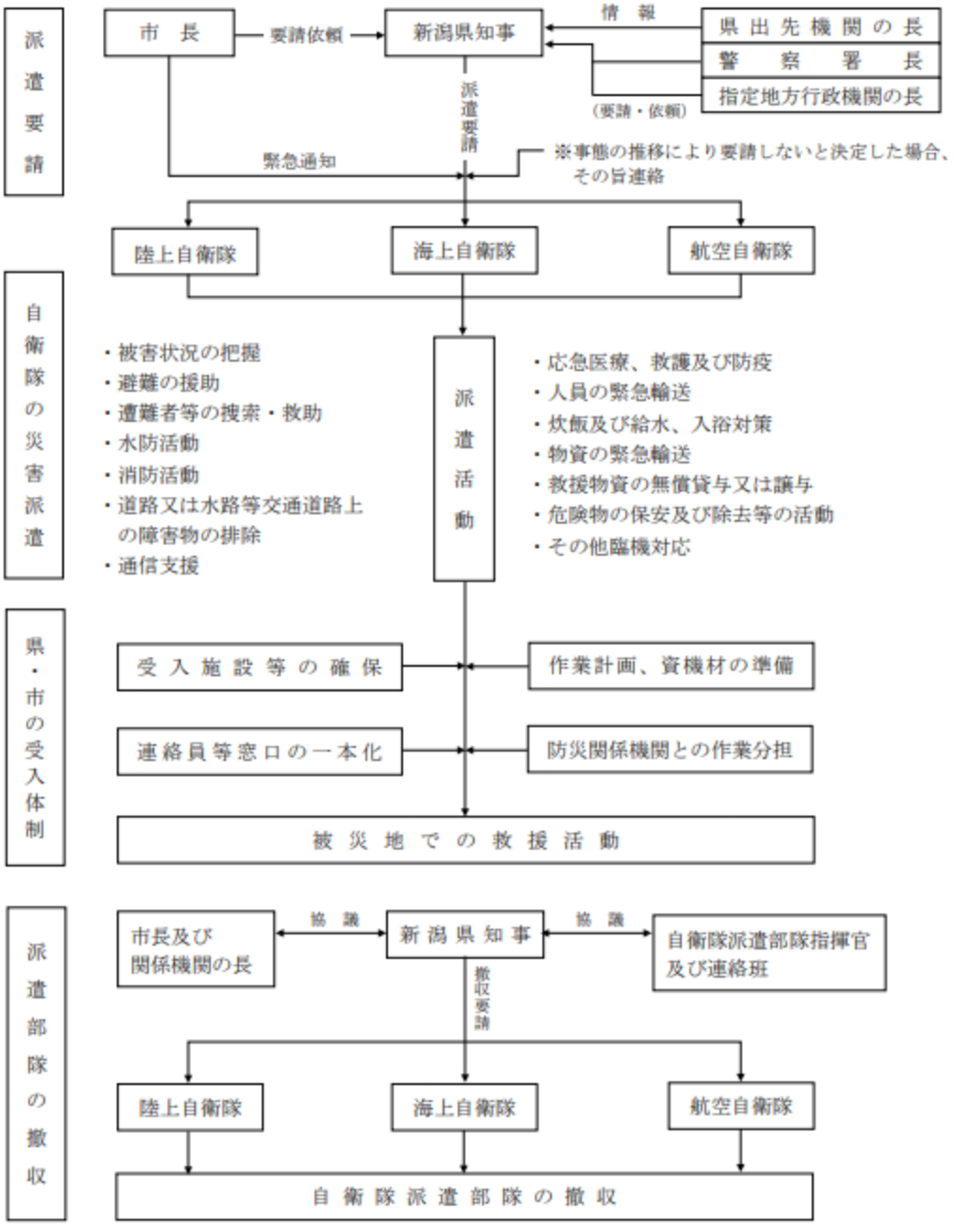
【災害対策本部担当部】　○防災安全部、総務部、情報財政部

１　計画の方針

○　基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

２　自衛隊の災害派遣フロー図



３　自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の３つの原則が満たされることが基本となっている。

(1) 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)

(2) 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)

(3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

４　自衛隊の災害派遣による救援活動の区分及び活動内容

(1) 救助活動の区分・活動内容

救援活動区分	活　動　内　容
①　被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②　避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③　遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢の作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤　消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し、消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥　道路又は水路等の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物等により障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 （放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦　応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧　人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨　炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
⑩　救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲与する。
⑪　危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫　その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活　　動　　内　　容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇または航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

５　自衛隊の災害派遣要請の手続き

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、次の事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書を県防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を要請する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

(2) 知事の派遣要請

知事に派遣要請を求めることができない場合は、市長はその旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

（○自衛隊災害派遣要請依頼書・・・・・・・・・資料編参照）

６　自衛隊の災害初動準備及び自主派遣

各自衛隊は、部隊を自主派遣する場合出来る限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

７　県への連絡幹部の派遣

知事が、各自衛隊に対して連絡幹部の派遣を要請した場合はまたは各自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を県に派遣し、連絡、調整を実施する。

また「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。なお、県は受け入れに当たっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の受入施設を提供する。

８　自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

市、県は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合・重複しないように配慮し、より効率的な作業分担を定める。これを実現するため、市は派遣部隊との連絡窓

口を市災害対策本部防災安全部に一元化する。

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

市及び県は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業実施に必要な図面

エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ　派遣部隊との連絡責任、連絡方法及び連絡場所

(3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

市は、派遣部隊に対し次の施設を確保する。

ア　自衛隊事務室

イ　ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ　駐車場（車１台の基準は３×８ｍ）

エ　宿営地または宿泊施設（学校、公民館等）

(4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

市は、派遣部隊の円滑な救護活動に資するため、必要な情報（作業実施に必要な図面、資材の保管・調達場所等）の提供に努めるとともに、必要に応じて現地誘導及び住民等への協力要請を行う。

９　業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	事前の情報連絡　→　災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	防災機関
防災関係機関	救助における調整及び情報共有	町内会、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	事前の情報連絡　→　災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	各町内会等
町内会等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	地域住民

10　災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請により決定する。

11　救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊装備に係るものを除く。）は、原則として派遣を受けた市が負担する。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

(1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
(2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
(3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費、電話料
(4) 災害派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
(5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議する。

12　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住　　所　　等
防災局 危機対策課 危機対策第１	住　　所　〒950-8570　新潟市中央区新光町４番地１ 電　　話　０２５－２８５－５５１１（代表） 内　　線　６４３４、６４３５、６４３６ ０２５－２８２－１６３８（直通） 防災無線　（発信番号）－401－20－6434、6435、6436 NTT　FAX　０２５－２８２－１６４０ 衛星 FAX　（発信番号）－401－881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住　　所　　等
陸上自衛隊 第１２旅団長 （上越市を除く新潟県南部市町村の災害派遣）	住　　所　〒370-3594　群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 第１２旅団第３部防衛班 電　　話　０２７９－５４－２０１１　内線２２８５、２２８６ NTT　FAX　０２７９－５４－２０１１　FAX 切替　内線２２３９
	連絡窓口　陸上自衛隊第２普通科連隊第３科 住　　所　〒943-8501　上越市南城町３丁目７番１号 電　　話　０２５－５２３－５１１７　内線２３５、２３７避難所 防災無線　発信番号－６７３－２０ NTT　FAX　０２５－５２３－５１１７　FAX 切替　内線２３９
海上自衛隊 舞鶴地方総監	住　　所　〒625-0087　京都府舞鶴市余部下１１９０ 舞鶴地方総監部防衛部オペレーション 電　　話　０７７３－６２－２２５０　内線２２２２、２２２３ NTT　FAX　０７７３－６２－２２５０　FAX 切替

災害派遣の要請先	住　　所　　等
	連絡窓口　海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室 住　　所　〒950-0047　新潟市東区臨海町１番１号 電　　話　０２５－２７３－７７７１　内線４３１ 防災無線　発信番号－７５１－３０ NTT　FAX　０２５－２７３－７７７１　FAX 切替
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	《写真偵察機による調査活動の要請先》 住　　所　〒197-8503　東京都福生市大字福生２５５２ 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー 電　　話　０４２－５５３－６６１１内線２２８３、２９４１ NTT　FAX　０４２－５５３－６６１１　FAX 切替 《輸送機の派遣の要請先》 住　　所　〒183-8521　東京都府中市浅間町１丁目５－５ 航空支援集団司令部防衛部運用課 電　　話　０４２－３６２－２９７１　内線２３２２ NTT　FAX　０４２－３６２－２９７１　FAX 切替２６３１ 《救援機の派遣の要請先》 住　　所　〒350-1324　埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 電　　話　０４－２９５３－６１３１ 内線３８３２、３８３６（夜間３８９５） NTT　FAX　０４－２９５３－６１３１　FAX 切替
航空救難団司令	連絡窓口　航空自衛隊新潟救難隊飛行班 住　　所　〒950-0031　新潟市東区船江町３丁目１３５ 電　　話　０２５－２７３－９２１１　内線２１８、２２１ 防災無線　発信番号－５０３－３０ NTT　FAX　０２５－２７３－９２１１　FAX 切替　内線２２７

第１１節　輸送計画

【災害対策本部担当部】　○調達部、建設部、総務部

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎)、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート)、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点)、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸、空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。そのためには、陸、空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などが組織的に行われる必要がある。

(2) 各主体の責務

ア 市

(ｱ) 災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター等により、住民等を安全な地域へ輸送する。

(ｲ) 車両、ヘリコプター等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関と連携して輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。

(ｳ) 車両等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、防災協定自治体、他の自治体又は県に応援要請を行う。

イ 県

(ｱ) 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

(ｲ) 市へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。

(ｳ) 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。

(ｴ) 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。

(ｵ) 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

ウ 警察

(ｱ) 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

(ｲ) 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

エ 輸送関係機関

自動車運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局、新潟運輸支局の指導の下、市及び県災害対策本部と連携し、輸送体制の確保に協力する。

オ 輸送施設管理者

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、警察、消防及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う（おおむね 24 時間以内）。

（○緊急時輸送施設及び輸送拠点・・・・・資料編参照）

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市	・輸送施設の被災状況 ・交通規制等の状況
市	県	・輸送施設の被災状況 ・臨時ヘリポートの確保状況 ・応援要員及び物資等の輸送需要

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	・輸送体制確保についての応援の内容 ・輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
小千谷警察署 道路管理者	関係機関 市民	・交通の確保、交通規制の実施状況 ・渋滞の状況

3　業務の内容

(1)事前避難の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・事前避難の実施	自主防災会 県(災対本部統括調整部)

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
輸送施設管理者	・各輸送施設管理者の間で相互に協力し、ほかの復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧、確保を行う。	
警察、道路管理者	・緊急輸送道路のうち、緊急交通路	

	に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・平常時から車両等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両等が調達不能または不足する場合、他の市町村または県に調達のあっせんを要請する。	他市町村 県(災対本部統括調整部)

(3) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物流の集積 ・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県 施設管理者
県	・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。	市 施設管理者

＜物資輸送拠点の機能＞

ア 他地域からの救援物資の一時集積・分類

イ 緊急物資の一時集積・分類

ウ 配送先別の仕分け

エ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(注)大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。

＜物資輸送拠点における県及び市の業務＞

ア 物資輸送拠点への職員等の派遣

輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等（必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。）

イ 避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達

インターネット利用環境の整備、操作要員の配置

ウ 物資輸送拠点から被災地内への物資配送用のトラックの調達

エ 県災害救援ボランティア本部等との協働

物資輸送拠点における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、県災害救援ボランティア本部や、見附市災害ボランティアセンター等との協働を図り、交代要員の確保に留意する。

４　緊急交通路の確保

小千谷警察署及び道路管理者は、第３章第１２節「警備・保安及び交通規制計画」及び第３章第３９節「道路・橋梁・トンネル応急対策」により、他の復旧作業に優先して緊急交通路を啓開し、被災地内の拠点を有機的に結びつける。

５　市の実施体制

(1) 輸送の対象

ア　被災者

イ　飲料水及び食料

ウ　救助用物資

エ　災害対策用資機材並びに要員

オ　その他必要な要員、物資等

(2) 輸送車両等の確保

道路の被害情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定する。必要に応じ、小千谷警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、概ね次の順序による。

ア　防災関係機関の車両、雪上車及びヘリコプター等

イ　公共的団体の車両、雪上車及びヘリコプター等

ウ　営業用の車両、雪上車及びヘリコプター等

エ　その他の自家用車両

(3) 緊急輸送の優先順位

ア　総括的に優先されるもの

(ｱ) 人命の救助及び安全の確保

(ｲ) 被害の拡大防止

(ｳ) 災害応急対策の円滑な実施

イ　災害発生後の各段階において優先されるもの

(ｱ) 第１段階（災害発生直後の初動期）

ａ　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

ｂ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ｃ　被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

ｄ　自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

ｅ　緊急輸送に必要な輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(ｲ) 第２段階

a　第１段階の続行
b　食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
c　傷病者及び被災地外へ退去する被災者
d　輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(ｳ) 第３段階
a　第２段階の続行
b　災害復旧に必要な人員、物資
c　生活用品
d　郵便物
e　廃棄物の搬出

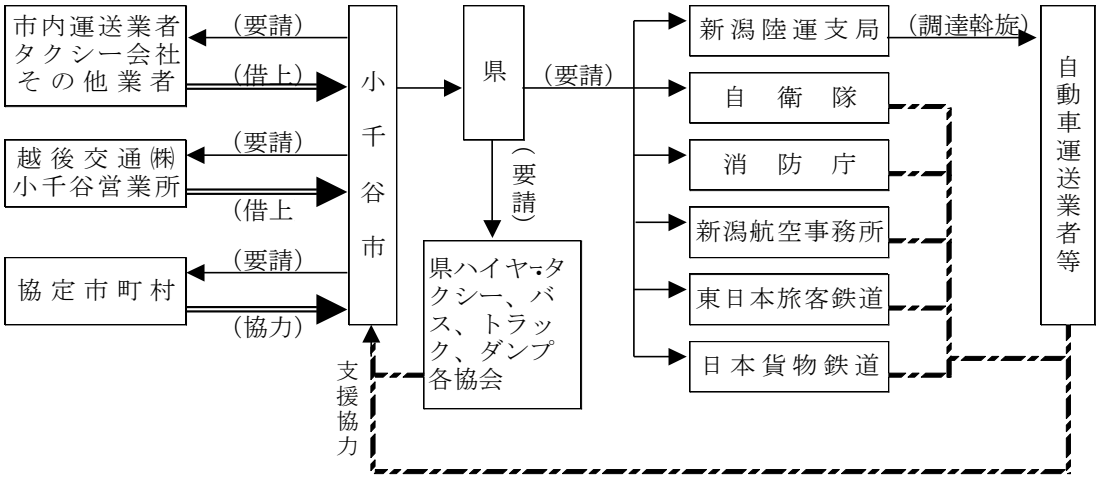
(4) 応援要請

市は、調達不能あるいは借上をもってしてもなお不足を来す場合が生じたときは、受入責任者を定め、次の事項を明示して協定市町村及び県等に調達のあっせんを要請する。

なお、自衛隊に応援を要請する場合は、第３章第９節「自衛隊の災害派遣計画」による。

ア　輸送区間及び借上げ期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　その他必要事項

６　関係機関の実施体制



７　自動車による緊急輸送に必要な手続き

緊急輸送に利用する車両については、第３章第１２節「警備・保安及び交通規制計画」により確認を受け、所定の標章を掲示し証明書を携帯する。

（○緊急通行車両等事前届出関係様式・・・・・資料編参照）

８　積雪期における輸送計画

ア　各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ　各施設の管理者は、降積雪による被害の防御や軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

第１２節　警備・保安及び交通規制計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、建設部

１　計画の方針

○　基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、小千谷警察署は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「緊急事態における小千谷警察署の組織に関する要綱」に基づき的確な災害警備活動を行う。

(1) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(2) 積雪期の対応

積雪期の災害発生に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

２　大規模災害に備えての措置

県警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うように努める。

(1) 警察施設の耐久性の点検、補強など
(2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
(3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目･数量の検討及び計画的な整備充実
(4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
(5) 県警備本部の代替措置施設の確保
(6) 部隊員用非常用食料及び非常消耗品の備蓄
(7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
(8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
(9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
(10) 関係機関との連絡体制の整備
(11) 交通信号機への電源付加装置の設置等電源の確保

３　県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には､小千谷警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

イ 警備要員の確保

(ｱ) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。
(ｲ) 警察職員は、県内に震度６弱以上の地震が発生した場合又は次の事項が発生したことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。
・警察法第 71 条第 1 項に規定されている「緊急事態」の布告があったとき
(ｳ) 参集場所は、原則として各勤務所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。
(ｴ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通、刑事等の特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点
ア 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
イ 被災者の捜索及び救助
ウ 行方不明者等の捜索
エ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
オ 通信の確保
カ 犯罪の予防検挙
キ 地域安全活動の推進
ク 住民に対する広報活動
ケ 相談活動
コ 遺体の検視
サ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力
県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。
ア 県・市
(ｱ) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
(ｲ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。
イ 消防機関
(ｱ) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
(ｲ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。
ウ その他関係機関
(ｱ) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
(ｲ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、

警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

４　道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等の必要な交通規制を実施する。あわせて交通情報、車両使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

イ 高速道路の交通規制

ウ 広域交通規制

エ 緊急交通路の指定等

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果を生ずる滞留車両への措置

イ 主要交差点対策

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

イ 規制除外車両の確認範囲

ウ 確認事務の実施区分等

エ 緊急通行車両の事前確認届出

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、平常時から関係機関と連携して、自動車運転手に対し、災害時に執るべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

イ 停車後はカーラジオ等により災害に関する情報、交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車

するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

5 関係機関との協力

交通規制を実施した場合は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に則し適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ派遣された警備業者等に交通誘導等の協力依頼を行う。

6 広報

交通規制の実施に際しては、避難者、運転者、住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

7 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他の冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

第１３節　消火活動計画

【災害対策本部担当部】　消防救急部

１　計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防本部等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、火災発生の場合は、速やかに消防本部に通報しなければならない。

イ　消防団は消防長又は消防団長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動にあたる。

ウ　消防本部は火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ　緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局。以下、本節中「新潟市消防局等」という。）は消防の広域応援の必要がある場合、消防本部及び県と協力してその対応にあたる。

オ　県は大規模な火災が発生した場合、被害状況と消火活動状況の把握及び関係機関へ応援の要請を行い消火活動の迅速な実施を図る。

(2) 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(3) 要配慮者に対する配慮

近隣住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は身の安全を確保し初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア　市民の対応

(ｱ) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに保管、備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(ｲ) 近所の消火栓、防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ　消防本部の対応

(ｱ) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(ｲ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消

防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

ア　消火活動を行う各機関は、職員の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防本部においては、必要に応じて消防庁等に緊急時メンタルサポートチーム等の専門家の派遣を要請する。

２　情報の流れ

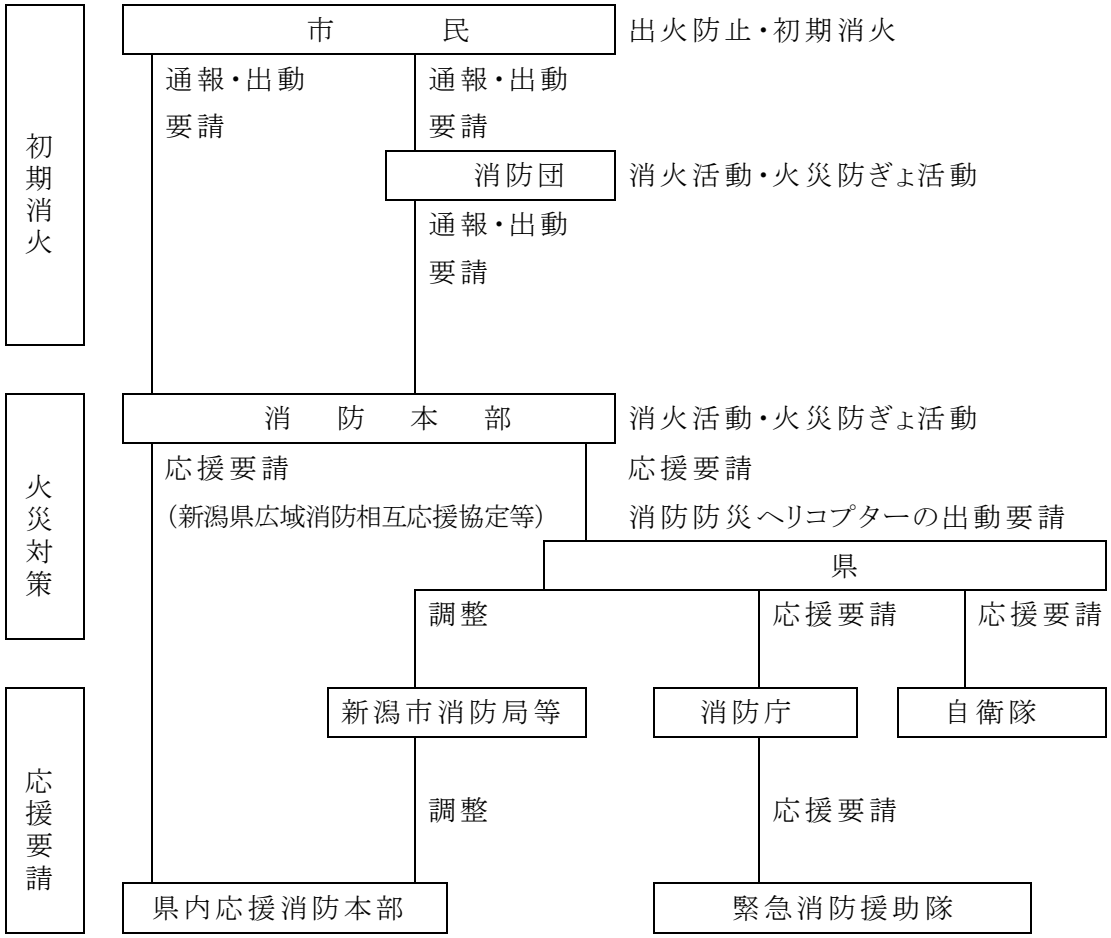
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市	出火・延焼等被害状況・消火活動・応援請
市・消防本部	近隣消防本部 (大規模火災の場合) 県	出火・延焼等被害状況・消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況・消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防団・消防本部 市	市民	出火・延焼等被害状況・避難・消火活動情報
近隣消防本部 （大規模火災の場合）	市 消防本部 県	県内広域消防応援部隊出動
県	市 消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動

３　業務の体系



４　業務の内容

（1）初期消火

実施主体	対　策	協力依頼先
市民	市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に通報しなければならない。 ア　コンロ、暖房器具等の火を消す。 イ　電気のブレーカーを切るとともにガスの元栓を閉めるなど、二次火災の防止に努める。 ウ　出火した場合は近隣住民にも協力を求め、身の安全を確保した上で初期消火に努める。 エ　消防本部等へ迅速に火災発生を通報する。	
自主防災組織等	地域、職場等の自主防災組織等は自らの身の安全が確保できる範囲内で消防機関の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。	

(2) 火災対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防団	消防団は消防長又は消防団長の総括的な統制の下に、小千谷市消防計画に基づき、火災防ぎょ活動に当たる。	
消防本部	消防本部は小千谷市消防計画に基づき、消防団とともに適切な消火活動を行う。	
県	県は大規模な火災が発生した場合、県警ヘリ及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し関係機関に情報提供するとともに総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。	

(3) 広域応援の要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防本部	ア　消防本部は管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を要請する。 イ　消防本部は上記アによっても対応できないと判断した場合は、小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ　消防本部は上記ア、イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	
市	ア　市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い必要な消火体制を確保する。	

新潟市消防局等	ア　新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに消防応援の実施に必要な調整、対応を行う。 イ　上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ　緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	
県	ア　県は被災地状況や市、消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 イ　県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 ウ　新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 エ　県は市、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 オ　県は市、消防本部の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い必要な消火体制を確保する。 　自衛隊が消火活動を実施するために必要な空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	空中消火用バケット依頼先 長野県、群馬県 栃木県、茨城県 静岡県

(4) 消防防災ヘリコプターの運航

ア 県は、災害発生時において必要と認められる場合は、消防防災ヘリコプターの緊急運航を行うものとする。

イ 運航要請手続き

(ｱ) 災害が発生し、消防防災ヘリコプターの緊急運航要請をしようとする消防本部等は、消防防災航空隊へ電話で緊急運航の要請を速報連絡する。

新潟県消防防災航空隊	電 話（025）270-0263 ＦＡＸ（025）270-0265

※夜間の場合は、航空隊長へ転送される。

(ｲ) 速報後、消防防災航空隊に対して「消防防災航空隊出動要請書」によりファクシミリで要請する。

(ｳ) 運航管理責任者は、緊急運航の要請を受けた場合には、出動の可否を決定し、その旨を隊長に指示する。

(ｴ) 運航管理責任者は、出動の可否等を要請消防本部等に対して回答する。

ウ 緊急運航基準（「新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」による。）

(ｱ) 災害応急対策活動

広範囲にわたる状況把握、緊急物資の搬送、情報及び避難命令の伝達等

(ｲ) 火災防ぎょ活動

林野火災等の消火活動

(ｳ) 救急活動

山間地等からの救急患者の搬送等

(ｴ) 救助活動

水難事故における捜索・救助等、その他緊急に必要と認められる場合

(ｵ) 広域航空消防防災応援活動

近県等との航空消防防災応援協定による相互応援

第１４節　水防活動計画

【災害対策本部担当部】　○消防救急部、防災安全部

１　計画の方針

洪水等による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、市等がこれを警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動を行う。

また、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民

・市長又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。

・堤防その他の施設が決壊したときは、国、県、市、消防機関に直ちに連絡する。

イ　市

・洪水等により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。(別に水防計画を定める)

ウ　国、県

国、県は、洪水等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、避難判断水位到達情報の通知、並びに水防資器材の提供を行う。

また、国は、洪水によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、侵入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。

(2) 達成目標

国、県、市が協力し、水防訓練及び重要水防箇所の合同点検等を実施し、洪水等に際し、水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

(3) 危険地域の住民の避難・誘導

市、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に受入れする。

(4) 積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民	消防機関 市	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所
消防機関 市	国・県	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
国・県	消防機関 市	防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報、その他円滑な水防活動に資する情報
消防機関 市	市民	防災情報、水防活動の状況、避難等に係る情報
	要配慮者関連施設や地下街等の管理者	洪水予報等、円滑かつ迅速な避難を確保するための情報

３　業務フロー

☆風水害等発生が予測される状況

水防態勢の確立　・気象の予警報及び風水害被害の状況に応じて

↓

水防活動

- 消防機関
  - ・河川等の巡視
  - ・浸水区域の警戒
  - ・警戒区域の設定
  - ・被害拡大防止活動
- 市
  - ・河川等の巡視
  - ・浸水区域の警戒配備の指令
  - ・住民の安全確保
  - ・被害拡大防止活動
- 国・県
  - ・河川等の巡視
  - ・水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援
  - ・被害拡大防止活動
  - ・住民の安全確保

４　業務の内容

(1) 水防態勢の確立

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、市から発する待機、準備、出動の配備指令により態勢を整える。	
市	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防計画に定めている配備内容、配備時期に態勢を整える。	
県	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

(2) 河川等の巡視

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	消防機関の長は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
市	随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
県	県は必要に応じ河川巡視するとともに、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に図る。	

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 ア　河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 イ　過去に洪水被害を生じた箇所 ウ　地形地質上の弱堤箇所 エ　土地災害防止の観点から弱堤箇所 オ　二次被害防止の観点からの低標高箇所 カ　主要河川構造物の設置箇所	
市	適時に消防機関が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指令を発する。	

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるとき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	警察機関

(5) 住民の安全確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	ア　必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。 イ　災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある居住者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に受入れする。 ウ　住民に対する避難指示（警戒レベル４）は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。 　特に市長は、避難措置実施の第１次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。 エ　避難を指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	警察機関 自衛隊
県	ア　必要と認める区域の居住者に対し。避難のため立ち退くことを指示する。	

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	ア　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。	
市	ア　決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。 イ　当該被災区域を管理する建設課等関係部局の長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、必要と認める関係機関に通報する。	
県		

(7) 水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対　　策	協力依頼先
国・県	水防本部及び水防支部は、市が円滑に水防活動できるように努める。 ア　水防計画の策定 イ　雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ウ　洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と住民への周知	

	エ　浸水想定区域図の作成と指定 オ　水防資材の提供	

○　資料

県の水防態勢

配備体制	配備内容	配備時期
第１ 配備態勢	土木部河川管理課及び各土木部関係地域機関に水防当番員を配置し、情報連絡その他に従事させる。 状況により、第２配備態勢に必要な要員を即時招集できる態勢をとる。	洪水又は高潮に関係ある気象等の警報発表時又は洪水の危険が予想されるとき。
第２ 配備態勢	水防本部及び支部を設置し、水防事務の処理が円滑に遂行できる態勢を整える。 事態の推移によっては、第３配備態勢に移行できる態勢をとる。	洪水等のおそれがあると認められ、水防本部長又は支部長が必要と認めて指令したとき。
第３ 配備態勢	水防本部並びに支部に係る機関の職員全員で水防対策に当たる。	気象等の特別警報が発表されるなど、すでに相当の被害が発生し、重大な災害のおそれがある場合、または災害対策本部が設置されたとき。

※ 新潟県水防本部

土木部河川管理課に新潟県水防本部（水防本部）を、各土木部関係地域機関に水防支部を設置し、水防事務を処理する。（道路・港湾・砂防の各班については、必要に応じて設置する）水防本部は、新潟県災害対策本部が設置された場合に、同本部に統合される。

水防団の非常配備

市長が水防団に発する配備指令は、概ね次表の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	市長はその後の情勢を把握することに努め、団員を待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢	水防に関係ある気象の予報又は注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準備	水防団の長は、所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、ダム、水門、閘門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員に出動させる。	水防団待機水位を超え、かつ氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。

出動	水防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく。	河川水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき。

※ 配備指令は、市長が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

① 水防警報河川にあっては、水防警報が発せられた場合

② 水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられた場合

③ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

第１５節　救急・救助活動計画

【災害対策本部担当部】　○消防救急部、民生部

１　計画の方針

災害により被災した住民等に対し、市、県、県警察、消防本部、消防団、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　被災地の地域住民及び通行人等で災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときには、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、かけつけた消防団等と協力して救出活動にあたる。

イ　市は、直ちに医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。

ウ　消防職員及び消防団員は、小千谷市消防計画に定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、救助隊及び救急隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

エ　救助隊及び救急隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

オ　市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画並びに県・市地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

カ　新潟県代表消防機関である新潟市消防局（(代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

キ　警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

ク　県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

ケ　県、警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

コ　県内の災害派遣医療チーム（新潟ＤＭＡＴ）は、県等からの要請又は自らの判断

により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のＤＭＡＴの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(2) 達成目標

ア　住民又は自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。

イ　消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。

ウ　新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。

エ　市及び消防本部が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。

オ　ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(3) 要配慮者に対する配慮

地域住民、自主防災組織、市及び消防本部等は、要配慮者の安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

(4) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防本部は地域の実情に応じた適切な措置をとる。

(5) 惨事ストレス対策

ア　救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民、消防団など	市 消防本部、警察署	被災状況、救急・救助要請
市 消防本部、警察署	県、警察本部	救急・救助、応援、ヘリの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	市 消防本部、警察署	救急・救助、応援、ヘリの出動
市	市民、消防団など	救急・救助活動

消防本部、警察署		

３　業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

市民、消防団、市、消防本部、警察等における初動対応
↓
消防本部、警察等の救急・救助隊等による救急・救助
↓
新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護
↓
県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動
↓
広域応援等の要請
↓
広域応援部隊及び関係機関の総合調整
↓
航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

４　業務の内容

(1) 市民、消防団、市、消防本部、県、県警察等における初動活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市民 自主防災 組織	ア　救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。 イ　電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 ウ　災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応じる。	消防本部 消防団 県警察 警察署 市
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防本部 市 県警察
市	市民、消防団等から現地被害状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。	消防本部 消防団 県警察
消防本部	「小千谷市消防計画」に基づき実施する。	消防団 市 県警察

県 県警察	県（防災局、福祉保健部及び県警察）は、市、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市 消防本部 県警察 防災関係機関

(2) 消防本部、県警察等の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対　　策	要請等連絡先
消防本部	ア　「小千谷市消防計画」に基づき実施する。 イ　必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	消防団 県 県警察
県警察	県警察本部は、市等から救急・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市	ア　医師会と協力して救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。また、必要に応じて、県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 イ　負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関の開設した救護所等で行う。 ウ　重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	地元医師会 医療機関 医療資器材業者 県警察
消防本部	広域災害救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有するとともに、「小千谷市消防計画」に基づき実施する。	県地域医療政策課 医療機関 医師会等
新潟ＤＭＡＴ	ア　被災地内のＤＭＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 イ　消防本部等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う ウ　被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（域内搬送）を行う。 エ　被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 オ　必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県 消防本部

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請する。	県 県警察 要請方法及び連絡先等は資料編を参照。
県 県警察	ア　県及び県警察は、市、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 イ　ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部航空運用調整班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	県 県警察

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県
県	県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。	ドクターヘリ基地病院
ドクターヘリ基地病院	ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市	市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県 自衛隊

消防本部	ア　消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 イ　消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れる。 ウ　消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無にかかわらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部 地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
新潟市消防局等	ア　新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ　上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救護班又は防災局消防課又は危機対策課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ　緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援を行う。	県 総務省消防庁 県内消防本部
県	ア　県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。 イ　県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 ウ　県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 エ　新潟県消防防災航空隊は上記イにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 オ　県は、市からの要請があった場合又は自らの判断に	新潟市消防局等 県内消防本部 総務省消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊

	より、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。 カ　県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	
警察本部	県警察本部は、災害の規模が大きく、県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	警察庁 関東管区警察局 他都道府県警察

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
県	ア　救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、総務省消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施する。 イ　消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とＤＭＡＴの連携体制を確立する。 ウ　県は、広域災害救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	新潟市消防局等 県警察 総務省消防庁 第九管区海上保安部 自衛隊
県警察	県警察本部は、県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市 消防本部 緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区 海上保安	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

本部 ドクターヘリ 基地病院 他　県　の ドクターヘリ 新潟DMAT		

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。	県 県警察
県	ア　緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。 イ　県災害対策本部統括調整部は航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運航に努める。 ウ　県災害対策本部統括調整部は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用無空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 エ　県災害対策本部保健医療教育部は、ドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。 オ ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。	
緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区 海上保安本部 ドクターヘリ 基地病院 他県の ドクターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

第１６節　医療救護活動計画

【災害対策本部担当部】　○民生部、消防救急部

１　計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災後速やかに医療救護本部を設置し、医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ　被災地を所轄する保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、県災害保健対策現地本部を設置する。

ウ　市及び県は、互いに情報を共有し、住民の生命、健康を守るため医療救護を行う。

エ　医療機関は、各機関が策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

オ　災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

カ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

キ　ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ク　県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ケ　県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関に患者受入を調整する。

コ　県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

サ　市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

シ　拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

ス　県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合は、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡ

Ｔ)の応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 活動の調整

ア　県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等)、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣要請等の医療救護活動の調整を行う。

イ　ＤＭＡＴ

災害時に、参集したＤＭＡＴに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、ＤＭＡＴ新潟県調整本部のほか、必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部等を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DMAT新潟県調整本部	県災害対策本部	ア　県内で活動する全ＤＭＡＴの指揮調整､ＤＭＡＴ新潟県調整本部以外の各ＤＭＡＴ本部の設置・指揮調整 イ　県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
ＤＭＡＴ活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	ア　参集したＤＭＡＴの指揮調整 ＤＭＡＴに病院支援、現場活動、域内搬送等の役割付与 イ　消防等の関連機関との連携及び調整
DMAT病院支援指揮所 DMAT現場活動指揮所	ＤＭＡＴが複数活動する病院、現場	ア　病院支援活動､現場活動するＤＭＡＴの指揮調整 イ　トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
DMAT・ＳCU指揮所	被災地内のＳＣＵ	ア　ＳＣＵ､航空機内で活動するＤＭＡＴの指揮調整 イ　搬入担当､診療担当などの役割を付与

ウ　ＤＰＡＴ

災害時に、参集したＤＰＡＴに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、ＤＰＡＴ調整本部のほか、必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
ＤＰＡＴ調整本部	県災害対策本部	ア　全ＤＰＡＴの指揮調整､拠点本部を指揮 イ　県災害対策本部及びＤＰＡＴ事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
ＤＰＡＴ活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切	ア　ＤＰＡＴ調整本部、保健所等との連携及び調整

	な場所に設置	イ　参集したＤＰＡＴの指揮調整

エ　災害医療コーディネーター

被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医務薬事課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネーターを支援する。

オ　ＤＨＥＡＴ構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部(保健医療調整班)及び保健所を補助する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市 代表消防本部 （※） 災害拠点病院	県地域医療政策課	新潟ＤＭＡＴ派遣要請
市 消防本部 医療機関	県地域医療政策課	ドクターヘリ派遣要請
市	保健所	市医療救護本部開設 県救護センター設置要請 県医療救護班等派遣要請
病院	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県地域医療政策課	診療所の被災状況等、県救護センター開設、県医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	県医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	他の都道府県	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県地域医療政策課	厚生労働省	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援要請

県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	県外ＤＰＡＴの派遣要請
県福祉保健総務課	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等	ＤＨＥＡＴ応援派遣の調整依頼 ＤＨＥＡＴ応援要請

※ 新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県地域医療政策課	市 代表消防本部 災害拠点病院	新潟ＤＭＡＴの派遣
県地域医療政策課	市 消防本部 医療機関	ドクターヘリ派遣
保健所	市	県救護センター設置 県医療救護班等派遣
県地域医療政策課	保健所	病院の被災状況等 救護センター開設指示 新潟ＤＭＡＴ、県医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関 保健所 市町村	新潟ＤＰＡＴの派遣
他の都道府県	県地域医療政策課 県障害福祉課	県外ＤＭＡＴの派遣 県外ＤＰＡＴの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課	県外ＤＭＡＴの派遣 県外ＤＰＡＴの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等	県福祉保健総務課	ＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果 ＤＨＥＡＴ応援派遣

３　業務の体系

(1)　ＤＭＡＴ関係

災害発生

↓

新潟ＤＭＡＴの派遣

↓

ＤＭＡＴ本部の設置

↓

災害現場におけるＤＭＡＴの救命活動

↓

国等へのＤＭＡＴ支援要請

国への支援要請

他県への支援要請

(2) 医療救護活動（ＤＭＡＴを除く）

災害発生

↓

被災状況の把握

↓

医療救護本部等の設置

市医療救護本部の設置

県災害保健対策現地本部の設置

↓

医療救護施設の設置

市救護所及び県救護センターの設置

↓

災害対策本部における関係機関・団体との情報共有・連絡調整

↓

救護所等における医療救護活動

市救護所の医療救護活動

県救護センターの医療救護活動

後方病院における医療救護活動

患者等の搬送

医療資器材等の供給

医療救護体制の支援

↓

国等への支援要請

国への支援要請

他県への支援要請

医療関係団体への支援要請

↓

医療関係ボランティアの活用
↓
医療関係の災害時の対応

(3) ＤＰＡＴ関係

災害発生
↓
新潟ＤＰＡＴの派遣
↓
ＤＰＡＴ本部の設置
↓
被災地域における精神保健活動等
↓
国等へのＤＰＡＴ支援要請
　　国への支援要請
　　他県への支援要請

(4) ＤＨＥＡＴ関係

災害発生
↓
国へＤＨＥＡＴ応援派遣に関する調整依頼
↓
国よりＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果
↓
ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等への応援要請
↓
ＤＨＥＡＴ構成員が医療救護活動の指揮調整業務を補助

4　業務の内容

(1) ＤＭＡＴ関係

ア　新潟ＤＭＡＴの派遣

実施主体	対　　策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災地の市、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟ＤＭＡＴ指定医療機関に対し新潟ＤＭＡＴの派遣を要請する。	新潟ＤＭＡＴ指定医療機関
新潟ＤＭＡＴ指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣する。	

イ　ＤＭＡＴ本部の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県地域医療政策課	県内で活動するすべてのＤＭＡＴを指揮するＤ	新潟ＤＭＡＴ

	ＭＡＴ新潟県調整本部を設置する。	指定医療機関
ＤＭＡＴ新潟県調整本部	必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部、ＤＭＡＴ病院支援指揮所、ＤＭＡＴ現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院

ウ　災害現場等におけるＤＭＡＴの救命活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
新潟ＤＭＡＴ	・ 消防本部と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動） ・ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（域内搬送） ・ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院の長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） ・ 被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） ・ 自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送）	県 厚生労働省 消防本部

エ　国等へのＤＭＡＴ支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院 新潟ＤＭＡＴ	被災地内の災害拠点病院又は新潟ＤＭＡＴは、被災地の状況等により、県に対し県外のＤＭＡＴの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外のＤＭＡＴの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（ＤＭＡＴ関係を除く）

ア　被災状況把握

実施主体	業　　務	協力依頼先
県地域医療政策課 新潟大学医歯学総合病院等関係機関	病院について次の情報を収集する。 ア　施設・設備の被害状況 イ　負傷者等の状況 ウ　診療（施設）機能の稼働状況 （人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ　医療従事者の確保状況 オ　医療資器材等の需給状況	病院
保健所	診療所について次の情報を収集する。	診療所

	ア　施設・設備の被害状況 イ　負傷者等の状況 ウ　診療（施設）機能の稼働状況 エ　医療従事者の確保状況 オ　医療資器材等の需給状況	
県地域医療政策課	ア　市救護所の設置状況 イ　市救護所及び医療機関への交通	市

イ　市医療救護本部の設置

市は、風水害発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に遂行するため、医療救護本部を健康・こどもプラザに設置する。

ウ　県災害保健対策現地本部の設置

実施主体	業　　務	協力依頼先
保健所	ア　県災害保健対策現地本部の体制 (ｱ) 県災害保健対策現地本部の体制等は保健所長等が定める。 (ｲ) 県災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集、伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 イ　県災害保健対策現地本部の活動 (ｱ) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援 (ｲ) 市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所の職員派遣 (ｳ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	市

エ　医療救護施設の設置

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に市救護所を設置する。	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会
保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に県救護センターを設置する。	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会

オ　医療救護活動

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	ア　市救護所の医療救護活動 設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 (ｱ) 初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会

	動） (ｲ) 災害拠点病院等への移送手配 (ｳ) 医療救護活動の記録 (ｴ) 死亡の確認 (ｵ) 市救護所の患者受入状況等の活動状況報告 イ　患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ウ　医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。	
保健所	設置した県救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に次の精神科救護活動を行う。 ア　精神科患者の治療 イ　避難所への巡回診療及び相談 ウ　精神科医療機関への移送手配	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会
県地域医療政策課	ア　ドクターヘリの派遣等 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。 イ　医療資器材等の供給 (ｱ) 災害時における市救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理（分等）を行う。 (ｲ) 市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部へ供給を要請し確保する。 (ｳ) 県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。 ウ　県医療救護班等の派遣 県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。	

災害拠点病院	災害拠点病院は、後方病院として主に次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。 ア　被災現場、市救護所、被災地医療機関等からの患者の受入 イ　県医療救護班の派遣等	県地域医療政策課
県医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。	県地域医療政策課

カ　国等への支援要請

実施主体	業　　務	協力依頼先
県地域医療政策課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 ア　厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 イ　他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。 ウ　医療関係団体への支援要請 (ｱ) 新潟県医師会への支援要請 協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ｲ) 新潟県歯科医師会への支援要請 協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ｳ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。	厚生労働省 他都道府県 新潟県医師会 新潟県歯科医師会 日本赤十字社新潟県支部
県	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
保健所	地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	地元医師会 地元歯科医師会
市	地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	地元医師会 地元歯科医師会
新潟県医師会	ア　県から支援の要請があったときは、県医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	保健所

	イ　地元医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	
新潟県歯科医師会	ア　県から支援の要請があったときは、県歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ　地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	
地元医師会 地元歯科医師会	支援の要請があったときは、市医療救護班又は市歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	

キ　医療関係ボランティアの活用

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア活動組織及び社会福祉協議会と情報共有し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、市救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア本部 社会福祉協議会
県地域医療政策課	県災害救援ボランティア本部及び市災害ボランティアセンターと情報を共有し医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、市救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア本部 社会福祉協議会

ク　医療機関の災害時の対応

実施主体	業　　務	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。	

(3) ＤＰＡＴ関係

ア　新潟ＤＰＡＴの派遣

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（ＤＰＡＴ事務局）からの要請を受け、新潟ＤＰＡＴの派遣を要請する。	新潟ＤＰＡＴ

イ　ＤＰＡＴ本部の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動するすべてのＤＰＡＴを指揮するＤＰＡＴ新潟県調整本部を設置する。	新潟ＤＭＡＴ統括者

ウ　災害現場等におけるＤＰＡＴの救命活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
新潟ＤＰＡＴ	・　被災地内のＤＰＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） ・　被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。	県 厚生労働省

エ　国等へのＤＰＡＴ支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外のＤＰＡＴの派遣を要請する。	厚生労働省

(4)　ＤＨＥＡＴ関係

ア　ＤＨＥＡＴの派遣調整

実施主体	対　　策	協力依頼先
県福祉保健総務課	ア　県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ　ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等

イ　ＤＨＥＡＴの活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
ＤＨＥＡＴ構成員	医療救護活動の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

第１７節　防疫及び保健衛生計画

【災害対策本部担当部】　○市民衛生部、民生部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

イ　市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助合い、居住地域の衛生確保に努める。

ウ　市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

エ　県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

オ　県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、要配慮者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(3) 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

２　被害状況等の把握

被災地市町村を通じる等の県の情報把握

(1) ライフラインの被害状況

(2) 避難所の設置及び受入状況

(3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況

(4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況

(5) 食品及び食品関連施設の被害状況

(6) 特定給食施設等の被害状況

３　業務体系図

(1) 防疫及び保健衛生活動（ＤＨＥＡＴを除く）

被害状況等の把握

- 保健衛生対策
  - 巡回保健班による健康相談等の実施
  - 巡回健康相談・保健指導
  - 避難場所等の生活環境の整備
- 防疫対策
  - 防疫活動実施体制
  - 感染症発生予防対策
  - 健康調査・健康診断の実施
  - 感染症発生時の対策
  - 臨時予防接種の実施
- 食品衛生確保対策
  - 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
  - 炊き出し施設の把握・食品衛生指導
  - 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導
  - 食品関連被災施設に対する監視指導
  - 食品衛生協会への要請
- 栄養指導対策
  - 炊き出しの栄養管理指導
  - 巡回栄養相談の実施
  - 食生活相談者への相談・指導の実施
  - 集団給食施設への指導
- 広域応援の要請
  - 災害協定隣接県及び国への応援要請
- 資器材の緊急調達

※　各業務は必要に応じて共同で実施する。

(2) ＤＨＥＡＴ関係

災害発生

↓

国へＤＨＥＡＴ応援派遣に関する調整依頼

↓

国よりＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果

↓

ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等への応援要請

↓

ＤＨＥＡＴ構成員が防疫及び保健衛生活動の指揮調整業務を補助

４　業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	業　　務
市	ア　被災者の避難状況把握、県への報告 イ　避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ　避難場所等の生活環境整備 (ｱ) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (ｲ) 衣類、寝具の清潔の保持 (ｳ) 身体の清潔の保持 (ｴ) 室温、換気等の環境 (ｵ) 睡眠、休養の確保 (ｶ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持 (ｷ) プライバシーの保護
県	ア　巡回保健班による健康相談等の実施 (ｱ) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (ｲ) 市保健師の協力を得て、巡回計画作成 (ｳ) 福祉保健総務課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立 イ　要配慮者の健康状態確認、保健指導実施 (ｱ) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (ｲ) ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整 a　要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導 b　難病患者、精神障がい者等に対する保健指導 c　インフルエンザ等の感染症予防の保健指導 d　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導 e　不安の除去等メンタルヘルスへの対応 f　誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導 ウ　避難場所等の生活環境の整備 (ｱ) 避難所、仮設住宅等における状況把握、被災者への指導・助言 (ｲ) 市が実施する生活環境の整備への助言・協力

(2) 防疫対策

実施主体	業　　務

市	ア　防疫活動実施体制 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 イ　感染症発生予防対策の実施 (ｱ) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施 (ｲ) 飲料水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導 台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導 (ｳ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔対策を実施 ごみの処理、し尿の処理を重点に実施 (ｴ) 便所、台所等を中心に消毒を実施 (ｵ) ねずみ族、昆虫等の駆除 ウ　感染症発生時の対策実施 (ｱ) 台所、便所、排水口等の消毒実施 (ｲ) 汚物、し尿は消毒後に処理
県	ア　防疫活動実施体制 (ｱ) 災害規模に応じ、市の防疫活動を指導・支援 (ｲ) 地域振興局健康福祉（環境）部：必要に応じて、地域振興局健康福祉（環境）部に災害防疫対策本部設置 (ｳ) 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請 イ　感染症発生予防対策の実施 市と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施 ウ　健康調査及び健康診断の実施 (ｱ) 地域振興局健康福祉（環境）部：緊急度に応じ、計画的に実施 （浸水地域住民、集団避難場所の避難者、応急仮設住宅入居者を重点に実施） (ｲ) 地域振興局健康福祉（環境）部：健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施 エ　感染症発生時の対策実施 (ｱ) 地域振興局健康福祉（環境）部：入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に受入れすることが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ受入れを依頼 (ｲ) 地域振興局健康福祉（環境）部：濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者）に対し、病気に対する正しい知識、消毒方法等の保健指導を実施 オ　臨時予防接種の実施又は実施指示（感染症対策・薬務課） (ｱ) 疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期日を指定して、地域振興局健康福祉（環境）部へ臨時予防接種の実施を指示

	(ｲ) 市が実施することを特に適当と認めるときは市長に指示

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	業　　務
県 （地域機関）	ア　緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市及び食品調製施設に対し監視指導を実施 （市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの） イ　炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管、調理についての指導を実施 ウ　井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導 エ　食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施 (ｱ) 冠水食品の廃棄の指導 (ｲ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 (ｳ) 施設・設備等の洗浄消毒の指導 オ　食品衛生協会への要請 (ｱ) 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請 (ｲ) 食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施
県（生活衛生課）	必要に応じて、地域機関の応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	業　　務
県 （地域機関）	ア　炊き出しの栄養管理指導 地域振興局健康福祉（環境）部は市設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施 イ　巡回栄養相談 避難所、仮設住宅、被災家屋を巡回 高血圧、糖尿病等の在宅食事療法の必要な方やアレルギー食、粉ミルク又は離乳食の必要な乳幼児などの要配慮者に対して、食生活指導、栄養面からの健康維持指導を実施 ウ　要配慮者への栄養指導 乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配等に関する支援を実施 エ　特定給食施設等への指導

	給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導 ※　ア～エについては、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。
県（健康対策課）	ア　災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 イ　被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請

(5) 広域応援の要請

実施主体	業　　務
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	業　　務
市	ア　防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成、実施 イ　防疫資器材等の整備状況を県健康福祉（環境）部に報告 ウ　緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（県健康福祉（環境）部へ）
県	ア　県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 イ　災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 ウ　緊急時の防疫資器材等の調整 (ｱ) 健康福祉（環境）部：管内調整を実施、調整がつかない場合は、感染症対策・薬務課へ確保要請 (ｲ) 感染症対策・薬務課：防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請

(7)　ＤＨＥＡＴ関係

ア　ＤＨＥＡＴの派遣調整

実施主体	対　　策	協力依頼先
県福祉保健総務課	ア　県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ　ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等

イ　ＤＨＥＡＴの活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
ＤＨＥＡＴの構成員	医療救護活動の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部(保健医療調整班)及び保健所を補助する。	

第１８節　こころのケア対策計画

【災害対策本部担当部】　民生部

１　計画の方針

○　基本方針

県、専門医、関係団体と協力し、被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるように支援する。

(1) 各主体の責務

ア　市民

被災住民、災害復旧事業者等は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながら、こころの健康の保持・増進に努める。

イ　報道機関

(ｱ) 不用意な取材活動によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(ｲ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

ウ　精神科医療機関

(ｱ) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

(ｲ) 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

エ　精神保健福祉医療関係機関・団体

県が実施するこころのケア対策の取組みを支援する。

オ　市

(ｱ) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(ｲ) 避難所の開設が長期化すると予想される場合は、こころのケア対策の支援を県に要請する。

カ　県

(ｱ) 国の「災害派遣精神医療チーム(ＤＰＡＴ)活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム(以下「ＤＰＡＴ」という。)等の体制整備に努める。

(ｲ) 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、ＤＰＡＴの派遣を要請する。

(ｳ) ＤＰＡＴを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(ｴ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市町村を支援する。

(2) ＤＰＡＴ活動

県内に大規模災害等が発生し、ＤＰＡＴの派遣を要することが想定される場合は、県はＤＰＡＴの活動を統括するために、ＤＰＡＴ調整本部を県に設置する。ＤＰＡＴ調整本部はＤＰＡＴ統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	
ＤＰＡＴ調整本部	県災害対策本部	・災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、ＤＭＡＴ調整本部、国等との連絡及び調整 ・ＤＰＡＴ派遣の開始及び終結の決定、ＤＰＡＴの派遣要請・派遣先調整 ・被災地域で活動するＤＰＡＴの指揮、調整、ロジスティクス ・ＤＰＡＴ活動拠点本部の設置
ＤＰＡＴ活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	・ＤＰＡＴ調整本部、ＤＭＡＴ活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 ・ＤＰＡＴ調整本部の指揮下で、参集したＤＰＡＴの統括

(3) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(4) 市職員のこころのケア対策

災害復興業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

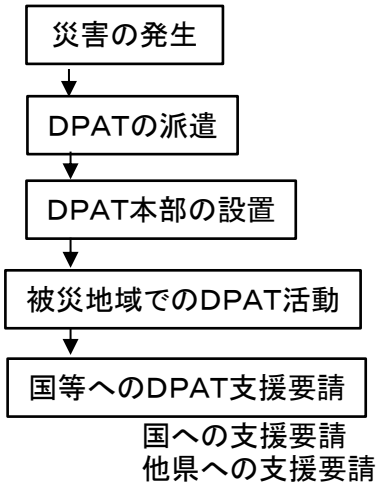
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者 避難所等	市	・被災後の生活状況、ニーズ ・精神障がい者の医療状況等について
市	長岡地域振興局健康福祉部（保健所） 児童相談所	・ＤＰＡＴの派遣要請 ・こころのケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・医療チームの活動内容

県障害福祉課	厚生労働省	県外ＤＰＡＴの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外ＤＰＡＴの派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外ＤＰＡＴの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外ＤＰＡＴの派遣
長岡地域振興局健康福祉部（保健所） 児童相談所	市	・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及
市	被災者、避難所等	・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及

３　業務の体系



４　業務の内容

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・指定避難所等において、こころの相談窓口を設置し、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。 ・健康・こどもプラザ「あすえーる」においても、こころの相談窓口を設置する。	精神科医療機関 ＤＰＡＴ活動拠点本部 保健所 応援県・市町村職員

県障害福祉課	・ＤＰＡＴ調整本部の設置 ・ＤＰＡＴの派遣要請・受入れ調整	厚生労働省、ＤＰＡＴ事務局、新潟ＤＰＡＴ、精神科医療機関
ＤＰＡＴ	・ＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部において、ＤＰＡＴの指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 ・ＥＭＩＳやＪ―ＳＰＥＥＤ、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 ・活動内容の情報発信を行う。 ・被災地での精神科医療の提供を行う。 ・被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 ・被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 ・被災者への専門的支援を行う。	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等

第１９節　園児、児童生徒等に対するこころのケア対策計画

【災害対策本部担当部】　教育部

１　計画の方針

○基本方針

(1) 各主体の責務

ア 県

(ｱ) 災害発生直後からこころのケアにかかる緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡をとり、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

(ｲ) 被災した学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を、県臨床心理士を派遣し実施する。

(ｳ) 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

イ　小千谷市教育委員会

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」にかかる会場の手配を行う。

ウ　学校

(ｱ) 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアにかかる職員研修、児童・生徒等への説明、保護者への説明会を実施する。

(ｲ) カウンセリング実施にかかる「こころの健康調査」等のストレスチェック及びスクリーニングを実施する。　※スクリーニング…対象者の抽出

(ｳ) 教員による児童・生徒等への早期カウンセリングを実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

園児、児童生徒等が災害時に受けるこころや体の不調は大人とは違った形で現れる傾向があるため、こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアのあり方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

(3) 職員等のこころのケア対策

学校及び保育園職員は災害直後から、過酷な状況の中で学校教育、保育活動を再開するための様々な業務に従事するため、体だけでなくこころの健康のためにも、職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対して伝達する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
小・中・特別支援学校 保護者	市教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒 実施児童生徒数 個別相談票の報告
保育園 保護者	市	こころのケアが必要な園児数、 個別相談票の報告
市	県	こころのケアに係る必要な情報
県	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	小・中・特別支援学校 保護者	カウンセリング実施日 説明会実施日 正しい情報の啓発普及 支援情報の提供
市	保育園、保護者	正しい情報の啓発普及 支援情報の提供

３　業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成
↓
説明会への参加
↓
心の健康調査とスクリーニング、保護者に対する普及啓発
↓
カウンセリング、相談窓口の設置、職員等のこころのケア対策

４　業務内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画 ・被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報等の提供	県臨床心理士会
市	・こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会

	送付及び実態把握 ・各学校、保育園は、関係課と連携して普段の観察、見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする園児、児童、生徒の把握 ・保育園、健康・こどもプラザ「あすえーる」において、こころの相談窓口を設置し、保護者等の相談に応じ適切なアドバイスの実施 ・被災時のこころの健康についての正しい知識や心のケアホットライン等の支援情報等を、パンフレットやホームページ等を使い、保護者に情報を提供	保健所 精神科医療機関 学校 保育園 保護者

第２０節　廃棄物の処理計画

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

○基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民

(ｱ) ごみ処理

a　避難所での生活ごみについて､市の指示する分別等のごみの排出に協力する。

b　家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

c　ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わない。

(ｲ) し尿処理

a　避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ　市

(ｱ) ごみ処理

a　ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。

b　避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

c　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

d　ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分地を確保する。

e　ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。

f　ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

g　仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

h　腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った水害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。

i　大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図

るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。

j　ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ｲ) し尿処理

a　し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。

b　避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。

c　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

d　し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ｳ) 災害がれき処理

a　隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

b　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

c　災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。

d　災害がれきの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。

e　災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

f　仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化により飛散防止の措置を講ずる。

g　損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

h　災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町、県に広域支援を要請する。

ウ　県

(ｱ) 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(ｲ) 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

(ｳ) 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

(ｴ) 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。

(ｵ) 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(2) 達成目標

（ごみ収集）

ア　生活ごみ等の収集は、おおむね２日～３日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね２日～３日以内に開始し、５日～７日以内での収集完了に努める。

（し尿収集）

イ　し尿の収集は、おおむね２４時間以内に開始する。

（災害がれきの収集）

ウ　災害がれきの収集は、おおむね１か月以内に開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

市は、要配慮者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

２　情報の流れ

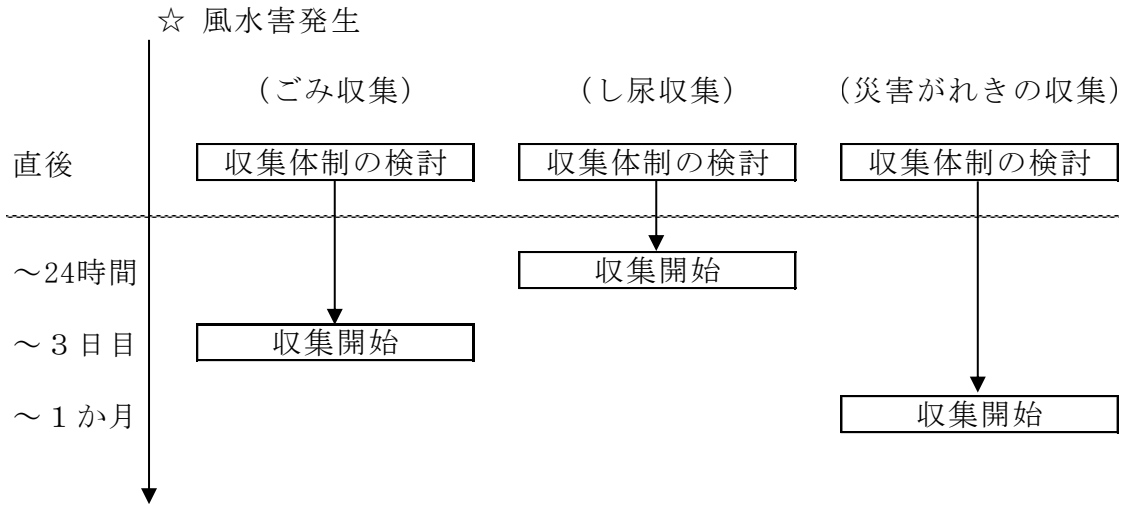
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	・市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する ・各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	市
市	・生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定する。 ・避難所のごみ収集体制を整備する。 ・家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 ・災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町及び県に要請する。 ・必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 ・必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。	県災害対策本部 近隣市関係団体 県災害ボランティアセンター 市災害ボランティアセンター
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
（一社）新潟県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
（公財）新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	・仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市

市	・し尿処理の実行計画を策定する。 ・市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村、県に要請する。	協定団体等 県
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
（一社）新潟県浄化槽整備協会	・市及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査、応急復旧に協力する。	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者	・市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	市
市	・災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 ・災害がれき発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。 ・住民に災害がれき処理の方法を周知する。 ・災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町、県に要請する。 ・必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
自衛隊	・県からの要請に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	

（一社）新潟県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
（一社）新潟県解体工事業協会	・市及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
（公財）新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。	

第２１節　トイレ対策計画

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

市は、現有資機材等の利用及び仮設トイレ等を最大限確保することにより、避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保し、衛生的に使用するための管理を行う。

(1) 各主体の責務

ア　市民・企業等

風水害発生から「最低３日間、推奨１週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ　市

(ｱ) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。（被災者への供給を行う。）

(ｲ) 職員の配置･巡回により､避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ｳ) 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ｴ) し尿処理場及びし尿運搬業者の状況等について調査し､自力で必要な運搬､処理を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ｵ) 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

ウ　県

県は､市が把握したニーズや被災の状況に応じて､仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の災害用トイレを配備（概ね２４時間以内）する。

イ　避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ　要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア　避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行いトイレの円滑な利用を図る。

イ　トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持

する。

ウ　避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。

エ　トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

２　情報の流れ

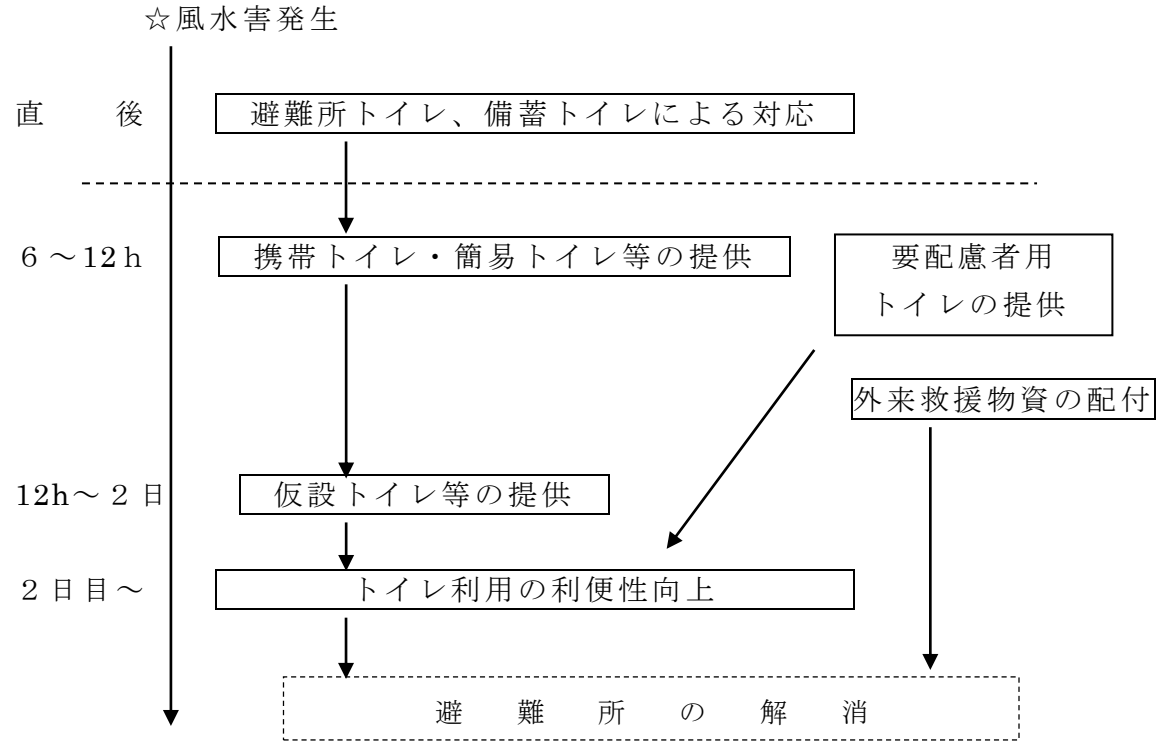
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

３　業務の体系



４　トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 ・避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 ・避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、災害時相互応援協定締結市町村及び県からの緊急供給で補う。 ・社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	災害時相互応援協定締結市町村 県災害対策本部 社会福祉協議会 市災害ボランティアセンター 県災害ボランティア支援センター
県	・市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公社)新潟県トラック協会
災害時相互応援協定締結市町村	・市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	
(公社)新潟県トラック協会	・県からの要請に基づき、県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける。） ・調達が困難な場合は災害時相互応援協定締結市町村及び県に調達の代行を依頼する。	町内会長等 企業・団体等 災害時相互応援協定締結市町村 県
県	・市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体等 他都道府県
災害時相互応援協定締結市町村	・市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	
企業・団体等	・県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第２２節　入浴対策計画

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(1) 各主体の責務

ア　市民・企業等

被災を免れた入浴施設を被災者に開放するよう努める。

イ　市

(ｱ) 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請

(ｲ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請

(ｳ) 県への支援要請

ウ　県

(ｱ) 自衛隊に対する入浴支援要請

(ｲ) 県内市町村及び隣接県への協力要請

(ｳ) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

(2) 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から３日を目安とする。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　入浴施設までの交通手段の確保

イ　要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

ウ　要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

エ　乳幼児に対する配慮

(ｱ) 沐浴に必要な物品の確保

(ｲ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ｳ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(4) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

２　情報の流れ

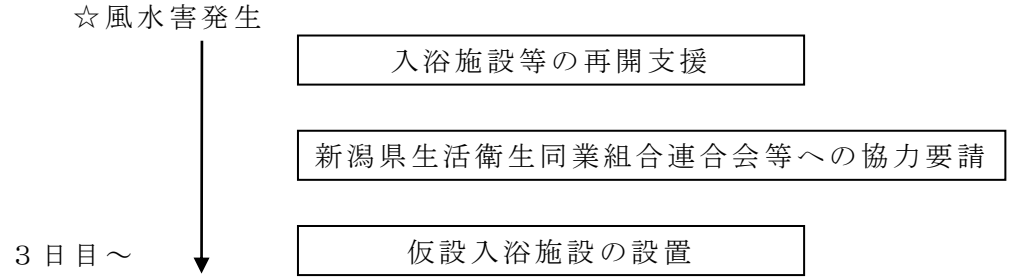
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、新潟県生活衛生同業組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) 入浴施設等の再開支援

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・業務再開可能な入浴施設等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。 ・要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 ・避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	入浴施設管理者等

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 ・市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	・市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会等

(3) 仮設入浴施設の設置

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、	県災害対策本部

	避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。	
県	・市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

第２３節　食料・生活必需品等供給計画

【災害対策本部担当部】　○調達部、市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害発生時は、被災者が、食料、生活必需品の多くを浸水により失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

(1) 各主体の責務

ア　市民

住民は、避難に当たり、最低限１食分の物資等を携行するよう心掛ける。

イ　市

(ｱ) 被災者への供給を行う。

(ｲ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ｳ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

(ｴ) 避難が長期化した場合は、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へ移行し、避難者の自立を促す。

(ｵ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ　県

(ｱ) 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

(ｲ) 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(ｳ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

(ｴ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ　指定地方行政機関

(ｱ) 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

(ｲ) 食料等の調達、輸送について、県を支援する。

(2) 達成目標

ア　食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則

として１日３回提供する。

避難 12 時間以内：住民による自己確保又は避難所等の保存食料

避難 12 時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

避難 24 時間後～：自衛隊等による配送食（温かいもの）

避難 72 時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し等）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう調理器具等を提供する。）

イ　生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの)、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用)、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）

イ　要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

(4) 積雪期の対応

ア　現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ　市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等)、寝具、燃料等防寒対策に必要な物資を他に優先して供給する。

２　情報の流れ

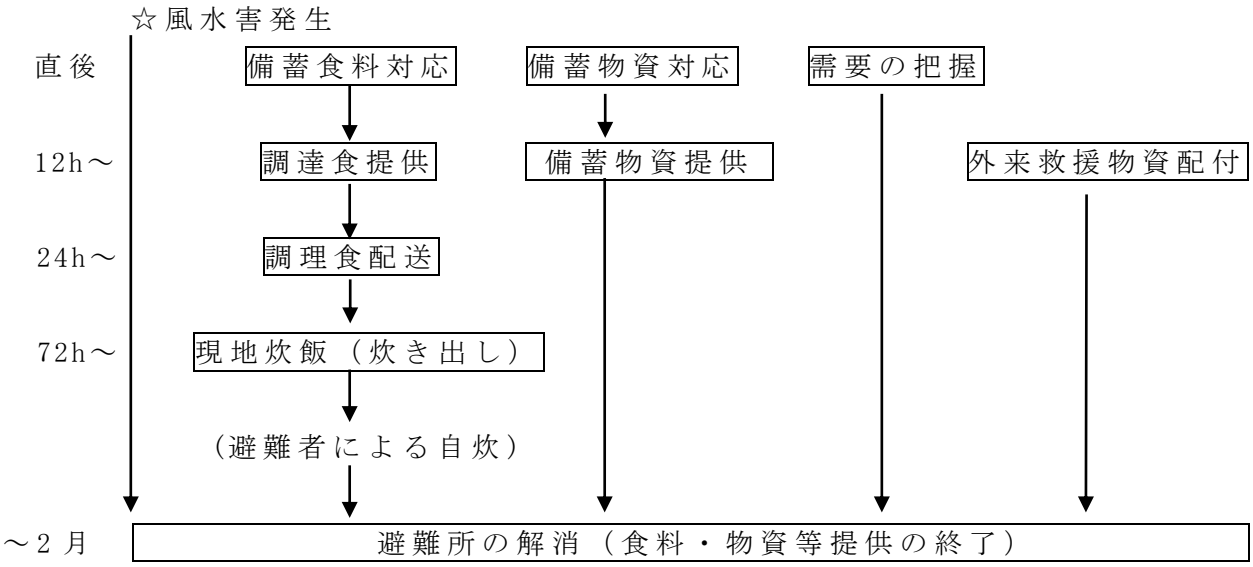
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県、協定先業者	集約された被災地ニーズ
県	協定先業者 他都道府県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
協定先業者 他都道府県	市、県	調達品提供
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

３　業務の体系



４　物資等調達・供給フロー図

（別途フロー）

５　市の実施体制

市は、収集した被害情報により、物資供給対象者数を確認し、品目、数量、供給場所等決定し、物資等供給計画書を作成し、被災者等に対する物資等の調達・供給を実施する。

(1) 提供物資の種別等

ア　炊き出しによる米飯、米穀、食パン、麺類（即席麺、そば、乾うどん)、飯缶、乾パン

イ　乳児用ミルク、牛乳

ウ　副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）調味料（味噌、醤油、塩、砂糖）

エ　生活必需品（被服、日用品、保育用品、紙おむつ、冷暖房器具等）

(2) 物資等供給の対象者

ア　避難所に受入れされた者及び避難所に避難した者で、物資等の持ち合わせのない者

イ　住家の被害が全壊（全焼)、流出、半壊（半焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ　床下浸水であっても、炊事道具が流出、又は炊事施設が壊れあるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者

エ　旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、物資等の持参又は調達できない者

オ　被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、物資等の持ち合わせがない者

カ　被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料等の提供を必要とする者

(3) 物資等の備蓄

ア　多数の被災者に物資等供給の必要が生じた場合を想定し、県が示した「市・県の備蓄分担割合」で示された量を最低限備蓄する。

イ　備蓄場所

西小千谷地区、東小千谷地区、南部地区、片貝地区の指定避難所及び備蓄倉庫とする。

ウ　備蓄の啓発

町内会、自主防災組織を通じて、住民の食料備蓄（家族３日分（推奨７日分））を推進するとともに、市は防災教育を積極的に行い、食料等の備蓄の重要性を啓発する。

(4) 炊き出しの実施

市は、炊き出しの必要がある場合は、避難所及びその付近において避難市民、自主防災組織、町内会、日赤奉仕団等ボランティアの協力を得て、炊き出し班を組織し実施する。

ア　炊き出し等用具の確保

避難施設の給食設備が使用できない間は、炊き出し等器具の提供を受けて炊き出しを実施する。

イ　炊き出し用具及び食（材）料の確保

炊き出し用具及び食（材）料の提供は市が行う。

(5) 物資等の配分方法

ア　市が作成する食料提供計画書により、避難所等ごとに定める責任者を通じて配分する。

イ　避難所以外に避難している者の把握に努め、避難所に加え配分する。

ウ　公平な配分とするため、被災住民に事前に周知し、責任者の指示のもと、町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

エ　輸送については、本章第１０節「輸送計画」による。

(6) 供給食料の数量

応急用米穀の供給数量は、次に掲げる１人当りの供給数量に受給者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。

ア　炊き出しによる給食の場合

１食当たり精米換算　　２００ｇ以内

イ　供給機関が通常の供給を行えず、その機関を通じないで応急供給を行う場合

１日当たり　精米　　４００ｇ以内

ウ　応急対策業務従事者に対する給食の場合

１食当たり　精米換算　３００ｇ以内

６　関係機関への応援要請

(1) 県、協定市町村、協定事業者

市は、必要な物資等の調達・供給ができない場合は、協定先事業者及び協定市町村、県に対し、次の事項を明示して応援を要請する。

ア　物資等の応援要請

品目、数量、引渡し期日、引渡し場所、その他参考事項

イ　炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

ウ　集積場所

応援物資等の集積場所は、原則として市車両センターとする。また、必要に応じ指定避難所及びその近隣に臨時集積場所を設け、責任者を定めて引受管理を行う。

(2) 自衛隊

市は必要と認めた場合、県に自衛隊の応援要請を依頼する。

この場合の手続きは、本章第１０節「自衛隊の災害派遣計画」による。

7　業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12H 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	・市の職員とともに避難所等の保存食料、物資等を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等をほかの保管場所からの回送又は県若しくは日赤からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社新潟県支部 市社協 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ 町内会長等
県 日本赤十字社新潟県支部	・必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。 ・市からの要請に基づき、不足する物資等を市、避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	(公社)新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難 12H～24H 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に物資等を提供する。 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	町内会長等 協定先事業者等 県
県	・市の要請によりプル型支援を行う。 ・市の行政機能が低下している場合はプッシュ型支援を開始する。	協定先事業者 他の都道府県

	※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	
協定先事業者・団体等	・県から調達要請があった物資等を指定された市又は避難所へ配送する。	

（3）調達食配送による提供（住民避難 24H～72H 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日赤、ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県 ボランティアセンター
県	・市町村からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	・給食支援（調理及び配送）を行う。	

（4）現地炊飯による提供（住民避難 72H 以降）

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県 ボランティアセンター
県	・市町村の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊
自衛隊	・県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	

（5）被災者による自炊（発災２週間以降）

実施主体	対　　策	協力依頼先
避難者	・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市
市	・被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。	県

（6）物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施すること	県 協定市町村

	が困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	協定業者等
県	・市町村からの要請又要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要が認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資等の運送を行うべきことを書面により指示する。	国 指定地方行政機関等 運送事業者
指定地方行政機関等	・県からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材のの供給について必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	運送事業者
運送事業者	・物資等の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関等を支援する。	県 指定地方行政機関等

（7）義援物資の配布

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・市受入物資等を配布する。 ・物資等が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。	ボランティアセンター 自治会長等 報道機関
県	・義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・県受入物資等の中から、市町村から要請された品目を送付する。 ・自衛隊等に輸送を依頼する。	自衛隊 (公社)新潟県トラック協会 新潟県倉庫協会

（8）燃料の調達・供給

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・災害対応や住民の生命維持に必要な燃料	県

重要施設（病院等）	の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	
県	・市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し､優先的に燃料の供給を要請する。 ・被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼び掛ける。 ・市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。	新潟県石油業協同組合 政府災害対策本部

８　食料等の衛生管理体制及び栄養指導

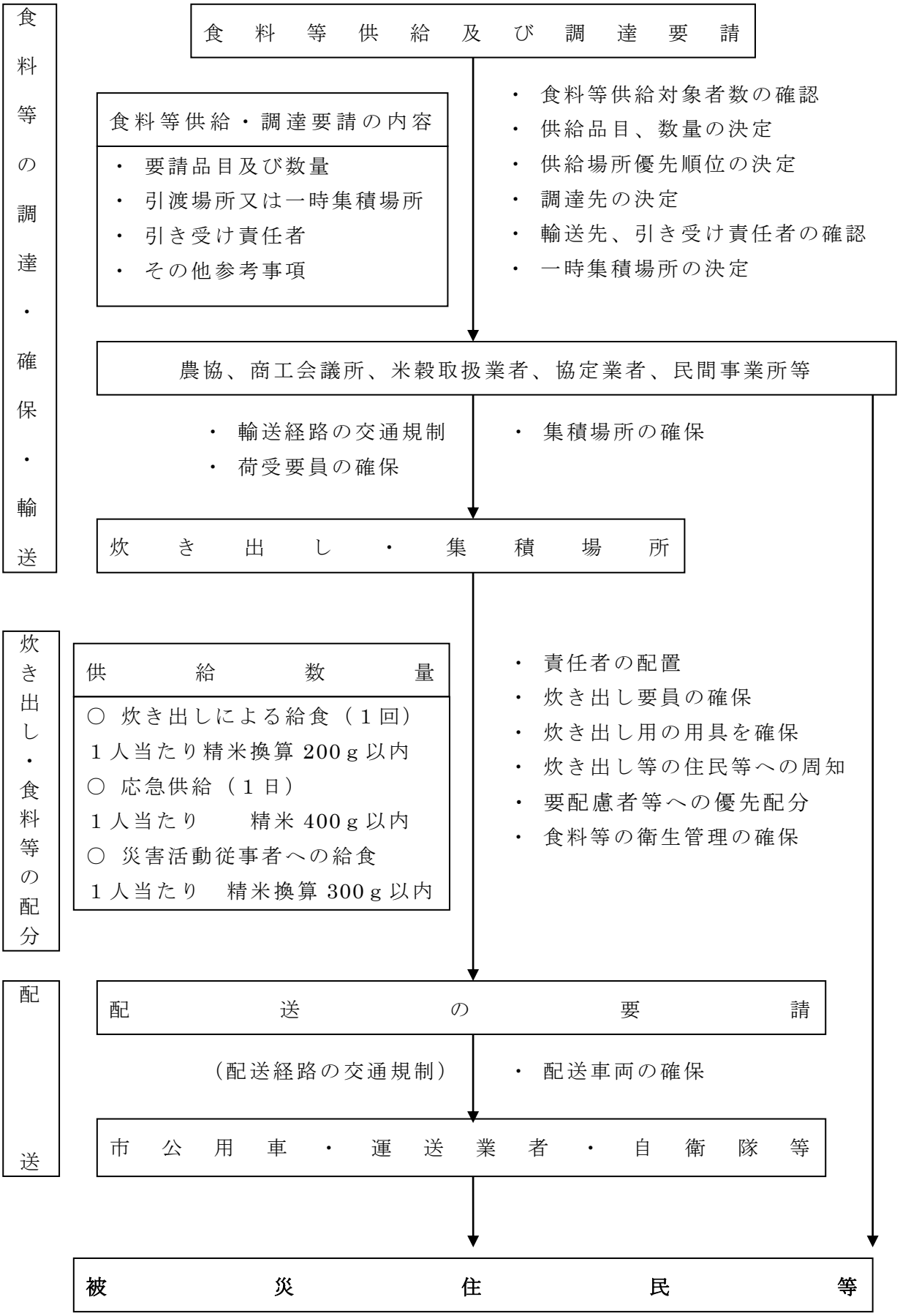
市は、備蓄食料等保管庫の防湿、防虫等について管理を行い、定期的に在庫品を点検し、保存期限が過ぎた食料等は、入替えをするなど食料等の衛生管理を行う。

また、炊き出し等にあっては、第３章第１７節「防疫及び保健衛生計画」による。

９　積雪期の供給計画

市は、供給食料等の輸送を円滑に行うため、輸送経路の早期除雪の体制を整備するとともに、陸路輸送が困難な場合の空路輸送に備え、ヘリポートの除雪体制も整備しておく。

物資等調達・供給フロー図



第２４節　生活必需品等供給計画

削除

第２５節　要配慮者の応急対策

【災害対策本部担当部】　○民生部、教育部

１　計画の方針

○　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

(1) 各主体の責務

ア　市

市は、災害発生直後は地域住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは､必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

イ　県

県は、市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

ウ　介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の避難行動要支援者の安全確保の協力に努める。

エ　企業

避難行動要支援者を雇用している企業及び関係団体は、避難行動要支援者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

オ　国際交流関係団体、外国人雇用企業、留学生が所属する学校など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、市や県の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(ｱ) 国際交流関係団体

市及び県の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

(ｲ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に報告する。

カ　地域住民、町内会、自主防災組織等

地域住民、町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

キ　避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

(2) 達成目標

ア　避難誘導対策

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

イ　避難所※の設置・運営　※　以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

ウ　生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

エ　保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

オ　外国人支援

・外国人の被災・避難状況を確認する。

・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(3) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

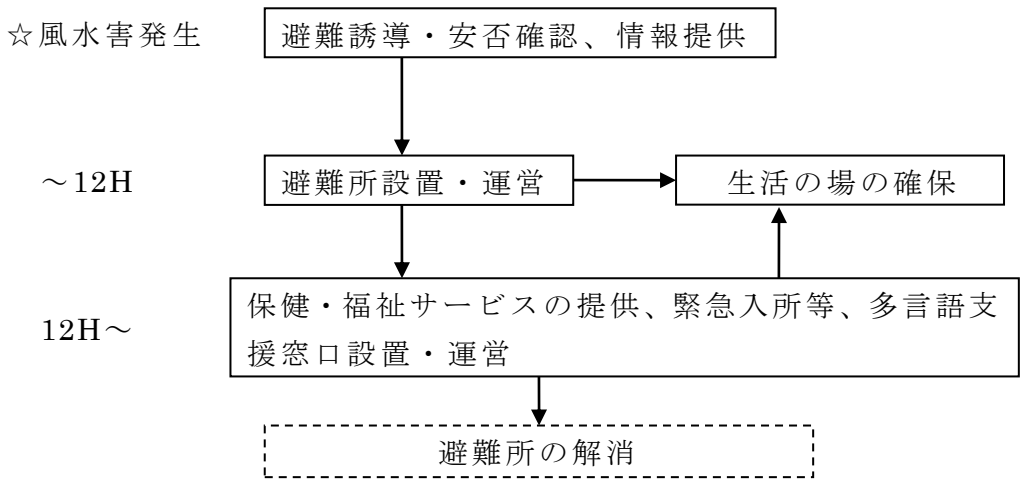
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員・児童委員、町内会、介護保険事業者、福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ

市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員、災害福祉支援チーム等応援要請
県	国、都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請、災害福祉支援チーム派遣要請

(2) 被災地へ

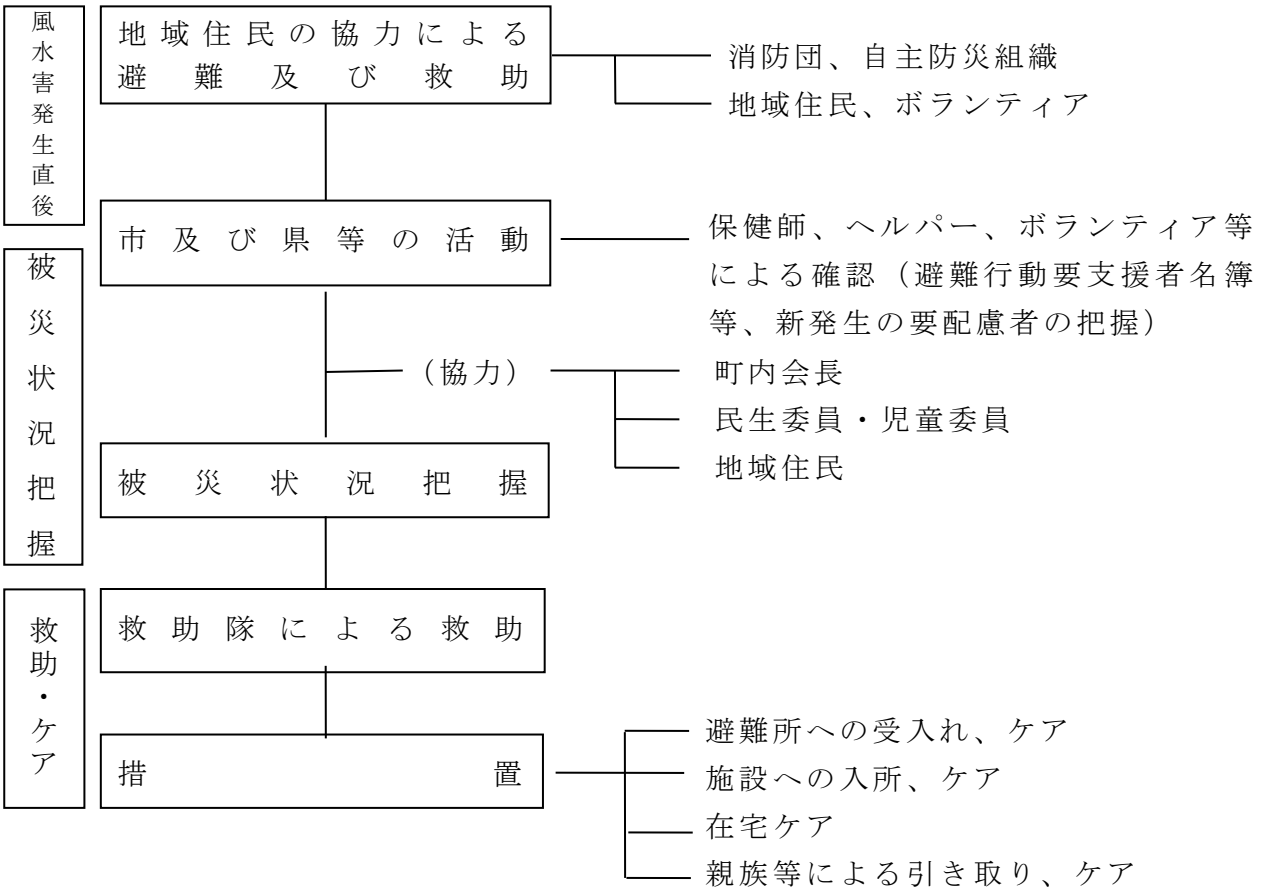
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

３　業務の体系

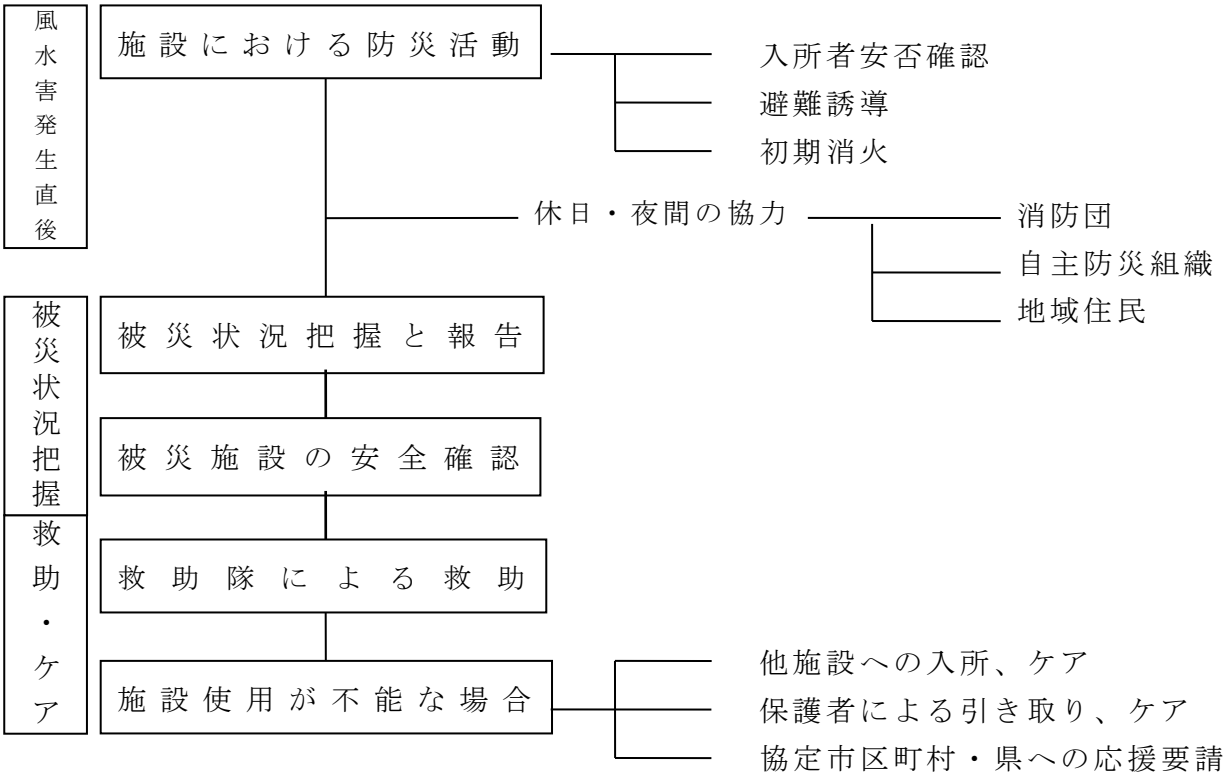


４　要配慮者応急対策フロー図

(1) 在宅要配慮者に対する対策



(2) 福祉施設等における対策



５　業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難情報に関するガイドラインに基づき避難準備・高齢者等避難を伝達	町内会 自主防災組織 民生委員・児童委員等
市	・避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	県警察 消防本部 介護保険事業者 町内会 自主防災組織等
市	・避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者 町内会 自主防災組織 ＮＰＯ・ボランティア等
市	・社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者 社会福祉施設等 消防本部等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・公的宿泊施設での一時受入れ	公的宿泊施設等
市 県	・公営住宅等の確保	他市町村 都道府県等
県	・旅館及びホテルの確保	県旅館ホテル生活衛生同業組合
市 県	・応急仮設住宅の確保	国 建設業者 (公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県 保健関係団体 他市町村・都道府県等
市	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県 福祉関係団体 他市町村・都道府県等
介護保険事業所 社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所	県 市等

(4) 情報提供

実施主体	対　　策	協力依頼先
県、市	・要配慮者への的確な情報提供	報道機関 ＮＰＯ・ボランティア等

(5) 外国人支援

実施主体	対　　策	協力依頼先
県、市	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業､留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
県、市	・多言語支援窓口の設置及び情報提供・相談等の支援	国際交流関係団体、外国人雇用企業、留学生が所属する学校等
国際交流関係団体等	・通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流関係団体

第２６節　学校等における応急対策

【災害対策本部担当部】　教育部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　学校

(ｱ) 風水害発生時における児童・生徒、教職員、施設利用者等の安全確保及び施設被害に対する迅速な対応を図るため、必要な事項を定める。

(ｲ) 学校は、あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、勤務時間外等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

(ｳ) 避難所に指定されている学校、又は臨時に指定された学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡の上保護する。

(ｴ) 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

イ　市

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

ウ　県

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(2) 達成目標

平成１６年の７．１３豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後概ね１週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

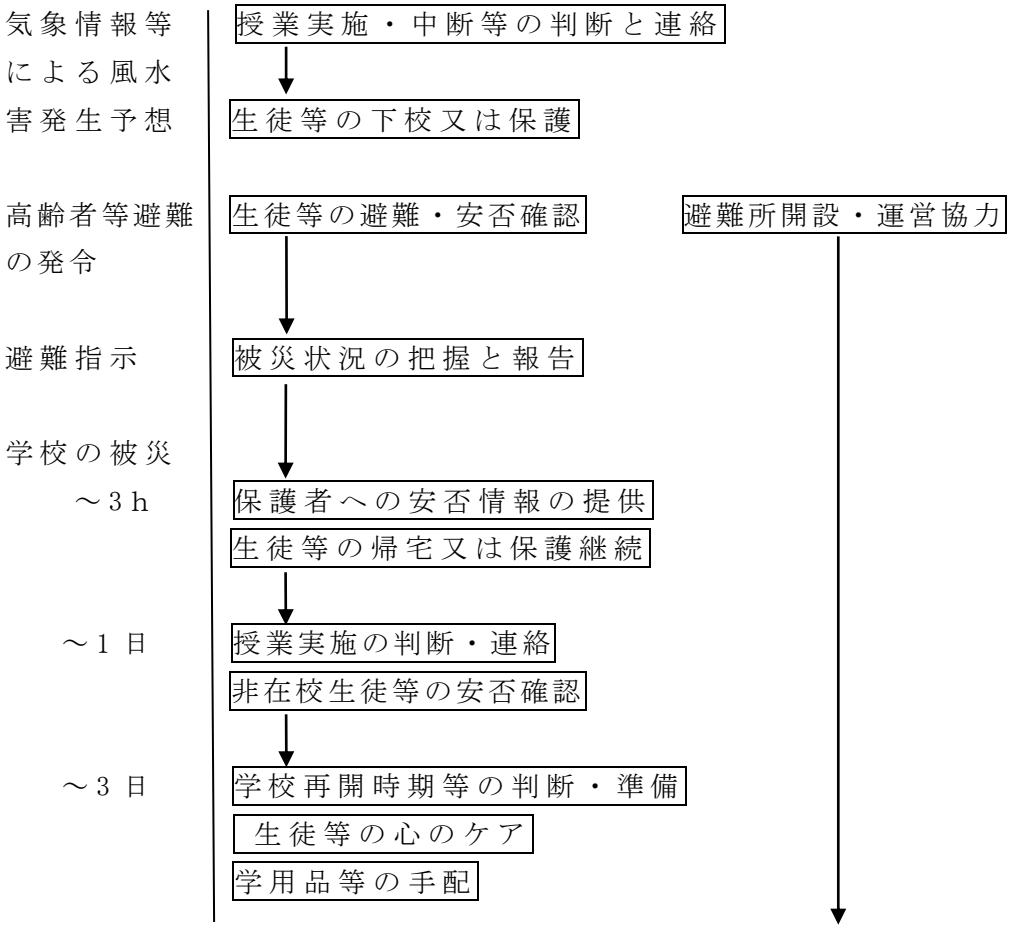
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
小・中・特別支援学校	市教育委員会	被害状況、臨時休業等
市教育委員会	県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会	市教育委員会	指導、助言等
市教育委員会	小・中・特別支援学校	指導、助言等
市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注）緊急を要する場合や、市教育委員会等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接小・中・特別支援学校、又は、小・中・特別支援学校から直接県教育委員会に連絡する。

３　学校における業務の体系



４　学校における業務内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア　授業実施・中断等の判断と連絡

校長は、臨時休業や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

(ｱ) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保した上で学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(ｲ) 臨時休業、一斉下校等を決定した場合

校長は、上記２(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ　生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡をとったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の措置

ア　生徒等の避難・安否確認

(ｱ) 生徒が在校している場合

a　生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）の発令、学校の被災等により学校から避難する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する）。

b　避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(ｲ) 登下校時間帯の場合

a　生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ｱ)と同様に対応する。

b　生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入ってこなかった生徒等については、保護者等と連絡をとり、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認するなど、安否確認に全力を尽くす。

(ｳ) 勤務時間外の場合

a　教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b　生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡をとり、安否及び所在を確認する。

イ　被災状況の把握と報告

公立学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第１報を行い、その後詳細が判明するに従って、第２報以下を行う。

ウ　保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

エ　生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお､小学校及び特別支援学校等については､下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ　授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市教育委員会に報告する。

カ　非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

ア　学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ　生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は､教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね､状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行うなど、心のケア対策を継続する。

ウ　学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員

会に報告する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア　教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ｱ) 校　長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(ｲ) 教　頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ｳ) 主幹教諭・教務主任・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(ｴ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(ｵ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(ｶ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ　校舎等を避難所として使用するときの注意

(ｱ) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(ｲ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ｳ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(ｴ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

５　市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

小・中・特別支援学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を小・中・特別支援学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体や地域ＦＭ放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

ア　学校施設の被害状況の把握と学校再開時期等を判断するため、被災直後に学校施

設の応急危険度判定を、県教育委員会を通して文部科学省に専門家の派遣を要請する。

イ　必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについての指導、こころのケアの専門家を派遣する等により、学校の取組を支援する。

ウ　避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合には、スクールバス等の運行等を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

６　県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

小・中・特別支援学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者・住民等への広報に努める。

(2) 小・中・特別支援学校や市への支援

ア　必要に応じて、広報等で保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供して、教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、またこころのケアの専門家を各学校に派遣する。

イ　必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開やこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ　国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市町村に斡旋する。

７　学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに応急対策を行い、被害の軽減に努める。主な留意点は、次のとおりとする。

(1) 風水害発生後は、施設への入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。

(2) 施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講じるとともに、人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたる。

(3) 火災が発生した場合は、自衛消防隊及び地域自主防災組織と協力して、初期消火にあたる。

(4) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、市及び関係機関と連絡をとり、最新の情報把握に努める。

(5) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市及び関係機関に報告する。

(6) 施設が避難所となった場合は、市及び地域の自主防災組織と連携して避難所の開設運営に積極的に協力する。

第２７節　文化財応急対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　文化財所有者、管理責任者

(ｱ) 文化財所有者は、被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

(ｲ) 市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

イ　市

文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。

ウ　県

市や文化財保護指導委員等からの報告・連絡等を通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア　建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

２　市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者の役割

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

３　市の役割

(1) 指定・登録文化財への対策

ア　国及び県指定・登録文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ　市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

４　県の役割

(1) 文化財等への対策

ア　国及び県指定・登録文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ　市指定文化財

市等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財にかかる各種相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて各種相談や協力要請に応じる。

第２８節　障害物の処理計画

【災害対策本部担当部】　○建設部、市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害等により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等)、輸送施設（道路、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等)、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

なお、確保すべき緊急輸送路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに、輸送における安全性にも配慮したものとする。

各主体の責務

ア　市

(ｱ) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去するものとし、必要に応じて、災害時応援協定に基づき小千谷市建設業協会に協力を依頼する。

(ｲ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

イ　県

(ｱ) 県災害対策本部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物の除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

(ｲ) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

(ｳ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関との連携を図りながら緊急輸送及び交通確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ウ　道路管理者（国、県、市、高速道路）

(ｱ) 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部に報告するとともに障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

(ｲ) あらかじめ締結してある建設業協会等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

(ｳ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそ

れがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。

(ｴ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市の協力を得て排除する。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市	障害物除去に関する情報
県災害対策本部	施設管理者	障害物除去に関する情報

3　業務の体系

被災地における障害物の情報収集

(1) 障害物除去を担当する専属班を設置
(2) 被災地域全体の状況把握
　ア　災害対策本部の情報収集
　イ　道路・河川パトロール
　ウ　関係機関との連携
(3) 建物関係障害物の状況把握

↓

障害物処理計画の策定

(1) 使用可能機械の把握
(2) 作業員の把握
(3) 実施箇所及びその優先順位
(4) 各施設管理者の配備・処分方法の指定
(5) 廃棄物収集場所・処分方法の指定
(6) 民間団体への協力要請

↓

障害物処理の実施

(1) 道路関係障害物の除去
(2) 河川関係障害物の除去
(3) 建物関係障害物の除去

4　被災地における障害物の情報収集

市は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を

必要とする道路・河川施設等の公共管理施設及び建物関係の障害物について、災害対策本部に寄せられる情報のほか、パトロールを実施し、また、各関係機関と連携し、早期の情報収集に努める。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

５　障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は国・県等の関係機関と協議を行い、緊急輸送ネットワークの形成を念頭におき、障害物処理計画を策定する。

市は、障害物の仮置場及び最終処分地をあらかじめ定めておくよう努める。

(1) 使用可能機械の把握
(2) 作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）
(3) 実施箇所及びその優先順位
(4) 実施主体（各施設管理者）の配備・指令
(5) 廃棄物収集場所・処分方法の指定
(6) 小千谷市建設業協会への協力要請（不足する資機材・作業人員等）

６　障害物処理の実施

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

(1) 道路関係障害物の除去

ア　道路管理者は、その管理区域の道路の車両及び周辺構築物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、市災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。

イ　緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。

(2) 河川関係障害物の除去

河川管理者は、その所管する河川区域において、漂流物等により二次災害の危険が認められる場合には、市災害対策本部に報告するとともに、障害物を除去する。

(3) 建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市の指導を受けながら各施設関係者が除去する。

ア　市は特に必要があるときは、山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家又はその周辺に堆積した障害物の除去を行う。なお、本市のみで障害物の除去が行われたときは、県及び他市町村に応援を要請する。

イ　災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う

ウ　災害救助法が適用された場合の障害物の除去は市が行う。

(4) 建物関係障害物の仮置場

ア　災害によって落下、倒壊で生じた路上等の建物関係障害物を早急に撤去するため、推定発生量を勘案し被災地域に比較的近く、基本的に考えられる次のような場所に一時的（暫定的）仮置場を設置する。

公園、校庭、運動公園、公共機関及び民間所有の未利用地、既存廃棄物処分場周辺、その他一時的仮置場として支障のない場所

ただし、避難場所として利用されている場所及びその近隣は除外する。

イ　前記障害廃棄物の仮置場への搬入に関しては、事後の中間・最終処理、再資源化等を考慮し、十分に分別されたものとする。

(5) 除去した障害物の集積場所

ア　障害物の集積場所は原則として、市の管理に属する被災地付近の遊休地及び空地、その他適当な場所とする。なお、保管に当たっては、障害物により再び人命、財産に被害を与えないよう注意する。

イ　除去した障害物の保管場所は、可能な限り盗難等の被害の少ない場所を選定する。

７　関係機関の役割

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、あらかじめ小千谷市建設業協会と障害物の除去について、協議を行う。

なお、市のみの対応では困難な場合は、隣接市町及び協定市町村等に対し、応援要請するほか、県に応援の要請を依頼する。

８　積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、国・県・市は除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図る。また、積雪及び被災状況に応じて連携を図りながら、障害物除去計画を策定し、実施する。

第２９節　遺体等の捜索・処理・埋葬計画

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害等では、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等により、多くの死者を出すことがある。市は関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(1) 各主体の責務

ア　市

市は、遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

イ　県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

ウ　警察本部、自衛隊等関係機関

市・県等が迅速に業務が推進できるよう支援する。

(2) 業務内容

遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の捜索	防災関係機関と協力した捜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(3) 関係者に対する配慮策

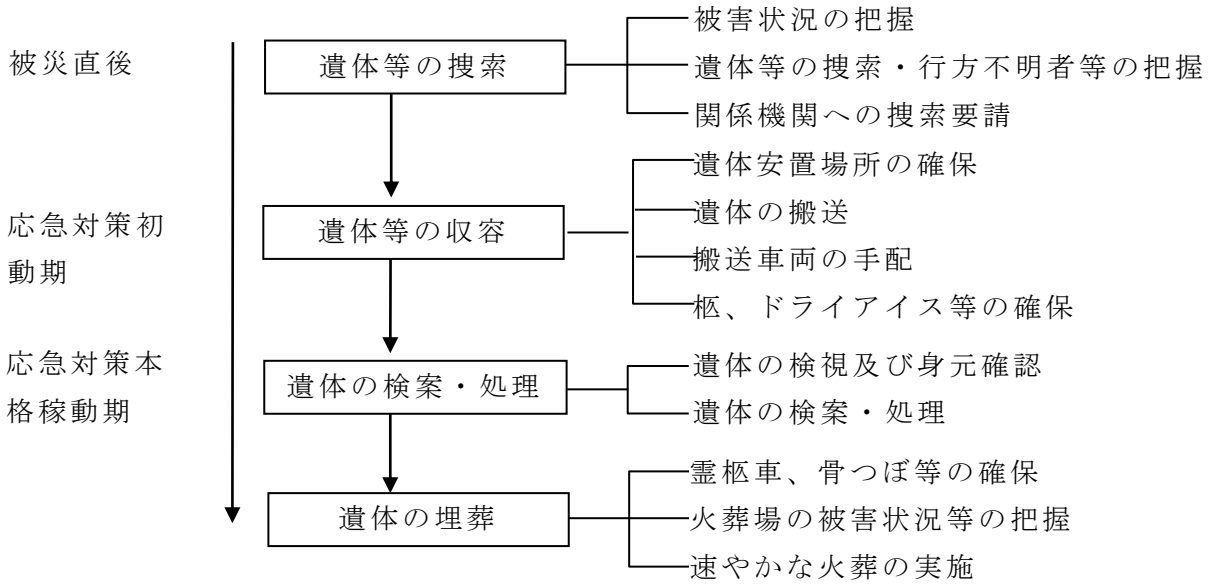
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

２　情報の流れ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	県	・捜索状況の報告 ・自衛隊への応援要請依頼 ・搬送車両不足分の手配依頼

市	県	・柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡略化依頼 ・火葬場の被災状況の報告 ・広域火葬の応援要請 ・近隣市町村への応援要請
県	市町村（火葬場設置者）	・広域火葬の協力要請 ・火葬場の割振りの通知
県	協定先企業・団体	・自衛隊への応援要請(市の要請による) ・(公社)新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請(市の要請による) ・葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請(市の要請による) ・近隣市町村への応援要請(市の要請による) ・市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会へ要請

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) 遺体等の捜索

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・警察本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行う。	警察本部 自衛隊等関

	・県に捜索状況を報告する。	係機関
県	・県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行う。	自衛隊
警察本部 自衛隊等関係機関	・遺体等の捜索を市と協力して行う。 ・警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のために埋葬に時間を要する場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷地等)を確保し、関係機関に連絡する。 ・搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。 ・柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。	寺院 学校等
県	・市から搬送車両の手配要請があった場合、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 ・市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。	新潟県トラック協会 葬祭関係団体
警察本部 自衛隊等関係機関	・遺体の搬送を行う。	
(公社)新潟県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行う。	
葬祭関係団体	・協定に基づき、柩、ドライアイス等の手配をする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。 ・所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。	日本赤十字社新潟県支部 (一社)新潟県医師会等 警察署等
県	・市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部 新潟県医師会

警察本部	・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会	・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。 ・骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。 ・死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。	県 厚生労働省
火葬場	・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を県及び市に報告するとともに、速やかに火葬を行う。	
県	・市から搬送車両の手配要請があった場合は、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 ・市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 ・市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	(公社)新潟県トラック協会 葬祭関係団体
(公社)新潟県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行う。	
葬祭関係団体	・協定に基づき骨つぼ等を確保する。	

５　身元不明遺体の取扱い

(1) 身元不明遺体については､市が所轄警察署その他関係機関に連絡し､調査にあたる。

(2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

(3) 被災地以外に流れ着いた遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。

６　広域応援体制の整備

(1) 市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市と相互応援体制の整備に努める。

(2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておく。

ア　県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制

イ　近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制

ウ　厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第３０節　愛玩動物の保護対策

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力を行う。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　飼い主

(ｱ) 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。

(ｲ) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期に渡り放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ　市

(ｱ) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

(ｲ) 避難所を設置するにあたり、必要に応じ動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(ｳ) 県の設置する「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。

ウ　県

(ｱ) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(ｲ) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(ｳ) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(ｴ) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。

(ｵ) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(ｶ) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。

(ｷ) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

エ　公益社団法人新潟県獣医師会

(ｱ) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

(ｲ) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請に備える。

オ　一般社団法人新潟県動物愛護協会

県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

カ　動物救済本部

(ｱ) ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資を提供する。

(ｲ) 動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(ｳ) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(ｴ) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明動物の一時預りを行う。

(ｵ) 飼い主捜し

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主捜しのための情報の収集と提供を行う。

(ｶ) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(ｷ) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(ｸ) ボランティア及び募金の受付・調整・運営

ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

(2) 達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため､ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

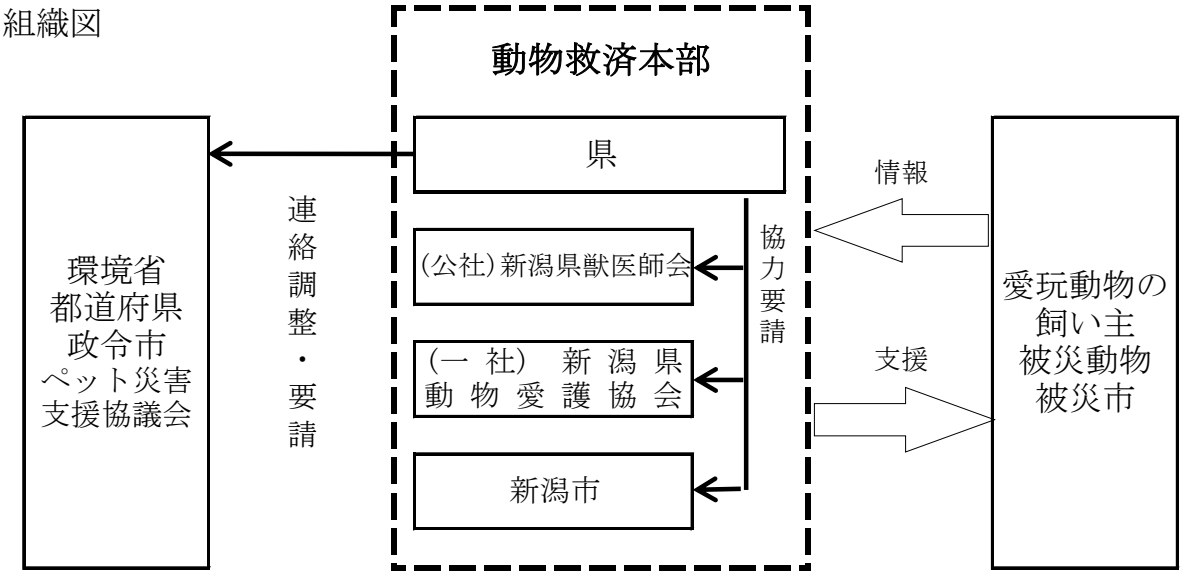
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ペット同行避難者の状況 被災者ニーズ
市	県、動物救済本部	集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県、動物救済本部	市	ペット関連の支援内容
市	避難所、避難者	ペット関連の支援内容

３　業務の体系

組織図



☆風水害発生　市　　県・動物救済本部

～１日	動物同行避難所設置	危険動物の飼育状況確認
		負傷動物等の保護
～３日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設
		動物救済本部の設置
～７日		避難所での動物飼育支援、物資提供
		ペットの一時預かり
～２月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

４　業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	市
市	・動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。	県 動物救済本部

	・避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 ・避難者に動物飼育関連物資を配布する。 ・住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 ・仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。	
県	・危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 ・負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 ・動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団対等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 ・動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 ・環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省 ペット災害支援協議会
新潟県獣医師会	・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
新潟県動物愛護協会	・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。	
動物救済本部	・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ・ボランティアの受付、調整を行う。	

第３１節　災害時の放送

【災害対策本部担当課】　○防災安全部、情報財政部

１　計画の方針

○基本方針

県内各放送機関は、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

各主体の責務

ア　市民・企業等

風水害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(ｱ) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への情報伝達活動

(ｲ) アマチュア無線局による情報の伝達

(ｳ) 自主防災組織、地域住民等は、高齢者、障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

(ｴ) 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

イ　市

市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第５７条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

(ｱ) 緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

(ｲ) 全県波放送局の連絡先

局　　名	電　　話	ＦＡＸ
日本放送協会（ＮＨＫ）新潟放送局	025-265-1141	025-265-1145
㈱新潟放送（ＢＳＮ）	025-230-1532 (夜間)025-267-3469	025-267-5810
㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ（ＮＳＴ）	025-248-7234 (夜間)025-249-8850	025-248-7233
㈱テレビ新潟放送網（ＴｅＮＹ）	025-283-8152	025-283-8159

局　　名	電　　話	Ｆ　Ａ　Ｘ
㈱新潟テレビ21（ＵＸ）	025-223-8616 (夜間)025-223-7008	025-223-0194
㈱エフエムラジオ新潟	025-246-2311 (夜間)025-246-2314	025-245-3577

(ｳ) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示等の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

ウ　防災関係機関

県内各放送機関は、県・市から緊急放送の要請があった場合には、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」により遅滞なく正確に発信する。

また、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

第３２節　公衆通信の確保

【災害対策本部担当部】　○総務部、防災安全部

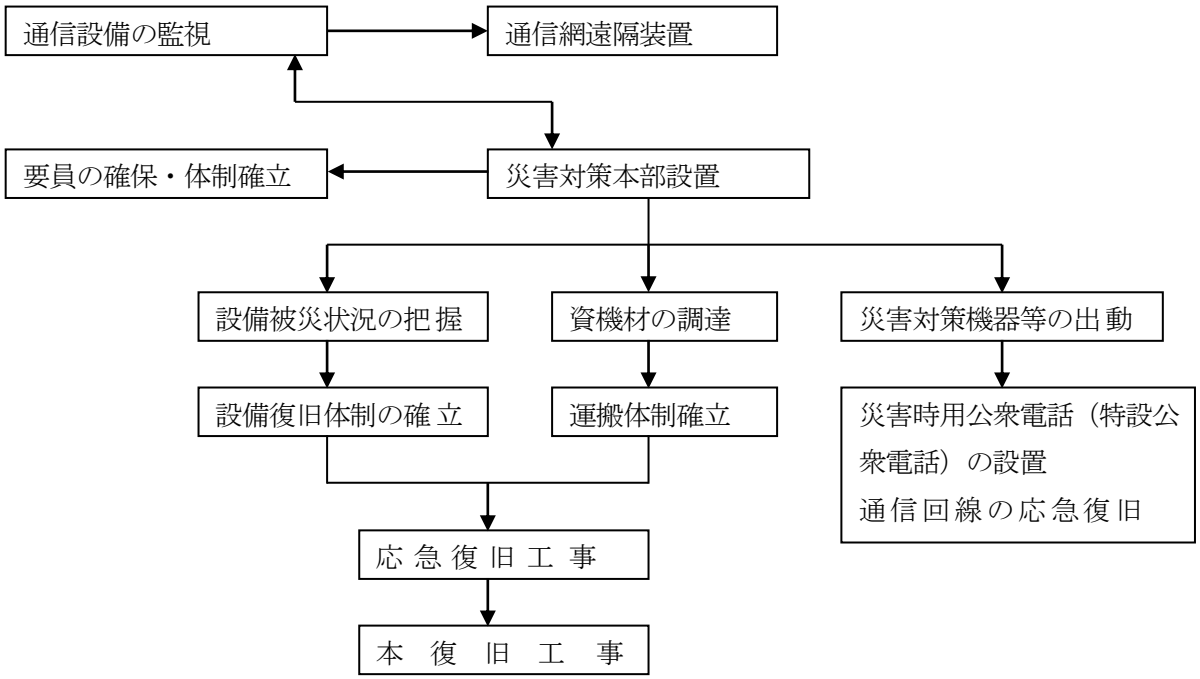
１　計画の方針

○　基本方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

２　公衆通信施設（ＮＴＴ東日本/ＮＴＴドコモ）応急対策フロー図

★　風水害発生



３　応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、ＮＴＴ東日本新潟支店及びＮＴＴドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア　情報連絡室

イ　支援本部

ウ　災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営又は応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援
ウ　工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア　被害の概況について、社内外からの被災に関する情報を迅速に収集する。
イ　被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等を利用し、全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

ア　衛星携帯電話
イ　可搬型移動無線機
ウ　移動基地局車
エ　移動電源車及び可搬電源装置
オ　応急復旧ケーブル
カ　ポータブル衛星車
キ　その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル１７１、ｗｅｂ１７１、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

４　復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、次の表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重　要　通　信　を　確　保　す　る　機　関	
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯全業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

５　利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

(1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
(2) 通信の途絶又は利用制限をした理由、及び状況
(3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
(4) 住民に対して協力を要請する事項
(5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
(6) その他必要な事項

６　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、ＮＴＴ東日本本社災害対策室及びＮＴＴドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2)　全国の応援体制

ＮＴＴ東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめの上、持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

７　市及び防災関係機関との連携

市及び防災関係機関と密接に連絡調整を行うほか、ＮＴＴ東日本新潟支店は、次の措置を講じる。

・通信設備の被害情報の連絡
・応急対策活動状況及び復旧見込み情報の連絡
・その他市及び防災関係機関の応急対策に資する情報の連絡
・小千谷市防災会議連絡員室が設置された場合の職員派遣

第３３節　電力供給応急対策

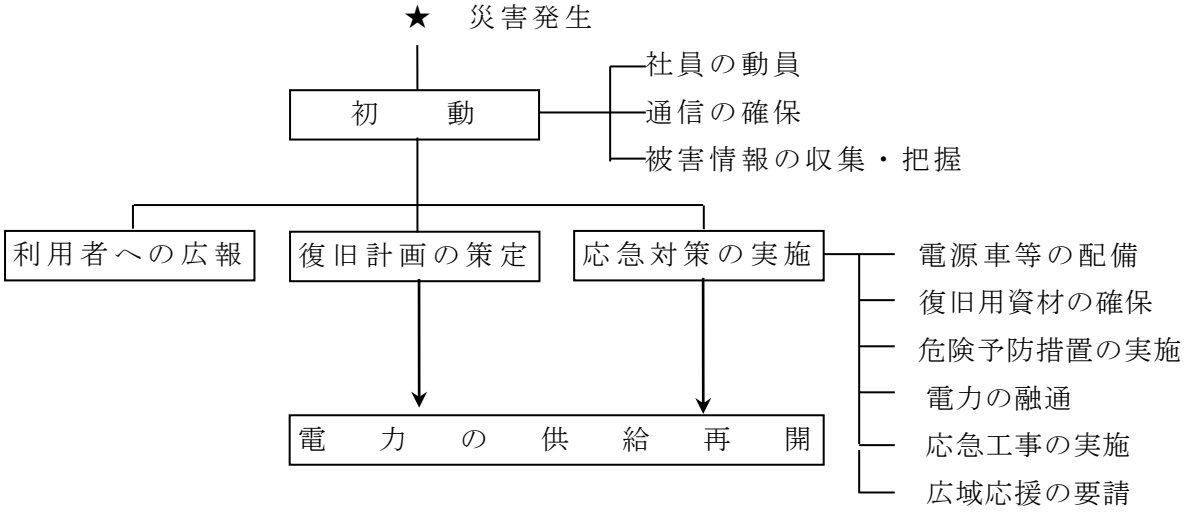
【災害対策本部担当部】　○総務部、防災安全部

１　計画の方針

○　計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施する。

２　電力供給施設応急対策フロー図



３　復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

災害発生時、東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、その下に設備ごと、業務ごとに編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区　分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第１非常体制	新潟県及び東北６県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し必要と認めた場合
第２非常体制	新潟県及び東北６県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸

	念される場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第２非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し､要員を確保する｡復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部（連絡室）へ報告し、本部はこれを集約して関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合､必要に応じリエゾンを派遣し､災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

(5) 小千谷市防災会議連絡員の派遣

防災会議連絡員室が設置されたときは､通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

４　応急対策

(1) 電源車等の配備

ア　県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ　県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア　店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ　災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、市の災害対策本部に依頼して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度及び電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して早期送電を行う。

５　復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、避難場所等を優先することとし、国、県、市と連携し、復旧計画を策定する。

６　利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、市へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

７　広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第３４節　ガスの安全、供給対策

【災害対策本部担当部】　○防災安全部

１　計画の方針

○　基本方針

北陸ガス株式会社及びＬＰガス事業者等は、災害発生後速やかに、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

また、供給を停止した場合は、復旧計画に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

２　情報の流れ

直後情報収集

次の方法により、迅速かつ的確にガス供給設備の被害状況を把握する。

ア　テレメータ監視システム等により、主要施設の被害状況を把握する。

イ　職員が主要施設、管路等を巡回点検し、被害状況を把握する。

ウ　市民からの通報により、被害状況を把握する。

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者 消防　警察	ガス事業者等	供給等支障状況、停止状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者等	国　県　市 消防　警察	ガス漏れ・事故等発生状況 （軽微なガス漏れを除く。）
ガス事業者等	国　県　市	供給等支障状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
ガス事業者等	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ガス事業者等	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県、市及びガス事業者等	被災者	二次災害発生防止情報、供給停止状況、供給支障状況、復旧状況及び見込情報
県	ガス事業者等	安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者等	復旧支援予定情報

３　業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	［二次災害防止措置］	［広報］
風水害発生後	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	県への報告	↓	↓
	需要家の安全確認、供給		復旧状況等
供給停止後	再開		↓
概ね 14 日	供給再開完了　(注)	↓	

（注）　大規模な被害が生じた場合を除く。

(2) ＬＰガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	［二次災害防止措置］	［広報］
風水害発生中	充てん所の点検	消費先設備の修理	
	消費先ガス設備の点検	↓	
	県への報告		
避難指示解除後３時間後	消費先の緊急点検完了		二次災害防止措置
			↓
〃２日後	充てん所の復旧完了(注１)		
〃３日後	消費先の安全確認完了(注2)	↓	

注１　大規模な被害が生じた場合を除く。

注２　安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

４　業務の内容

実施主体	対　策	協力依頼先
市民	(1) 風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 (2) 避難時に要配慮者の誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガスの閉止等の安全措置の実施状況を確認する。	消防、警察
	(3) ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者等に通知する。	ガス事業者等
ガス事業者等	(1) 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 県　市

実施主体	対　策	協力依頼先
	(2) ガス事業者は、風水害発生後、速やかに需要家ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全点検を行う。 (3) 要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。 (4) 市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。 (5) ガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。 (6) 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。	復旧支援団体等
市	二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 県
県	(1) ＬＰガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 (2) ＬＰガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。	ガス事業者団体等
	(1) 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 市

５　市民への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア　ガス供給停止地区

(ｱ) 復旧の見通しとスケジュール

(ｲ) 復旧作業への協力依頼

イ　ガス供給継続地区

(ｱ) ガス臭気、ガス漏れ等異常時の災害対策本部への通報

(ｲ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア　報道機関への協力要請

イ　広報車による巡回

ウ　個別訪問によるチラシ配布

エ　諸官公署への協力要請

オ　避難所への周知

６　積雪期の対応

積雪期においては、被災状況調査の困難と、道路の寸断等による復旧活動の困難が予想される。そのため二次災害防止に重点をおき、被害調査体制の充実と、道路管理者との緊密な連携を図り、除雪対策等協議を行う。

また、市民はガスメーター周辺の除雪に協力するものとする。

第３５節　給水・上水道施設応急対策

【災害対策本部担当部】　水道部

１　計画の方針

○　基本方針

災害時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要である。

被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

(1) 各主体の責務

ア　水道事業者

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ　市

市は水道事業者と連絡をとり、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

ウ　県

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

エ　市民

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

(2) 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から３日以内は１人１日３ﾘｯﾄﾙ、１週間以内に 20～30 ﾘｯﾄﾙ、２週間以内に 30～40 ﾘｯﾄﾙの給水量を確保し、概ね１ヶ月以内に各戸１給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～３日目まで	１人１日３ﾘｯﾄﾙ	生命維持に必要な飲料水
１週間以内	１人１日 20～30 ﾘｯﾄﾙ	炊事、洗面等の最低生活水量
２週間以内	１人１日 30～40 ﾘｯﾄﾙ	生活用水の確保
概ね１ヶ月以内	各戸１給水栓	

(3) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	県 関係機関	県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ア　被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 イ　応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・応援給水、応援復旧の支援・調整 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
日本水道協会等	市	・応援要請に関する調整・助言
市	被災者	・断減水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

３　業務の体系（業務スケジュール）

☆災害発生

<table>
<tr><th></th><th>（供給水量）</th><th colspan="2">（業務スケジュール）</th></tr>
<tr><td>直後
～3h
～6h

～12h</td><td rowspan="2">３ℓ／日
生命維持</td><td colspan="2">○被害状況の把握
○住民への広報、報道機関への対応
○緊急措置（二次災害の防止）
○応急対策の方針決定（注１）
・被害状況の見積り、応援要請の必要性判断
・応急給水、応急復旧の方針</td></tr>
<tr><td>◆応急給水活動
第１段階
・拠点給水
・運搬給水
・保存水</td><td>◆応急復旧活動
第１段階
・主要施設の復旧
・通水作業
・医療施設等への応急復旧</td></tr>
<tr><td>３日</td><td>20～30 ﾘｯﾄﾙ
最低生活水量</td><td>第２段階
・仮設給水栓の設置（注２）
・拠点給水
・運搬給水</td><td>第２段階
・仮設給水栓の設置（注２）
・主要配水管の応急復旧
・通水作業</td></tr>
<tr><td>１週間

２週間</td><td>30～40 ﾘｯﾄﾙ
生活水量の確保</td><td>第３段階
・仮設給水栓の増設
・代替水源等の使用（注３）
（生活用水）</td><td>第３段階
・仮設給水栓の増設
・配水、給水管の応急復旧
・通水作業</td></tr>
<tr><td>１か月</td><td>各戸１
給水栓の確保</td><td colspan="2">第４段階　各戸１給水栓の設置
応急復旧の完了</td></tr>
</table>

注１　避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

注２　大規模な被害が生じた場合を除く。

注３　安全確認は、消費者の利用要望がある場合

４　業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。	水道工事業者

実施主体	対　　策	協力依頼先
	ア　テレメータ監視システム等により取水、浄水、配水施設等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況を把握する。 イ　職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被害状況確認と日報、写真等による記録 ウ　市民からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被害状況を把握する。 エ　市災害対策本部から災害規模、範囲及び道路等の被害状況の情報を入手する。	
県	ア　必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 イ　必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会等

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	県との相互連絡体制を確立し、市民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努める。 ア　第１段階の広報 (ｱ) 迅速に断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ及び掲示板及び広報車により広報する。 (ｲ) 報道機関、放送局等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。 イ　第２段階の広報 長期的、広域的な復旧計画等の情報を、主に広報誌、報道機関、インターネット等を利用し、広報する。 ウ　情報連絡体制 市及び県は、被害状況、応援要請、市民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。	報道機関
県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、広報するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	ア　対策本部設置 風水害により上水道施設に甚大な被害が発生した場合、別に定める非常招集系統により職員を招集し、被害状況を把握し応急復旧措置を円滑、適切に行うため、対策本部を設置する。	

	災害対策事務分掌により応急作業を迅速的確に実施する。 イ　公認工事店等への要請 公認工事店及び水道資機材の取扱業者等は、平常時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努める。 また、協定書に基づき応急復旧活動を要請する。 ウ　緊急措置 二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。 (ｱ) 二次被害の防止措置 a　薬品等の漏出防止措置を講じる。 b　緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。 c　消防機関に、地震による水道の断減水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。 (ｲ) 被害発生地区の分離 被害が少なく、継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。	
県	二次災害の防止措置 (ｱ) 有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 (ｲ) 緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知、指導	市町村 水道事業者 （公社）日本水道協会新潟県支部

(4) 応急対策の方針決定

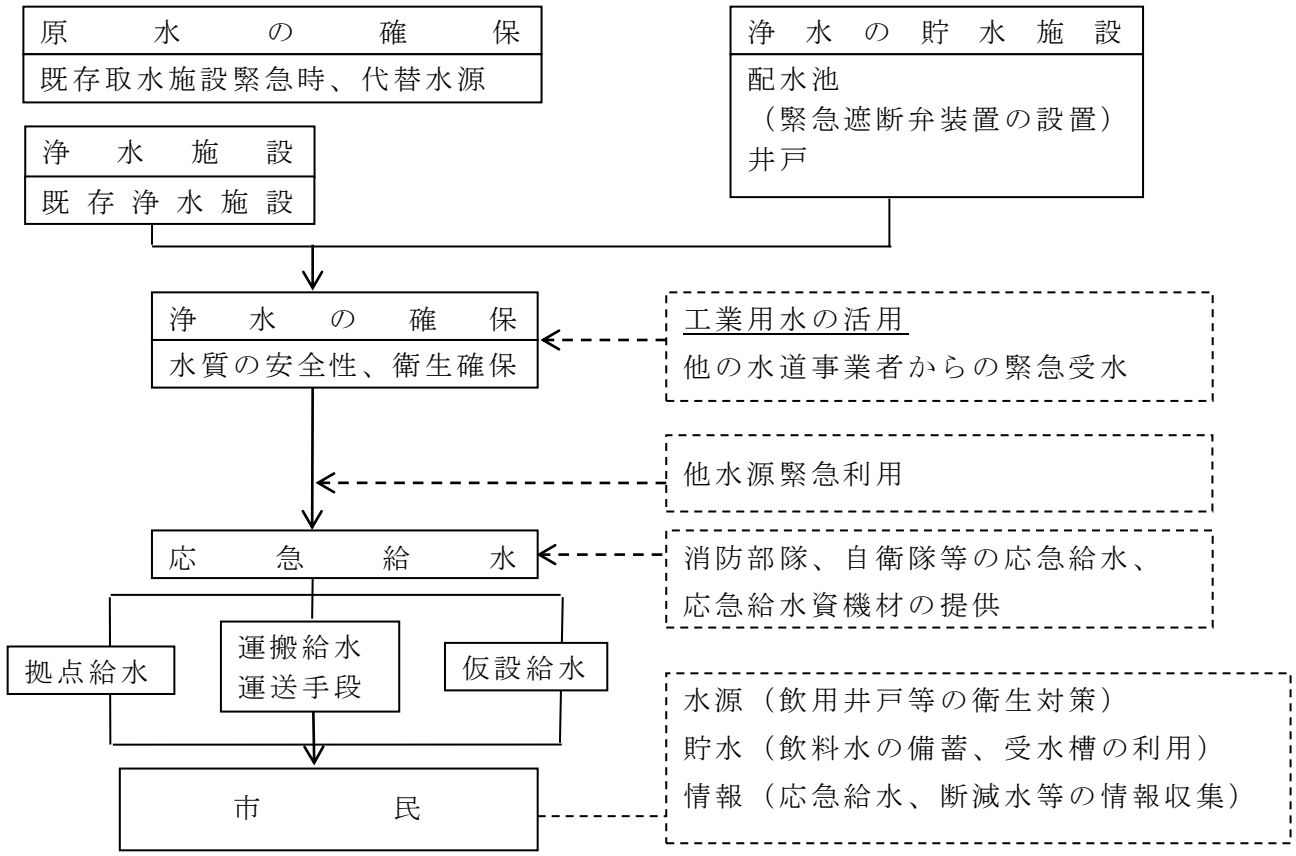
実施主体	対　　策	協力依頼先
市	被災施設、被災者数等を的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。 ア　被害状況の把握 主要水道施設の被害状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 イ　応援要請の必要性の判断	（公社）日本水道協会新潟県支部 水道工事業者

	動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	
県	被害が甚大な場合は、応急対策計画の立案、技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	（公社）日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び要配慮者等に対し十分配慮し、被害状況に応じ、地域別に給水方法を選定し、生活用水にも十分留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

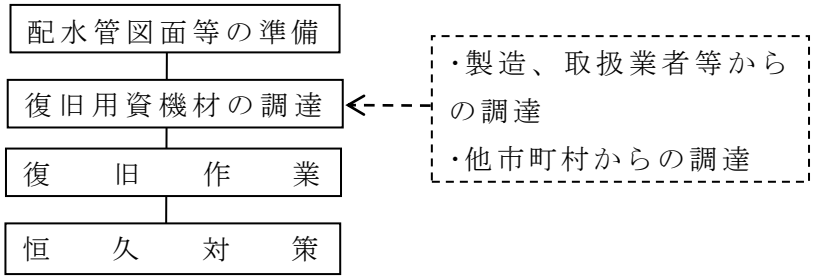
・計画フロー図



<table>
<tr><th>実施主体</th><th>対策</th><th>協力依頼先</th></tr>
<tr><td>市</td><td>
被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。
<table>
<tr><th>給水種類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>拠点給水</td><td>配水池及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。</td></tr>
<tr><td>運搬給水</td><td>給水車、給水タンク搭載車、タンク付消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。</td></tr>
<tr><td>仮設給水</td><td>応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。
応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。</td></tr>
</table>
ア　給水の順位
被災状況を考慮し、原則として次による。
①医療施設　②避難所　③社会福祉施設、老人施設等　④一般需要家
イ　飲料水及び応急給水資機材の確保
(ｱ) 飲料水の確保
a　緊急遮断弁を装備した配水池で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。
b　災害を免れた水道施設を稼動し、飲料水を確保する。
(ｲ) 応急給水用資機材の確保
市が確保している応急給水用資機材が不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資機材を調達する。
ウ　飲用井戸及び受水槽等による給水
(ｱ) 風水害による水質悪化、汚染が懸念されるため、やむを得ず飲用する場合は煮沸消毒をするか、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。
(ｲ) 水質検査の結果、水質基準に適合する場合は仮設給水栓に準じ給水する。
エ　飲料水の衛生確保
(ｱ) 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し適切に消毒されていることを確認する。また、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備または塩素消毒剤等により消毒する。
</td><td></td></tr>
</table>

	オ　生活用水の確保 (ｱ) 市が所有する井戸及び市民が所有する井戸の設置状況をあらかじめ把握し、緊急時に生活用水の給水拠点として使用できるよう配慮する。 (ｲ) 水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水手洗い水等への利用を図る。 (ｳ) 消雪用井戸を使用する場合は、その管理者と協議を行い、かつ飲料水として使用するときは、水質基準に適合することを確認する。 カ　積雪期の給水計画 積雪期の風水害時は、特に雪害が重なり、給水活動に困難を伴うことが予想される。被災地区の飲料水を確保するため、飲用井戸等の代替水源による給水方法及びヘリコプターによる空輸等を検討する。 キ　要配慮者等に対する配慮 高齢者等の要配慮者等への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮を要する。 ク　日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	ア　緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 イ　必要に応じて水道法(昭和３２年法律第１７７号)第４０条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

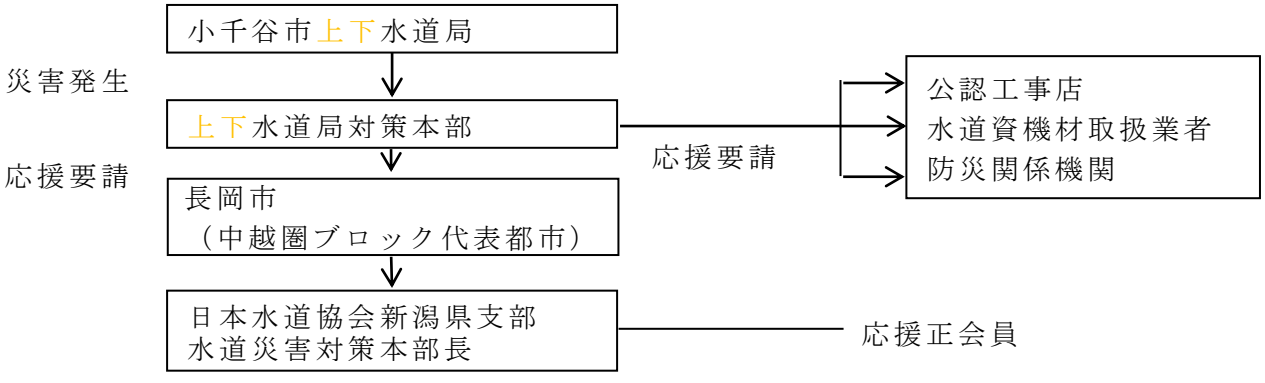
(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図り、可能な限り速やかに復旧を行う。 ア　計画フロー図  イ　復旧範囲の設定 市による復旧は、各戸１給水栓の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者の責によるものとする。	各ライフライン事業者

	ウ　復旧作業手順 原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水管、給水装置（各戸１給水栓）の順に作業を行う。 エ　復旧順位 (ｱ) 医療施設、避難所、社会福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。 (ｲ)応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。 オ　復旧用資機材の確保 市が確保している復旧用資機材で不十分な場合は、速やかに他市町村及び公認工事店等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。 カ　積雪期への配慮 積雪期の復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保し、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。 キ　配管給水の衛生確保 応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、０．２mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は１．５mg/ℓ以上）となるよう消毒する。 ク　ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進 電気、ガス、下水道等の施設間で被災状況の情報を交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を総合的に行い、復旧対策計画を的確に策定する。 ケ　日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

５　広域応援体制

(1) 復旧活動が困難な場合は、「水道災害相互応援要綱」（日本水道協会新潟県支部）により応援要請を行う。



(2) 応援部隊を受け入れる場合は、的確に指揮できる体制及び施設を整備しておく。
(3) 事前に、他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用マニュアルの作成、応援部隊用宿泊場所の斡旋等、受入体制を確立する。
(4) 公認工事店、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協定を依頼し、円滑に対策を実施できるよう努める。
(5) 県は主に、情報の連絡調整、総合的な指揮、指導及び関係機関への応援要請を行う。また、必要に応じ、水道法第４０条に基づく、水道用水の緊急応援命令等の適切な措置を講じる。

６　積雪期の対応

積雪期においては、被害状況調査の困難と、道路の寸断等による復旧活動の困難が予想される。そのため二次災害防止に重点をおき、被害調査体制の充実と、道路管理者との緊密な連携を図り、除雪対策等の協議を行う。

７　恒久対策計画

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び地震後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所のほかに、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮、可とう化等による耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルート確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第３６節　下水道施設等応急対策

【災害対策本部担当部】　水道部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民（各家庭、企業、学校、事業所等）

下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ施設、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。

風水害発生から、３日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市

被災時には、直ちに、被災調査及び復旧工事に着手する。

また、自ら管理する下水道施設等の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急措置を講じる。流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じる。下水道施設等が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。（第３章第２１節「トイレ対策計画」参照）

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ　県

市町村の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。また、被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに関係市町村へ連絡し、市町村から下水道利用不能地域の情報を住民に周知することができるようにする。

エ　県及び市

被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧作業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ　市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないよう配慮する。

(3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪期における下水道等施設の被害状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災者ニーズ
市	県	集約された被災者ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	（協定先）企業・団体、他県、国、市	集約された被災者ニーズ 被災者情報、応援依頼等

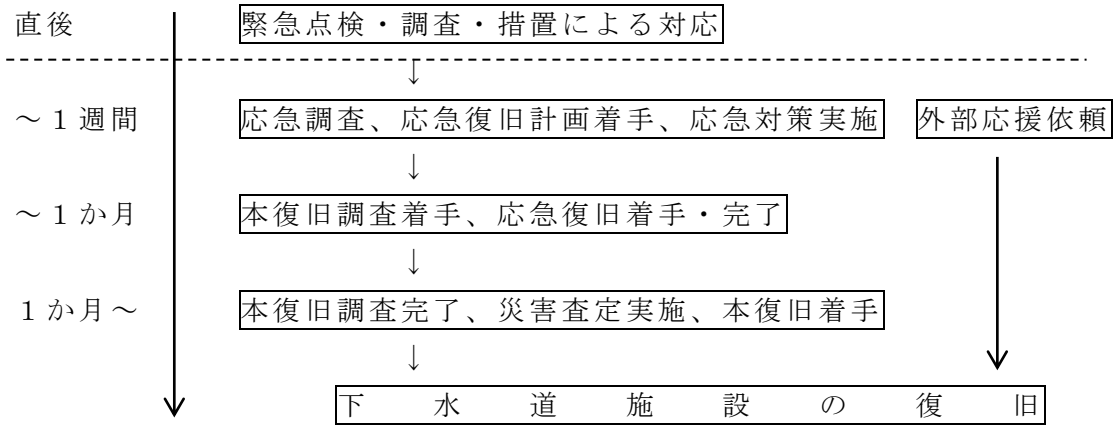
(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	支援情報、流域下水道の被害情報
市	避難所、避難者	復旧予定、使用開始予定情報

３　業務の体系

下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

★風水害発生



４　業務の内容

(1) 緊急点検・緊急調査・緊急措置による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者	・マンホール、路面状況、処理場の異常、雨水排水不良等が確認できた場合に町内会長・市へ報告する。	市
市	・下水道施設等市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施並びに県への報告 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域下水道関連公共下水道の緊急点検、緊急調査の実施、流域下水道施設管理者の県への連絡、調整。	県 ㈱日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター 協定事業者等

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・流域下水道施設の緊急点検、緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者の市への連絡、調整 ・市の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整	国　市町村 (地共)日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道維持改築協会
(地共)日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
小千谷市指定排水設備組合	・市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
処理場・ポンプ施設管理受託業者	・市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道施設等利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連絡する下水道を優先的に復旧する。	県　協定市町村 (地共)日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター 協定事業者等
県	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、流域下水道施設利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に市を通じて応急仮復旧状況等を周知する。	市町村 (地共)日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会

実施主体	対　　策	協力依頼先
	・市の応急復旧状況等を把握する。 ・避難所等に連絡する下水道を優先的に復旧する。	(一社)新潟県下水道維持改築協会 ㈶全国上下水道コンサルタント協会中部支部、協定事業者等
(地共)日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
小千谷市指定排水設備組合	・市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
処理場・ポンプ施設管理受託業者	・市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・県に支援、応援を依頼する。 ・協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入れ態勢を作る。	県 協定市町村 協定事業者等
県	・協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応	協定他県

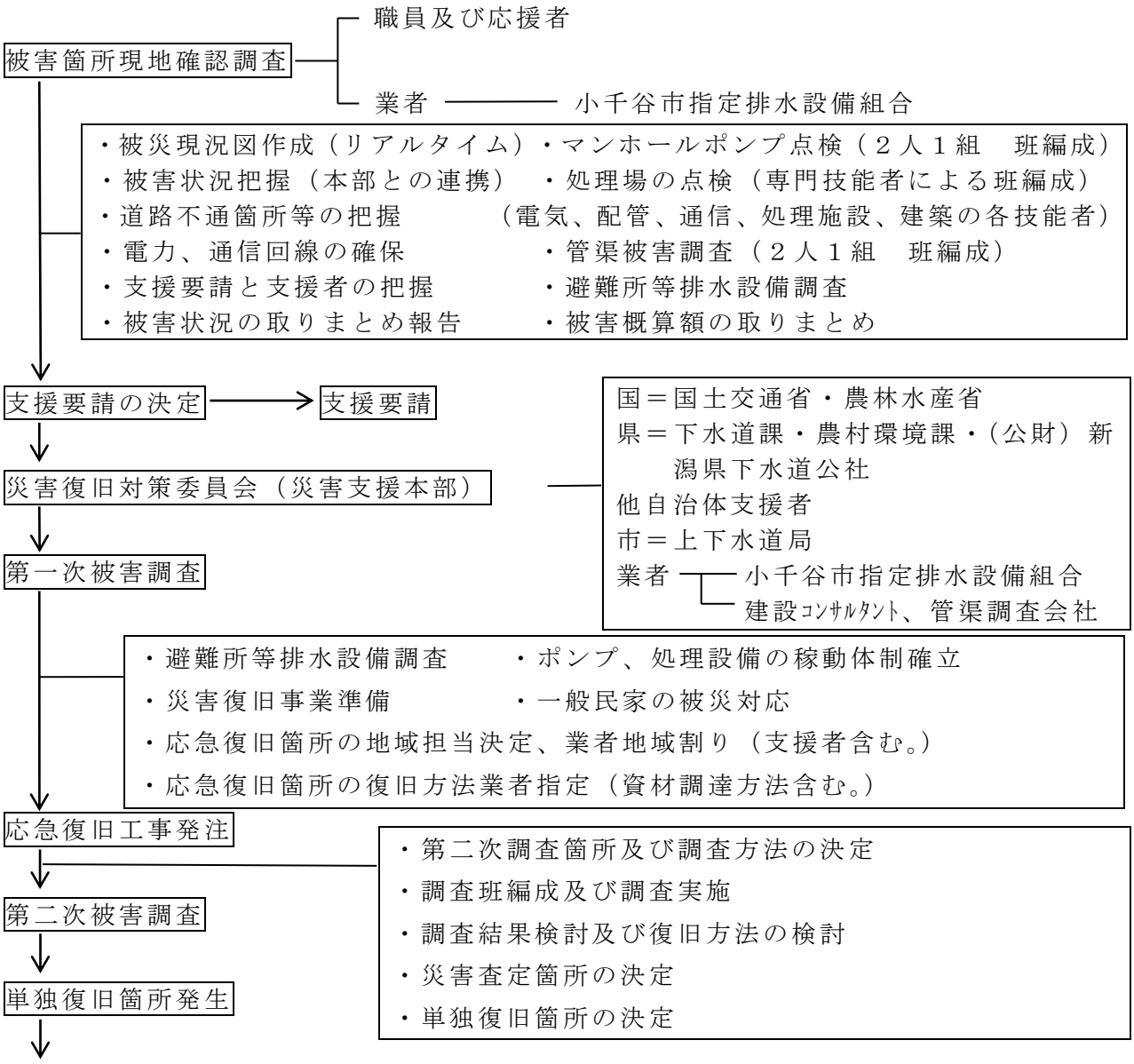
実施主体	対　　策	協力依頼先
	援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入れ態勢を作る。	協定政令市 協定事業者等

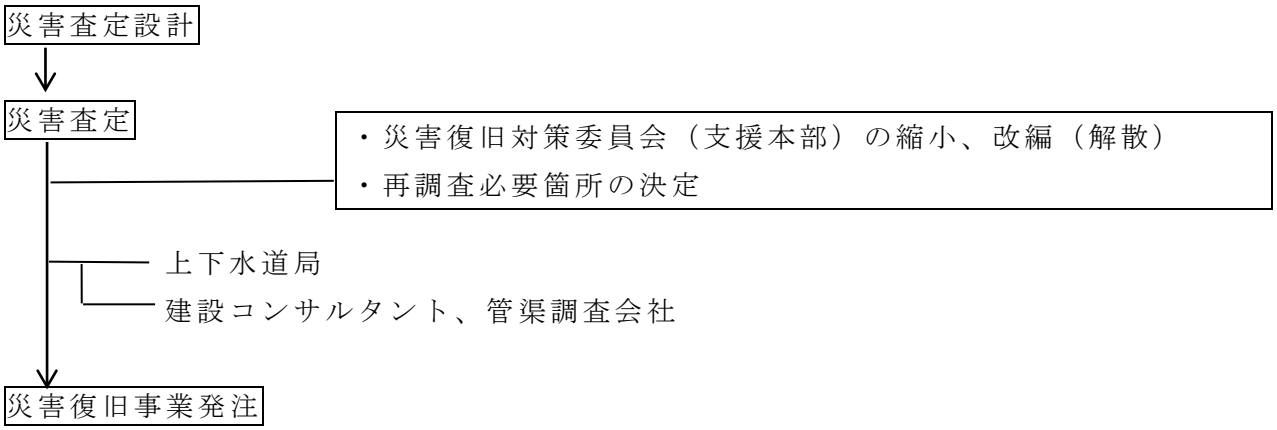
(4) 本復旧による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、下水道等施設等の本復旧を実施する。 ・地域住民等に本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	県　協定市町村 (地共)日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター
県	・災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・地域住民等に市町村を通じて本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	市 (地共)日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道維持改築協会 (公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部
(地共)日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 （農業集落排水関係）	
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

実施主体	対　　策	協力依頼先
㈳全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
小千谷市指定排水設備組合	・市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
処理場・ポンプ施設管理受託業者	・市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

５　応急対策フロー





６　災害時の組織体制

(1) 災害発生初期の体制と執務事務分掌

ア　災害発生初期における執務体制

(ｱ) 速やかな初期対応を図るため、事務室体制の整備と迅速な執務分掌の系統化を図る。

(ｲ) 管内図・下水道竣工図・下水道台帳・住宅明細図等について、電子データを含めて準備を行う。

(ｳ) 即時に現場出動ができるよう無線機、調査器具等の準備を行う。

イ　災害時事務分掌を別に定め、迅速な対応を図る。

(2) 緊急災害時通信体制の確立と初期執務内容

ア　非常招集した職員及び応援者は、被災地及び被災（被害）状況の把握に努める。

(ｱ) 被災場所、道路状況及び被災（被害）状況の把握に努める。

(ｲ) 被害通報及び被害調査資料をもとに、被害箇所の図面作成を行う。ただし、情報の混乱が予想されることから情報源は明記しておくものとする。

(ｳ) 現地出動確認は二次災害防止のため、２人１班体制での出動とする。

イ　被害状況のとりまとめを行い、上部団体、近隣市町、友誼団体等との連絡体制を確立し、必要により支援要請を行う。

(ｱ) 他市町村の状況及び主要道路、橋梁等の被害状況の把握を行う。

(ｲ) 業者及び関連施設への連絡体制の確立と支援要請を行う。

(ｳ) 出動要請時に稼動可能な人員・バキューム車等の把握と必要数量の把握を行う。

(ｴ) 関連施設については受入れの可否、量等の把握を行う。

[関連施設：清流園、長岡浄化センターほか近隣流域浄化センター等]

(ｵ) マンホールポンプは、風水害発生時に停電が予想されることから、発電機（含燃料）の確保と輸送準備を行う。

(ｶ) 使用可能なポンプ及び処理機械設備の代替えの確保と輸送準備を行う。

７　被害調査の方法

(1) 被害調査と運転

ア　被害調査は、電気、配管設備、建築、通信等の専門分野にまたがるので各組合に対し、マンホールポンプ施設、処理場の調査支援を要請し、調査を行う。

イ　ポンプ及び配管系等、処理槽、電気系統、機械設備等の点検を行い、破損時は代替機器の手配を行う。

ウ　試験成績が良好ならば下流状況を確認し運転を行う。

エ　被災による停電時は復旧見込みを確認し、仮設電力による運転を行う。

(2) 使用不能な施設の対処

ア　使用不能な施設にあっては、流入地区に対し、使用停止と仮設トイレを設置し、その利用を拡大する。

イ　流入が著しい場合は、バキュームによる汲取りを行い、受入れ可能施設又はストックヤードへの搬送を行う。

８　下水道施設の応急対策

(1) 被害調査体制の確立と基本方針

被害調査は、被害箇所確認・第一次・第二次被害調査の３次に渡る調査を基本として、関係機関の支援を受けて実施する。

ア　被害直後は、被害箇所の把握を中心に２人１組で調査を行う。
（被害箇所現地確認は３日間を目途に行う。）

イ　第一次被害調査は、支援者を含め４人１組の班編成で調査を行う。

(ｱ) 管渠調査は、処理区、幹線系統別に地域割を行って調査を実施する。

(ｲ) 第一次被害調査は、１０日間を目途とする。

ウ　管渠調査の留意点

(ｱ) 目視、ミラー等により管渠及びマンホール破損箇所等の調査を行う。

(ｲ) 管渠及びマンホール調査

a　専門家、県及び下水道事業団、公社等の技術者の指導により、支援者を加えて、管渠及びマンホールの被害状況調査を実施し、被害状況台帳及び図面を作成する。

b　調査時にはカメラを携行し、写真撮影を行う。

(ｳ) 河川関係の調査

河川からの侵入水を確認した場合は、県と協議の上、必要に応じゲート閉塞を実施する。

(ｴ) 被害調査時の滞留汚水等は処理施設へ搬送することを基本とするが、不可能な場合はストックヤードに貯留するよう務める。

(2) 応急対策

ア　第一次・第二次被害調査（ＴＶカメラ調査等）のため、管渠及び処理施設等の汚水及び汚泥等の汲取汚水の搬入先を確保する。

イ　幹線及び浄化センターが正常の場合は、マンホールより投入するものとするが、長岡浄化センターと綿密な打合せを行い、了解を得るものとする。

ウ　浄化センターが処理不能な場合は、清流園又は農集排処理場への搬送をするものとする。

エ　上記がすべて不可能な場合は、他市町村への搬送を要請する。
（県及び長岡浄化センターと協議の後、他市町村へ要請する。）

この際、道路状況等慎重な把握を要する。

オ　調査結果をもとに応急復旧箇所等を決定する。

カ　応急復旧必要箇所は、支援業者による復旧を行う。

(3) 被災施設の対応

ア　被災管路住民に対し、使用停止の広報を行うとともに、仮設トイレを設置する。

イ　被災箇所での汚水流出がある場合は、バキュームあるいは仮設排水工事を実施する。

ウ　仮設排水工事を行う必要が確認された場合は、汚水ポンプ、非常用発電機、ホース等の必要資材をできるだけ早く手配し、施工業者と連携を密にしながら応急仮復旧工事を実施する。

９　下水道施設の復旧計画

市は必要により上部団体、専門家と「下水道災害復旧対策委員会」を組織し、仮復旧及び本復旧の検討を行い、適切な復旧基本計画、支援計画等を作成する。ただし、上部機関による支援本部が設置された時は、その指示に従う。

(1) 第二次被害調査は、災害査定のため、ＴＶカメラにより被災箇所特定と被災資料作成の撮影を行う。

ア　撮影資料をもとに査定設計書を作成する。

イ　災害査定後、必要箇所は再度ＴＶカメラ調査を実施する。

(ｱ) 冬季間は降雪、交通手段確保等を勘案して作業時間を決定する。

(ｲ) 被害状況により連絡体制、交通手段を検討する。

(ｳ) 無線及びカメラを携帯する。

（保有台数が少ないため、支援団体から借用をする。）

(2) 復旧計画の策定

ア　市及び下水道災害復旧対策委員会は、できるだけ速やかに災害復旧計画を策定する。

イ　第一次及び第二次被害調査に基づき応急復旧箇所を選定し、地震災害復旧計画に基づき復旧体制を確立する。

ウ　応急復旧範囲（箇所）の確認を行い、支援（他市町村工事業者等）要請員数を把握し、支援要請を行う。

エ　応急復旧工事は、支援グループごとに工事区間（箇所）を調整して工事を実施する。

(3) 支援者宿泊所等の手配

市内宿泊所及び近隣市町の宿泊所の割当てを行う。

［宿泊先・宿泊可能人員数・設備利用可能状況等を事前確認する。］

(4) 災害査定と本復旧

ア　準備

下水道災害復旧事業の災害査定に向け、被災状況及び写真の整理を行い、ＴＶカメラ検査必要箇所及び延長を決定する。

イ　災害査定路線にＴＶカメラ導入検査を実施する。

専門家（業者）に管渠のＴＶカメラ検査を委託実施する。

（ＴＶカメラ保有業者の確保・手配）

ウ　災害査定計画

(ｱ) 下水道災害復旧対策委員会の指示のもとに災害査定設計を進める。

(ｲ) 被害状況詳細写真及びＴＶカメラ資料の整理を行い、災害査定準備を進める。

エ　災害査定

災害指定がなされたときは、国県の指導により査定を受ける。

オ　本復旧工事体制の確立

(ｱ) 査定設計及び災害査定と並行しながら、単独復旧路線の工事発注を行う。

(ｲ) 災害認定路線は早期に事業着手できるよう準備を進める。

カ　下水道災害復旧対策委員会の解散

災害査定の完了をもって下水道災害復旧対策委員会を解散する。

10　緊急時の仮設資機材等の確保、備蓄物資の配置計画等

(1) 緊急時の仮設資機材等については、自ら確保に努めるほか、市排水設備等指定工事店、処理場・ポンプ施設管理受託業者、近隣市町・業者等に要請して確保する。

(2) 備蓄物資は自ら管理する農集排処理場等に保管するほか、その他の市施設、市排水設備等指定工事店、処理場・ポンプ施設管理受託業者に要請して配置する。

(3) 仮設資機材、備蓄物資のリストを作成しておく。

第３７節　工業用水道施設応急対策

【災害対策本部担当部】　水道部

１　計画の方針

○　基本方針

市は、風水害が発生した場合の産業に与える影響を考慮し、施設の早期復旧を図る。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。なお、この節に定めるほかは、前節「給水・上水道施設応急対策」に準じる。

２　業務の内容

(1) 応急対策

風水害発生後直ちに、別に定める非常招集系統により職員を招集し、被害状況を把握する。また、応急復旧措置を円滑、適切に行うために対策本部を設置し、災害対策事務分掌により応急作業を迅速的確に実施する。

ア　被害状況の把握

風水害発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

イ　応急措置

被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

(2) 復旧計画

水源（取水）施設、導水施設、浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要需要家に至る送配水管、給水装置を復旧する。

(3) 広域応援体制

ア　協力会社と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確立し、必要があるときは、市外の水道工事業者等に応援、協力を求める。

イ　協力会社、水道資機材取扱業者及び防災関係機関に、応急復旧活動の協力を求める。

(4) 需要家への連絡等

施設が被災した場合は、速やかに施設の点検を行い、被害状況を把握し、復旧の見通しについて需要家に連絡し、復旧計画について協議する。

なお、上水道施設が被災し、速やかな給水活動等に支障が生じた場合は、工業用水の飲料及び生活用水としての利用について、需要家と協議する。

第３８節　危険物等施設の応急対策

【災害対策本部担当部】　○消防救急部、防災安全部、情報財政部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　事業者等

風水害による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ　消防本部等

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ　市

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等から住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。

エ　県

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市町村に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等から住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(2) 達成目標

風水害による被害を最小限にくい止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質取扱施設等の損傷による二次災害を防止する。

(3) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ要配慮者の避難等を実施する。

(4) 積雪期における対応

積雪期の風水害における危険物施設の災害は、危険物の漏えい等の発見の困難が予想されることから、施設の関係者及び取扱者は、早期に点検を実施するとともに、被害状況を調査し、災害による被害を最小限にくい止め周辺住民に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

ア　危険物施設

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	消防本部	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防本部	市 県 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	市 消防本部 県 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部東北支部 ・北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア　危険物施設

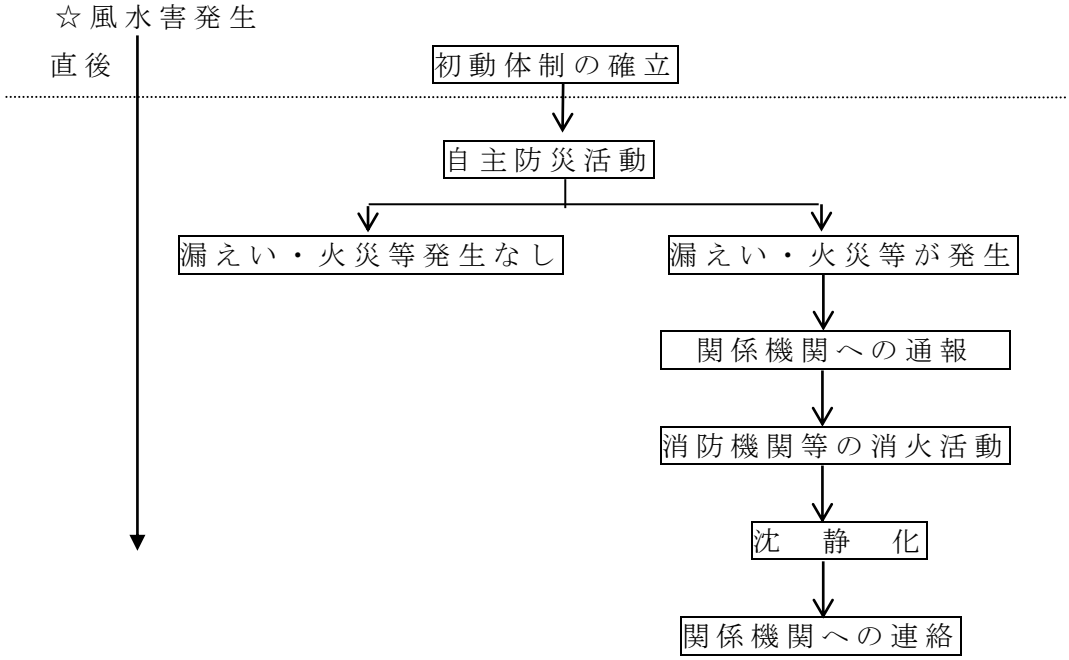
情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 消防本部	・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防本部	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

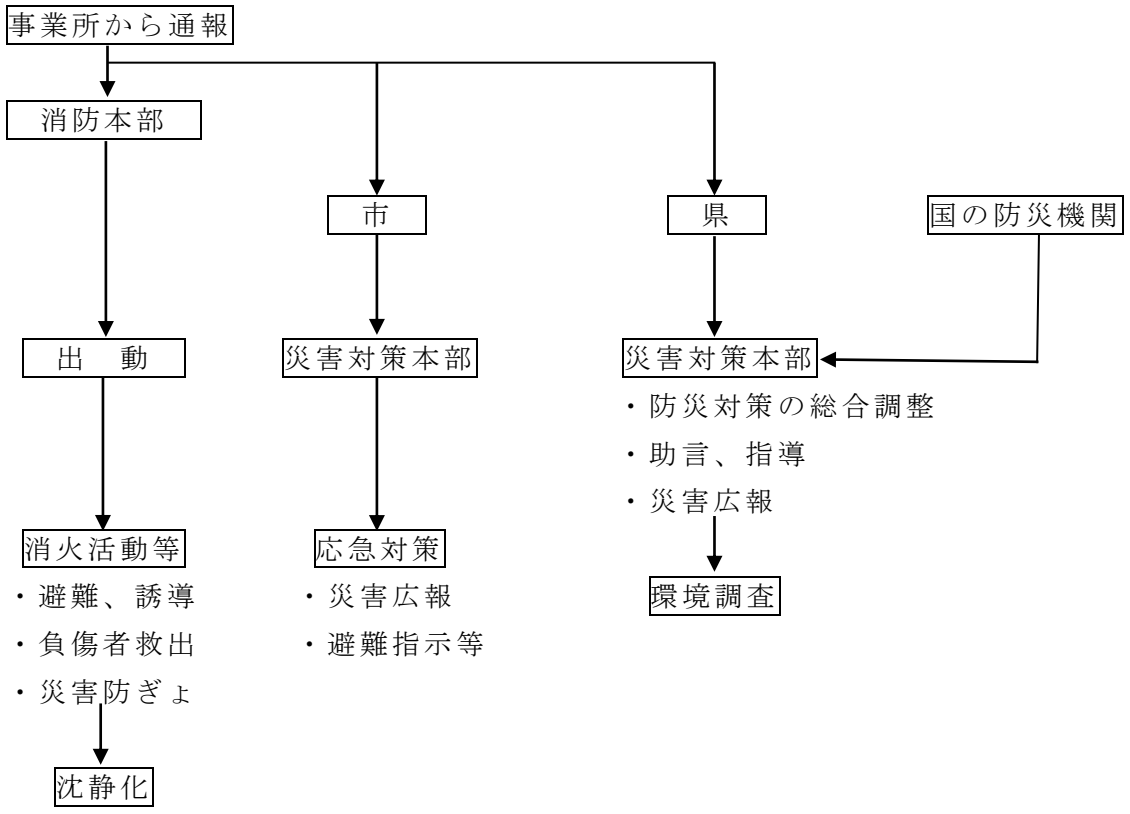
情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

３　業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・市における業務の体系



４　業務の内容

(1) 風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
事業所	・風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。 ・風水害により被害を受けた場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 ・風水害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ・危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。 ・危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防本部 県警察 隣接事業所
市	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。	
消防本部	・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、小千谷市消防計画に基づき防ぎょ活動を実施する。	
県	・消防本部等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	

(2) 風水害発生時の個別対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
火薬類取扱事業所	・災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等安全な措置を講じる。	消防本部 県警察 隣接事業所 関係団体

実施主体	対　　策	協力依頼先
高圧ガス取扱事業所	・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。	
有害物質取扱事業所	・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示(緊急)、被害状況調査を行う。	
放射線施設等の管理者	・放射線の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、周辺を危険区域に設定し、関係者以外の者の立入りを禁止するとともに、放射線被害を受けた者又はそのおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう指示する。	
市	・危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 ・毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収又は毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。 ・有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
消防本部	・危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、消防法の規定に基づき当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	・高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市民	・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防本部、県警察等の関係機関に通報連絡する。	
事業所	・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
市	・付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講じる。 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。	
消防本部	・小千谷市消防計画に基づき災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
国及び県	・飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。	

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。	県 市 消防本部 事業所
市及び消防本部	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び緊急告知ラジオ等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
県	・関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	

第３９節　道路・橋梁・トンネル応急対策

【災害対策本部担当部】　○建設部、調達部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送等その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

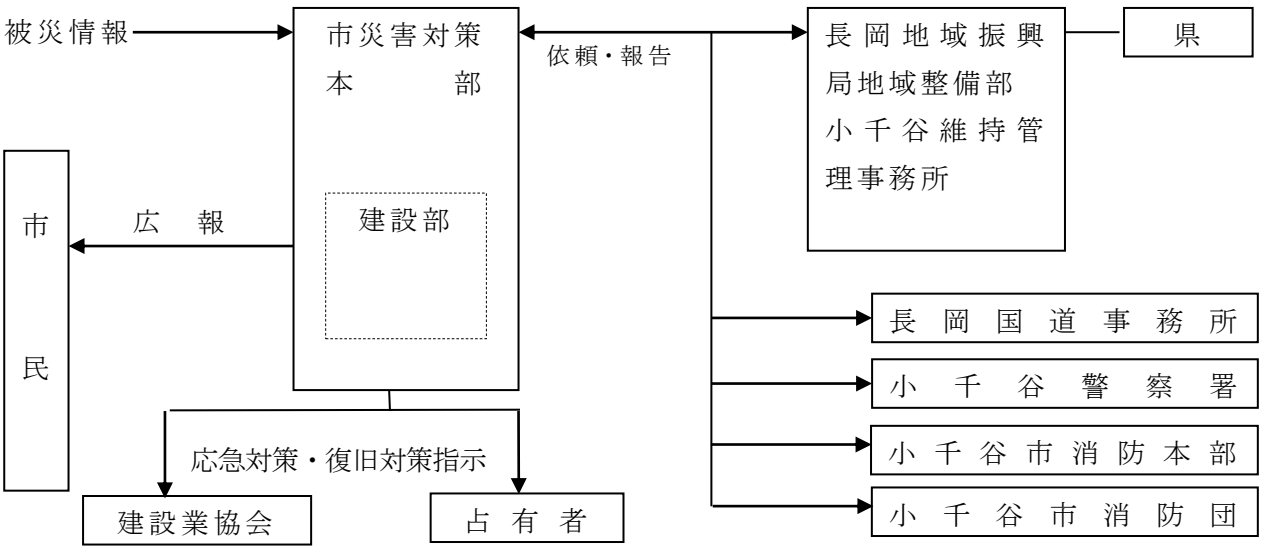
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響等
地域の民間団体等		
道路管理者（地域）	同左（対策本部）	

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
道路管理者等（対策本部）	同左（地域）	道路管理者等間の連絡情報等
	関係機関	被災状況、復旧見込み
	地域住民	道路情報

３　業務の体系

応急対策は、災害発生後の二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所の応急対策及び復旧対策を行うものとする。



４　道路・橋梁・トンネル等応急対策計画

(1) 基本方針

道路管理者は、緊急輸送ネットワーク指定路線の状況を早急に把握するとともに道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について応急対策等を迅速かつ的確に行う。

(2) 応急対策

ア　被害状況の把握及び施設点検

風水害等が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、消防防災ヘリコプター等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等からの道路情報を収集する。

イ　緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急点検に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開を実施し、原則として２車線を確保する。

(ｱ) 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。また、必要に応じて迂回路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

(ｲ) 道路啓開

a　関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。

b　道路啓開は、可能な限り迅速に行い、原則として２車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合は、部分的に１車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

c　道路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

(ｳ) 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点及びその他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援等を行う。

ウ　応急復旧

(ｱ) 応急復旧工事は、道路啓開の後に、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

(ｲ) 道路管理者は、建設業協会との間の応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(ｳ) 応援、協力要請

応援対策実施責任者が所管の資機材又は労力をもってしても応急対策が実施できないときは、実施責任者相互において融通、調達、あっせん等の手段を講じる。

なお、相互の応援協力要請を行う場合は、資機材の種類及び数量、職種別人員機関、場所、作業内容及びその他の参考事項を明示して行う。

(ｴ) 防災機関等への連絡

道路管理者は、風水害による道路の被害状況、措置状況の情報を、復旧見込み状況を、各防災関機関へ速やかに連絡する。

(ｵ) 交通規制

風水害発生と同時に小千谷警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有パトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

(ｶ) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとった後、速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

５　基幹農道、主要林道及び橋梁施設応急対策

市は、特に集落との連絡農道及び林道についてその交通を確保するため、被災状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業及び障害物の除去等について、各集落等と連携を図り応急復旧、障害物除去を行い交通の確保に努める。

農道及び林道の管理者は、各々の農道・林道の被災状況、障害物等を調査し、その結果を県、市及び関係機関等に通報するとともに、通行が危険な箇所については通行禁止等の措置を講じる。

６　交通安全施設応急対策

交通安全施設は、交通安全対策上特に重要な施設であることから、市は管理者である公安委員会と連携しながら早期に応急復旧対策を実施し、その機能回復を図る。

７　市民に対する広報

道路及び橋梁の被災程度により、市は各道路管理者と連携のもと市民の安全の確保、民生の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を実施する。

(1) 施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
(2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
(3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
(4) その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

８　積雪期の対応

各防災関係機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、各道路管理者

相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化し、次に掲げる応急対策により道路交通を確保する。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

(2) 緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、雪崩の発生及びそれに伴う河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

雪崩災害が発生した場合は、避難所、避難路の確保及び孤立集落を解消するため、優先して除雪を行う。

９　他の道路管理者等との相互協力

(1) 道路管理者は、災害により道路が損壊した場合は、必要な交通の確保のため、県及び北陸地方整備局（長岡国道事務所）と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努める。

(2) 道路管理者は、周辺市町と緊急輸送道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を行う。

(3) 道路管理者は、鉄道事業者等と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行う。

第４０節　土砂災害・斜面災害応急対策

【災害対策本部担当部】○建設部、調達部

１　計画の方針

○　基本方針

治山、砂防等の管理者は、風水害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(1) 各主体の責務

ア　市民

治山・砂防施設の被災、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。

また、身体の危険を感じた場合は、自主的に避難を行う。

イ　市

住民等から土砂災害等の通報を受けたとき又はパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難誘導情報の発令、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ　県

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、施設管理者、地域の自主防災組織、地区振興会、町内会等と連携し、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民 警察 消防	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県 市	事業所等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報危険箇所等の情報

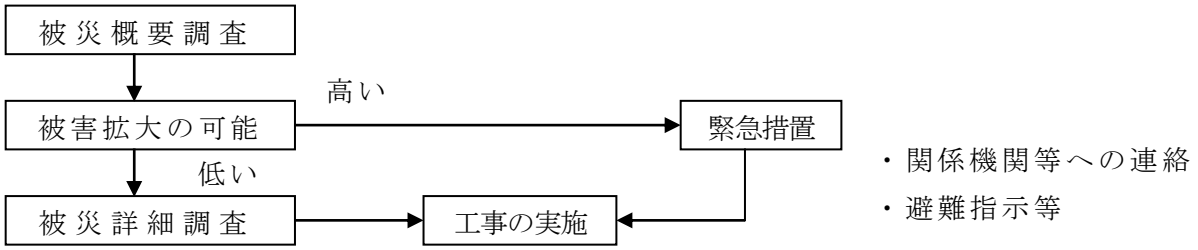
(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県 国	市	防災情報、調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	市民 県警察 消防	防災情報。調査結果 応急対策工事の実施状況、避難指示等

3　業務の体系

◎土砂災害等の発生

（土砂災害等の調査）　（応急対策工事）　（避難等）



4　業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する。	
国 県 市	・土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 ・被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 ・重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第 26 条及び第 27 条に基づく緊急調査を実施する。	新潟県治山 ボランティアセンター 新潟県治山 防災ヘルパー 新潟県砂防 ボランティア協会 北陸地方 防災エキスパート (一社)新潟県 建設業協会 (一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ 協会北陸支部 (一社)新潟県 測量設計業協会 (一社)新潟県 地質調査業協会
国、県	・被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係住民等に連絡する。	

実施主体	対　　策	協力依頼先
	・緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第 29 条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市町村に通知する。	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
国 県 市	・ 被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・ ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県 建設業協会 (一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ 協会北陸支部 (一社)新潟県 地質調査業協会
国 県	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。	

(3) 高齢者避難・避難指示等の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。	
国、県、市	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ概要調査結果の報告や土砂災害に関する防災情報を提供する。	

５　市民に対する広報

砂防施設、地すべり防止施設等は被災の程度により、市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと住民の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。また市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は住民に対し、避難のための指示等及び避難誘導等を実施する。

６　積雪期の対応

(1) 市は、避難時の移動の困難を考慮し地域の消防団、自主防災組織、地区振興会、町内会等と連携し、避難支援活動を行うとともに、除雪委託業者、小千谷市建設業協会と連携し、除雪や障害物の除去を実施する。

(2) 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制等の整備に関し支援する。

第４１節　河川の応急対策

【災害対策本部担当部】　建設部

１　計画の方針

○　基本方針

河川管理者は、風水害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(1) 各主体の責務

ア　市民

河川の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関、警察署へ連絡する。

イ　市

住民等から河川の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により河川の被災を確認したときは、県へ連絡する。

また、河川の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ　県・国

県・国は、風水害による河川の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

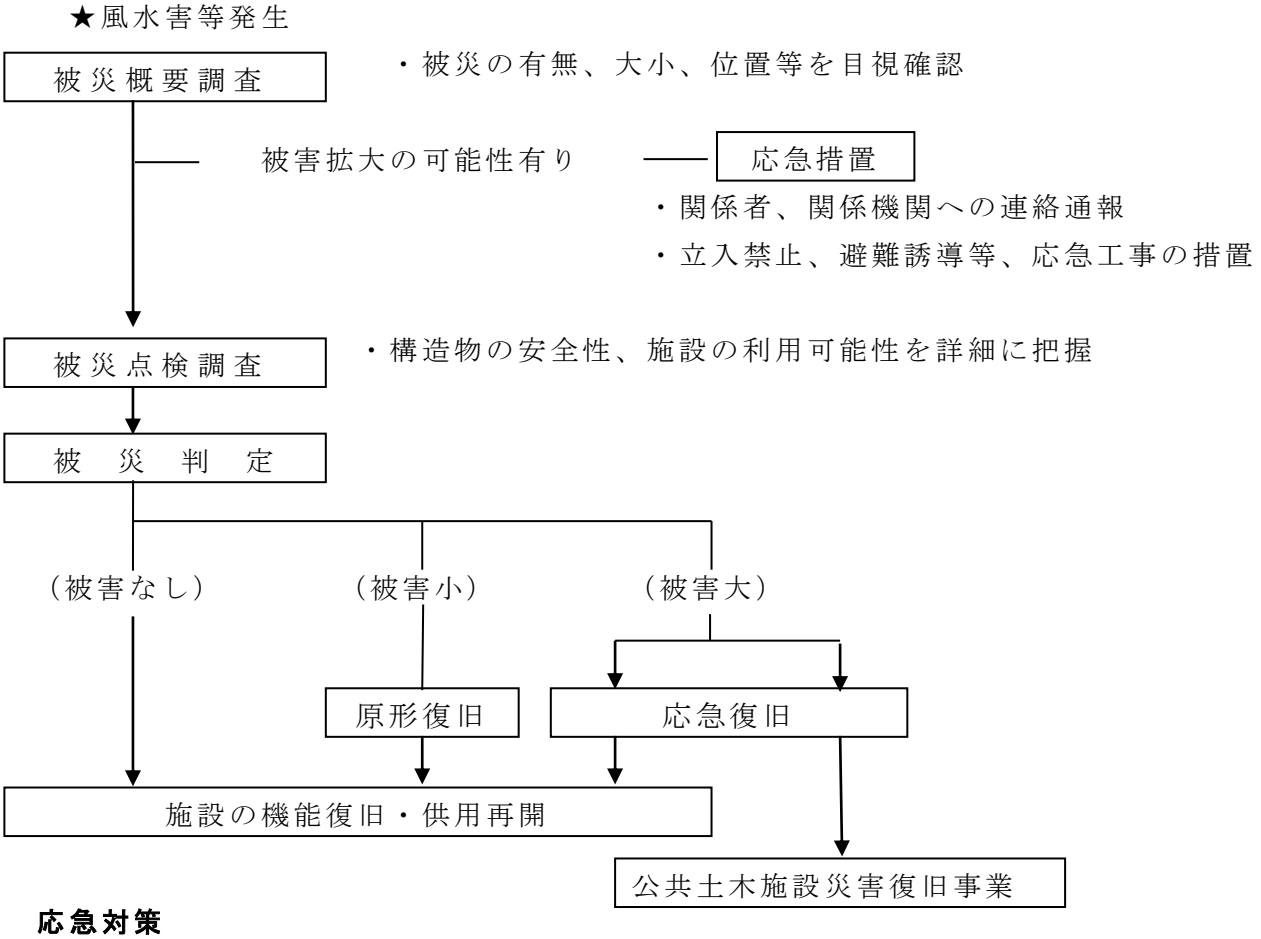
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民、県警察、消防	市	施設被災の通報
市	県	詳細な施設被災情報
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示

	国	被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況、緊急復旧情報 水位観測所の水位と堤防高等の関係、代表地点雨量、破堤した場合の被害想定、破堤箇所、水位標高等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市	市民、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令

３　業務の体系



４　応急対策

応急対策は、風水害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害防止等の観点から次の応急対策を実施する。

（○河川関係重要水防箇所、水防上危険な構造物 ……資料編参照）

(1) 災害の未然防止

ア　市

・施設当の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

イ　国・県

・点検及び巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施する。

・危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

・施設等の被災により住民に被害が及ぶ長それがある場合は、直ちに市、消防機関、警察へ通報する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

施設管理者は、点検において異常や被災が確認された施設について、二次災害防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び小千谷市建設業協会と密接な連絡のもとに人的な被害を拡大させないよう、次のとおり適切な措置を講じる。

ア　堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、大量降雨による出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を実施する。

イ　低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ　浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、風水害を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占用者に道切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、風水害により被災した施設のある施設管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行って二次的な災害の発生につながらないよう努める。

オ　危険物、油流出等事故対策の実施

風水害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流域住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ　その他河川管理に関する事項の調整

風水害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整にあたってはできる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する

事項の調整を優先して行う。

(3) 応急復旧工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急復旧工事として適切な工法により実施する。

５　市民に対する広報

河川は、被災の程度により、市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと市民の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。また市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は住民に対し、避難指示及び避難誘導等を実施する。

６　積雪期の対応

積雪期では、雪が障害となり、河川の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と事前協議しておく。

第４２節　鉄道事業者の応急対策

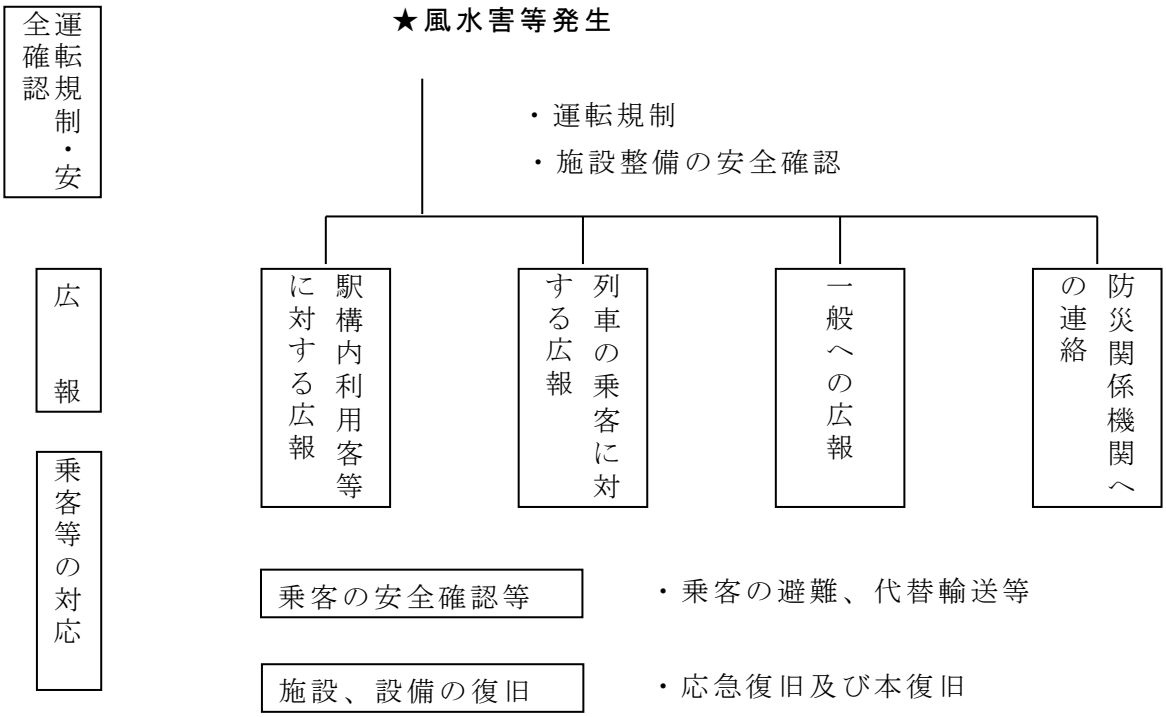
【災害対策本部担当部】　総務部

１　計画の方針

○　基本方針

ＪＲ東日本及びＪＲ貨物は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。また、信濃川発電所の山本山調整池等に影響が予想される場合は事態に応じた対応に努める。

２　鉄道施設応急対策フロー図



３　業務の内容

(1) 運転規制

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア　強風の取扱い

風速 20m/s 以上	早目運転規制区間注意運転	一般運転規制区間通常運転
風速 25m/s 以上	早目運転規制区間運転中止	一般運転規制区間注意運転
風速 30m/s 以上	早目運転規制区間運転中止	一般運転規制区間運転中止

イ　豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量)、河川水位により、運転規制区間ごとの運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転

ウ　なだれ発生時の取扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	運転中止

(2) 旅客等に対する広報

ア　駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

(ｱ) 災害の規模

(ｲ) 被害範囲

(ｳ) 被害の状況

(ｴ) 不通線区

(ｵ) 開通の見込み等

イ　列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

(ｱ) 停車地点と理由

(ｲ) 災害の規模

(ｳ) 被害の状況

(ｴ) 運転再開の見込み

(ｵ) 避難の有無・方法等

ウ　駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。

ウ　災害による列車の脱線転覆､衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は、県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたてて実施する。

ア　建設機材の現状把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し、技術者等の派遣を要請する。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ　道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、有線放送設備により積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

(7) 市・県等への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市・県・関係機関へ報告する。

（○鉄道事業者連絡先 ……資料編参照）

第４３節　農地・農業用施設等の応急対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ　県

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する

ウ　土地改良区・施設管理者等

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、市と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(2) 達成目標

ア　緊急的な被災状況の把握を随時行う。

イ　避難指示等解除後３日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講じる。

ウ　緊急的に機能回復を行う必要がある施設等については、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

エ　防災重点農業用ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

対象災害	大雨特別警報に係る大雨
緊急点検	目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

(3) 災害発生の未然防止活動

ア　施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

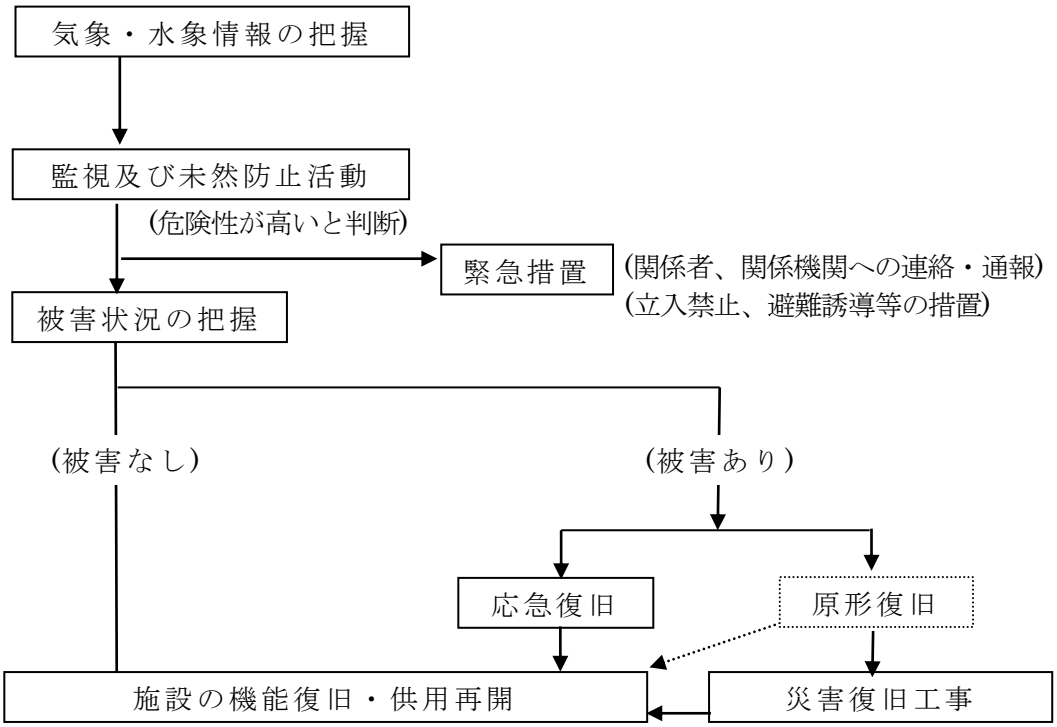
イ　用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときには、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知

するとともに住民に周知させる。

(4) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

２　業務の体系



３　業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	土地改良区 県 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	土地改良区 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
県	・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には速や かに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・締切工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受けるなど、支援可能な関係機関に依頼し、必要台数を確保する。	土地改良区 県 他関係機関 建設業協会等
県	・締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会
土地改良区 施設管理者	・締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受けるなど、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	市 県 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。	土地改良区 県

実施主体	対　　策	協力依頼先
	・通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。	他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については市、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。	市 県 他関係機関 建設業協会等

第４４節　農林水産業施設等応急対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害により農林水産業施設に被害を受けた場合は、各施設管理者間で相互連絡をとりながら、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図る。

(1) 各主体の責務

ア　農林水産業生産者、農林水産業用施設の所有者・管理者

(ｱ) 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等、自助の対応に努める。風水害・雪害が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講じる。

(ｲ) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう平常時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

(ｳ) 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

イ　関係団体の責務

(ｱ) 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

(ｲ) 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

(ｳ) 森林組合

a　市、県地域振興局等と相互に連携して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、市、県地域振興局へ報告する。

b　市、県地域振興局等と相互に連携し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(ｴ) 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に連携し、把握する。

ウ　市

(ｱ) 関係団体と連携を図りながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。

(ｲ) 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

(ｳ) 県、関係団体等と相互に連携し、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

エ　県

(ｱ) 県地域振興局等は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

(ｲ) 県地域振興局等は、必要に応じ市、関係団体へ連絡要員を派遣及び二次災害防止等の助言を行う。

(ｳ) 県農林水産部は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

(ｴ) 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。農林水産業施設等については、冬期間は概ね雪下にあり確認が困難であるが、必要に応じ除雪等を実施し、被害の確認に努める。

２　情報の流れ

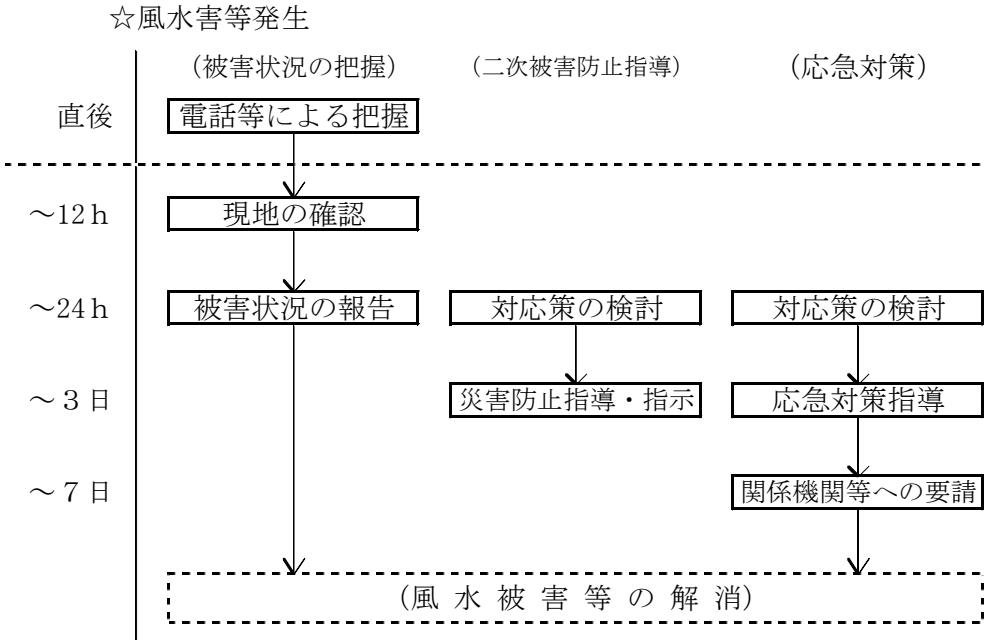
(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	県地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
県地域振興局	県災害対策本部	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部	県地域振興局	応急対策等の内容
県地域振興局	市	具体的な指導

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時にあっては併せて降雪、積雪の状況も把握)し、長岡地域振興局農林振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県（地域振興局）	市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市
県	県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	

イ　二次災害防止指導

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 ・浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 ・農業用燃料の漏出防止措置 ・土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

	・農舎、農業施設等の火災防止措置	

ウ　応急対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市 県(地域振興局)	農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。 ・農作物の病害虫発生予防のための措置 ・病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ・応急対策用農業用資機材の円滑な供給 ・農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 ・種苗の供給体制の確保 ・消雪促進のための措置 ・農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等
県	農業用施設の被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
農業協同組合 農業共済組合	市と連絡をとりながら､家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、農業共済組合
県	市の協力を得ながら、被災地域の振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市　全農県本部 県酪農業協同組合連合会 農業共済組合 ㈶新潟県畜産協会 ㈶新潟県獣医師会

イ　二次災害防止対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
農業協同組合､農業共済組合	市からの指示、依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	家畜飼養者、農業協同組合等に次の二次災害防止対策を指示する。 ・畜舎の二次倒壊防止措置 ・停電発生農場への電源供給	農業協同組合、農業共済組合

	・生存家畜の救出 ・家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置	
県	二次災害防止、応急対策の調整を行う。 ・二次災害防止対策への協力 ・関係機関、団体への協力要請	市　全農県本部県酪農業協同組合連合会 農業共済組合 ㈱新潟県畜産協会 ㈱新潟県獣医師会

ウ　応急対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施及び協力する。	
県	市の協力を得ながら、次の応急対策を講じる。 ○死亡・廃用家畜の処理 ・死亡家畜の受入体制確保 ・死亡家畜の埋却許可 ・傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・家畜廃用認定 ・家畜緊急輸送 ○家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・家畜飼養者に対する衛生指導 ・被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ・家畜伝染病予防接種体制の確保 ○動物用医薬品及び飼料等の供給 ・動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	新潟県化製興業(株) 福祉保健部 県食肉衛生検査センター　新潟市 農業共済組合 県家畜商協同組合 農業協同組合 農業共済組合 ㈱新潟県畜産協会 ㈱新潟県獣医師会 県動物薬品器材協会 ㈱新潟県獣医師会 全農県本部 県酪 農業協同組合連合会 飼料卸商組合 ㈱新潟県獣医師会

(3) 林産物及び林産施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
生産者等	市、関係団体へ被害状況及び緊急措置を報告する。また、近隣の生産者等は、県が協力依頼した関係団体と連携し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	市、県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を報告するとともに、市、県地域振興局等と連携しながら、情報を収集する。	市、県地域振興局
市	県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を報告するとともに、関係団体と連携しながら、被害状況を収集する。	関係団体、県地域振興局
県地域振興局	県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ報告するとともに、市、関係団体と連携しながら、被害情報を収集する。また、必要に応じて連絡要員を派遣する。	市、関係団体
県農林水産部	地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめるとともに、必要に応じ、さらに被害情報を収集する。また、必要に応じて連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ　二次災害防止

実施主体	対策	協力依頼先
生産者等	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体
関係団体	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、県地域振興局
市	緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導又は指示を行う。 ・倒木等の除去 ・林業等関係施設の倒壊防止措置 ・燃料、ガス等漏出防止措置	県地域振興局等
県地域振興局	市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県農林水産部	県地域振興局等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ　応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
生産者 関係団体	林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講じる。	県地域振興局 関係機関
関係団体 市 県地域振興局	相互に連携し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 ・林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置 ・苗木・立木等及び林産物の病害虫発生予防措置 ・病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ・応急対策用資機材の円滑な供給 ・林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	
県農林水産部	林産施設の被害状況により必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

(4) 水産物及び水産施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	漁業協同組合等と相互に連携して水産物及び水産施設の被害状況を把握し、被害状況を県農林水産部に報告する。	漁業協同組合等
県農林水産部	市からの報告で水産物及び水産施設の被害状況を把握し、応急対策の総合的調整を行う。また、被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	

イ　二次災害防止

実施主体	対策	協力依頼先
市	水産物及び水産施設の被害状況により必要に応じ、二次災害を防止するために自ら実施又は漁業協同組合に対し、次の指導又は指示を行う。 ・流失した養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請 ・養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置	漁業協同組合
県	水産施設等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講じる。	漁業協同組合連合会

ウ　応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施	漁業協同組合

	設の被害状況に応じ、次の緊急措置を講じ、又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。 ・応急対策用水産資材の円滑な供給 ・生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。 ・土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。	
県	施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	

第４５節　商工業応急対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

○　基本方針

災害による企業・事業所の被害状況調査を実施し、被害件数、被害額等を把握するとともに、県へ被害状況を報告する。

また、現地相談窓口を設置し、被災中小企業の詳細な被害状況の把握と被災中小企業者の事業再開等に関する各種相談の受付や行政等の支援策を周知し、被災企業の早期復旧を図る。

各主体の責務

ア　企業・事業所

災害による事業中断を最小限にとどめるため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

イ　商工団体

(ｱ) 会員・組合員等の被災状況を把握する。

(ｲ) 商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ｳ) 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

ウ　市

(ｱ) 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

(ｲ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ｳ) 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

エ　県

(ｱ) 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(ｲ) 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

(ｳ) 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。

(ｴ) 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

(ｵ) 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

(ｶ) 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

(ｷ) 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ (ｵ)～(ｷ)は被災状況により対応

２　情報の流れ

(1) 被災地から

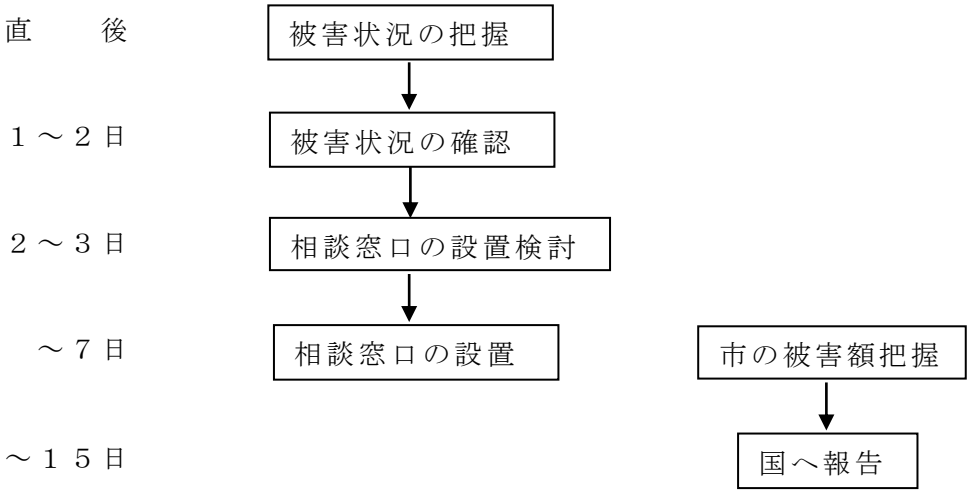
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
商工会議所・商工団体	市	被害状況
大規模小売店舗	市	被害状況
工業団地等進出企業	市	被害状況
観光関連施設	市	被害状況
市	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市・商工会議所	相談窓口の設置、支援策
市	企業・事業所	相談窓口の設置、支援策
商工会議所	企業・事業所	相談窓口の設置、支援策

３　業務の体系

☆風水害発生



４　業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対　策	協力依頼先
市	市内の商工業の被害状況を調査し、県へ報告する。	事業所 商工会議所、商工団体
県	・県産業労働部及び観光局各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 ・技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 ・被災地市町村に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 ・国に被害状況を報告する。	事業所 商工団体 市

(2)関係機関への協力・支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県 市	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援、協力を依頼する。	商工団体 金融機関 機械メーカー 輸送業者

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	（財）にいがた産業創造機構、市、商工会議所、新潟県信用保証協会、政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
県 市	被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関 旅行代理店等

第４６節　応急住宅対策

【災害対策本部担当部】　建設部

１　計画の方針

○　基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を設置し被災者を受入れする。また、災害により住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。この場合、市は原則として県知事の委任を受けてこれを行う。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(1) 各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

(ｲ) 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

(ｳ) 市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

(ｴ) 住宅の被害認定調査を実施し、早急な災害救助に努める。

イ 県の責務

(ｱ) 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

(ｲ) 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

(ｳ) 県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

(ｴ) 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(3) 積雪期の対応

応急仮設住宅の設置にあたっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

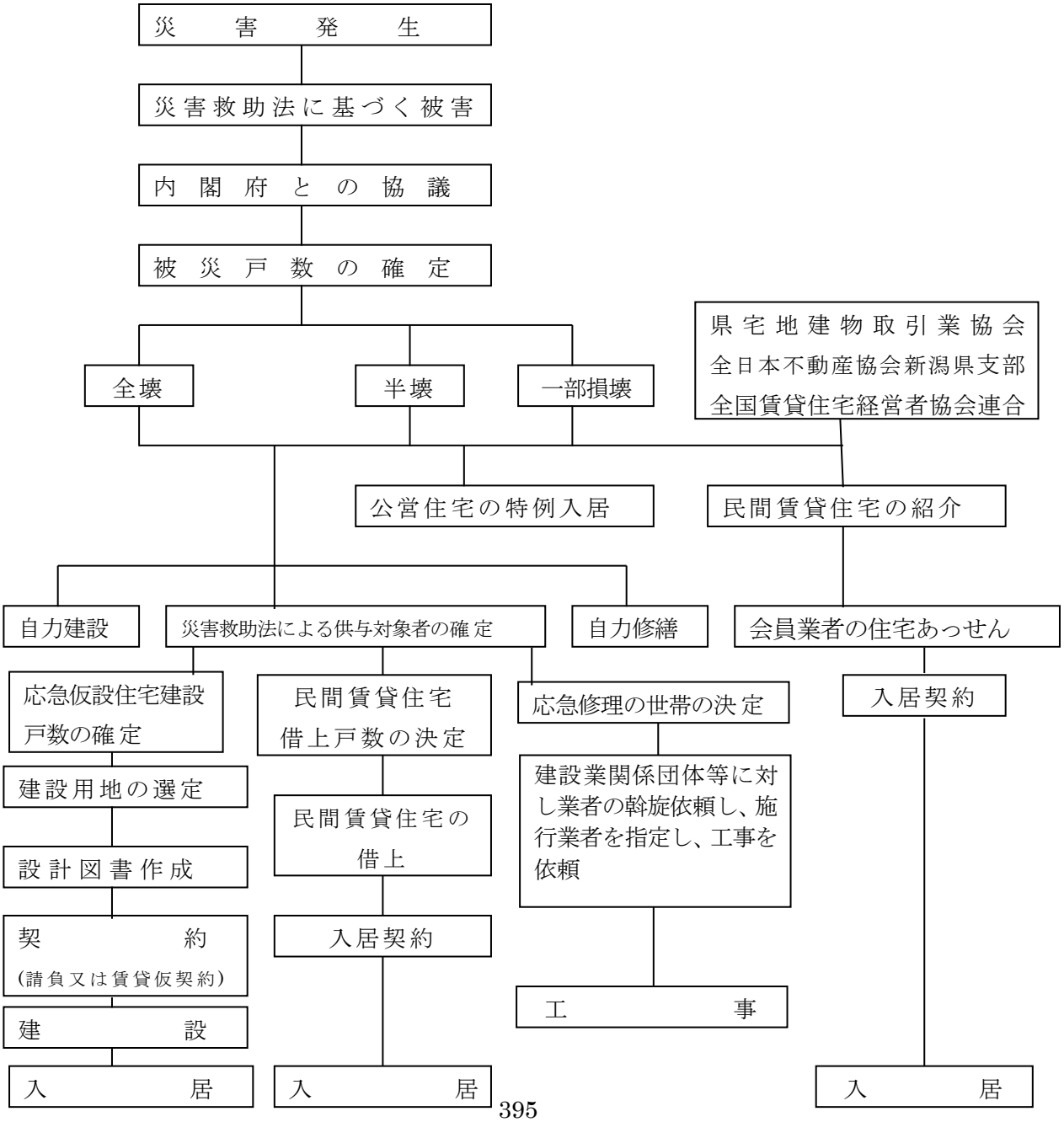
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望

		公営住宅等の入居希望
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の供与決定 応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申込み手続き 応急修理の申込み手続き
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

３　応急対策フロー図



４　被災住宅の調査

実施主体	対　　応	協力依頼先
県	災害のため家屋が被災した場合は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ・市調査に基づく被災戸数（災害発生から１週間以内を目途に確定） ・被災地における住民の動向及び市の住宅に関する要望事項 ・市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 ・応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 ・その他住宅の応急対策実施上の必要な事項	市
市	・災害のため被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供給対象者を確定する。（災害発生から１週間以内を目途） ・住宅、宅地の被災状況 ・被災地における住民の動向 ・応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望	県

５　応急仮設住宅の供与

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	１　建設による供与 (1) 建設の方針 ア　建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ　建物の規模及び費用 (ｱ) １戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。 (ｲ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ　建設の時期 災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工す	市 （一社）プレハブ建築協会 （一社）新潟県建設業協会

	る。 　ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から２か月以内を目途とする。 エ　二次災害への配慮 　応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (2) 応急仮設住宅の建設方法 ア　知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 　ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。 イ　市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 (3) 協力要請 　県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 (4) 入居者の選定及び管理の委任 　応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。	
市	(1) 建設候補地の選定 ア　市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 　建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。 イ　建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア　入居要件 　応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 (ｱ) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (ｲ) 居住する住家がない者 (ｳ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者	

	イ　入居者の選定 　応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ　管理 　県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。 エ　供与の期間 　入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則２年以内とする。	
県	２　民間賃貸住宅借上げによる供与 　被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 　ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。 　入居要件・供与期間は、建設型に準じる。	市 （公社）新潟県宅地建物取引業協会 （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

６　被災住宅の応急修理

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	(1) 応急修理の対象者 ア　以下の全ての要件を満たす世帯 (ｱ) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (ｲ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。 (ｳ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (ｴ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 ※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則６か月）	

	イ　所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。 (2) 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。 (3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として３か月以内に完了するものとする。（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内） ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。 (5) 応急修理の手続 別紙「応急修理事務手続き」を参照。 (6) 制度の広報 市広報誌、市ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。	

7　公営住宅の特例使用

実施主体	対　　策	協力依頼先
県 市	ア　県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。 イ　対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。 ウ　県は、災害発生から３日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。	県 近隣市町村

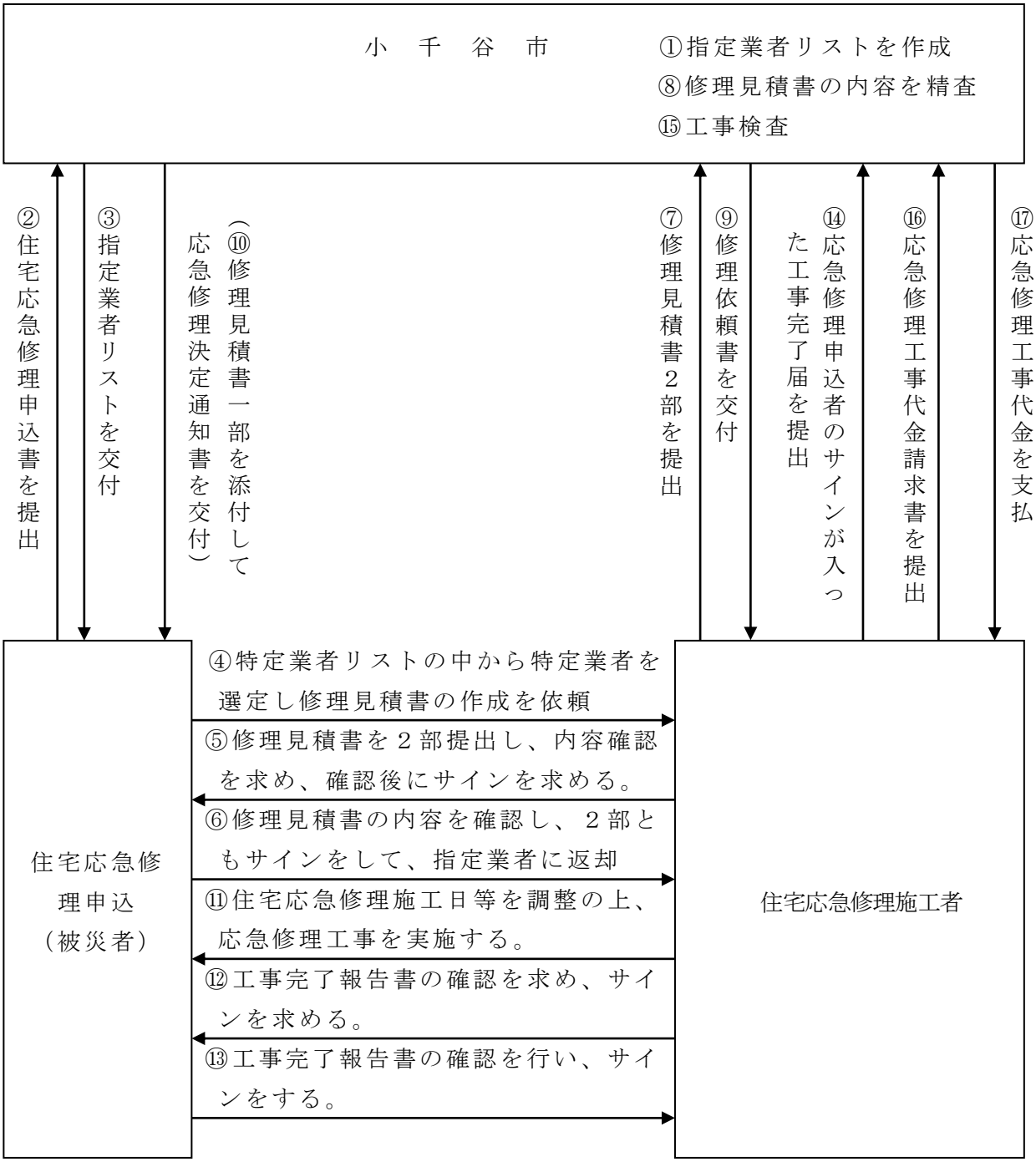
８　民間賃貸住宅の紹介・斡旋

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会会員 （公社）全日本不動産協会新潟県本部
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

９　住宅建設資機材の斡旋

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県

○住宅の応急修理の手続き及び流れ



※１　⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※２　⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

※３　⑯応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

第４７節　ボランティアの受入れ計画

【災害対策本部担当部】　民生部

１　計画の方針

○　基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関の協力により、災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

各主体の責務

ア　市社会福祉協議会

(ｱ) 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや内に設置する。

(ｲ) 災害ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。

(ｳ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県社会福祉協議会、市内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

イ　市

(ｱ) 災害ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

(ｲ) 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

ウ　災害ボランティアセンター

(ｱ) 災害ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営にかかるボランティアニーズの把握を行う。

(ｲ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。

(ｳ) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。

(ｴ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

(ｵ) その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

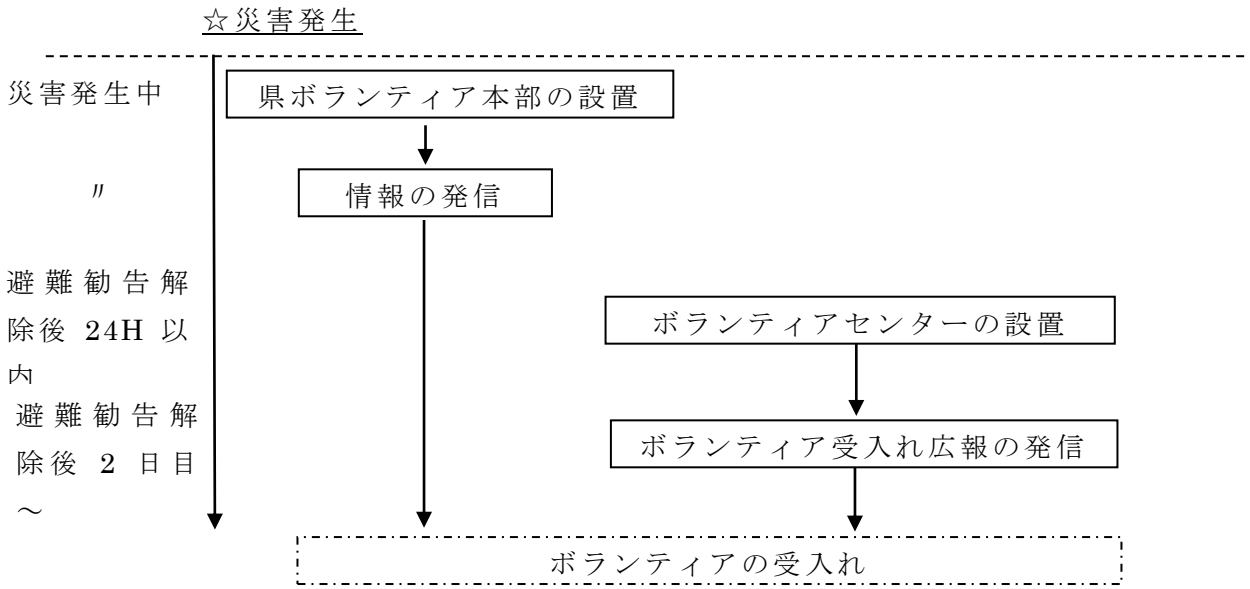
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	災害ボランティアセンター	避難所などにおけるボランティアニーズ

災害ボランティアセンター	市	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
市	他の行政機関、関係団体	〃
県	協定先企業・団体	ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県	支援・協力予定情報
県、他の行政機関、関係団体	市	支援・協力予定情報
市	災害ボランティアセンター	支援・協力予定情報
災害ボランティアセンター	避難所、避難者	支援・協力予定情報

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) 災害ボランティアセンターの運営

実施主体	対　　策	協力依頼先
市社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 ・災害ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・運営に係る統括及び資金管理	県社会福祉協議会 被災地以外の市町村社会福祉協議会

市	・災害ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・災害ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	市外の行政機関
新潟県災害ボランティア支援センター	・災害ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	全国 他県社会福祉協議会
県内ＮＰＯ 日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	・災害ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外のＮＰＯ等

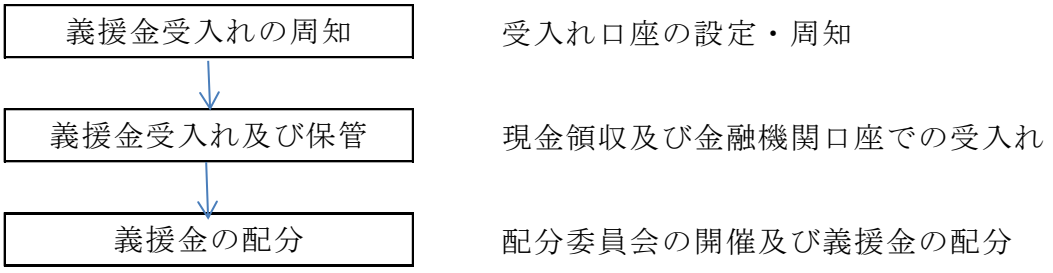
第４８節　義援金の受入れ・配分計画

【災害対策本部担当部】　○民生部、総務部

１　計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

２　義援金品の受け入れ、配分フロー図



３　義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県等に連絡するとともに、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 受入窓口

４　義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受け入れる。

(1) 受入窓口

ア　一般からの義援金の受入窓口は、民生部（福祉課）とする。

イ　国又は地方公共団体等から市長あての見舞金の受入窓口は、総務部（総務課）とする。

(2) 現金の受入れ

ア　一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、民生部受付用の口座に入金する。

イ　国又は地方公共団体等から市長あての見舞金は、総務部受付用の口座に入金する。

(3) 義援金の管理

ア　一般からの義援金は、総務部（総務課）が管理する。

イ　国又は地方公共団体等から市長あての見舞金は、総務部（総務課）が歳入として管理する。

５　義援金の配分

(1) 義援金配分委員会の設置

市は、県、義援金受入団体及び寄託者等に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2) 義援金配分委員会の選任

配分委員会の委員は、市議会関係者、地域関係者、福祉関係者、学識経験者及び行政関係者等の中から選任する。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第４９節　義援物資対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

全国から寄せられる大量の義援物資について､その受入れ体制及び保管方法等を定め、被災者ニーズに沿った物資を確実、迅速に現地へ配送する。

ただし、不特定多数からの小口の義援物資については、仕分け、保管等に多大な労力及び時間が必要となるため、被災地が支援を求めた真に必要なもの以外は原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

また、義援物資が被災地に与える影響について、被災地以外の人々に実情を正しく理解してもらうことの情報発信を行う。

(1) 各主体の責務

ア 市の責務

(ｱ) 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地への直接輸送（搬送）を促す。

(ｲ) 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

(ｳ) ＮＰＯ等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

イ 県の責務

(ｱ) 避難人数、避難場所等の情報提供を行い現地に物資が直接届くよう要請する。

(ｲ) インターネット、報道機関等を通じて、「必要なもの」「充足しているもの」の情報を、発災６時間後を目安に全国へ発信する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所、町内会 NPO、ボランティア等	市	被災者ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	協定先企業・団体	調達要請
市	国民	物資取扱方針
県	協定先企業・団体	調達要請
県	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	被災者、避難所、町内会、NPO、ﾎﾞﾗﾝﾃｲｱ等	供給情報（品目・数量等）
県	市	供給予定情報

３　業務の体系

☆風水害発生

	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
直後 ～6時間後	物資受入方針に基づく電話、ﾒｰﾙ、FAX対応	物資取扱方針情報	被災地状況 被災地ﾆｰｽﾞ	交通情報
1日目～	物資受入方針に基づく電話、ﾒｰﾙ、FAX対応	被災地ﾆｰｽﾞ、要求、調達情報、交通情報	被災地ﾆｰｽﾞ 物資受入状況	交通情報
災害対策本部縮小時期	電話対応（申出のお礼、受入停止の説明）	義援物資受入の停止宣言	被災地ﾆｰｽﾞ	

４　業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	・最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 ・配送等に係る道路、交通情報の把握	市、 提供申出者、 県災害対策本部（生活基盤対策部）、 NPO、 ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 ・被災地ニーズ ・被災地状況 ・市の受け入れ方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	・被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。	提供申出者

(4) 義援物資の配布

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・市へ送付された救援物資を受入れ、保管する。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を配布する。	
県	・県へ送付された救援物資を受入れ、保管する。 ・市からの調達要請物資を集約する。 ・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・トラック協会へ輸送を依頼する。	
トラック協会	・県からの要請に基づき物資を輸送する。	

第５０節　災害救助法による救助

【災害対策本部担当部】　防災安全部

１　計画の方針

○　基本方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(1) 各主体の責務

ア　市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

イ　県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市へ派遣する。

ウ　日本赤十字社

日本赤十字社は、市及び県が実施する救助に協力する。

(2) 達成目標

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(3) 積雪期の対応

ア　法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ　要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記豪雪対応における要配慮者の広域支援体制により支援を行う。

(4) 広域避難への配慮

県は被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者	市	被害情報、被災者のニーズ
市	県	被害情報、法適用の要請
県	国	被害情報、法適用相談等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	市	法適用決定、救助事務の委任
市	被災者	法適用決定

３　業務の体系

	内閣府	県	市
災害発生			
被害状況把握	照会 →	照会 →	情報収集
		← 報告	← 報告
法適用検討		打診 →	
	助言 ←	相談	← 要請
法適用決定	←	**決定・報告**	
法適用後	関係機関周知	適用通知 →	
		事務委任通知 →	
		県報公示	
		救助実施	救助実施

４　災害救助法の適用

(1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第１条)

(2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第１３条第１項､県法施行細則第１７条)

(3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第１３条第２項、県法施行細則第１７条)

(4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。(県法施行細則第３条)

５　災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア　適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ　同一災害によることを原則とする。

例外として

(ｱ) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(ｲ) 時間的に接近して、市内の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ　市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれかに該当する場合は、法を適用する。

ア　市内の住家滅失世帯数が６０世帯以上であるとき。

イ　県下の住家滅失世帯数が２，０００世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が３０世帯以上であるとき。

ウ　県下の住家滅失世帯数が９，０００世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け､又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

６　災害救助法が適用されない場合の救助

市長は、法が適用されない災害に際して、小千谷市災害救助条例の定めるところにより、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図る。この場合、市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、その適用を受けようとするときは、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議する。

（○適用協議書様式・・・・・資料編２９３Ｐ）

(1) 市災害救助条例

ア　適用基準

(ｱ) 住家が滅失した世帯数が１５世帯以上に達した場合

(ｲ) 上記(ｱ)の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

(ｳ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

イ　救助の種類等

(ｱ) 避難所の設置

(ｲ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ｳ) 被服、寝具その他生活必需品の給与

(ｴ) 被災者の救出

(ｵ) 応急仮設住宅の供与
(ｶ) 被災した住宅の応急修理
(ｷ) 障害物の除去
※　上記のうち(ｵ)、(ｶ)及び(ｷ)の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

ウ　救助の程度、方法及び期間は、本節第４項の範囲内において行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、救助の期間を延長して行うことができる。

(2) 県災害救助条例

ア　適用基準
(ｱ) 本市の住家の滅失した世帯数が３０世帯以上である場合
(ｲ) 知事が特に必要と認めた場合

イ　救助の種類等
(ｱ) 炊き出しその他による食品の給与
(ｲ) 被服、寝具その他生活必需品の給与
(ｳ) 応急仮設住宅の供与
(ｴ) 被災した住宅の応急修理
(ｵ) 被災者の救出
(ｶ) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
(ｷ) (ｳ)及び(ｴ)の救助は、生活困窮者を対象として行うものとする。

ウ　救助の程度、方法及び期間は、県災害救助条例施行規則第５条に定めるとおりとする。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定化対策

１　計画の方針

○　基本方針

国、県、市及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し､安定した生活の早期回復を図るため､被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん､生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

２　計画の体系

被災者のための相談、支援	相談所の開設、運営
り災証明の発行	迅速な体制整備
雇用の安定	特別相談窓口の設置、被災者の雇用促進 特別措置の要請及び実施 労働保険料の申告・納付期限の延長
応急金融措置	通貨供給の確保、非常金融措置
生活関連物資の受給、価格状況の調査及び情報の提供	調査監視及び情報の提供 物資の指定等
住宅対策	住宅復旧のための木材調達 被災者入居のための公営住宅の建設
租税の特例措置	県の特例措置 国及び市の特例措置
公共料金等の特例措置	電信電話事業、電気事業、ガス事業、水道事業 下水道事業
住民への制度周知	民生安定のための広報、相談窓口の周知、制度の内容の周知

３　被災者のための相談、支援

国、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

市及び県は、避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在

地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア　市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ　市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ　国、県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ　市は､｢大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

４　り災証明の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し速やかにり災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

５　雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア　被災者のための特別相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ　近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

ア　被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しながら求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ　被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア　雇用保険失業給付の特例支給

(ｱ) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に来庁できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(ｲ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２５条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ　雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部（大企業２／３、中小企業３／４）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ｱ) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(ｲ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ｳ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ　労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

６　応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において､金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ､日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する

イ 資金の貸付

災害発生時等において､金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が、早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宣を図るため､財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ｱ) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(ｲ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ｳ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(ｴ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

(ｵ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、次に掲げる金融上の措置を可及的速やかに要請する。

(ｱ) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(ｲ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ｳ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込に

ついては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

７　生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

市及び小千谷商工会議所等は、物資の需要及び供給の状況を常に把握するとともに価格調査、監視活動を行い、被災者の復興の妨げにならないよう、価格水準の維持を指導する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

８　住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

市は､市内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請する。必要に応じ県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市町村を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。 また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

９ 保険や共済制度の活用

風水害を対象とした保険や共済制度は、風水害による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市等は、それらの制度の普及促進に努める。

10　租税等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市の特例措置

ア　市税等

市は、被災した納税者または特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、地方税法又は小千谷市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じるものとする。

(ｱ) 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出または納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ａ　災害が広範囲に渡る場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。

ｂ　その他の場合、納税者等の申請により、その理由の止んだ日から納税義務者については２か月以内、特別徴収義務者については３０日以内において、当該期限を延長する。

(ｲ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

ただし、市民税を特別徴収の方法によって徴収される納税者はその特別徴収の対象となっている市民税について猶予を受けることはできない。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して２年を超えない範囲内で延長する。

(ｳ) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(ｴ) 減免等

被災した納税者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

ａ 市民税

災害により、死亡、生活保護法による生活扶助の受給者又は障がい者になった場合は、軽減又は免除し、住宅又は家財について損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて減免する。

ｂ 固定資産税及び都市計画税

災害により、土地及び家屋が滅失又は損壊した場合、その損害に応じて減免する。

ｃ 軽自動車税

災害により、軽自動車が損害を受けた場合は、減免する。

ｄ 特別土地保有税

災害により、著しく価値を減じた土地は、その損害の程度に応じて減免する。

ｅ 国民健康保険税

災害により家屋等に損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて減免する。

ｆ　介護保険料

災害により死亡または障がい者となった場合及び住宅若しくは家財について被害を受けた場合、その者の申請により、損害の程度等に応じて減免する。

イ　保育料

災害により損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する

(2) 国及び県の特例措置

国及び県にあっては、新潟県地域防災計画風水害対策編第４章第１節 10「租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置」により、被害者の負担の軽減を図る。

11　その他公共料金等の特例措置

郵政業務、電信電話事業、電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業の公共料金等の関係者は、必要に応じて納期の延伸、減免等により被災者の負担の軽減を図る。

12　住民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次の広報手段により、周知を図る。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ、ホームページ等

第２節　被害認定調査・り災証明書の発行

１　計画の方針

○　基本方針

市は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害の程度を判定し、り災証明書を発行する。

り災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、関係部局と調査内容を調整し迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

(1) 各主体の責務

ア　市民・企業等

り災証明書の目的を理解し、被害認定調査への協力、国・県や市が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建を心がける。

イ　市

(ｱ) 被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。

(ｲ) 生活再建支援及び義援金等の関係部と調査内容について調整する。

(ｳ) 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。

(ｴ) 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び市が作成した被害認定運用マニュアル等を参考に、被害認定調査を実施する。

(ｵ) 世帯ごとに判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

(ｶ) り災証明書を発行する。

(ｷ) 市民に対して、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

２　業務の内容

発災から１週間以内	被害区域の把握、区域分担地図の作成、被害認定調査実施に向けた準備
発災から１カ月以内	被害認定調査の開始、り災証明書の発行

(1) 被害認定調査準備

ア　腕章、名札等、身分を証明する物品の調達

イ　下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達

ウ　住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための必要書類の準備

エ　住家被害調査票、り災証明書等、各種様式の準備

(2) 市民への周知

ア　被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。

イ　建設業協会、建築士会等へのＰＲ（被害認定調査と応急危険度判定の違いを含む。）

(3) 応援体制

ア　市の建築技師への共同調査の依頼（特殊な事例等の場合に依頼）

イ　被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請

(4) 被害認定調査

ア　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び被害認定運用マニュアル等による被害認定調査の実施

イ　本人立会いによる再調査の実施

(5) 被災台帳の作成

ア　各家屋、所有者ごとの被災台帳(被害状況調書)の作成

イ　被害状況を世帯ごとに整理する。

ウ　被災台帳(被害状況調書)をもとに、り災証明書を発行する。

(6) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、住家以外の場合で証明の必要なときは、り災証明書の摘要欄にその旨の記載をする。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明を発行する。

ア　全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

イ　流出、床上浸水、床下浸水

ウ　全焼、半焼

(7) り災証明書の発行

り災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、市長が発行する。

第３節　融資・貸付その他資金等による支援

１　計画の方針

○　基本方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

２　融資・貸付その他資金等の概要

区分	資　金　名　等	主な対象者	窓　口	県担当課等
支給	(1)　災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	防災安全課	防災企画課
	(2)　災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者		
	(3)　被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	建設課	
貸付	(4)　災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	福祉課	
	(5)　生活福祉資金 ア　福祉費（災害臨時経費） イ　福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	福祉保健課
	(6)　母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	長岡地域振興局健康福祉(環境)部	子ども家庭課 地域振興局健康福祉(環境)部等
	(7)　住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	建築住宅課
	(8)　新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関	
	(9)　天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課 水産課 地域振興局農林振興部
	(10)　日本政策金融公庫資金	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	
	(11)　中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	金融機関 県信用保証協会	地域産業振興課

３　資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

（令和７年４月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害弔慰金	1　小千谷市において５世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失した市町村が３以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成25年内閣府告示第230号による） 5　新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が１以上ある場合の災害	1　実施主体 小千谷市 （小千谷市災害弔慰金支給等に関する条例） 2　経費負担 ①対象災害区分が１～４の場合 国１／２ 県１／４ 市１／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律） ②対象災害区分が５の場合 県１／２ 市１／２ （新潟県災害弔慰金等に関する要綱）	死亡者の 配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 〃　兄弟姉妹 （※） ※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存在しない場合に限る。	死亡者１人につき主たる生計維持者の場合 ５００万円 それ以外の場合 ２５０万円 支給の制限 1　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　法律施行令（昭和４８年政令第３７４号）第２条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	防災安全課

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（令和７年４月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害	1　小千谷市において５世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失	1　実施主体小千谷市 （小千谷市災害弔慰金支給等に関	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者１人につき主たる生計維持者の場合 ２５０万円 それ以外の場合 １２５万円	防災安全課

障害見舞金	した市町村が３以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 25 年内閣府告示第 230 号による）	する条例） 2　経費負担 国１／２ 県１／４ 市１／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律）		支給の制限 1　当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　法律施行令(昭和４８年政令第３７４号)第２条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

（令和７年４月１日現在）

種別	①　対象となる災害 （自然災害）	②　制度の対象となる被災世帯 (左欄の自然災害)	支援金の支給額
被災者生活再建支援金	1　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村 2　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 3　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 4　１又は２の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口１０万人未満に限る) に係る自然災害 5　１～３の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）に係る自然災害 6　１もしくは２の市町村を含む都道府県又は３の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口１０万人未満に限る)、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口５万人未満に限る)	1　住宅が「全壊」した世帯 2　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) 5　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住する事が困難な世帯	別表のとおり

（別表）

○　支給額は以下の２つの支援金の合計額となる

（※　世帯人員が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	－

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	２００万円 (１００万円)	１００万円 (５０万円)	５０万円 (２５万円)

※　支給額下限は、中規模半壊の場合の額

※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で２００(又は１００)万円

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。　（令和７年４月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上　730 万円 に世帯人員が１人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては 1,270 万円とする。	１　災害弔慰金の支給等に関する法律 ２　実施主体 小千谷市 (小千谷市災害弔慰金支給等に関する条例) ３　経費負担 国２／３ 県１／３ ４　対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 世帯主の１か月以上の負傷かつ次のいずれかに該当する場合 １　家財等の損害 ア　家財の１／３以上の損害 150 万円 イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円 ウ　住居の半壊 270 万円 エ　住居の全壊 350 万円 ２　世帯主の負傷が無く、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害が無い場合 150 万円 イ　住居の半壊 170 万円 ウ　住居の全壊(エの場合を除く)	１　据置期間 ３年 (特別の事情がある場合は５年) ２　償還期間 １０年 (据置期間を含む) ３　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ４　貸付利率 年３％以内で市が条例で定める率（据置期間中は無利子) ５　延滞利息 年５％	福祉課

			250 万円 エ　住居全体の滅失若しくは流失 350 万円 3　次のいずれかに該当する事由の１つに該当する場合であって、被災した住居を立て直す等、特別な事情がある場合 ア　１のウの場合 350 万円 イ　２のイの場合 250 万円 ウ　２のウの場合 350 万円		

(5) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和７年４月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア　生活福祉資金（災害臨時経費）	・低所得世帯 （生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） ・障害者世帯 （障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く）上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2　実施主体等 (1)　実施主体 県社会福祉協議会 (2)　窓口 市社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度額 150 万円以内	1　据置期間 貸付の日から６ヵ月以内 2　償還期間 ７年以内 3　貸付利率 ・連帯保証人を立てる場合は無利子 ・連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5% 4　連帯保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることが出来る。

イ　生活福祉資金（住宅改修等経費）	・低所得世帯 （生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） ・障害者世帯 （障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く）上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費		貸付限度額 250 万円以内	5　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6　申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付　（令和７年４月１日現在）

種別		貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉	資金（住宅資金）	1　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2　被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1　母子父子寡婦福祉法施行令第７条、第３１条の５及び第３６条 2　法施行令通知	貸付限度 ２００万円	1　災害救助法の適用を要しない 2　据置期間　６か月 3　償還期間　７年以内 4　利率（年利） 無利子又は 1.0% (連帯保証人の有無による)

＊その他（特例措置）

No.	項　目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第 19 条第 31 条の 7 第 38 条附則第 7 条及び第 8 条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1)　猶予期間　１年以内（１年後もさらに、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる。） (2)　添付書類　市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第 17 条第 31 条の 7 及び第 38 条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1)　添付書類　市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。

3	母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第８条、第31条の６及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から１年以内に貸付けられる場合には、２年をこえない範囲で厚生大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1)　事業開始資金 15,000円以上30,000円未満　６か月 30,000円以上　１年 (2)　事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満　６か月 30,000円以上45,000円未満　１年 45,000円以上　１年６か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第３項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。　（令和７年４月１日現在）

貸　付　対　象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1)　建設 罹災住宅の被害　半壊以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間　35年以内 据置期間　３年間（その分償還期間延長） 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2)　新築住宅購入 罹災住宅の被害　半壊以上	購入資金 （土地取得資金含む） 3,700万円	償還期間　35年以内 据置期間　３年間（その分償還期間延長） 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3)　補修 罹災住宅の被害　「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 1,200万円	償還期間　20年以内 据置期間　１年間 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

(8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入れを行う者に低利の上乗せ融資を行う。

［利子補給］

事業主体　　市

利子補給期間　５年間

補助対象　　被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金。（補給率が 1%を超える場合は、1%が限度）

補助率　　1/2

［貸付金］

貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けても、なお資金が不足する者

貸付限度額

建設、購入　800 万円（50 万円以上 10 万円単位）

補修　　400 万円（50 万円以上 10 万円単位）

貸付利率

〔当初 10 年〕 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス１％

〔11 年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(9)　天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引上げや償還期間の延長を行う。

（令和７年４月１日現在）

資金の種　類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間（措置なし）
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200 万円 激甚災害の場合は 250 万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6 年以内 激甚災害の場合は 4～7 年以内

事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500 万円 連合会 5,000 万円 激甚災害の場合は 組合 5,000 万円 連合会 7,500 万円	6.5%以内	3 年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(10)　日本政策金融公庫資金

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行う。

（令和７年４月１日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40%～0.80%	25 年以内	10 年以内
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.16%～0.20%	25 年以内	10 年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、５割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40%～0.80%	20 年以内	3 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設等の復旧	(1)農業を営む者 (2)農協・同連合会((1)への転貸に限定)	0.40%～0.80%	(1)15 年以内	(1)3 年以内
		(2) 被災果樹の改植又は補植			(2)25 年以内	(2)10 年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40%～0.80%	15 年以内	5 年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、５割法人、林業振興法人	0.40%～0.80%	20 年以内(林業経営改善計画に基づくもの 25 年以内)	3 年以内（林業経営改善計画にもとづくもの 7 年以内)

	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、５割法人・団体、林業振興法人	0.40%～0.80%	20 年以内	3 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40%～0.80%	15 年以内	3 年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、５割法人、漁業を営む者	0.40%～0.80%	20 年以内	3 年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、５割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、５割法人・団体、漁業振興法人	0.40%～0.80%	20 年以内	3 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40%～0.80%	15 年以内	3 年以内
農林漁業共通	農林漁業ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40%～0.80%	15 年以内	3 年以内

（申込方法）　農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。
（貸付限度）　原則として８割で、額は各資金によって異なる。
（注）この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業者に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

（11）　中小企業融資等

ア　融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講じる。

(ｱ) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

(ｲ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

(ｳ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

(ｴ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸

付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講じる。

(ｵ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ　災害関連融資制度等

(ｱ) 融資制度　（令和７年４月１日現在）

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
県地域産業振興課	セーフティネット資金（経営支援枠）自然災害要件	1　資金使途　運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） 2　対象企業　県内で１年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。 3　融資限度　3,000 万円（別枠） 4　融資利率年　融資期間３年以内　年 1.15% 融資期間３年超５年以内　年 1.35% 融資期間５年超７年以内　年 1.55% 5　融資期間　7 年以内（うち据置期間 2 年以内） 6　担保 ／ 7　保証人　金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8　信用保証　新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、新潟県信用組合、魚沼農協、その他県内各金融機関
小千谷市	地方産業育成資金	1　資金使途　運転資金・設備資金 2　対象企業　中小企業者（市長の定めるところによる。） 3　融資限度　1,000 万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は 1,000 万円を超えることも可） 4　融資利率　保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象）　1.90% 保証なし　2.20% 5　融資期間　運転資金５年以内（うち据置期間 6 か月以内） 設備資金 7 年以内（うち据置期間 6 か月以内） (災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可) 6　担保 ／ 7　保証人　金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8　信用保証　市長の定めるところによる。	商工振興課
日本政策金融公庫（国民生活事業）	災害貸付	1　資金使途　設備資金、運営資金 2　対象企業　災害により被害を受けた中小企業者 3　融資限度　それぞれの融資限度額に１災害につき 3,000 万円を加えた額 4　融資利率　それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5　融資期間　それぞれの融資制度の期間以内 6　担保 ／ 7　保証人　公庫の定めるところによる	日本政策金融公庫 新潟、三条、長岡、高田各支店

日本政策金融公庫（中小企業事業）	災害復旧貸付	1　資金使途　災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2　対象企業　本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3　融資限度　直接貸付　別枠１億 5,000 万円 代理貸付　上記限度の範囲内で別枠 7,500 万円 4　融資利率　基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5　融資期間　運転 10 年以内　設備 15 年以内 （うち据置期間２年以内） 6　担　保 7　保証人　公庫の定めるところによる。	日本政策金融公庫新潟支店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1　資金使途　既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2　対象企業　異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3　融資限度　金庫所定の限度内 4　融資利率　金庫所定の金利 5　融資期間　運転資金 10 年以内（うち据置期間３年以内） 設備資金 20 年以内（うち据置期間３年以内） 6　担　保 7　保証人 8　信用保証　金庫の定めるところによる。	商工組合中央金庫新潟支店及び長岡支店

（イ）保証制度

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1　保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市町村長の証明を要する。） 2　保証限度額 個人・法人　2 億 8,000 万円 組合　4 億 8,000 万円 3　保証料率 年 0.80％	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
新潟県信用保証協会	セーフティネット保証（４号要件）	1　保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市長の証明を要する。） 2　保証限度額 個人・法人　2 億 8,000 万円 組合　4 億 8,000 万円 3　保証料率 年 0.80％	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店

４　制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認の上、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認の上、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア　市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

（市個別制度の周知及び県等の支援制度）

イ　県災害対策本部が実施するもの

(ｱ) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(ｲ) 新聞紙面による周知

(ｳ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

ウ　金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

被災地域に有線放送設備、同時通報無線設備、コミュニティーＦＭ局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得るものとする。

第４節　公共施設等災害復旧対策

１　計画の方針

○　基本方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、市に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

２　計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、被害報告、集計
災害復旧事業計画の策定	災害復旧の基本方向を決定
災害査定の推進	災害復旧計画書作成、災害査定の促進
激甚災害指定の促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
住民及び関係団体等に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

３　被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

施設管理者は、風水害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、速やかに所管課（局）に報告するものする。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管課（局）は、集計結果を速やかに市災害対策本部に報告する

ものとし、市は、県の所管部局に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

４　災害復旧事業計画の策定

被災施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画書を作成する。

なお、その被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて関係機関が連携して計画を策定する。なお、災害復旧事業は次のとおりである。

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁
公共土木施設災害復旧事業	河川 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路・上下水道・公園	国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省
農林水産業施設等災害復旧事業	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設 (農業用共同利用施設) (林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)	農林水産省
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設 公立社会教育施設 文化財	文部科学省
厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設等 医療施設等 感染症指定医療機関 廃棄物処理施設	厚生労働省 環境省
都市施設災害復旧事業	都市排水施設 街路施設 公園施設等	国土交通省
公営住宅等災害普及事業	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省
その他の災害復旧事業	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省
災害復旧に係る財政支援措置 ・特別交付税に係る業務 ・普通交付税に係る業務 ・地方債に係る業務		総務省

５　災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

６　激甚災害指定の促進

市は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

(1) 県は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

(2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(3) 関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

７　災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには、臨時的に多大な経費を必要とすることから、市は助成を受けるため、各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講じる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、市は県から地方財政措置制度に基づく必要な措置を受けることができる。

なお、地方財政措置制度は次のとおりである。

ア　普通交付税

(ｱ) 繰上交付

イ　特別交付税

(ｱ) 災害に係る配分項目

ａ　現年災（災害復旧）
ｂ　現年災（応急対応）
ｃ　現年災（その他）
ｄ　大火災
ｅ　公共施設火災
ｆ　渇水対策
ｇ　災害応援
ｈ　干害・冷害・ひょう害等
ｉ　営農資金利子補給

j　災害特例債
k　連年災
l　公営企業災害復旧

ウ　地方債制度

(ｱ) 激甚災害以外

a　補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業
b　一般単独災害復旧事業債
c　公営企業等災害復旧事業債
d　火災復旧事業債

(ｲ) 激甚災害（災害による特例債）

a　歳入欠かん債
b　災害対策債
c　小災害債

８　市民及び関係団対等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は所管課（局）からも提供する。

第５節　災害復興対策

１　計画の方針

○　基本方針

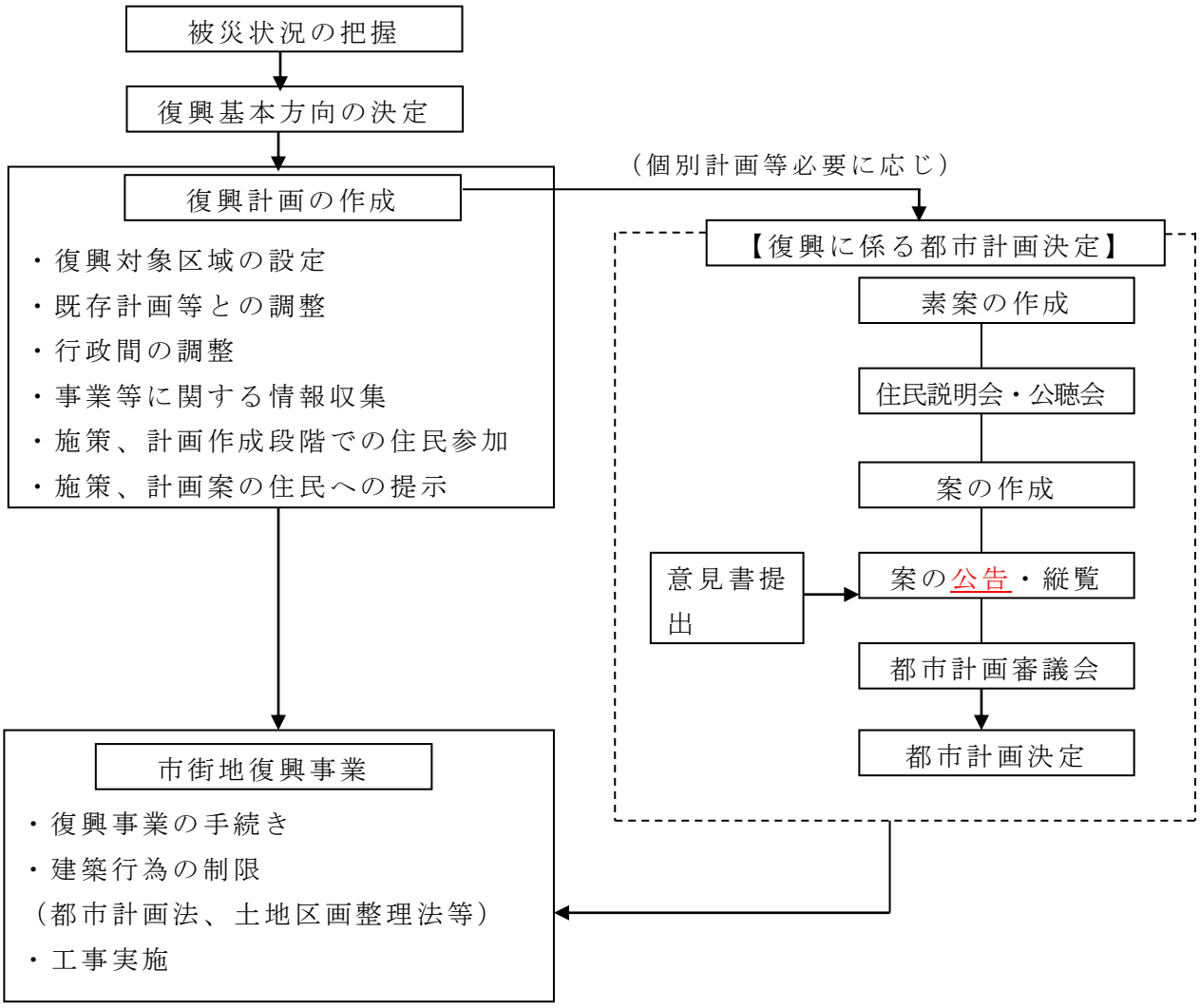
被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

風水害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

２　復興対策の手順



３　復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア　被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ　復興対策の円滑な実施を期すため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ　復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

復興計画作成に当たり、市及び県は、長期計画等の上位計画や総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市、県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

４　防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべ

き姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め､土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

市及び県は、被災した学校施設の復旧に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけではなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人員の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、住民に対して提供する。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興の大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。